

令和3年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和3年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年2月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和3年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		福祉監査指導課	36
		障がい福祉課	46
	子ども発達支援課	101	
	長寿社会課	121	
	健康政策課	146	
	医療政策課	175	
	医療・保険課	226	
	2 歳入歳出事項別明細書		239
	3 節の明細		246
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	260

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	令和3年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	265
	2 歳入事項別明細書	〃	266
	3 予算説明資料	〃	267
	4 歳入歳出事項別明細書	〃	275
	5 節の明細	〃	277
	6 給与費明細書	〃	279

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第35号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	医療・保険課	282
議案第80号	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課	291
議案第81号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例	子ども発達支援課	305
議案第82号	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例	長寿社会課	315

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年2月8日専決)	健康政策課	339

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	4,978,048	4,590,030	388,018	589,308		229,537	4,159,203	
福祉監査指導課	709,899	667,340	42,559	201,889	19,000	2,000	487,010	
障がい福祉課	8,055,458	7,823,174	232,284	902,490	17,000	162,036	6,973,932	
子ども発達支援課	1,033,603	886,458	147,145	101,286		359,498	572,819	
長寿社会課	12,007,671	11,500,932	506,739	667,347	15,000	692,299	10,633,025	
健康政策課	11,521,127	1,244,245	10,276,882	10,459,118		662	1,061,347	
医療政策課	6,024,808	5,834,647	190,161	566,839		834,360	4,623,609	
医療・保険課	13,275,538	13,596,372	△ 320,834	8,052		70,358	13,197,128	
一般会計合計	57,606,152	46,143,198	11,462,954	13,496,329	<35,000> 51,000	2,350,750	41,708,073	県費負担 41,743,073

説 明

主な事業

- ・ (新) 保健所機能等体制強化事業
- ・ 障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業
- ・ (新) 視覚障がい者等の読書バリアフリー環境整備推進事業
- ・ アルコール健康障害・依存症対策事業
- ・ (新) 社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業
- ・ 認知症サポートプロジェクト事業
- ・ (新) 「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業
- ・ (新) 訪問介護サービス緊急支援事業
- ・ (新) 新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業
- ・ (新) 新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業
- ・ ひきこもり対策推進事業
- ・ ココカラげんき鳥取県推進事業
- ・ がん対策推進事業

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線：7139)

12目 諸費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	113,000	113,000	0				113,000	
トータルコスト	113,792千円 (前年度 113,787千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 令和2年度以前の福祉保健部内の国庫 (負担) 補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫 (負担) 補助金を返還することに要する経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点 ・適切に国庫 (負担) 補助金返還事務を行う。								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7158)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心のバリアフリー推進事業	993	980	13	763			230	
トータルコスト	5,746千円 (前年度 5,702千円) [正職員：0.6人]							
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	心のバリアフリーの推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県民にバリアフリーに関する意識の浸透を図るとともに、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
項 目	内 容						予算額	
ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす利用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす利用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配布 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配布 ○制度周知用チラシの作成、配布						福祉保健部管理運営費 (民生費) の標準事務費で執行	
普及啓発	小学生向けのバリアフリーに関する冊子の作成						763	
推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等						230	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共の整備を促進するため、ハートフル駐車場利用証制度の協力施設を増加させるよう、制度の普及啓発を適切に実施する。 ・福祉のまちづくり推進協議会の開催 ※委員は福祉、交通、建設、経済、行政分野等で構成。 ・小学生向けの冊子を作成、配布 (R1作成部数：8,296部、配布先：小学4年生) 等 ・ハートフル駐車場利用証制度協力施設の増加 (R2.12末) 759施設								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	38,321	38,321	0			(使用料) 3,347	34,974	
トータルコスト	40,697千円（前年度 40,682千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 指定管理による管理運営 鳥取県における福祉の担い手の養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託する。 【施設の概要】 所在地：鳥取市伏野1729-5 延床面積：5,401.04㎡								
2 主な事業内容 (1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5） 会長 藤井 喜臣 (2) 業務の内容 ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務 イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等 (3) 指定の期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、利用率の向上に向けさらなる施設の周知をはかり、人材育成事業者や社会福祉法人等に対して研修利用や資格取得のための積極的な施設利用を効果的に働きかける。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
鳥取県社会福祉協議会 活動費交付金事業	101,028	97,423	3,605			(基金繰入金) 12,942	88,086						
トータルコスト	104,989千円（前年度 101,358千円） [正職員：0.5人]												
主な業務内容	交付金交付事務												
工程表の政策目標（指標）	－												
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】									
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に交付金を交付することにより、組織体制の安定化・強化を図るとともに専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応できる体制の整備を図る。</p>													
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県社協運営費助成事業 57,637千円 (うち人件費55,690千円 職員9人)</td> <td>役職員の人件費、交付金制度の外部評価等</td> </tr> <tr> <td>基盤整備事業 43,391千円 (うち人件費38,357千円 職員6人)</td> <td>鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	事業概要	県社協運営費助成事業 57,637千円 (うち人件費55,690千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等	基盤整備事業 43,391千円 (うち人件費38,357千円 職員6人)	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組
事業名	事業概要												
県社協運営費助成事業 57,637千円 (うち人件費55,690千円 職員9人)	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等												
基盤整備事業 43,391千円 (うち人件費38,357千円 職員6人)	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援 ○災害救援プラットフォーム機能整備事業 ・大規模災害に備えた県社協本部機能や関係する支援団体とのネットワーク機能の強化のための取組												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の社会福祉事業を推進している県社協に対し、運営経費（主に人件費）を助成することで、県社協の自主性を生かした地域福祉活動の推進を図る。 ・平成28年度に県社協の企画能力を活用した事業に取り組めるように交付金制度を見直し、県社協が認識している課題に対して交付金事業を活用して取り組んでいる。 ・平成28年度から平成30年度までに基盤整備事業を行い、以下のような取組の企画・実施により、県社協に求められている役割について一定程度の成果があったが、大規模災害への対応や、市町村社協・社会福祉法人等への地域共生社会実現に向けた取組の推進については今後の課題があることから、引き続き事業を実施する。 <p><H28～H30取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度間の狭間ある者に対する「えんくり事業（社会福祉法人の地域貢献モデル事業）」の創設 ・市町村社協が自治会、集落等で住民主体の地域づくりを行うための「“我がまち”づくりのためのガイドライン」策定 ・大規模災害時における県社協職員の対応マニュアル整備と、職員への周知 ・介護職員・保育士の意識や、介護職場・保育士職場の環境調査と、それに対する処遇や職場環境改善への支援 <p><R1～R3取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協担当制などにより、住民が主体的な地域づくり・相談体制等を整備する上での効果的な働きかけを市町村社協へ行う ・「えんくり事業」への参加促進などによる、社会福祉法人間で連携した複合的な地域課題への対応（地域公益事業の促進） ・大規模災害時の安定した災害ボランティアセンター運営者確保や平時からの関係者連携の強化 													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取県再犯防止推進事業	31,432	24,751	6,681	31,141			291																
トータルコスト	35,393千円（前年度 28,686千円）〔正職員：0.5人〕																						
主な業務内容	再犯防止推進協議会の運営、支援対象者への支援、地域の受け皿拡大のための説明会、広報啓発のための研修会の開催等																						
工程表の政策目標（指標）	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要 犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 再犯防止推進協議会の開催（年2回程度） 272千円 ア 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等 イ 内容 相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等</p> <p>(2) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 31,141千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:45%;">入口支援</th> <th style="width:40%;">出口支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営主体</td> <td colspan="2">一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター（鳥取市富安2丁目104-2）</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td colspan="2">相談支援員4名、事務職員1名</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者</td> <td>刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> 1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催） </td> <td> 1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 再犯防止推進計画に関する取組 19千円 ア 地域の受け皿拡大 障がい者、高齢者の事業所向け説明会の開催及び個別の事業所訪問 イ 広報啓発 一般県民を対象とした講演会、説明会の開催、県政広報を活用した関係団体の情報発信、学生ボランティアの活用について検討（福祉保健部管理運営費（民生費）の標準事務費で執行）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・犯罪・非行をした者を適切に福祉的支援へとつなげるとともに、地域社会で孤立しないよう、地域における支援体制を構築する。また、刑法犯検挙者中の再犯者率を令和4年度末までに20%にする。 （参考）鳥取県の再犯者率 H29：31.8% H30：30.8% R1：28.0% ※センターが支援した者の再犯者率（R1年度） 3.0%（1/33人） ・平成30年4月1日に再犯の防止等に関する法律に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」を策定した。 ・平成30年度から法務省のモデル事業により「鳥取県社会生活自立支援センター」を設置（H30.6.1）し、これまで支援の対象とならなかった起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的支援が必要な者への支援を行っている。 ・令和2年度からは、社会生活自立支援センターを担うとっとり東部権利擁護支援センターが地域生活定着支援センターの運営も実施することとなり、入口・出口の一体的な支援が可能となった。</p>									区分	入口支援	出口支援	運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター（鳥取市富安2丁目104-2）		職員	相談支援員4名、事務職員1名		対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者	支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）
区分	入口支援	出口支援																					
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター（鳥取市富安2丁目104-2）																						
職員	相談支援員4名、事務職員1名																						
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者																					
支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	1,500	1,500	0	1,500				
トータルコスト	3,876千円（前年度 3,861千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定者・登録者等への研修、登録事務等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>専門職団体（鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会等）と締結した災害時の応援協定に基づき、災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣する「災害派遣福祉チーム（以下、「福祉チーム」という。）」の活動に備え、研修や傷害保険加入、物品の購入を行う。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 福祉チーム研修の実施 1,017千円								
<p>外部講師を招き、災害時における活動に即した研修を実施して、登録予定者、登録者等の資質の向上を図る。</p>								
<p>ア 基礎研修（福祉チーム登録予定者）</p> <p>福祉チームの必要性や、派遣体制、実際の活動内容、避難所の運営等に関する基礎的な内容について研修を行う。（座学：1日×1回）</p>								
<p>イ スキルアップ研修（福祉チーム登録者）</p> <p>チームメンバーの業務管理、役割分担、情報共有、体調管理等を行うリーダーの養成研修を行う。</p> <p>また、災害時において、現地被災状況を把握・管理し、福祉チームの派遣や受入施設との調整、必要な物資供給支援等を行う「鳥取県災害時福祉支援現地本部」におけるコーディネーターを養成するための経費。（座学：1日、演習：2日間）</p>								
(2) 福祉チーム派遣者に係る傷害保険加入・物品購入								
<p>ア 傷害保険加入 129千円</p> <p>福祉チーム派遣に伴う活動時の事故に備え、傷害保険に加入する。</p>								
<p>イ 物品購入 354千円</p> <p>福祉チームの活動に必要なビブス、腕章、ヘルメット等の消耗品を購入する。</p>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣できるように体制構築を行う。 ・福祉チーム活動に関して、設置運営要綱及び活動マニュアルの策定や、福祉チーム員等の登録、研修の実施など、一定の体制整備を行っているが、まだ実働経験がないため、今後も研修、演習及び訓練を積み活動の実効性を確保していく必要がある。 <p>＜災害派遣福祉チーム登録状況＞※R2.12末時点 チーム員：57名</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材の資質向上支援事業	2,032	2,032	0			(基金繰入金) 1,632	400	
トータルコスト	2,824千円（前年度 2,819千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	学会理事会・総会への参加、学会事業に係る協議・検討、委託契約・補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
福祉に関わる者が、研鑽して互いの資質向上を図るとともに、広く連携の輪を拓き、それぞれのノウハウ等を共有し、更に発展させることにより、鳥取県域の福祉人材の資質向上を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 対人援助研修事業								
福祉人材の資質向上のため、各福祉分野に共通する対人援助スキルの基礎研修及び応用研修を開催する。								
予 算 額	1,632千円							
財 源	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護）							
主な内容	民生委員・児童委員、相談支援員、コミュニティソーシャルワーカー・生活支援コーディネーター等を対象に、対人援助業務の基礎研修（1日間・3会場）及び応用研修（1日間・3会場）を行う。							
(2) 鳥取県福祉研究学会支援事業								
県内の優れた社会福祉に関する業務・活動・研究における成果を発表する場を設け、優秀者を表彰することにより、社会福祉関係者の意欲の向上を図るとともに、その成果を広く普及させる「鳥取県福祉研究学会」の開催経費を補助する。								
予 算 額	400千円							
構 成 員	民間・学術・行政機関等の福祉関係者							
事 務 局	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会							
運営財源	会費（参加費）、県補助金等							
主な内容	① 講演会の開催（年1回） ② 研究発表会の開催（年1回、分野ごとに研究成果の発表を行う。） ※高齢者福祉、障がい児・者福祉、児童福祉、地域福祉、その他社会福祉の5分野 ※令和2年度は11件（令和元年度は29件の発表） ※表彰として、優秀者には奨励金の交付を行う。 【予算内訳】鳥取県福祉研究学会への助成 300千円（補助率：定額） 県知事賞（副賞） 100千円							
3 事業目標・取組状況・改善点								
(1) 対人援助研修事業								
<ul style="list-style-type: none"> 関連機関の多職種を対象に、各福祉分野に共通する対人援助業務のスキルアップを目的とした研修会を実施することにより多機関協働による支援体制を強化する。 地域で支える仕組み研究会に委託し、各福祉分野に共通する基礎研修、応用研修を実施している。 								
(2) 鳥取県福祉研究学会支援事業								
<ul style="list-style-type: none"> 学会の開催により、福祉にかかわる者がその研究成果を発表し、情報を共有していくことで、県内の社会福祉の発展に寄与する。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
福祉人材センター運営事業	7,852	7,852	0	2,841		2,169	2,842	
トータルコスト	8,644千円（前年度 8,639千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	運営管理委託							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成5年4月1日付で鳥取県知事が社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	内容	予算額	財源
(1) 福祉人材センター事業運営管理	事務所費、消耗品費、通信運搬費など福祉人材センターの運営にかかる事務費を負担する。	2,041	国1/2 県1/2 一部鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
(2) 運営委員会開催事業	福祉人材センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を年2回開催する。	141	国1/2 県1/2
(3) 福祉人材無料職業紹介事業	無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関（ハローワーク、県内介護事業所など）との連絡調整を行う。	833	
(4) 福祉に関する啓発・広報事業	県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌を発行する。	1,922	
(5) 階層別研修	福祉職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。	250	
(6) 福祉人材確保相談事業	県外の就職面接会への参加や、求人の手引き・リーフレットといった求人・求職活動に関する冊子の作成を行う。	563	
(7) 新任看護職員研修	福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に看護業務等に関する研修を実施する。	302	
(8) 就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの就職説明会やセミナーを開催する。	1,800	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
合計		7,852	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・福祉人材センターへの支援を行い、就職フェアの実施や職業紹介により県内の福祉人材の充実を図る。
- ・福祉職場での人材不足が続く状況下で、福祉人材の確保のため、日常的な相談業務窓口に加え、福祉の就職フェア、合同説明会への参加等を引き続き行っていく。鳥取県内において社会福祉にかかわる人材の育成及び福祉情報の提供を積極的に行う。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	82,736	82,527	209	213			82,523	
トータルコスト	88,281千円（前年度 88,036千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の委嘱・解嘱等事務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動（主任児童委員分除く）や研修、民生児童委員協議会の活動及び各市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。

また、県内の民生委員・児童委員が結束し、活動の充実に資することや、民生委員の活動等を県民に広く知っていただく機会でもあり、活動を推進していくことをめざすため、3年に1度開催している鳥取県民生児童委員大会を支援する。

2 主な事業内容

区 分	予算額(千円)	実施主体	費用負担割合
民生委員活動費	63,528	県	県10/10
民生児童委員協議会等補助金	18,583	県民生児童委員協議会等	県10/10
地区民児協会長等研事業委託料	426	県（委託先：県民生児童委員協議会）	国1/2、県1/2
民生委員推薦会開催事業負担金	180	市町村	県10/10
事務費	19	県	県10/10
合 計	82,736		

※鳥取市分は除く。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・地域住民の立場に立った民生委員・児童委員の活動を推進・支援することで、地域福祉の向上を目指す。
- ・研修等を実施し民生委員・児童委員の資質向上を図る。

○相談・支援件数

R1年度 25,674件（24.6件／人）

H30年度 30,965件（29.7件／人）

H29年度 52,148件（35.3件／人）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,200	0				1,200	
トータルコスト	2,784千円（前年度 2,774千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会事務局との連絡調整事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域福祉を身近な問題、自らの問題として受け止め、福祉のまちづくりに対する理解を深めることを目的に、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚を図る県民総合福祉大会の開催経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等）</p> <p>(2) 事業内容 県民総合福祉大会の開催（県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など）</p> <p>(3) 参加者数 約1,500人</p> <p>(4) 予算額 負担金1,200千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉についての講演により県民への福祉活動に対する理解を促進すること。 ・本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより福祉に携わる者の意識の高揚を図ること。 ・地域福祉についての講演や本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚及び広く県民の福祉活動への理解を促進してきた。 								

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
日常生活自立支援事業	45,885	44,441	1,444	22,542		800	22,543	
トータルコスト	47,469千円 (前年度 46,015千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し補助する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 事業の概要

- ア 各市町村社協は、支援を必要とする方の調査、一次審査会の開催、利用契約の締結を行う。
- イ 各市町村社協の専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行う。
- ウ 県社協は、広報活動、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等を実施する。

(3) 補助対象経費 人件費(事務局・専門員)、事務費

区 分	予 算 額	摘 要
県社協運営費	10,468 千円	契約締結審査会(契約・更新)、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等
委 託 費	35,417 千円	市町村社協への委託
合 計	45,885 千円	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各市町村社協に配置された生活支援員のサポートにより、判断能力が不十分な方に対し、権利擁護を適切に図る。
- ・平成26年度までは東・中・西部地区の住民支援を鳥取県社会福祉協議会が鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協に委託していたが、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度からは全市町村社協に委託し実施している。

【相談・契約締結件数】

年度	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2.10月末
相談件数	6,834	9,149	8,593	9,890	8,953	5,843
契約締結件数	234	238	249	254	282	272

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	12,811	12,592	219	6,405			6,406	
トータルコスト	15,187千円（前年度 14,953千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動の担い手であるボランティアの養成・確保、養成したボランティアを活動につなげるコーディネーターの育成などの事業や、幅広い県民への福祉教育を推進する事業に対し補助する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助の内訳（補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2））

区 分	内 容
支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,768千円)	①ボランティアバンクの運営 ・生活支援と災害対応を柱に、福祉・災害分野のボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営する。 ②災害ボランティアセンターの機能強化 ・各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターの模擬訓練等を実施する。 ③ボランティア団体等運営人材の養成 ・市町村社協のボランティアコーディネーター等の養成研修を実施する。 ④ボランティアセンターの機能強化と団体支援 ・鳥取県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討するための委員会を開催するとともにボランティア情報誌による情報提供を行う。
福祉教育推進事業 (4,043千円)	①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 ・指定市町村社協において、地域の子どもたちの福祉教育等を実践する。 ②ボランティア体験事業 ・高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。 ③高校における福祉活動推進事業 ・福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する。 ④福祉教育研究委員会 ・本県の福祉教育の振興方策を検討するため、研究委員会を開催する。 ⑤福祉教育研究セミナー ・教育関係者や地域の福祉推進者を対象に、福祉教育の実践経験や推進策について意見交換する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 援護が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、ボランティア運営人材の養成などを行い、県民のボランティア活動を一層活性化することにより地域での支え合いの担い手を確保する。
- ・ 多様な団体と社協との連携・協働により、地域を基盤として子どもや地域住民の福祉活動・ボランティア活動及びこれらについての学習活動を推進・支援するためのプログラムや人材育成等の推進方策の開発を目指す。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
成年後見支援センター 運営支援事業	13,500	13,500	0	6,750			6,750	
トータルコスト	15,084千円（前年度 15,074千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高齢者、障がい者等が成年後見制度の活用等により、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続されるよう、弁護士、社会福祉士等の専門人材による権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。

2 主な事業内容

(1) 補助対象者

- 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
- 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉
- 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

(2) 補助対象事業

- ・成年後見支援センターの設置運営
- ・困難事例の法人後見
- ・成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発
- ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援
- ・市民後見人の養成
- ・法人後見の担い手の育成・活動支援
- ・日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行支援
- ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催

(3) 予算額 13,500 千円

1ヶ所当たり定額4,500千円×3ヶ所=13,500千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各成年後見支援センターへの支援を行うことで、成年後見制度の利用が困難な方に対する法人後見を行うことなどで県内の権利擁護体制の強化を図る。
- ・各圏域に成年後見支援センターが設置され、全市町村と県が一体となって支援体制を整備しており、受任件数は年々増加している。（H24. 4.10(西部)、H25. 4. 1（東部）、H25. 4. 8(中部)設置）
- ・センターは広域的なセーフティネットとして困難事例の後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。

各年度末における法人後見受任件数の推移

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
受任件数	102	121	137	149	184	199

※受任件数は3センター合計の数値

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	22,145	20,775	1,370	10,937			11,208	
トータルコスト	22,937千円（前年度 21,562千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業、及び当該貸付事業のうち平成28年鳥取県中部地震の被災者への貸付に対する償還利子相当額の軽減に対して補助を行う。								
【生活福祉資金貸付制度の概要】								
目的 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。								
種類 ・総合支援資金：生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等を貸付								
・福祉資金：日常生活を送る上で一時的に必要な費用等を貸付								
・教育支援資金：高校、大学又は高等専門学校への入学や就学に必要な経費を貸付								
・不動産担保型生活資金：居住用不動産を有し、その住居に住み続ける高齢者に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付								
2 主な事業内容								
(1) 生活福祉資金貸付事業								
ア 予算額 22,104千円								
イ 補助率 10/10（国1/2、県1/2）								
ウ 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費、事務費等）を補助する。								
(2) 被災者生活復興支援貸付事業（生活福祉資金利子補給事業）								
ア 予算額 41千円								
イ 補助率 県10/10								
ウ 補助の内容								
平成28年鳥取県中部地震の被災により損壊した住宅の保全・補修に必要な経費への借入を6年間（貸付後据置き期間含む）無利子とし、その償還利子相当額の軽減分を補助する。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
(1) 生活福祉資金貸付事業補助金								
・低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進等を図り、安定した生活が送れるようにする。								
・平成21年10月から「総合支援資金」を新設し、貸付利子を緩和して利用のしやすい制度に改正するとともに、相談支援体制の強化のため貸付相談員2名を配置した。平成24年度からは、償還指導を強化するため、償還指導員（償還事務、償還指導を行う）を2名配置した。								
・令和2年3月以降、新型コロナウイルスに係る当該資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）により、休業や離職による生活立て直しの一時的な資金貸付を行っている。								
(2) 被災者生活復興支援貸付事業（生活福祉資金利子補給事業）								
・中部地震に伴う生活福祉資金の償還利子を軽減することで、借受人の負担軽減を図る。								
・中部地震に伴い平成28年10月の知事専決において、被災により生活福祉資金（住宅資金及び災害援助資金）貸付を受ける場合は、一部の貸付について、貸付から6年間利子を補助する制度を創設。5名が事業を活用しうち2名は償還済である。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	920	1,031	△111				920	
トータルコスト	1,712千円（前年度 1,818千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱いに要する費用の支払							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引き取り及び取扱いに要する経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、市町村が行旅死亡人の引き取り及び取扱いに要した経費を県が適切に支弁する。 <H30> 1件 87千円 <R1> 3件 207千円 <R2> 4件 397千円（10月時点）								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	7,319	11,175	△3,856	3,238			4,081	
トータルコスト	15,240千円（前年度19,045千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	制度周知、委託契約締結・委託先との連絡調整、市町村訪問、普及啓発・研修開催							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。								
2 主な事業内容								
各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。								
(1) 市町村バックアップ事業 [1,414千円]								
包括的支援体制整備推進員（1名）を配置し、市町村の包括的支援体制整備や地域づくり等の取組を支援する。								
(2) 世帯訪問調査等支援事業 [3,000千円] <町村への補助（単県）等>								
町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費を支援する。								
(3) 包括的支援体制の実践サポートモデル事業 [745千円]								
包括的支援体制を整え運用する先進的市町村に対し、モデル的に専門家等（市町村職員、コミュニティーワーカー、ひきこもり支援、権利擁護等の実践者）の推進チームを派遣し、相談体制を動かすノウハウや市町村の抱える具体的課題に対して、実践的支持を行う。								
(4) 包括的支援体制のための基盤整備支援 [2,160千円]								
県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした研修会の開催、住民に対するセミナー等を開催する。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合した従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、県内全市町村において、地域住民による見守りや支え合いの取組も活用した包括的な支援体制を整備する。 ・包括的な支援体制整備の取組（令和2年度時点取組自治体数：6市町）が拡大するよう、各市町村の実情に応じた取組にかかる個別支援と広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等による取組促進の後押しを行う。 ・令和2年度においては、包括的支援体制整備推進員、専門家等の推進チームを配置し、市町村の体制構築への助言等を実施したほか、包括的支援体制整備に係る意識醸成を図るため、市町村長、市町村社協会長等を対象としたトップセミナーを開催した。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
生活困窮者に係る総合支援事業	61,266	64,268	△3,002	23,509			37,757																									
トータルコスト	67,266千円（前年度 70,204千円）〔正職員：0.4人 会計年度任用職員：1.0人〕																															
主な業務内容	生活困窮者への相談支援、委託契約締結、委託先巡回事務																															
工程表の政策目標（指標）	—																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的・概要 生活困窮者等の自立に向けた包括的支援（生活・社会訓練、家計支援、就労支援、経済的支援等）を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 生活困窮者自立支援事業（25,187千円 国3/4ほか） ア 県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須及び任意事業の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>財源</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①自立相談支援事業【必須】</td> <td>15,295</td> <td>国3/4、 県1/4</td> <td>生活困窮者に対する相談支援等（主任相談員、相談員、就労支援員を配置）、地域における関係機関とのネットワークづくり</td> </tr> <tr> <td>②住居確保給付金【必須】</td> <td>1,836</td> <td>国3/4、 県1/4</td> <td>離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対する有期での家賃相当額の給付</td> </tr> <tr> <td>③就労準備支援事業【任意】</td> <td>4,247</td> <td>国2/3、 県1/3</td> <td>直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する生活・社会・就労訓練の実施、職業体験やボランティア活動に協力する事業所等の確保</td> </tr> <tr> <td>④家計改善支援事業【任意】</td> <td>1,822</td> <td>国2/3、 県1/3</td> <td>家計管理に課題を抱える生活困窮者に対する公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する支援</td> </tr> <tr> <td>⑤学習支援事業【任意】</td> <td>1,987</td> <td>国1/2、 県1/2</td> <td>生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対する学習支援（大山町のみ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①の就労支援員（大山町）は町村と共同設置。②は県直営、その他は委託実施（町社協等）。 イ 県による市町村支援事業（10,107千円 国1/2） 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援（養成研修・現任研修の実施、支援員からの相談対応、関係機関との支援ネットワーク形成等）を行う。（委託実施）</p> <p>(2) ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業（590千円 国1/2） 生活困窮の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。（委託実施）</p> <p>(3) 被保護者自立（就労）支援事業（370千円 国3/4） 県西部福祉事務所に圏域町村と共同で就労支援員を配置して、被保護者に対して就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施する。（中部は委託実施）</p> <p>(4) 見舞金（25,012千円 単県） 県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を適切に実施する。 また、被保護者に対し必要な情報の提供、助言等を行い、日常生活での自立、社会的なつながりの回復・維持、就労による経済的自立を図る。 福祉事務所設置市町村における生活困窮者支援の円滑な業務の遂行のため、バックアップ事業による支援を行うとともに、平成29年度からはファイナンシャルプランナーと連携した家計管理に関する啓発セミナーを開催することにより、生活困窮の予防を図っている。 また、県福祉事務所において、必須事業と併せて就労準備支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業（大山町のみ）を実施し、生活困窮者（世帯）に応じたきめ細かな自立支援を行っている。 県福祉事務所に被保護者に係る就労支援員を設置し、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施するとともに、被保護者、母子生活支援施設に入所する者に対して見舞金を支給している。 令和3年度から、新たに三朝町においても家計改善支援事業を開始する。 									項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容	①自立相談支援事業【必須】	15,295	国3/4、 県1/4	生活困窮者に対する相談支援等（主任相談員、相談員、就労支援員を配置）、地域における関係機関とのネットワークづくり	②住居確保給付金【必須】	1,836	国3/4、 県1/4	離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対する有期での家賃相当額の給付	③就労準備支援事業【任意】	4,247	国2/3、 県1/3	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する生活・社会・就労訓練の実施、職業体験やボランティア活動に協力する事業所等の確保	④家計改善支援事業【任意】	1,822	国2/3、 県1/3	家計管理に課題を抱える生活困窮者に対する公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する支援	⑤学習支援事業【任意】	1,987	国1/2、 県1/2	生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対する学習支援（大山町のみ）
項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容																													
①自立相談支援事業【必須】	15,295	国3/4、 県1/4	生活困窮者に対する相談支援等（主任相談員、相談員、就労支援員を配置）、地域における関係機関とのネットワークづくり																													
②住居確保給付金【必須】	1,836	国3/4、 県1/4	離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対する有期での家賃相当額の給付																													
③就労準備支援事業【任意】	4,247	国2/3、 県1/3	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する生活・社会・就労訓練の実施、職業体験やボランティア活動に協力する事業所等の確保																													
④家計改善支援事業【任意】	1,822	国2/3、 県1/3	家計管理に課題を抱える生活困窮者に対する公的制度の利用支援や家計収支改善等に関する支援																													
⑤学習支援事業【任意】	1,987	国1/2、 県1/2	生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対する学習支援（大山町のみ）																													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの貧困対策総合支援事業	15,513	12,733	2,780				15,513	
トータルコスト	21,058千円（前年度 19,029千円）[正職員：0.7人]							
主な業務内容	低所得者対策（子どもの貧困対策）としての学習支援、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）に基づき、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。</p> <p>2 主な事業の内容</p> <p>(1) 子どもの居場所づくり事業補助金 (8,601千円) 子どもの居場所づくりに取り組む市町村や、行政と連携した取組を行う民間団体に対し、立上げ経費や運営経費を支援する。</p> <p>○立上経費 補助率：市町村負担額の2/3 補助上限額（市町村補助額との合算）：2,000千円/1カ所 補助対象経費：冷蔵庫等の備品、調理室や居室の修繕、会場借上げに係る初期経費など</p> <p>○運営経費 補助率：市町村負担額の1/2 補助上限額（市町村補助額との合算）：2,000千円（月16回以上）、1,500千円（月4～15回）、1,000千円（月3回以下） 補助対象経費：会場使用料、食材費、調理・学習支援スタッフ人件費、交通費、保険料など</p> <p>(2) とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金 (5,279千円) こども食堂等で構成されるとっとり子どもの居場所ネットワーク「えんたく」に支援員1名を配置し、食材や寄付金の確保・配布、こども食堂開設相談、情報交換会等の開催、情報発信等を行うなど、全県的な居場所の増設や取組充実につなげる。</p> <p>(3) 学習支援充実事業 (1,633千円) ア 学習支援充実事業補助金 (1,525千円) 市町村が地域の実情に応じて子どもの貧困対策としての学習支援を実施しやすい方法を提供するため、国庫補助の対象経費とならない経費を助成する。（補助率：1/2）</p> <p>○地域未来塾応援事業 教育委員会が実施する「地域未来塾」の対象外経費（送迎、教材）を補助</p> <p>○生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の横断化に対する支援 生活保護世帯等だけでなく一般世帯の子どもを含めて学習支援を実施する場合に、国庫補助対象外の一般世帯の子どもに係る経費を補助 ・放課後児童クラブの充実に対する支援 放課後児童クラブで学習支援を行う場合に学習支援に係る経費（1クラブあたり上限200千円）を補助 <p>イ 子どもの貧困対策に資する検討（鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議）(108千円) 市町村の教育委員会や福祉部局、社会福祉協議会など生活困難者に係る関係者が一堂に会し、子どもの貧困対策に係る課題等について検討を行うとともに、具体の支援方法についての研修会を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>(1) 子どもの居場所づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯だけでなく、全ての世帯を対象とした子どもの居場所づくりの活動継続と拡充を図る。 ・子どもの居場所づくりに対する助成と「えんたく」への活動支援により、子どもの居場所が増加してきている。 （平成27年度末：3箇所→令和2年12月末：62箇所） ・令和2年度にはこども食堂新型コロナウイルス対策緊急応援事業を創設し、コロナ禍において工夫しながらこども食堂を運営する団体の活動継続を支援するとともに、「えんたく」主催の食品衛生研修会では、新型コロナウイルス感染対策マニュアルの配布や研修を行った。 <p>(2) 学習支援充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村において、生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援の取組を継続して実施する。 ・子どものライフステージに応じて切れ目なく支援が提供されるよう、福祉と教育の一体的支援の継続を図る。 ・事業実施以降、会議や研修会等を通じて関係部局間での連携を図っているほか、令和2年度には各市町村長及び教育長を訪問し、事業の活用や福祉と教育の連携について働きかけを行った。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
低所得者等に係る中間的就労支援推進事業	7,942	7,942	0	7,000			942									
トータルコスト	10,318千円（前年度 10,303千円）〔正職員：0.3人〕															
主な業務内容	委託契約業務等															
工程表の政策目標（指標）	－															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中間的就労事業所育成員による、県全域で支援機関のニーズに応じた企業等協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が、中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中間的就労事業所育成員を配置し、中間的就労を推進する（委託実施）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>財 源</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間的就労事業所育成員（1名）の配置</td> <td>7,942</td> <td>国定額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の見学・体験先のマッチングを行うとともに、協力事業所への業務切り出しの提案や助言等を行う。 支援対象者の体験への同行支援を行う。（R3年度拡充） 中間的就労の取組に関する情報交換会や研修を開催する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職困難者や不安定就労を繰り返している者等が利用可能な就労体験・見学先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案することにより、支援対象者の就労に向けた段階的支援の機会を提供する。 支援機関や協力事業所が、中間的就労の取組ノウハウを共有すること等により、就労支援の推進を図る。 平成28年10月から本事業を開始した。開始当初は、事業所開拓を行う育成員とマッチング支援や研修・啓発等を行うコーディネーターの2名を配置し、事業所開拓を強力に進めることに注力し平成30年度末までに259事業所を開拓した。（令和2年12月末：262事業所） 令和元年度からはコーディネーター1名の配置とし、支援機関からの依頼に応じて、支援対象者の個別ニーズに合わせた事業の切り出しなどマッチング支援を中心に実施するとともに、令和2年度は、支援機関や協力事業所を対象として事業所視察を含むセミナーを開催し、当事業の周知と今後の活用促進を図った。 様々な困難を抱えている支援対象者は、体験・見学にあたり、個別のサポートを要する場合も多いことから、令和3年度は、就労体験先へ同行支援する業務を新たに加え、本人へのサポートを強化するとともに、支援機関との連携を図る。 <p><参考>中間的就労</p> <p>さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。</p>									項目	予算額 (千円)	財 源	事業の内容	中間的就労事業所育成員（1名）の配置	7,942	国定額	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の見学・体験先のマッチングを行うとともに、協力事業所への業務切り出しの提案や助言等を行う。 支援対象者の体験への同行支援を行う。（R3年度拡充） 中間的就労の取組に関する情報交換会や研修を開催する。
項目	予算額 (千円)	財 源	事業の内容													
中間的就労事業所育成員（1名）の配置	7,942	国定額	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の見学・体験先のマッチングを行うとともに、協力事業所への業務切り出しの提案や助言等を行う。 支援対象者の体験への同行支援を行う。（R3年度拡充） 中間的就労の取組に関する情報交換会や研修を開催する。 													

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	29,972	30,576	△604			(基金繰入金) 14,300	15,672	
トータルコスト	30,764千円（前年度 31,363千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう
 常日頃から各種社会福祉団体と調整しており、現場のニーズを十分把握している県社会福祉協議会を窓口
 にすることとし、円滑かつ迅速に事業実施する。

2 主な事業内容

補助事業に要する経費（事業費、人件費（2名分）及び事務費）を支援する。

（単位：千円）

区 分	予 算 額	財 源
1 事業費	22,662	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業費補助金	700	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金	400	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金	510	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金	626	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む。）	5,900	基金
(10-2) 生活援助型研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む）	700	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金	2,776	単県
(15) ことぶき起業支援補助金	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金	200	単県
2 人件費	6,010	単県
3 事務費	1,300	単県
合 計	29,972	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度を適切に実施する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
福祉保健部管理運営費 （民生費）	17,813	17,366	447	1,006			16,807																			
トータルコスト	137,084千円（前年度 135,843千円） [正職員：14.7人 会計年度任用職員：1.0人]																									
主な業務内容	審議会の開催、研修及び各種統計の実施、部及び課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整、知事表彰・叙勲・褒章事務等																									
工程表の政策目標（指標）	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「社会福祉審議会」の開催、福祉先進県づくりの推進のため福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費及び各種統計調査に要する経費、福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉審議会費（1,019千円）</p> <p>【鳥取県社会福祉審議会】</p> <p>根拠：社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例</p> <p>委員数：35名（委員25名、臨時委員10名）</p> <p>専門分科会：民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、 児童福祉専門分科会</p> <p>委員の構成：</p> <p>市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、 県医師会、県歯科医師会、鳥取大学、鳥取短期大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村 等から委員を選出</p> <p>(2) 福祉職員の専門性向上事業（156千円）</p> <p>福祉関係職員の資質向上を図るための各種研修に係る経費等</p> <p>(3) 社会福祉統計調査費（1,006千円）</p> <p>【主な統計調査】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>調査時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（所得票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>福祉行政報告例</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>所得再分配調査</td> <td>7月予定</td> <td>3年毎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 管理運営費（15,632千円）</p> <p>福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整に係る経費、各種表彰に係る経費等</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等を適切に実施する。</p>									調査名	調査時期	調査周期	国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年	福祉行政報告例	毎月実施	毎年	所得再分配調査	7月予定	3年毎
調査名	調査時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年																								
社会福祉施設等調査	10月予定	毎年																								
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年																								
福祉行政報告例	毎月実施	毎年																								
所得再分配調査	7月予定	3年毎																								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス入院患者家族支援事業	7,000	0	7,000	7,000				
トータルコスト	9,376千円（前年度 0千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	支援を行う事業者との調整・契約・支払い、県職員による直接の処遇支援（児童のみ）							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者、障がい者、児童など日常生活において介護や見守り等の生活支援が必要な者（要支援者）がいる家庭において、日常的に生活支援を行う同居家族が新型コロナウイルスに感染・入院等した場合に、市町村等と連携した上で、県が主体となって要支援者へ必要なサービスを提供する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 高齢者、障がい者への支援</p> <p>県が介護保険や障害福祉サービス提供事業者に委託して、自宅等において在宅支援を行う。 実施に当たっては、県、市町村、関係団体が協議の上、支援内容を決定する。</p> <p>（費用負担）</p> <p>サービスに要する費用（人件費（危険手当等含む）、移動経費、感染防護具、宿泊費等）をサービス提供事業者に支給</p> <p>(2) 児童への支援</p> <p>県立又は民間の児童福祉施設において受け入れて生活支援を行う。 児童相談所が一時保護に準じて支援内容を決定する。</p> <p>（費用負担）</p> <p>民間の児童福祉施設での一時保護については、契約により必要となる経費を民間の児童福祉施設に支給</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施が必要な状態になれば、市町村や事業者と協議して速やかな対応を図る。 								

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	13,770	13,770	0	11,361		(雑入) 10	2,399	
トータルコスト	61,194千円（前年度 60,796千円） [正職員：4.7人 会計年度任用職員：3.6人]							
主な業務内容	慰霊祭開催、補助金交付業務、表彰事務、特別給付金等の裁定、研修会の実施、療養費支給事務、市監査、恩給等に関する相談受付及び書類進達、軍歴証明事務、国庫委託金事務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容	財源
戦没者慰霊等援護事業	2,349	・ 県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施 ・ 県遺族会が実施する慰霊事業等への補助 ・ 援護事業功労に対する表彰	単県
戦傷病者遺族等援護事業	10,895	・ 旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務 ・ 戦傷病者に対する療養給付等の実施 ・ 戦傷病者相談員及び戦没遺族相談員の設置	国10/10
中国残留邦人等支援事業	316	・ 中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 ・ 支援給付実施機関に対する施行事務監査	国 10/10・ 単県
恩給等事務処理費	210	・ 旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・ 各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明	国10/10
合 計	13,770		

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 法に基づき、適正な援護業務を実施する。
- ・ 国からの補助・委託等に基づき、毎年度各種援護事業を実施している。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救助費	2,400	2,400	0				2,400										
トータルコスト	6,361千円（前年度 6,335千円） [正職員：0.5人]																
主な業務内容	災害見舞金支給事務、避難被災者生活支援金制度の運用																
工程表の政策目標（指標）	—																
事業内容の説明																	
1 事業の目的・概要																	
県外で発生した大規模災害への見舞金並びに県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金に要する経費である。また、東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援するための経費である。																	
2 主な事業内容																	
(1) 災害見舞金 900千円																	
(小災害被災者に対する見舞金)																	
全壊・全焼世帯：1世帯あたり5万円																	
半壊・半焼世帯：1世帯あたり2万円																	
(2) 避難被災者生活支援金 1,500千円																	
ア 避難被災者生活支援金（新規避難者向け） 1,000千円																	
(ア) 支給対象者																	
賃貸借住宅等（公営住宅、民間賃貸借住宅等）または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯（者）																	
(イ) 支給額																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>居住対象</th> <th>賃貸借住宅等</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>									居住対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等	世帯	30万円	20万円	単身者	15万円	10万円
居住対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
世帯	30万円	20万円															
単身者	15万円	10万円															
イ 避難被災者生活再建支援金（継続避難者向け） 500千円																	
(ア) 支給対象者																	
生活再建支援金申請時点で鳥取県に引き続き6ヶ月以上居住している者																	
(イ) 支給額																	
一人あたり5万円（世帯員数に応じて支給）																	
3 事業目標・取組状況・改善点																	
・見舞金贈呈方針及び支援金要領に基づき、適切に実施する。																	
・近年の実績は以下のとおり。																	
○小災害被災者に対する見舞金																	
平成29年度 台風18号に係る見舞金支給（鳥取市）計45万円																	
○避難被災者生活支援金																	
平成30年度 平成30年7月豪雨に係る生活支援金（1世帯に対し、100千円を支給）																	

1目 救助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
被災者生活復興支援貸付事業（災害援護資金利子補給事業）	93	125	△32				93	
トータルコスト	885千円（前年度 912千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成28年鳥取県中部地震に係る災害援護資金を借り受けた被災者に、その償還に係る利子相当額の利子補給を行う市町村に対し、利子相当額の2分の1（1.5%分）を補助する。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付要綱に基づき、適正な業務を実施する。 令和2年度から償還が始まったため、令和3年1月現在、支給実績はなし。 								

1目 救助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】社会福祉施設等災害時非常用電源設備緊急整備支援事業	0	3,300	△3,300					
トータルコスト	0千円（前年度 5,661千円） [正職員：0.0人]							
主な業務内容	－							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
令和2年度限りの事業のため、廃止する。								

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	2,535	3,009	△474			(財産収入) 8	2,527	
トータルコスト	3,327千円（前年度 3,796千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
災害救助法に基づく災害救助基金の積立及び運用に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(1) 法定積立最少額の不足分（2,527千円）								
令和3年度法定積立最少額 270,572,067円								
令和2年度末基金残高見込額 268,045,224円								
積立必要額 2,526,843円								
(2) 基金運用に伴う収益分（8千円）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・法に基づき適切に積み立てを実施する。								
・毎年、運用益も含め、法令で定められた額以上の金額を着実に積み立て、不測の事態に備えている。								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課（内線：7142）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
衛生統計費	2,664	3,762	△1,098	2,620			44																			
トータルコスト	22,356千円（前年度 23,306千円） [正職員：2.2人 会計年度任用職員：0.8人]																									
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ及び国への報告																									
工程表の政策目標（指標）	－																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的・概要																										
保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの保守に要する経費である。																										
2 主な事業内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（世帯票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>病院報告</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>衛生行政報告例</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>地域保健・健康増進事業報告</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年	病院報告	毎月実施	毎年	衛生行政報告例	5月予定	毎年	地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年
調査名	実施時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年																								
人口動態調査	毎月実施	毎年																								
病院報告	毎月実施	毎年																								
衛生行政報告例	5月予定	毎年																								
地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年																								
3 事業目標・取組状況・改善点																										
・各種厚生労働統計調査（保健関係）を適切に実施する。																										
・国からの委託に基づき、毎年度各種厚生労働統計調査（保健関係）を実施している。																										

1目 公衆衛生総務費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	102,387	115,295	△12,908	96,440			5,947	
トータルコスト	120,269千円 (前年度 133,036千円) [正職員 : 1.9人 会計年度任用職員 : 1.0人]							
主な業務内容	医療機関及び国との委託契約、各種手当等の認定・支給事務、療養費支給事務、補助金交付業務、国庫負担金等事務							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(単位 : 千円)								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	2,389	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	98,146	各種手当の認定及び支給、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10ほか)						
	560	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成 (国2/3・県1/3)						
標準事務費	792	事業に係る標準事務費 (国10/10)						
合計	102,387							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき、適正な援護業務を実施する。 ・国からの補助・委託に基づき、毎年度各種援護施策を実施している。 								

1目 公衆衛生総務費

(単位 : 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費 (衛生費)	81	81	0				81	
トータルコスト	1,665千円 (前年度 1,655千円) [正職員 : 0.2人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
全国衛生部長会への参加に係る経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。 								

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
優生手術被害者支援事業	600	600	0				600	
トータルコスト	2,976千円（前年度 2,961千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	調査、訪問、補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
旧優生保護法による優生手術を受けられた方（被害者）や家族等と面談等を行い、必要な支援を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
訴訟支援	被害者が損害賠償請求訴訟への参加を希望される場合に、裁判所への旅費と成年後見申し立てに必要な弁護士等の費用を支援する。							318
同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。							199
その他の支援	優生手術の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。※							83
合計							600	
※旧優生保護一時金支給法及び一時金支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・旧優生保護法の優生手術を受けた方の相談に真摯に応じ、被害者が望まれる支援を適切に実施する。								
＜請求等状況＞ ※令和3年1月7日現在								
請求書進達人数 10名（うち、請求が認定された人数 10名）								
※補助金の利用は令和元年度に1件・6,060円（診断書料）。ただし、当該利用者は国により一時金と併せて診断書料も交付されたため、県に補助金を返納された。								

3項 保健所費

福祉保健課（内線：7142）

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	59	55	4				59	
トータルコスト	851千円（前年度 842千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	保健所との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
全国保健所長会への参加及び社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録に係る経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点								
・公衆衛生に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。								

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 保健所機能等 体制強化事業	74,199	0	74,199	71,877			2,322	
トータルコスト	74,991千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要								
<p>新型コロナウイルス感染症に対応するため、嘱託医、保健師（元保健所職員等）、看護師等を雇用し、相談体制など保健所の体制強化を図るとともに、宿泊療養施設等へ医師・看護師を派遣し、医療体制の確保を図る。</p> <p>また、県内の潜在保健師の登録や研修等を行う人材バンクを運用する。</p>								
2 主な事業内容								
細事業名	内容							予算額(千円)
保健所の体制強化	<p>(1) 嘱託医の配置（単県） 各保健所に嘱託医を配置し、公衆衛生業務の体制強化を行う。</p> <p>(2) 保健師の配置（国1/2、国3/4） 各保健所に保健師を配置し、積極的疫学調査を行うほか、心身の変調が生じる住民の精神保健上の支援（心のケア）を行う。</p> <p>(3) 接触者等相談センターでの相談対応の充実（国10/10） ・各保健所の接触者等相談センターに保健師等を配置し、県民からの相談に応じる。 ・各保健所の接触者等相談センターの夜間の相談対応を外部に委託し、保健所の負担軽減を図る。</p> <p>(4) 受診相談センターの設置（国10/10） 県看護協会に「受診相談センター」を委託設置し、県民からの相談に応じる。</p> <p>(5) 消毒指導のための看護師派遣（国10/10） 看護師を雇用した上で、新型コロナが発生した施設等に看護師を派遣し、感染拡大防止のための消毒等の指導、支援を行う。</p>							22,149 一部は人件費で対応
宿泊療養施設等への医療支援	<p>(1) 嘱託医による宿泊療養施設等における健康観察（国10/10） 嘱託医を雇用した上で、軽症者向けの宿泊療養施設等に派遣し、健康観察等を行う。</p> <p>(2) 看護師による宿泊療養施設等での常駐看護（国10/10） 看護師を雇用した上で、軽症者等向けの宿泊療養施設等に派遣し、患者に対し、施設に常駐して看護を行う。</p>							47,406 一部は人件費で対応
潜在保健師の人材バンクの運用（国1/2）	鳥取県在宅等保健師の会「梨花の会」を潜在保健師人材バンク（IHEAT）に位置づけ、自治体OB保健師だけでなく、開業保健師や企業OB保健師などより幅広い人材の登録を進めるとともに、活動に必要な研修・訓練等を新たに実施する。（県国民健康保険団体連合会に委託）							4,644
他県等への専門職派遣（国10/10）	国全体及び当県への感染拡大防止のため、感染が拡大している地域へ保健師、看護師等の専門職を派遣し支援を行う。							人件費・標準事務費等で対応
								74,199

※単県分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルス感染症対応を目的として、嘱託医、保健師（元保健所職員等）、看護師等を雇用するとともに、関係機関に必要な委託等を行い、適切に体制を整備する。
- ・令和2年度中から保健所等の体制を整備し、県内の発生事例に対応している。

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 感染症対策人材強化事業	47,200	0	47,200	35,000		(基金繰入金) 12,200		
トータルコスト	47,992千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	協定の締結、委託事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明	<p style="text-align: right;">【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】</p>							
1 事業の目的・概要	<p>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の重要性が増大する中、感染症対策を担う人材の充実・強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る体制を構築するとともに、県内の感染症対策に貢献できる専門的知識を有した人材育成等を推進する。</p>							
2 主な事業内容	<p>(1) 公衆衛生対策強化緊急事業（12,200千円） ※地域医療介護総合確保基金（医療）を充当 鳥取大学と県が連携協定を締結した上で、鳥取大学が新たに公衆衛生医師を確保することで、医局から保健所に恒常的に人材を派遣するほか、以下の取組を実施する。</p> <p><地域住民向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象とした公衆衛生（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）のミニ講座（オープンキャンパス）の開催 ○地域住民と医学生との交流活動への参加 <p><県向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県が抱える公衆衛生行政上の課題（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）の調査研究及び結果のフィードバック ○公衆衛生行政に係る施策立案段階での助言 ○将来の公衆衛生医師の確保 医学部生の保健所での実習の企画・運営、公衆衛生医師の全国ネットワークづくり <p>(2) 寄附講座「臨床感染症学講座」（35,000千円） ※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当 県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、鳥取大学医学部に寄附講座「臨床感染症学講座」を設置する。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を有する人材の育成 医学生を対象としたカリキュラムと病院実習のほか、初期研修医教育、感染症専門医を目指す専門医教育を行う。 ○教育・研究の推進、病原体等の検査の能力の向上及び技術開発 新型コロナウイルスのような、新たな感染症や結核等の再び注目されている感染症に対する新しい診断技術の開発を行う。 ○感染症診療・対策、医療支援等、地域医療向上への寄与 感染症の診療、対策等を随時行うとともに、県内感染症指定医療機関に対して助言指導のための医師派遣の実施や、医療関係者を対象とした県内の感染教育等を行う。 ○感染症に関する公開講座等広報活動 ○その他感染症に関する活動等 							
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の重要性を広く県民に理解いただくとともに、鳥取大学から医師を受け入れることで、新型コロナウイルス感染症対策など本県の公衆衛生行政の充実・強化を図る。 ・寄附講座により、県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等を効果的に実施する。 							

中部総合事務所福祉保健局→事業実施：倉吉保健所
(電話：0858-23-3121) (単位：千円)

1目 保健所費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所倉吉保健所運営費	5,918	6,129	△211				5,918	
トータルコスト	29,681千円 (前年度 29,739千円) [正職員：3.0人]							
主な業務内容	保健所の管理運営費、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 中部総合事務所倉吉保健所の管理運営・企画調整等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 保健所等の管理運営、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・中部総合事務所倉吉保健所の管理運営を適切に実施する。</p>								

西部総合事務所福祉保健局→事業実施：米子保健所
(電話：0859-31-9315) (単位：千円)

1目 保健所費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子保健所運営費	26,481	23,168	3,313				26,481	
トータルコスト	61,736千円 (前年度 58,142千円) [正職員：3.7人 会計年度任用職員：2.1人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 西部総合事務所米子保健所の管理運営・企画調整等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 保健所等の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・西部総合事務所米子保健所の施設維持管理及び運営を適切に実施する。</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	3,951,553	3,812,351	139,202	247,165		(使用料) 108,286 (手数料) 15,415 (受託収入) 20 (雑入) 58,408	3,522,259	

事業内容の説明

一般職員434名、定数外職員38名及び会計年度任用職員174名の人件費である。

※正職員左()内は定数外職員数

(単位：千円、人)

区分			本年度		前年度		財 源 内 訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	823,463	正職員 (7)100 会計年度 57	763,494	正職員 (12)86 会計年度 26	22,694		(手数料) 2,871 (雑入) 46,419	751,479
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	1,518,678	正職員 191 会計年度 39	1,536,676	正職員 193 会計年度 37	20,155		(使用料) 108,286 (受託収入) 20 (雑入) 726	1,389,491
民生費	生活保護費	生活保護総務費	86,894	正職員 12 会計年度 1	108,691	正職員 15 会計年度 1	22,128		(雑入) 7	64,759
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	225,311	正職員 29 会計年度 7	252,621	正職員 33 会計年度 6	2,803		(手数料) 458 (雑入) 47	222,003
衛生費	保健所費	保健所費	544,438	正職員 46 会計年度 57	419,778	正職員 55 会計年度 9	179,385		(雑入) 556	364,497
衛生費	医薬費	医薬総務費	752,769	正職員 (31)56 会計年度 13	731,091	正職員 (29)56 会計年度 13			(手数料) 12,086 (雑入) 10,653	730,030
計			3,951,553	正職員 (38)434 会計年度 174	3,812,351	正職員 (41)438 会計年度 92	247,165		182,129	3,522,259

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	125,928	0	125,928				125,928	

事業内容の説明

一般職員18名の人件費である。

(単位：千円、人)

区分			本年度		前年度		財 源 内 訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
総務費	総務管理費	一般管理費	55,968	正職員 8	0	正職員 0				55,968
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	69,960	正職員 10	0	正職員 0				69,960
計			125,928	正職員 18	0	正職員 0				125,928

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課（内線：7140）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	3,614	4,178	△564	500			3,114	
トータルコスト	38,705千円（前年度 43,680千円） [正職員：3.0人 会計年度任用職員：4.0人]							
主 な 業 務 内 容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の充実 [3,101千円] 社会福祉法に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するため法人指導監査を実施するとともに、関係機関との連携を図るために要する経費である。</p> <p>(2) 法人支援をはじめとする各種研修会の実施 [513千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るために実施する各種研修会等に要する経費である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指導監査・各種研修等の事業を行い、社会福祉法人運営の適正化を図る。 ・高度な専門的知識（法律・財務・会計）を要する指導監査に対応するため、公認会計士及び弁護士同行による指導監査を実施し、専門家の視点での監査の着眼点、法的な見解等について助言・指導いただきながら、監査を実施している。 ・福祉保健局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。 ・施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
社会福祉法人育成事業	36,958	37,697	△739				36,958																					
トータルコスト	40,126千円（前年度 40,845千円） [正職員：0.4人]																											
主な業務内容	補助金交付業務																											
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額（千円）</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）</td> <td>28,300</td> <td>社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。）（※1）</td> <td>1施設当たりの平均補助金額 2,500千円（上限）</td> <td>施設の人件費・事務費を補助する。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金</td> <td>1,604</td> <td>社会福祉法人等</td> <td>支払利息額の1/4又は1/2</td> <td>独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）</td> </tr> <tr> <td>福祉施設経営指導事業補助金</td> <td>7,054</td> <td>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>10/10</td> <td>社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額（千円）	実施主体	補助率等	内容	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）	28,300	社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。）（※1）	1施設当たりの平均補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	1,604	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）	福祉施設経営指導事業補助金	7,054	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。
区分	予算額（千円）	実施主体	補助率等	内容																								
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）	28,300	社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。）（※1）	1施設当たりの平均補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。																								
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	1,604	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）																								
福祉施設経営指導事業補助金	7,054	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。																								
<p>（※1）市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。 （※2）平成17年3月31日までに借入を行ったものに限る。</p>																												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間社会福祉法人運営費等に要する経費の一部を補助し、健全な育成を図る。 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）実績 平成28年度：8施設 平成29年度：10施設 平成30年度：8施設 令和元年度：11施設 令和2年度：13施設（見込み） 																												

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,176	1,176	0				1,176	
トータルコスト	5,929千円（前年度 5,898千円） [正職員：0.6人]							
主 な 業 務 内 容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
工程表の政策目標（指標）	第三者評価の受審施設数の増							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 評価推進委員会の運営 [252千円] 学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</p> <p>(2) 評価調査者継続研修 [233千円] 県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修（年2回）</p> <p>(3) 評価調査者養成研修（県社協委託） [608千円] 新たに名簿登載する評価調査者を養成するための研修（年1回）</p> <p>(4) 評価機関の指導、監督等 [83千円] 監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価の受審の促進を図る。 評価事業のPR及び受審促進を誘導するため、評価実績のある施設を鳥取県のホームページに掲載している。 福祉サービス第三者評価制度を知っていただくため、令和2年10月号の県政だよりに掲載した。 受審誘導策として「鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）」で受審施設に対する加算を実施している。 評価機関の充実（評価調査者の信頼性の向上）のため、評価調査者の有効期限を3年とすること、評価調査者の更新に当たっては、評価調査者継続研修の受講（3年に2回以上）を義務化している。 受審は基本的には任意であるが、施設の運営基準を定める条例において努力義務を課している。 法人指導監査の際に受審勸奨を行った。また、国の法人指導監査実施要綱の改正に基づき、県の法人指導監査実施要綱において、評価受審を監査周期延長の要件の1つとして定めている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	186,788	188,448	△1,660				186,788	
トータルコスト	187,580千円（前年度 189,235千円） [正職員：0.1人]							
主 な 業 務 内 容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 （負担割合：国1/3、県1/3、事業主体1/3）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を独立行政法人福祉医療機構へ補助することにより、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を通じ、本県社会福祉事業の振興を図る。 本県における被共済職員数は、4,023人（令和2年4月1日）であり、退職手当支給実績は601人、1,128,717,831円（令和元年度）となっている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
福祉サービス利用者 苦情解決事業	9,791	9,529	262	4,895			4,896																
トータルコスト	10,583千円（前年度 10,316千円） [正職員：0.1人]																						
主 な 業 務 内 容	補助金交付業務																						
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要 福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。（補助率：10/10<国 1/2、県 1/2>）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">予算額（千円）</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局運営費</td> <td style="text-align: right;">7,568</td> <td>事務局人件費、消耗品費（共同使用負担金・コピー代等、光熱水費）、通信運搬費、手数料</td> </tr> <tr> <td>会議開催経費</td> <td style="text-align: right;">1,413</td> <td>運営適正化委員会等の開催経費 （運営適正化委員会1回、運営監視小委員会6回、苦情解決小委員会6回）</td> </tr> <tr> <td>広報、啓発活動費等</td> <td style="text-align: right;">810</td> <td>パンフレット製本費等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">9,791</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第83条に基づき、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な、福祉サービスに関する苦情を解決するために、各都道府県社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）の運営への助成を通じて、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図ることにつなげる。 ・運営適正化委員会が実施する次の活動等に対して助成した。 <ul style="list-style-type: none"> ア 運営適正化委員会（苦情解決小委員会で以下相談に対応）を年6回実施した。（令和元年度） イ 苦情及び相談受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度（84件） 平成30年度（77件） 令和元年度（76件） ウ 苦情解決制度等に関する啓発活動及び広報（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決ポスター、パンフレット等を事業所に配布した。 ・巡回活動（事業所等を訪問し、制度の啓発等を実施した。） ・苦情解決制度の啓発のため、新聞に広告を掲載した。（令和2年1月25日） ・福祉サービス苦情解決研修会を実施した。（令和元年6月25日） 									区 分	予算額（千円）	内 容	事務局運営費	7,568	事務局人件費、消耗品費（共同使用負担金・コピー代等、光熱水費）、通信運搬費、手数料	会議開催経費	1,413	運営適正化委員会等の開催経費 （運営適正化委員会1回、運営監視小委員会6回、苦情解決小委員会6回）	広報、啓発活動費等	810	パンフレット製本費等	合計	9,791	
区 分	予算額（千円）	内 容																					
事務局運営費	7,568	事務局人件費、消耗品費（共同使用負担金・コピー代等、光熱水費）、通信運搬費、手数料																					
会議開催経費	1,413	運営適正化委員会等の開催経費 （運営適正化委員会1回、運営監視小委員会6回、苦情解決小委員会6回）																					
広報、啓発活動費等	810	パンフレット製本費等																					
合計	9,791																						

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,527千円（前年度 13,507千円） [正職員：0.4人]							
主 な 業 務 内 容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容 財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>（1）対象施設 社会福祉法人等が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。 ※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>（2）補助対象事業 設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象。</p> <p>（3）補助率等 ①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設：3/4 ②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設：1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等へ中小規模の修繕に対し補助を行うことにより、民間社会福祉施設の整備を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。 過去5か年で、計13施設へ補助を行った。 平成28年度：1施設 平成29年度：3施設 平成30年度：2施設 令和元年度：4施設 令和2年度：3施設（交付決定） 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	51,671	0	51,671				51,671	
トータルコスト	52,463千円（前年度0千円） [正職員：0.1人]							
主 な 業 務 内 容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県と社会福祉法人鳥取県厚生事業団が平成17年3月31日に締結した鳥取県立社会福祉施設移管契約書に基づき、鳥取県厚生事業団へ移管した元県立施設について、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げることを目的として施設の解体撤去費の補助を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県厚生事業団が所有する施設（つばさ園等）の解体撤去が令和2年度に完了するため、施設の解体撤去費に補助金を交付する。（平成17年度債務負担行為設定済）</p> <p>（1）債務負担行為の期間：平成18年度～令和10年度（22年間）</p> <p>（2）補助対象経費：県立施設であった年数を当該施設の耐用年数（39年）で除した割合に応じた額</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県厚生事業団へ移管した元県立施設の解体撤去費を補助し、老朽化した施設の改築を促進し、利用者にとってより快適な生活に繋げる。 平成17年4月1日に社会福祉法人鳥取県厚生事業団へ移管した元県立施設の運営の安定と、独立採算制へスムーズに移行できるよう、財政的な支援を行った。 <p>＜鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金の実績＞</p> <p>平成24年度（皆生みどり苑）：33,413千円</p> <p>平成30年度（境港通勤寮）：16,419千円</p> <p>令和元年度（西部やまと園・三津白寿苑等）：130,442千円</p> <p>＜移管施設（11施設）＞</p> <p>三津白寿苑、巖城はごろも苑、皆生みどり苑、厚和寮、友愛寮、つばさ園、あさひ園、白兔はまなす園、羽合ひかり園、西部やまと園、境港通勤寮</p> <p>※つばさ園は、平成18年7月1日にあさひ園に統合</p>								

3項 生活保護費

福祉監査指導課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
保護行政費	13,307	13,316	△9	1,862			11,445																					
トータルコスト	83,468千円（前年度 85,787千円）[正職員：8.5人 会計年度任用職員：1.0人]																											
主 な 業 務 内 容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査																											
工程表の政策目標（指標）	—																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的・概要 生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業の実施に要する経費である。また、新たに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行う保護施設に対して補助を行う。</p> <table border="1" data-bbox="204 898 1417 1357"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額（千円）</th> <th>財 源</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法施行事務費</td> <td>5,829</td> <td>単県ほか</td> <td>指導監査及び、保護決定事務を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活保護法適正実施推進事業</td> <td>7,159</td> <td>国1/2ほか</td> <td>生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等を行う。 ・生活保護費システムの保守管理を行う。 ・（新）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行う保護施設に対して補助を行う。 （補助率10/10） ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>監査委託事業</td> <td>319</td> <td>国10/10</td> <td>事務費</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,307</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方にに基づき、生活に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、適正な保護を実施する。 レセプト点検員によるレセプト点検、嘱託医の医療要否意見書の審査等による医療扶助を適正に実施した。また、指定医療機関への個別指導、福祉事務所への指導監査を行った。 査察指導員、ケースワーカーの研修へ参加した。 レセプト点検員によるレセプト点検及び嘱託医の医療要否意見書の審査等により、医療費の適正化を図った。 本庁嘱託医による医療機関への個別指導により、医療扶助の適正実施を図った。 福祉事務所への指導監査を行うことにより、生活保護の実施水準の向上を図った。 査察指導員、ケースワーカーを全国研修等に参加させることにより、査察指導の方策、生活保護制度の理解が深まり、生活保護の適正実施に役立てた。 									区 分	予算額（千円）	財 源	内 容	法施行事務費	5,829	単県ほか	指導監査及び、保護決定事務を行う。	生活保護法適正実施推進事業	7,159	国1/2ほか	生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等を行う。 ・生活保護費システムの保守管理を行う。 ・（新）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行う保護施設に対して補助を行う。 （補助率10/10） ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。	監査委託事業	319	国10/10	事務費	合計	13,307		
区 分	予算額（千円）	財 源	内 容																									
法施行事務費	5,829	単県ほか	指導監査及び、保護決定事務を行う。																									
生活保護法適正実施推進事業	7,159	国1/2ほか	生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等を行う。 ・生活保護費システムの保守管理を行う。 ・（新）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行う保護施設に対して補助を行う。 （補助率10/10） ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。																									
監査委託事業	319	国10/10	事務費																									
合計	13,307																											

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	71,362	0	71,362	47,575	<19,000> 19,000		4,787	県費負担 23,787
トータルコスト	72,154千円（前年度 0円） [正職員：0.1人]							
主 な 業 務 内 容	補助金交付業務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行い、救護施設における施設整備を図り、施設入所者のサービス利用環境の向上を目指す。</p> <p>2 主な事業内容 救護施設（ゆりはま大平園）の共有部分の空調システムが老朽化（一部故障）したため、更新する経費を補助する。 （負担割合：国1/2、県1/4、事業主体1/4）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・救護施設における施設入所者のサービス利用環境の向上を図る。</p>								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	324,873	402,637	△77,764	147,057		(雑入) 2,000	175,816	
トータルコスト	357,349千円（前年度 434,904千円）[正職員：4.1人]							
主 な 業 務 内 容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 生活保護費 196,076千円（国3/4） 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活の保障するために要する経費である。 （県福祉事務所分） (2) 現在地保護者県負担金 128,797千円（単県） 市及び福祉事務所を設置する町村が保護した居住地がない又は明らかでない者への生活保護費に係る負担金である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方にに基づき、生活に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、適正な保護を実施する。 中部福祉事務所及び西部福祉事務所において生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する支援を行った。（令和元年度実績：195,802千円） 現在地保護者県負担金について、居住地がないか、明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費等の1/4を県が負担した。（令和元年度実績：139,625千円） 								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	589	589	0	589				
トータルコスト	4,550千円（前年度 4,524千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 島根原子力発電所から半径 30 キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成 26 年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容 （1）実施主体：社会福祉法人しらゆり会 （2）施設名：光洋の里（境港市渡町、障害者支援施設） （3）主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備（フィルター内蔵型）、非常用電源設備等 （4）県補助率：10/10（財源内訳：国 10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・平成 28 年度から当該施設の保守点検経費に助成を行っており、必要時に確実に稼働できるようにする。</p>								

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県有財産管理事業	2,316	2,316	0				2,316	
トータルコスト	3,108千円（前年度 3,103千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	所管する県有財産の管理業務の委託							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県が所管する西部やまと園跡地周辺地域の環境保全及び農作地への水利の確保等を目的とした事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 （1）園跡地の除草 西部やまと園跡地の除草を年 2 回程度実施する。 （2）水路の補修 西部やまと園周辺の稲作農家が利用している水路のうち、やまと園跡地を含む県有地の部分について、浚渫工事を施し、水利を確保する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・計画的に除草その他の必要な管理を実施し、県有財産の周辺環境を良好に維持する。</p>								

2目 身体障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,542	2,546	△4				2,542	
トータルコスト	7,861千円（前年度 7,826千円）〔正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学診査（障害程度審査委員会） ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業 </p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定等の専門的な判定機能を持ち、リハビリテーションに不可欠な補装具判定、更生医療判定、障害程度の医学審査等を行っており、判定機能の維持向上を図る。 </p>								

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	516	426	90				516	
トータルコスト	20,885千円（前年度 20,659千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：0.2人〕							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・相談・判定業務（療育手帳等の判定業務を行うとともに、専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。） ・市町村職員研修事業 </p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生相談所は、療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っており、判定機能の維持向上を図る。 </p>								

8目 特別医療費助成事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別医療費助成事業費	1,639,900	1,623,482	16,418				1,639,900	
トータルコスト	1,643,068千円（前年度 1,626,630千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

1 事業の目的・概要

鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

2 主な事業内容

重度心身障がい者等の医療費の本人負担分（3割等）から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。

(1) 対象者

- ア 重度心身障がい者（所得制限有）
- イ 精神障がい者（所得制限有）
- ウ 特定疾病患者
- エ 小児（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象）
- オ ひとり親家庭（所得制限有）

(2) 自己負担額

- ア 重度心身障がい者、精神障がい者
 - 1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担
（ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし）
〔月額負担上限額〕

所得区分	通院	入院
一般	2,000円	10,000円
低所得	1,000円	5,000円

※低所得：本人が市町村民税非課税

- イ 特定疾病患者、小児、ひとり親家庭
 - ・通院 1医療機関ごとに530円/日（負担上限額：4日/月まで（2,120円/月））
 - ・入院 1医療機関ごとに1,200円/日（低所得者の負担上限額：15日/月まで（18,000円/月））

(3) 予算額内訳

（単位：千円）

区分	予算額	内容
医療費補助金	1,588,709	医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者：547,088千円 精神障がい者：64,411千円 特定疾病患者：699千円 小児：898,389千円 ひとり親家庭：78,122千円
事務費補助金	48,241	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 ・県医師会 2,500千円 ・県歯科医師会 450千円
合計	1,639,900	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について、市町村と強調して助成し、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
特別障害者手当等支給事業費	8,804	8,804	0	6,603			2,201													
トータルコスト	12,255千円(前年度 12,231千円)[正職員：0.4人、会計年度任用職員：0.1人]																			
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																			
工程表の政策目標（指標）	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要 日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容 中部・西部総合事務所福祉保健局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額手当額</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,350円/月</td> <td>7,031</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,880円/月</td> <td>1,773</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td>8,804</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当等を支給することにより、日常生活において常時特別な介護を要する在宅重度の障がい児（者）の精神的・物質的な負担の軽減を図る。</p>									区分	月額手当額	予算額	特別障害者手当	27,350円/月	7,031	障害児福祉手当	14,880円/月	1,773	合計		8,804
区分	月額手当額	予算額																		
特別障害者手当	27,350円/月	7,031																		
障害児福祉手当	14,880円/月	1,773																		
合計		8,804																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療））	1,360,217	1,355,787	4,430	563,127			797,090																
トータルコスト	1,400,397千円（前年度1,395,631千円）[正職員：4.0人、会計年度任用職員：3.0人]																						
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等																						
工程表の政策目標（指標）	-																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的・概要 (1) 自立支援医療（精神通院医療） 精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。 ア 実施主体 県 イ 負担割合 国：1/2、県：1/2 ウ 受給対象者数 20,739人（令和2年3月末現在） (2) 自立支援医療（更生医療） 18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 ウ 受給対象者数 2,984人（令和2年2月末現在） (3) 療養介護医療 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等（療養介護）のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4																							
2 主な事業内容 (1) 自立支援医療（精神通院医療）（単位：千円） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）</td> <td>1,126,254</td> <td>医療費助成費（精神通院医療）</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費 （単県）</td> <td>14,558</td> <td>精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>特別職非常勤職員報酬等（単県）</td> <td>737</td> <td>精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,141,549</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,126,254	医療費助成費（精神通院医療）	医療費審査事務委託費 （単県）	14,558	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	特別職非常勤職員報酬等（単県）	737	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務	合 計	1,141,549		
区 分	予算額	内 容																					
自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,126,254	医療費助成費（精神通院医療）																					
医療費審査事務委託費 （単県）	14,558	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																					
特別職非常勤職員報酬等（単県）	737	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務																					
合 計	1,141,549																						
(2) 自立支援医療（更生医療）（単位：千円） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）</td> <td>184,563</td> <td>市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費（単県）</td> <td>1,066</td> <td>更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>185,629</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	184,563	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金	医療費審査事務委託費（単県）	1,066	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	合 計	185,629					
区 分	予算額	内 容																					
自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	184,563	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金																					
医療費審査事務委託費（単県）	1,066	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																					
合 計	185,629																						
(3) 療養介護医療（単位：千円） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養介護医療費 給付事業負担金（単県）</td> <td>32,954</td> <td>市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金</td> </tr> <tr> <td>医療費審査事務委託費（単県）</td> <td>85</td> <td>療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>33,039</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								区 分	予算額	内 容	療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	32,954	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金	医療費審査事務委託費（単県）	85	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）	合 計	33,039					
区 分	予算額	内 容																					
療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	32,954	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金																					
医療費審査事務委託費（単県）	85	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）																					
合 計	33,039																						
3 事業目標・取組状況・改善点 ・医療費を助成することにより、身体に障がいのある方及び精神疾患のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療の受診を促す。																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
自立支援給付費（介護給付費等）	3,809,107	3,713,110	95,997				3,809,107											
トータルコスト	3,857,425千円（前年度 3,761,117千円） [正職員：6.1人]																	
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等																	
工程表の政策目標（指標）	—																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を法に基づき負担するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス費等</td> <td>施設入所支援、居宅介護等の介護給付費及び就労支援等の訓練等給付費の支給に係る県負担分</td> </tr> <tr> <td>相談支援給付費等</td> <td>計画相談支援等の給付費の支給に係る県負担分</td> </tr> <tr> <td>補装具費</td> <td>義肢、補聴器等の購入等に係る費用を補助する補装具費の支給に係る県負担分</td> </tr> <tr> <td>高額障害福祉サービス費等</td> <td>世帯における利用者負担額が高額になる場合等において支給する給付費の支給に係る県負担分</td> </tr> </tbody> </table>									区分	概要	障害福祉サービス費等	施設入所支援、居宅介護等の介護給付費及び就労支援等の訓練等給付費の支給に係る県負担分	相談支援給付費等	計画相談支援等の給付費の支給に係る県負担分	補装具費	義肢、補聴器等の購入等に係る費用を補助する補装具費の支給に係る県負担分	高額障害福祉サービス費等	世帯における利用者負担額が高額になる場合等において支給する給付費の支給に係る県負担分
区分	概要																	
障害福祉サービス費等	施設入所支援、居宅介護等の介護給付費及び就労支援等の訓練等給付費の支給に係る県負担分																	
相談支援給付費等	計画相談支援等の給付費の支給に係る県負担分																	
補装具費	義肢、補聴器等の購入等に係る費用を補助する補装具費の支給に係る県負担分																	
高額障害福祉サービス費等	世帯における利用者負担額が高額になる場合等において支給する給付費の支給に係る県負担分																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付費に係る事業者の指定基準や報酬等の適切な運用について、市町村ほか関係機関と連携して対応するとともに、指導監査を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努める。 																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,020	3,263	△243	1,510			1,510											
トータルコスト	7,773千円（前年度 7,985千円）[正職員：0.6人]																	
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務																	
工程表の政策目標（指標）	－																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報</td> <td style="text-align: center;">1,986</td> </tr> <tr> <td>障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。</td> <td style="text-align: center;">1,014</td> </tr> <tr> <td>指導者養成研修等への派遣 県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,020</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予算額	障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報	1,986	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014	指導者養成研修等への派遣 県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。	20	合 計	3,020
内 容	予算額																	
障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報	1,986																	
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。	1,014																	
指導者養成研修等への派遣 県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。	20																	
合 計	3,020																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・ 広く障がい者と接する可能性のある者に対する啓発を継続し、理解を深めるとともに、虐待防止支援チームの活動を通じて障がい者の権利擁護を図る。</p>																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
県立障がい者体育センター管理費（指定管理者制度）	31,859	10,225	21,634		<8,500> 17,000		14,859	県費負担 23,359																														
トータルコスト	32,651千円（前年度 11,012千円） [正職員：0.1人]																																					
主な業務内容	委託料の支払、業務の点検・評価、指定管理者との協議等																																					
工程表の政策目標（指標）	-																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的・概要 県立障がい者体育センター（以下、「体育センター」という。）の管理運営を指定管理者に委託するとともに利用環境を向上するための施設整備を行う。 【施設の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目 113-2</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>障がい者の体育活動等を推進するため</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>992.65㎡</td> </tr> <tr> <td>開館年月日</td> <td>昭和52年10月13日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 主な事業内容 (1) 管理委託費（8,577千円） ア 指定管理者の名称等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市米原八丁目 11 番 49 号</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td>株式会社TKSS</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>代表取締役 田中 富士夫</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間） ウ 業務の内容 ・体育センターの施設設備の維持管理に関する業務 ・体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(2) 障がい者体育センター利用促進事業（1,841千円） 障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るため、指定管理者が障がい者及び高齢者等の利用料を減免する場合に当該減免相当額を補助金として交付する。（補助率 10/10）</p> <p>(3) 指定管理施設利用者環境向上事業（21,441千円） 利用者環境の向上を目的とする備品購入や施設修繕等を行う経費である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道工事</td> <td>令和2年度に公共汚水枡が設置されたことを受けて、下水道接続に必要な工事を実施する。 工事費 18,583千円、設計管理費 1,363千円、公共汚水枡設置に伴う負担金 660千円/年</td> <td>20,606千円</td> </tr> <tr> <td>利用環境整備</td> <td>アーチェリー用ウレタンマット及び卓球台</td> <td>835千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>21,441千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・現在、指定管理の第4期である（平成18年度から実施）。利用者減免助成を通じ障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るとともに、管理運営にあたって安全に配慮し、必要備品の配備を通じて利用者の環境向上に繋げる。</p>									区 分	内 容	所在地	鳥取市湖山町西三丁目 113-2	設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため	建築面積	992.65㎡	開館年月日	昭和52年10月13日	区 分	内 容	所在地	米子市米原八丁目 11 番 49 号	団体名	株式会社TKSS	代表者名	代表取締役 田中 富士夫	項 目	概 要	金 額	上下水道工事	令和2年度に公共汚水枡が設置されたことを受けて、下水道接続に必要な工事を実施する。 工事費 18,583千円、設計管理費 1,363千円、公共汚水枡設置に伴う負担金 660千円/年	20,606千円	利用環境整備	アーチェリー用ウレタンマット及び卓球台	835千円	合 計		21,441千円
区 分	内 容																																					
所在地	鳥取市湖山町西三丁目 113-2																																					
設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため																																					
建築面積	992.65㎡																																					
開館年月日	昭和52年10月13日																																					
区 分	内 容																																					
所在地	米子市米原八丁目 11 番 49 号																																					
団体名	株式会社TKSS																																					
代表者名	代表取締役 田中 富士夫																																					
項 目	概 要	金 額																																				
上下水道工事	令和2年度に公共汚水枡が設置されたことを受けて、下水道接続に必要な工事を実施する。 工事費 18,583千円、設計管理費 1,363千円、公共汚水枡設置に伴う負担金 660千円/年	20,606千円																																				
利用環境整備	アーチェリー用ウレタンマット及び卓球台	835千円																																				
合 計		21,441千円																																				

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	35,585	32,642	2,943				35,585	
トータルコスト	37,961千円（前年度 35,003千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
重症心身障がい児者等受入事業所の運営費及び施設整備費に対し補助することにより、重症心身障がい児者等の地域生活の一層の充実を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 重度障がい児者日中支援事業(33,250千円)								
生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の補助を行う。								
実施主体	市町村							
補助対象	重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	生活介護利用	利用者一人当たり	2,900円/日					
	放課後等デイ利用	利用者一人当たり	1,900円/日					
(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業(2,335千円)								
短期入所事業所において、重症心身障がい児者等の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る自立支援給付費の相当額を差し引いた差額分の補助を行う。								
実施主体	市町村							
補助対象	重症心身障がい児者等の短期入所による支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	利用者一人当たり 6,700円/日							
(3) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業（0千円）※令和3年度は該当案件なし								
生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れるために必要な施設整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の補助を行う。								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児者等を受け入れる社会福祉法人等							
負担割合	県 10/10							
補助額	総事業費から社会福祉施設等施設整備事業の国庫補助基本額に4/3を乗じて得た額を除いた額の1/2（社会福祉施設等施設整備事業の県補助額が上限）							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 充実したサービス提供のため、関係者の意見を聴取し、適切なサービス報酬設定や支援等を行う。 手厚い支援が必要な重度障がい児者に対する補助を行うことにより、法人負担を軽減してきた。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																																	
障がい者グループホーム 夜間世話人等配置事業	12,739	12,244	495				12,739																																																																																	
トータルコスト	14,323千円（前年度 13,818千円）〔正職員：0.2人〕																																																																																							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整																																																																																							
工程表の政策目標（指標）	－																																																																																							
事業内容の説明																																																																																								
<p>1 事業の目的・概要 夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 （1）障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金（6,710千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="3">グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td colspan="3">市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td colspan="3">グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td colspan="3">夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害支援 区分</td> <td colspan="2">補助単価（単位：円（日・人））</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>夜間世話人配置 4人：1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人：1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分5、6</td> <td>570</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>夜間世話人配置 6人：1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>380</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害支援 区分</td> <td colspan="2">補助単価（単位：円（日・人））</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>夜間世話人配置 4人：1以上</td> <td>夜間世話人配置 5人：1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分1～6</td> <td>680</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>夜間世話人配置 6人：1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="3">県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業（6,029千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td>グループホームを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>間接補助事業主体</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度よりグループホームに夜間世話人を配置する法人等に市町村と連携して補助を行っており、引き続き、安全で質の高いサービス提供を支え、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域移行に繋がる支援を行う。 利用者の安全確保、グループホーム、ケアホームの設置促進を図っている。 									区 分	内 容			実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等			間接補助事業主体	市町村			内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。			補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合				障害支援 区分	補助単価（単位：円（日・人））				夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1		区分5、6	570	460				夜間世話人配置 6人：1				380			（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合			障害支援 区分	補助単価（単位：円（日・人））				夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1		区分1～6	680	540				夜間世話人配置 6人：1				450	負担割合	県1/2、市町村1/2			区 分	内 容	実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等	間接補助事業主体	市町村	内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。	補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）	負担割合	県1/2、市町村1/2
区 分	内 容																																																																																							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																																							
間接補助事業主体	市町村																																																																																							
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。																																																																																							
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計 （1）夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																																							
	障害支援 区分	補助単価（単位：円（日・人））																																																																																						
		夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1																																																																																					
	区分5、6	570	460																																																																																					
			夜間世話人配置 6人：1																																																																																					
			380																																																																																					
		（2）宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合																																																																																						
	障害支援 区分	補助単価（単位：円（日・人））																																																																																						
		夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1																																																																																					
	区分1～6	680	540																																																																																					
			夜間世話人配置 6人：1																																																																																					
			450																																																																																					
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																							
区 分	内 容																																																																																							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等																																																																																							
間接補助事業主体	市町村																																																																																							
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。																																																																																							
補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）																																																																																							
負担割合	県1/2、市町村1/2																																																																																							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業	1,731	1,730	1			1,731		
トータルコスト	2,523千円（前年度 2,517千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録、認定証発行							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要 介護職員等によるたんの吸引等（口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養）を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（1,584千円） ア 対象 特定の者に対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等 イ 定員 60人 ウ 内容 (基本研修) ・重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・たんの吸引等に関する演習 1時間 (実地研修) 実際に行行為の対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> (2) 指導者養成事業（76千円） 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。 (3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催（71千円） 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・受講者が増加するよう研修開催箇所を2箇所とするなど配慮しているが、引き続き県内の修了者数を増やし、たん吸引等の支援が必要な者へのサービスの充実を図る。 ・社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い創設された研修であり、平成24年度から研修実施委員会の審議を通じて県内の適切な研修体制を構築している。 受講者実績：平成29年度8名、平成30年度22名、令和元年度10名</p>								

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業	350	350	0				350									
トータルコスト	1,142千円(前年度1,137千円) [正職員:0.1人]															
主な業務内容	補助金事務等															
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要 障がい者グループホームの利用者の安全性を確保するために有効であるスプリンクラー又は簡易型スプリンクラーの設置促進を図るため、施設を運営する社会福祉法人等が行う整備に対し支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容 簡易型スプリンクラーの設置費補助</p> <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td> <td>社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>スプリンクラーの設置が義務付けられていない借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、事業主体1/2</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームの利用者の安全性を確保できるよう、スプリンクラーの設置を促進する。 平成26年度に創設以降、県内グループホームに対して利用者の安全性の確保のために補助を行ってきた。 <p>【設置数の推移】 平成26年度…4箇所 平成27年度…2箇所 平成28年度…3箇所 平成29年度…2箇所 平成30年度…なし 令和元年度…1箇所</p>									実施主体	社会福祉法人等	補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられていない借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等	負担割合	県1/2、事業主体1/2	予算額	350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)
実施主体	社会福祉法人等															
補助対象	スプリンクラーの設置が義務付けられていない借家を活用したグループホーム又は国庫補助対象外のグループホームにおいて、簡易型スプリンクラーを設置する社会福祉法人等															
負担割合	県1/2、事業主体1/2															
予算額	350千円 (基準単価 70千円/室×10室×1/2)															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	8,088	4,320	3,768				8,088	
トータルコスト	9,672千円（前年度 5,894千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
重度の強度行動障がい者への支援を行うことのできる社会福祉法人等の裾野を増やし、保護者の負担、不安を軽減するとともに手厚い支援体制により行動障がいの軽減を図り、グループホーム等への地域移行の流れを作るため、市町村と連携して体制支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 新規入居支援事業								
障害者支援施設及びグループホームにおいて、新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する。								
実施主体	市町村							
補助対象	新たに強度行動障がい者の居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	ア 障害者支援施設へ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 240,000円/月 イ グループホームへ強度行動障がい者が新たに入居する場合 一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 （新設）日中サービス支援型 260,000円/月							
(2) グループホーム移行支援事業								
強度行動障がい者が障害者支援施設からグループホームへ移行した場合に、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する。								
実施主体	市町村							
補助対象	入所施設からグループホームへ、強度行動障がい者が新たに移行した場合に居住支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	一人当たり所要額 介護サービス包括型 314,000円/月 （新設）日中サービス支援型 260,000円/月							
(3) 短期入所利用支援事業								
強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する。								
実施主体	社会福祉法人等							
補助対象	強度行動障がい者の短期入所への支援を行う社会福祉法人等							
負担割合	県 1/2、市町村 1/2							
補助基準単価	一人当たり所要額 12,000円/日							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 行動障がいのある支援対象者の早期からの支援や専門人材の育成を通じて、行動障がいの軽減を図るとともに、地域生活が可能な強度行動障がい者の地域移行を進め、待機者の解消と保護者の負担、不安軽減に取り組む。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業	5,757	5,773	△16				5,757	
トータルコスト	7,341千円（前年度7,347千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	事業者等との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

在宅の強度行動障がい者の地域における支援手法の共有化に向け、専門的な知見を有する支援者の訪問支援活動を通じて、行動障がいの緩和を図り支援効果を検証して障がい特性を踏まえた適切な支援手法を集積するとともに、市町村と協力・連携し、在宅の強度行動障がい者が地域で安心して生活できるよう仕組みづくりを行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	内容	予算額
在宅強度行動障がい者への訪問支援	効果検証を通じて地域での事例共有を行い、今後のグループホームによる支援等、在宅での支援に繋げていく。 <支援者> 強度行動障がい支援者養成研修修了者及び関係事業所 <対象者> 在宅の強度行動障がい者 5名程度 <支援内容> 専門的知見を有する支援者の訪問（週1回程度） ・行動障がいの原因分析、行動障がい緩和手法の検討 ・環境調整・支援、効果把握、支援手法改善 ・穏やかな在宅生活を送る支援手法の取りまとめ 委託先：特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会ほか	5,453
強度行動障がい支援ワーキンググループ	強度行動障がい児者の地域移行を円滑に進めるとともに、二次障がいを抑制するための実務者、有識者を交えたワーキンググループを運営する。 <構成> 学識経験者、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、市町村ほか ・強度行動障がい者の在宅支援の効果検証、支援手法のモデルの共有化、強度行動障がい者の地域移行に向けた方策の検討	304
合計		5,757

3 事業目標・取組状況・改善点

・障がい者の支援の場を施設から在宅へ移行させ、地域で安心して暮らせるよう、保護者のニーズにも沿い、市町村及び関係事業所と協力・連携し、在宅の強度行動障がい者が地域で安心して生活できるよう仕組みづくりを行う。

<令和2年度の取組>

強度行動障がい者の在宅支援 3事例（圏域で各1名） ※継続支援中

ワーキングチームによる支援事例の共有、支援方策の検討・検証

※強度行動障がいとは：障害支援区分判定のうち行動関連項目（11項目）が10点以上であり、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが長時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言う。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
腎臓病患者サポート事業	328	328	0	164			164	
トータルコスト	1,120千円（前年度 1,115千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 鳥取県腎友会が行う腎臓病患者同士の情報交換、相談活動に係る経費を支援することにより、県内の腎臓病患者の療養生活の悩み事、生活の不安感を解消し、腎臓病患者が安心して生活できる社会環境を整える。</p> <p>2 主な事業内容 腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する経費を補助する。 ・実施主体：鳥取県腎友会 ・補助率：10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・腎臓に障がいがある方は、専門的な情報を得られる窓口が少ないことから、定期的に相談できる機会を提供し、腎臓病患者が安心して生活できる社会環境を整える。 ・令和元年度事業実績（東部：12件、中部：14件、西部：13件）</p>								
障がい者のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	3,286	3,286	0	1,643			1,643	
トータルコスト	4,078千円（前年度 4,073千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	事業者の選定及び委託契約業務、委託事業者との連絡調整							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障がい者のパソコン使用に際し、パソコンの使用方法等について指導等を行うパソコンボランティアを養成し、個々の障がい者の要望に応じて派遣することにより、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県から委託を受けた事業実施者が、パソコンボランティアの養成を行い、障がい者等（保護者、支援者を含む）からの派遣申し込みを受け、パソコンに関する指導等を行うため、障がい者宅にパソコンボランティアを派遣する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・在宅障がい者で各種パソコン講習への通所参加が困難な障がい者に対して、パソコンやインターネットに関する操作スキル習得の機会を設け、障がい者の情報バリアフリーの推進を図るとともに社会参加の促進を図る。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	19,196	19,196	0	12,797			6,399																										
トータルコスト	19,988千円(前年度 19,983千円) [正職員:0.1人]																																
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等																																
工程表の政策目標(指標)	-																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要 障害福祉サービスのうち、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、国庫負担基準を超過する金額の範囲内で費用を補助する。</p> <p>2 主な事業内容 重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国の定める国庫負担基準を超えている市町村に対し支援を行う。 補助率:県3/4 負担割合:国1/2、県1/4、市町村1/4 訪問系サービス:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・間接補助国庫補助事業として一定の財政支援を行うことにより、訪問系サービスを利用する重度障がい者の地域生活の支援の充実を図る。</p>																																	
障がい児・者地域生活体験事業	1,519	1,519	0				1,519																										
トータルコスト	2,311千円(前年度 2,306千円) [正職員:0.1人]																																
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等																																
工程表の政策目標(指標)	-																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要 生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行うことにより、在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう支援する。</p> <p>2 主な事業内容 障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td colspan="2">県内に居住している在宅の障がい児者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助基準額</td> <td colspan="2">【補助単価】</td> </tr> <tr> <td>利用者一人当たり 日額単価</td> <td>4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の会計年度任用職員単価の日額単価に基づくもの)</td> </tr> <tr> <td>家賃補助額</td> <td>330,000円(1施設あたり、上限額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="2">県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>事業所数(※)</td> <td colspan="2">3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・障がい者が地域で自立した社会生活を営めるよう支援し、地域移行の促進を図る。</p>									区 分	内 容		実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等		利用者	県内に居住している在宅の障がい児者		補助基準額	【補助単価】		利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の会計年度任用職員単価の日額単価に基づくもの)	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限額)		施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで		負担割合	県 1/2、市町村 1/2		事業所数(※)	3箇所	
区 分	内 容																																
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等																																
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者																																
補助基準額	【補助単価】																																
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日(人件費相当) (補助基準額は県の会計年度任用職員単価の日額単価に基づくもの)																															
	家賃補助額	330,000円(1施設あたり、上限額)																															
	施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで																																
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																																
事業所数(※)	3箇所																																

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者等歯科医療技術者養成事業	656	948	△292	328			328	
トータルコスト	1,448千円(前年度1,735千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進させるため、それぞれの障がいの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士)を育成するとともに、施設職員等に対して口腔衛生に関する研修等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者等歯科医療技術者養成講座 330千円 日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催する。また、臨床指導において指導を行う。(年2回開催) (委託先:一般社団法人鳥取県歯科医師会)</p> <p>(2) 障がい者施設における口腔機能調査研究事業 206千円 ①口腔健診の実施(2施設程度) アンケート回答施設から抽出した障害福祉サービス施設へ歯科医師及び歯科衛生士を派遣して口腔健診を実施する。 ②調査報告書の作成・公表 ①の結果及び今後の障害福祉サービス利用者への口腔ケアについて、報告書を作成し、公表する。 (委託先:一般社団法人鳥取県歯科医師会)</p> <p>(3) (新規)障がい福祉施設職員等に対する講習会 120千円 障がい福祉施設職員等に対して、歯科疾患の予防や口腔機能の低下防止、障がい特性に合わせた歯磨きの方法等に関する講習会を開催する。(リモート開催を検討。年3回程度)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の歯科診療においては、自身で歯の痛みを訴えられない、治療の必要性が理解できず協力的に受診することができない等様々な理由により、一般の歯科医では適切な診療を受けることが困難なケースが多く存在する。このようなニーズへの受診体制の整備等を目的とし、県としては、県歯科医師会と連携し、それぞれの障がいに応じた歯科医療が可能な専門職の育成をさらに推進していく。 昨年度実施した障害者支援施設等に対する口腔環境等に関するアンケートでは、「定期的な歯科検診や、口腔ケアの方法等の指導を受けたい。職員が利用者の口腔ケアを行う上での注意点、観察項目など歯科保健指導をお願いしたい。現在普通の歯ブラシ後、電動歯ブラシを使っているが推薦いただける品等あれば知りたい。」などの意見があったため、令和3年度に歯科医師による講演会を新規に開催する。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
障がい福祉交流・発信事業	1,329	2,232	△903				1,329							
トータルコスト	3,705千円（前年度 4,593千円） [正職員：0.3人]													
主な業務内容	委託契約、補助金交付事務等													
工程表の政策目標（指標）	—													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい者が安心して行動するための環境整備の一環として、災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に、多目的トイレの貸出を行うとともに、イベント時のUDタクシーの活用を通じて、障がい者の社会参加を促進する事業者を支援する。イベントなどに参加しやすくすることで、地域とのつながりを推進する。</p> <p>また、韓国江原道と本県の障がい福祉関係者の交流により、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 多目的トイレ利用促進事業（1,229千円） 民間事業者にて確保されている仮設の多目的トイレ（バリアフリー、人工肛門・人工膀胱保有者対応）2台について、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が主催等で行うイベント会場に貸出を行う。</p> <p>(2) イベント参加UDタクシー利用促進モデル事業（100千円） イベント主催者がUDタクシーを借り上げて、日頃外出困難な障がい者や高齢者が参加しやすくするシステムを作った場合に、UDタクシーの料金を補助する。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主体</td> <td>一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>イベント開催中のタクシー借り上げ経費</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2（補助上限額 50千円）</td> </tr> </table> <p>(3) 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（予算措置無し） 江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。（令和3年度はテレビ会議等により交流予定）</p>									事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者	対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費	補助率	1/2（補助上限額 50千円）
事業主体	一定程度の動員が見込まれる中・大規模イベントの主催者													
対象経費	イベント開催中のタクシー借り上げ経費													
補助率	1/2（補助上限額 50千円）													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに関する取組を進めることで、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ・多目的トイレ利用促進事業：多目的トイレ配備台数2台、イベント等への貸し出し9回（平成28年度～令和元年度） ・UDタクシー利用促進事業：補助実績：2イベント、61千円（平成30年度～令和2年9月） ・障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業：令和元年度までで来県5回、訪韓4回の交流を実施 														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,511	3,511	0				3,511	
トータルコスト	4,303千円（前年度 4,298千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」を着実に全県的に普及させ活用促進を図るため、継続して普及員の設置及び養成や、普及員や関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。								
2 主な事業内容 (1) 安心サポートファイルの普及の取組 ・コーディネーターの配置 ・普及拡大のための説明会開催等 (2) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組 ・検討委員会開催 ・冊子作成作業委員会開催								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・障がい者やその保護者の高齢化が年々進んでいる状況にある中、主として知的障がい（児）者の「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、平成25年度から平成27年度にかけて鳥取県手をつなぐ育成会へ委託し、安心サポートファイルを作成し、手をつなぐ育成会を中心に普及してきた。今後は他の障がい者団体や特別支援学校等へさらに普及促進し、親亡き後のサポート体制構築を目指す。								
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業	1,000	1,000	0	500			500	
トータルコスト	2,584千円（前年度 2,574千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金業務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図る事業を行う県内の団体等に対して、その経費の一部を補助する。								
2 主な事業内容 (1) 対象団体 在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の団体。 ただし、参加障がい児者が複数の市町村に及ぶ場合に限る。 (2) 対象事業及び上限額 ①自発的レク事業（1事業あたり上限100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業を実施 ②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業を実施 (3) 対象経費 報償費、旅費、宿泊費、需用費（賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は除く）、役務費、使用料及び賃借料 (4) 補助率 10/10（国1/2、県1/2）								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・コロナ禍に伴う外出自粛や事業所の利用制限などにより、障がい児者の日常生活が変化し、心身の不調が生じたとの声もあり、レクリエーション活動の重要性が再認識されてきた。引き続き、徹底した感染症対策の上、事業を実施し当事者団体の自発的なレクリエーション活動を促進する。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金）	184,104	172,683	11,421				184,104	
トータルコスト	187,272千円（前年度 175,831千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が実施する地域生活支援事業に要する費用について、その一部を補助するものである。（実施主体：市町村、負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）</p>								
2 主な事業内容（抜粋）								
＜市町村が実施する主な事業内容＞								
理解促進研修・啓発事業				障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。				
相談支援事業				障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う。				
成年後見制度利用支援事業				障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する。				
意思疎通支援事業				聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳や要約筆記、点訳を行う者の派遣を行う。				
日常生活用具給付等事業				重度の障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。				
手話奉仕員養成研修事業				聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する。				
移動支援事業				屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。（個別支援、グループ支援、車両移送型）				
地域活動支援センター機能強化事業				障がい者等に対し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能の充実強化を図る。				
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（相談支援体制強化事業）	2,281	2,275	6	665			1,616	
トータルコスト	12,578千円（前年度 12,506千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 地域自立支援協議会運営事業等（750千円） 有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。 (2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援（342千円） 令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能・充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。 (3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業（1,189千円） 市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・本県の障がい児者を取りまく状況やニーズが複雑化・多様化する中、平成30年度に設置した県地域自立支援協議会に相談支援体制部会、医療的ケアを要する障がい児者の支援部会、人材育成部会、就労支援部会、地域移行支援部会の専門部会における議論を通じて、各分野の課題解決等に向けて取組を進めていく。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）	34,208	27,107	7,101	17,104			17,104	
トータルコスト	37,376千円（前年度 30,255千円） [正職員：0.4人]							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法や技術の向上を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 研修の実施にかかる費用（32,316千円）								
障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業）（単位：千円）								
区 分	予算額	研 修 内 容						
サービス提供責任者等研修	3,337	実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。						
サービス管理責任者等研修	12,829	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成、現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修を実施する。令和3年度より、サービス管理責任者等実践研修を追加する。						
障害者支援施設等職員研修	1,333	現在障害者支援施設内で課題となっている事案の支援方法の内容等に関する研修を実施する。						
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修／実践研修）（行動援護従業者養成研修を兼ねる）	2,827	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。						
障がい者グループホーム世話人等研修	951	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修を実施する。						
同行援護従業者養成研修	1,965	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修を実施する。						
相談支援従事者研修	7,813	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修を実施する。						
障害支援区分認定調査員等研修	1,261	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施する。						
合 計	32,316							
(2) 指導者養成研修等への派遣（1,668千円）								
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。								
研修名	派遣人数	予算額						
相談支援従事者指導者養成研修	4名	376千円						
サービス管理責任者等指導者養成研修	6名	564千円						
強度行動障害指導者養成研修（基礎）	2名	170千円						
強度行動障害指導者養成研修（実践）	2名	170千円						
主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円						
障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円						
合 計	18名	1,668千円						
(3) 障がい福祉サービス質の向上支援事業（224千円）								
提供する障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討・事例研究等に必要経費（アドバイザー招致に係る費用等）、法人・事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会への参加に係る費用等に対し補助金を交付する。（補助率1/2）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づく、障害福祉サービスに携わる人材の育成・質の向上等を目的に各種研修を実施し、必要な人材の確保に努める。 令和元年度育成実績 サービス管理責任者等基礎研修（198人）、相談支援専門員初任者研修（54人）、行動援護従業者養成研修（64人） 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（高次脳機能障がい者支援普及事業）	4,482	5,056	△574	2,205			2,277	
トータルコスト	11,611千円（前年度 12,139千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。

- （1）高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。
- （2）研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
高次脳機能障がい者支援事業 （国 1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕	4,410
高次脳機能障がい支援連携強化事業 （国 1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会など高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。	72
合 計		4,482

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高次脳機能障がいのある者に携わる支援者の連携を強化し、支援ネットワークの充実を図る。
- ・高次脳機能障がい者支援拠点を医療法人十字会野島病院に設置し、相談支援コーディネーターを1名配置（精神保健福祉士）して、相談対応、普及啓発等に取り組んでいる。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業）	3,800	3,800	0	1,900			1,900	
トータルコスト	5,384千円（前年度 5,374千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
知的障がい者本人大会開催事業	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
合 計	3,800							
3 事業目標・取組状況・改善点 ・知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業を通じて、障がい児者の体力増強、交流、余暇の充実等を促進するとともに、鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業により、知的障がい児者の健康増進と社会参加を促進する。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																										
地域生活支援事業（障害者就業・生活支援事業）	30,628	30,628	0	15,314			15,314																																																																										
トータルコスト	31,420千円（前年度 31,415千円）〔正職員：0.1人〕																																																																																
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等																																																																																
工程表の政策目標（指標）	-																																																																																
事業内容の説明																																																																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員及び発達障がい者就労・生活支援員を配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏 域</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所名</td> <td>障害者就業・生活支援センターしらはま</td> <td>障害者就業・生活支援センターくらよし</td> <td>障害者就業・生活支援センターしゅーと</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">社会福祉法人鳥取県厚生事業団</td> <td>社会福祉法人あしーど</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 障害者就業・生活支援センターについて ＜人員配置状況＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>所 管</th> <th>財 源</th> <th>東 部</th> <th>中 部</th> <th>西 部</th> <th>(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援員</td> <td>労働局</td> <td>国委託</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td rowspan="3">障がい福祉課</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発達障がい者就労・生活支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アセスメント・調整支援員</td> <td>国 1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職場開拓支援員</td> <td>商工労働部</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務補助員</td> <td>雇用人材局</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定着支援員</td> <td>雇用政策課</td> <td>単県</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>9</td> <td>7.5</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内が本事業による人員配置</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターに配置する生活支援員等による障がい者の就業に係る生活面での相談・支援等を通じて、障がい者雇用の促進や就業の安定を図る。 									圏 域	東 部	中 部	西 部	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど	区 分	所 管	財 源	東 部	中 部	西 部	(人)	就業支援員	労働局	国委託	4	3	3		生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1		発達障がい者就労・生活支援員	国 1/2	1	0.5	1		アセスメント・調整支援員	国 1/2	-	-	1		職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1		業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1		定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1		計			9	7.5	9	
圏 域	東 部	中 部	西 部																																																																														
事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと																																																																														
実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団		社会福祉法人あしーど																																																																														
区 分	所 管	財 源	東 部	中 部	西 部	(人)																																																																											
就業支援員	労働局	国委託	4	3	3																																																																												
生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1																																																																												
発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1																																																																												
アセスメント・調整支援員		国 1/2	-	-	1																																																																												
職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1																																																																												
業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1																																																																												
定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1																																																																												
計			9	7.5	9																																																																												

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（生活訓練等事業）	7,464	7,464	0	3,732			3,732	
トータルコスト	9,048千円（前年度 9,038千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、意見交換会・会議、関係団体との連絡調整等、協議・紹介・相談業務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障害者社会参加推進センターの設置や障がい者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区分	委託先	内容						予算額
聴覚障がい者日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。						942
オストメイト日常生活訓練事業		ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対して社会生活訓練を講習会等を通じて行う。						389
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業		音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。						744
在宅重度障がい者社会参加促進事業		筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。						600
日常生活訓練事業		身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。						153
障害者社会参加推進センター設置事業		障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。						4,636
合計							7,464	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者社会参加推進センターを設置し、社会参加活動の支援や日常生活訓練を通じて障がい者の生活の質的向上を図り社会参加の促進を目指す。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）	6,551	6,551	0	3,275			3,276									
トータルコスト	7,343千円（前年度 7,338千円） [正職員：0.1人]															
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等															
工程表の政策目標（指標）	—															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要 あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を補助することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容 社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を補助する。 【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目 18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・本補助金の交付により、引き続きあん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障がい者の自立更生を図る。</p>									区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3	主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供
区分	内容															
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム															
所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3															
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供															

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																									
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,319	△200	437			1,682																																																																									
トータルコスト	3,703千円(前年度 3,893千円) [正職員:0.2人]																																																																															
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査、各種会議への出席等																																																																															
工程表の政策目標(指標)	-																																																																															
事業内容の説明																																																																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の地域の社会資源が連携して、障がい者の就労支援ネットワークを構築し、就労支援の現状や課題等について、理解を深め共に考えるためのセミナーや職業指導員等のスキルアップ研修等を開催するほか、企業における障がい者の職場実習や県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組を学ぶ。また、研修派遣の支援を通じて障がい者の就労支援を効果的に推進する。</p>																																																																																
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">733千円(単県)</td> </tr> </table> <p>(2) 就労移行・定着支援セミナー開催事業</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">875千円(国1/2)</td> </tr> </table> <p>(3) 実習受入謝金等の支給</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。(但し、3日以上の実習に限る。) <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">331千円(単県)</td> </tr> </table> <p>(4) 研修受入謝金等の支給</p> <table border="1"> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="8">県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。(県内で1名) <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円×1事業所=50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円×1人=130千円 ※130千円上限(東京都:5泊6日想定)</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td colspan="8">180千円(単県)</td> </tr> </table>									内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。								予算額	733千円(単県)								内 容	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等								予算額	875千円(国1/2)								内 容	障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。(但し、3日以上の実習に限る。) <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円								予算額	331千円(単県)								内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。(県内で1名) <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円×1事業所=50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円×1人=130千円 ※130千円上限(東京都:5泊6日想定)								予算額	180千円(単県)							
内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。																																																																															
予算額	733千円(単県)																																																																															
内 容	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修終了者(特別支援学校、企業を含む。)、就労相談・障がい者雇用に携わる方、企業・団体等																																																																															
予算額	875千円(国1/2)																																																																															
内 容	障害福祉サービス事業所利用者(実習受講者)の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。(但し、3日以上の実習に限る。) <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円																																																																															
予算額	331千円(単県)																																																																															
内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金(旅費相当額)を支給する。(県内で1名) <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円×1事業所=50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円×1人=130千円 ※130千円上限(東京都:5泊6日想定)																																																																															
予算額	180千円(単県)																																																																															
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援機関のネットワーク形成、就労支援力向上のためのセミナーの開催や事業所職員の研修派遣への支援、職場実習に協力する企業等への謝金の支給を実施し、障がい者の一般就労を促進する。 福祉就労から一般就労への移行実績 平成30年:78人 令和元年:72人 																																																																																

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	17,455	12,938	4,517	17,455				
トータルコスト	28,544千円（前年度 23,956千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、プロジェクトチーム（各福祉圏域）の開催等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等により、農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関われる就労機会の創出や工賃向上を目指す。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算額
農福連携マッチング機能（国1/2）	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、東中西の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 <業務内容> ・農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等							職員人件費（福祉保健課）で予算措置
（新）農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援（単県）	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組をモデル的に支援する。 【農業分野等チャレンジ支援事業補助金】 農林水産分野作業受託支援：補助率2/3、上限額100千円 自主農業支援：補助率1/2、上限額1,000千円							2,500
共同発注を行う農家グループへの支援（単県）	農家グループによる共同発注を促進し、事業所が年間を通じた農作業を受託できるよう支援する。							150
（拡）農作業の助言・指導等を行う農業技術支援員の派遣（単県）	事業所が農家から受託する農作業を円滑に実施出来るよう、また、自主農業に取り組む事業所をサポートするため、事業所に助言・指導等を行う農業技術支援員を派遣する。							762
農福連携による地域づくり事業（国10/10）	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携セミナーを開催し、地域とのネットワークづくりを進めるとともに、加工や流通を見据えたコーディネーターや専門家派遣による事業所支援を行うほか、農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。							14,043
※単県分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 農福連携を通じて、障がい者の就労機会を創出するとともに、工賃3倍計画に定める目標工賃月額（33,000円）の達成に向けた工賃向上を目指す。 平成22年度から、全国に先駆けた取組として、各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農業者事業所による農作業の受委託のマッチングを実施している。平成22年度から令和元年度の10年間で、約1,190件の農作業をマッチングし、6,800万円を上回る作業料金が事業所に支払われた。 								
	R1	H30	H29	H28	H27			
マッチング（件）	204	184	128	112	121			
作業料金（千円）	13,077	12,189	7,822	5,483	6,325			
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から、事業所の利用者が生産等に携わった農産物、農産加工品等を販売する農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）を開催するとともに、単なる販売会でなく、専門家のアドバイス等による商品のブラッシュアップや様々な分野の人の交流による新たな商品開発や販路開拓等の場としている。 平成30年度から、農福連携による地域の課題解決や活性化等を図るとともに、障がい者の安定的、継続的な仕事を創出するモデル事業の構築に向けて、鳥取県障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる事業所支援や専門家派遣等を実施している。 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実地でのマルシェの開催機会が減少する中、新たにオンラインによるマルシェに取り組んだ。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	15,790	14,447	1,343				15,790	
トータルコスト	20,543千円（前年度 19,169千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。 ※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置（全国初）。</p> <p>2 主な事業内容 （1）共同作業場の運営（15,490千円） 受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。 ・共同作業場運営のための人役（3名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等 （2）共同作業場の実習にかかる奨励金（300千円） 中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。 （日額3,000円／事業所、最大10日）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・平成30年度からの第3期工賃3倍計画において、33,000円を目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じるとともに、日本財団が構想する全国受注センターとの連携による受託作業の拡大などを通じて、更なる工賃向上を図る。 ・鳥取県では、工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、工賃3倍計画を策定。令和元年度の月額平均工賃は19,481円で、計画策定時から約77%上昇した。 ・平成30年度はワークコーポの品質管理に注力したため、出荷量・売上額が減少したが、令和元年度は品質が安定し、既存取引企業からの受注増により年間売上額（受注額）及び利用者の一人あたり月額工賃が大幅増となった。</p>								
	R1	H30	H29	H28	H27			
年間受注額	約34,300千円	約25,200千円	約27,620千円	約14,601千円	約3,332千円			
平均月額工賃	約56,000円	約38,000円	約45,000円	約29,000円	約11,000円			
【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】								
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。							
設置時期	平成16年7月1日							
会員数	95会員 ※R2.12末現在							
事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	3,960	3,960	0	3,074			886	
トータルコスト	8,713千円（前年度 8,682千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要								
障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。								
2 主な事業内容								
(1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度（融資の実行は金融機関）								
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人						
	貸付限度額	5,000千円						
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助）担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。						
	資金使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充当分等）						
	償還期間	5年以内（据置期間：6ヶ月以内）						
	償還方法	元金均等毎月償還方式（繰上償還可）						
(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業（886千円）								
実施主体	(1)により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関							
補助率	県10/10							
補助対象経費	(1)による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成							
(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金（2,000千円）								
実施主体	工賃水準の向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所（同事業を実施する多機能型事業所を含む。）を運営する法人							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円	補助率		県2/3				
(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金（1,000千円）								
実施主体	県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体として認定されている企業等							
対象事業	新商品（製品・サービス）開発、新たな販売形態の導入のために必要な開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
限度額	1,000千円	補助率		県2/3				
(5) 補助金等審査会経費（74千円）								
ハートフルサポート事業の募集にあわせて、中小企業診断士等からなる審査会を開催し、事業計画を審査、補助対象事業の認否や助言を行う。								
※（3）～（5）に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・工賃3倍計画で目標とする工賃水準33,000円を目指し、事業所の安定した運営基盤の構築や新商品開発による新たな収入の開拓を支援することで、事業所で働く障がい者の更なる取得向上につなげる。 ・現下の経済状況を反映して他県では工賃が伸び悩んでいるところもある中で、本県は毎年着実に工賃が向上していることから、工賃向上の取組の成果はあり、また、事業所の中には工賃向上に意欲的に取組、新商品開発の取り組みの中で、「ビジネス」の視点をもって事業所運営を行う事業所も出てきている。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	30,793	27,078	3,715	15,396			15,397							
トータルコスト	35,546千円（前年度 31,800千円）〔正職員：0.6人〕													
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整等													
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要 平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特性に応じた支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し、下記の支援を実施する。</p> <p>(1) 総合相談窓口機能の充実、事業所情報収集・分析及び対応策の検討 事業所からの相談等に対応する総合相談窓口機能を整え、コーディネーターによる相談・助言や専門機関と連携した支援等を行う。また、事業所情報の収集・分析、対応策の検討等を行う。</p> <p>(2) 第3期工賃向上計画に沿った支援 各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに専門家（商品開発、事業経営等）を派遣するなど、事業所の特性に応じた支援を行う。</p> <p>ア 自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所 商品コンセプト・販売戦略の立案支援、売上・原価計算等の計数管理の指導 等</p> <p>イ 共同作業場等の施設外就労及び高単価作業受託により工賃向上を目指す事業所 企業等からの受注作業の斡旋・調整、作業受託の環境作り支援、共同作業場・施設外就労促進の体制作り支援 等</p> <p>ウ その他の事業所（経営基盤の安定支援） 運営面に課題のある小規模事業所等を対象とした研修会の実施、利用者の特性に応じた作業のマッチング 等</p> <p>(3) 就労支援における「人づくり」プログラムの実施 事業所職員の経験年数や職位等に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。</p> <p>(4) 共同受注窓口機能の強化 民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図るとともに、ネットワークによる共同開発商品の企画等を行う。</p> <p>(5) ウイズコロナ・アフターコロナを見据えた販売機会の創出 新型コロナウイルス感染症にも対応した様々な販売機会の企画・提供、販売支援等を行う。</p> <p>(6) 事業所間ネットワーク会議等の開催 事業所間のネットワーク等を形成し、情報交換会や事例報告会、研修会等を通じて、工賃向上に向けた取組の推進や相互に学び合える仕組みづくりを図る。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所の特性等に応じた支援を行い、工賃3倍計画の達成を目指す。 工賃3倍計画に定める目標工賃月額（33,000円）の達成を目指した工賃向上の取組により、平成30年度の工賃月額は過去最高の19,511円（全国第5位）となった。令和元年度は、一般就労、新規利用者の増加等により、19,481円（全国第6位）となったが、工賃支払総額、利用者延べ人数とも過去最高となった。 <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕	職員数	11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）	事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕													
職員数	11名（総合相談・事業コーディネーター、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）													
事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福祉保健局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）													

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																																															
福祉の店販売機能強化事業	7,122	7,813	△691				7,122																																																																															
トータルコスト	8,706千円（前年度 10,961千円）〔正職員：0.2人〕																																																																																					
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等																																																																																					
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上																																																																																					
事業内容の説明																																																																																						
<p>1 事業の目的・概要 障がい者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 支援スキーム</p> <table border="1"> <tr> <td>要件</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと </td> </tr> <tr> <td>支援方法</td> <td colspan="3">要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>県1/2、市町村1/2</td> <td>補助対象経費</td> <td>福祉の店を運営するための経費</td> </tr> </table> <p>(2) 算定方法 以下の常設販売部分と移動販売部分の合計額とし、上限は当該年度の運営に要した合計額とする。</p> <p>ア 常設販売部分 【（人件費＋家賃－販売手数料－会費）×前年度対比売上率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>人件費</td> <td colspan="3">次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,209千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした年間賃金支出額</td> </tr> <tr> <td>家賃</td> <td>実費</td> <td>販売手数料、会費</td> <td>実績額</td> </tr> </table> <p>○前年度対比売上率に基づく配分率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> <th>前年度対比売上率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>50%</td> <td>90%以上～100%未満</td> <td>90%</td> <td>130%以上～140%未満</td> <td>130%</td> </tr> <tr> <td>50%以上～70%未満</td> <td>60%</td> <td>100%以上～110%未満</td> <td>100%</td> <td>140%以上～150%未満</td> <td>140%</td> </tr> <tr> <td>70%以上～80%未満</td> <td>70%</td> <td>110%以上～120%未満</td> <td>110%</td> <td>150%以上</td> <td>150%</td> </tr> <tr> <td>80%以上～90%未満</td> <td>80%</td> <td>120%以上～130%未満</td> <td>120%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 移動販売部分 【移動販売に係る経費×障がい者参加率に基づく配分率】</p> <table border="1"> <tr> <td>移動販売に要する経費</td> <td colspan="3">次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（842千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした週2回の年間賃金支出額</td> </tr> </table> <p>○障がい者参加率に基づく配分率（障がい者参加率は日単位で算定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> <th>障がい者参加率</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>10%</td> <td>50%以上～60%未満</td> <td>50%</td> <td>80%以上～90%未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>20%以上～40%未満</td> <td>20%</td> <td>60%以上～70%未満</td> <td>60%</td> <td>90%以上～95%未満</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>40%以上～50%未満</td> <td>40%</td> <td>70%以上～80%未満</td> <td>70%</td> <td>95%以上～100%未満</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所が製作する商品を販売する福祉の店に対して、支援を行い安定的な運営基盤を構築することで、商品の販売を単独で行うことが困難な小規模作業所等の販売の機会を確保する。 福祉の店は、常設店販売や移動販売のほかに、イベント出店（空港まつり等）、小売店でのイベントバザーの開催、また、商店街振興・観光開発のための団体へ参加し、地域連携にも取り組んでいる。 平成12年度から市町村への間接補助としての支援を実施しているが、平成27年度から運営のための人件費を標準額に設定し、前年度対比販売額の上昇率に応じた配分率により補助金額を算定するなど、支援内容を大幅に見直したところ、これまで各店舗があまり力を入れていなかった経営努力に本気で取り組むことにつながり、徐々に販売額が増加している。 									要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 			支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助			負担割合	県1/2、市町村1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費	人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,209千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした年間賃金支出額			家賃	実費	販売手数料、会費	実績額	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%	50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%	70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%	80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%			移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（842千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした週2回の年間賃金支出額			障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%	20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%	40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%
要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 																																																																																					
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助																																																																																					
負担割合	県1/2、市町村1/2	補助対象経費	福祉の店を運営するための経費																																																																																			
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,209千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした年間賃金支出額																																																																																					
家賃	実費	販売手数料、会費	実績額																																																																																			
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率																																																																																	
50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%																																																																																	
50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%																																																																																	
70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%																																																																																	
80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%																																																																																			
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（842千円）※会計年度任用職員単価を基礎とした週2回の年間賃金支出額																																																																																					
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率																																																																																	
20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%																																																																																	
20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%																																																																																	
40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%																																																																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源															
農業参入企業による障がい者就労促進事業	3,750	3,750	0				3,750															
トータルコスト	4,542千円（前年度 4,537千円）〔正職員：0.1人〕																					
主な業務内容	補助金交付事務等																					
工程表の政策目標（指標）	障がいのある方の工賃の向上																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県から始まった農福連携では、主に農家と障がい者が利用する就労系事業所とのマッチングにより、農作業の人材を障がい者が担うスキームにより進めてきたところであるが、障がい者雇用に繋がる新たな農福連携のスキームとして、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対し支援を行う。</p>																						
<p>2 主な事業内容</p> <p>以下の条件を満たす農業参入企業に対して補助金を交付する。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以内に新たに障がい者の正規雇用10人以上を達成する計画を持った企業であること ・営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること ・同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること ・農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること </td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>農業参入を検討又は実施している企業</td> </tr> <tr> <td>対象事業</td> <td>障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業 （例）機械・施設の整備又はリースに係る経費等</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>30,000千円以上の設備投資で10名以上雇用：15,000千円 45,000千円以上の設備投資で15名以上雇用：22,500千円 60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用：30,000千円 75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用：37,500千円 90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用：45,000千円</td> </tr> <tr> <td>補助金の支払時期及び金額</td> <td>要件（設備投資・障がい者雇用）達成の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。</td> </tr> </table>									交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内に新たに障がい者の正規雇用10人以上を達成する計画を持った企業であること ・営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること ・同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること ・農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること 	対象者	農業参入を検討又は実施している企業	対象事業	障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業 （例）機械・施設の整備又はリースに係る経費等	事業期間	3年以内	補助率	定額	補助金額	30,000千円以上の設備投資で10名以上雇用：15,000千円 45,000千円以上の設備投資で15名以上雇用：22,500千円 60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用：30,000千円 75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用：37,500千円 90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用：45,000千円	補助金の支払時期及び金額	要件（設備投資・障がい者雇用）達成の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内に新たに障がい者の正規雇用10人以上を達成する計画を持った企業であること ・営農計画の中で十分な販路先が確保されるなど事業の継続性が見込まれること ・同種の補助金が活用できる場合は、当該補助金を優先すること ・農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること 																					
対象者	農業参入を検討又は実施している企業																					
対象事業	障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業 （例）機械・施設の整備又はリースに係る経費等																					
事業期間	3年以内																					
補助率	定額																					
補助金額	30,000千円以上の設備投資で10名以上雇用：15,000千円 45,000千円以上の設備投資で15名以上雇用：22,500千円 60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用：30,000千円 75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用：37,500千円 90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用：45,000千円																					
補助金の支払時期及び金額	要件（設備投資・障がい者雇用）達成の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4の分割支給とする。																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業参入する企業による事業展開の中で、積極的に障がい者の受け入れを図る企業に対して支援し、更なる障がい者の一般就労を図る。 ・平成29年度1件事業認定を行い、助成金の支給要件である10名の雇用を平成31年4月に満たしたことから、令和元年度及び令和2年度に助成金を分割支給した。（令和3年度が最終年度） 																						

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉フォーラム等開催補助事業	2,300	2,300	0	650			1,650	
トータルコスト	5,468千円（前年度 5,448千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金関係業務（交付決定・実績報告・検査）、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい者の自立・社会参加の推進を目的として開催されるフォーラムやスポーツ大会を支援し、地域住民への情報発信や意識啓発を行うとともに、スポーツ活動等に参加できる環境を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】 定額 【負担割合】 県 10/10	1,000
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業	全県的な、身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】 定額 【負担割合】 国 1/2、県 1/2	800
全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】 定額 【負担割合】 国 1/2、県 1/2	500
合 計		2,300

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・フォーラムによる講演、シンポジウム等の実施や各種スポーツ大会の開催を支援することにより障がい者の自立と社会参加を図っている。継続して支援を行い、障がい者への理解の促進や社会参加、健常者と障がい者の交流により障がいへの相互理解を図る。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
あいサポート推進事業	10,462	12,600	△2,138	2,523			7,939	
トータルコスト	24,720千円（前年度 25,979千円）〔正職員：1.8人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、障害者差別解消法理解・啓発業務、条例普及関係業務							
工程表の政策目標（指標）	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称）あいサポート条例」が施行となり、障がいの者の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。								
あいサポート運動の精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会（共生社会）の実現に向けた事業に取り組む。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
内 容								予算額
(1) あいサポート運動研修等事業 あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施する。								7,724
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・あいサポート大使による講演の実施 ・障害者週間における啓発、心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集 ・障がい者への理解促進公開講座の開催 ・バリアフリー観光等を推進する研修会の開催								1,829
(3) 障害者差別解消法理解促進事業 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした研修を実施する。								609
(4) 障がい者差別解消に向けた相談・支援体制の整備 民間事業者が実施する合理的配慮に必要な経費を補助する。 (補助率10/10、補助上限額30万円)								300
合 計								10,462
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポーター数 令和6年度：580,000人 ・あいサポート運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだ不十分な面もあり、共生社会の実現に向けより一層の啓発を図っていく。 ・配慮や支援が必要なことを周囲に知らせるための障がい者が身に付ける「ヘルプマーク」を作成、配布しているが、さらなる周知を図るため配布箇所や配布方法の見直し、普及啓発を推進する。 (令和2年11月末現在：ヘルプマーク3,110個を配布。) ・県内の民間事業者等を対象に、障害者差別解消法の研修会を開催するとともに障害者差別解消支援協議会を実施し、事例の共有や障がい者差別を解消するための対策を協議している。また、「障害者差別解消相談支援センター」を県内3か所に設置し、障がいを理由とする差別解消に対応する相談支援体制を整備しており、より一層の周知を進めていく。 ・県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。 								
[令和2年11月末現在の状況]								
○あいサポーター数：555,007人（うち県内77,412人、県外477,595人）								
※県外のあいサポーター数は、連携してあいサポート運動を実施している7県14市6町の合計数								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
失語症者向け意思疎通支援事業	9,383	3,089	6,294	3,004		3,375	3,004	
トータルコスト	10,175千円（前年度 3,876千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」の養成等を行う。							3,109
指導者養成研修への派遣	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。							170
意思疎通支援者派遣に向けた体制づくり	意思疎通支援者の派遣に向け、養成した支援者と当事者の顔合わせ機会の創出や先進地視察を行うとともに、コーディネーターを配置し、研修や顔合わせ機会の調整を行う。							6,104
合計							9,383	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・失語症に係る県民の理解を広げ、失語症向け意思疎通支援者を着実に養成していくとともに、支援者の派遣に向けた体制を整えることで、失語症者の社会参加と福祉の増進を図る。								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	23,361	23,656	△295	8,154		6,712	8,495	
トータルコスト	24,153千円(前年度 24,443千円)[正職員:0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標(指標)	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 聴覚障がい者センター関連経費 (単位:千円)								
区 分		事業内容				予算額		
字幕入り映像の貸出事業		字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。				3,961		
② 要約筆記事業 (単位:千円)								
区 分		事業内容				予算額		
要約筆記者養成研修事業		要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。				10,683		
要約筆記者設置・派遣事業		主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。				8,376		
		合 計				19,059		
③ 難聴者向けスピーカーの整備								
		事業内容				予算額		
		ヒアリンググループに対応していない補聴器を利用している難聴者への情報保障のため、難聴者向けスピーカーを整備する。				341		
<聴覚障がい者センターの概要>								
設置者	鳥取県							
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市							
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 (1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸し出し (2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 (3) 聴覚障がい者の居場所づくり(生きがい、学習、情報収集など) 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 上記取組により、聴覚障がい者への支援を行い、聴覚障がい者の社会参加を推進する。 平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。 今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えるとの認識もまだ多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	95,194	90,240	4,954	33,950		(負担金) 19,567	41,677	
トータルコスト	101,531千円（前年度 96,536千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各所で開催							1,660
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金							600
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金							800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金							65
合 計							3,125	
② 手話を使いやすい環境整備事業 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	ICTを活用した遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。							12,451
音声文字変換システム	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。							885
手話通訳士試験受験料の補助	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。							110
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。							7,039
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。							32,109
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。							10,495
手話通訳者指導者養成研修への派遣	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。							1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施する。							1,605
鳥取県手話施策推進協議会	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							372
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金							100
聴覚障がい者相談員設置事業	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。							24,125
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金							100
合 計							90,644	
③ コミュニケーション支援事業 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援	障がい者と地域住民とが交流できるサロンを設置して、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に対する補助金							1,000
難聴者等向けコミュニケーション学習会の開催に対する支援	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等を開催する取組に対する補助金							425
合 計							1,425	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・手話施策推進計画に定める目標								
登録手話通訳者数 令和5年度末 65人								
手話講座等受講者数 令和5年度末 2,500人/年								
・手話の普及、手話を使いやすい環境の整備に関する取組を通じて、手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、関係団体等と連携しながら取組を継続していく必要がある。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,178	25,450	△272				25,178	
トータルコスト	35,931千円（前年度 36,108千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会（会長 平井 伸治）
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒
出場チーム	予選審査を通過した15チーム
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス （演技時間：6分以上8分以内）

(2) 大会の開催実績

	日程	会場	優勝チーム
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本聾学校(熊本県)
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)
第6回	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	真和志高等学校(沖縄県)
第7回	令和2年9月27日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	奈良県立ろう学校

(3) 第8回大会について

令和3年秋に米子市内で開催予定

2 主な事業内容

事業の項目	予算額	内容
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,178千円	大会の準備・開催運営（奉迎に係るもの含む）・広報等に要する経費
奉迎対策費	10,000千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費 等）
合計	25,178千円	

※大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- 手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与する。
- 全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で7回開催した。
- 第7回大会は、コロナ禍における大会となり、初のWEB開催となったが、第4回大会を除き御臨席を賜っている佳子内親王殿下からもビデオ形式のお言葉を賜り、また各出場チームと県内会場をリモートでつなぐなど、WEB開催であっても臨場感のある大会運営を行い、視聴数が9,000回を越えるなど、新たな視聴者層を獲得するとともに盛り上がりのある大会となった。
- 大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多くの方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっている。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																	
視覚障がい者情報支援事業	62,838	61,077	1,761	31,019			31,819																																																	
トータルコスト	64,422千円（前年度 62,651千円）〔正職員：0.2人〕																																																							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等																																																							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																																																							
事業内容の説明																																																								
1 事業の目的・概要 情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。																																																								
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい者支援センター運営事業</td> <td>視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン（弱視）の特性に応じた支援の充実について検討を行う。</td> <td>12,874</td> </tr> <tr> <td>点字図書館運営費補助金</td> <td>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。</td> <td>40,871</td> </tr> <tr> <td>点字・声の広報発行事業</td> <td>県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。</td> <td>2,322</td> </tr> <tr> <td>点字による即時情報ネットワーク事業</td> <td>社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。</td> <td>1,455</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者情報アクセス向上事業</td> <td>視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、パソコンをリサイクルして活用するとともに、スマートフォンなどの情報媒体の活用に係る講座を開催する。</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>情報アクセス・コミュニケーション研究会</td> <td>情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>点字資料等作成費補助事業</td> <td>障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者情報支援機器整備事業</td> <td>視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を支援する情報支援機器を整備し、生活訓練等に活用する。</td> <td>498</td> </tr> <tr> <td>補助犬育成事業</td> <td>補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給</td> <td>視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者生活訓練事業</td> <td>歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を開催する。</td> <td>992</td> </tr> <tr> <td>中途視覚障がい者生活訓練事業</td> <td>中途視覚障がいによる不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を実施する。</td> <td>638</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>62,838</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事業内容	予算額	視覚障がい者支援センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン（弱視）の特性に応じた支援の充実について検討を行う。	12,874	点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	40,871	点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。	2,322	点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。	1,455	視覚障がい者情報アクセス向上事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、パソコンをリサイクルして活用するとともに、スマートフォンなどの情報媒体の活用に係る講座を開催する。	300	情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102	点字資料等作成費補助事業	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300	視覚障がい者情報支援機器整備事業	視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を支援する情報支援機器を整備し、生活訓練等に活用する。	498	補助犬育成事業	補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。	2,287	視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。	199	視覚障がい者生活訓練事業	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を開催する。	992	中途視覚障がい者生活訓練事業	中途視覚障がいによる不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を実施する。	638	合 計		62,838						
区 分	事業内容	予算額																																																						
視覚障がい者支援センター運営事業	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン（弱視）の特性に応じた支援の充実について検討を行う。	12,874																																																						
点字図書館運営費補助金	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。	40,871																																																						
点字・声の広報発行事業	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。	2,322																																																						
点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。	1,455																																																						
視覚障がい者情報アクセス向上事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、パソコンをリサイクルして活用するとともに、スマートフォンなどの情報媒体の活用に係る講座を開催する。	300																																																						
情報アクセス・コミュニケーション研究会	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。	102																																																						
点字資料等作成費補助事業	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。	300																																																						
視覚障がい者情報支援機器整備事業	視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を支援する情報支援機器を整備し、生活訓練等に活用する。	498																																																						
補助犬育成事業	補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。	2,287																																																						
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。	199																																																						
視覚障がい者生活訓練事業	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を開催する。	992																																																						
中途視覚障がい者生活訓練事業	中途視覚障がいによる不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を実施する。	638																																																						
合 計		62,838																																																						
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、円滑に情報を取得し利用できるよう環境の整備を図る。 平成29年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところであり、全盲、ロービジョンなど多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場（連絡協議会）を設け、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めていく。 																																																								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	40,571	38,578	1,993	15,529		6,662	18,380	
トータルコスト	41,363千円（前年度 39,365千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。

注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
盲ろう者支援センター運営費	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,851
盲ろう者向け相談支援事業	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	15,312
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	7,034
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	11,609
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練、交流サロンの開催を行う。	3,765
合 計		40,571

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・今後もきめ細かな支援を行っていくとともに、より多くの盲ろう者に支援が行き届くよう、掘り起こしのため関係機関等への働きかけなどを継続して取り組む。
- ・鳥取県盲ろう者支援センターを平成28年度に新設し、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練などを実施し、ニーズの掘り起こしや盲ろう者が自身でできることを見出すことによって、盲ろう者の活動の幅が広がってきているところである。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
ロービジョンケア推進事業	5,976	6,176	△200				5,976							
トータルコスト	7,560千円(前年度7,750千円)[正職員:0.2人]													
主な業務内容	委託事務													
工程表の政策目標(指標)	-													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要 視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人(ロービジョン者)が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。 ※ロービジョンとは、病気など何らかの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「視野が狭い」など日常生活での不自由さをきたしている状態。</p>														
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化(4,526千円) 日常生活、職場、学業など様々な場面で不安や困難を抱えながら生活している多くのロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員を配置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取大学医学部附属病院内</td> </tr> </table>									内容	・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施	設置場所	鳥取大学医学部附属病院内		
内容	・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施													
設置場所	鳥取大学医学部附属病院内													
<p>(2) ロービジョンフォーラムの開催(800千円) 社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>100名程度</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>中部地区</td> </tr> </table>									内容	・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置	定員	100名程度	会場	中部地区
内容	・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置													
定員	100名程度													
会場	中部地区													
<p>(3) 眼科医等向けロービジョン講習会の開催(650千円) 県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。</p> <table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>・ロービジョンケアの意義 ・視覚補助機器の活用 ・社会資源の活用 ・県外ロービジョン外来の実践事例の紹介等</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>県内の眼科医、視能訓練士、看護師等</td> </tr> </table>									内容	・ロービジョンケアの意義 ・視覚補助機器の活用 ・社会資源の活用 ・県外ロービジョン外来の実践事例の紹介等	対象者	県内の眼科医、視能訓練士、看護師等		
内容	・ロービジョンケアの意義 ・視覚補助機器の活用 ・社会資源の活用 ・県外ロービジョン外来の実践事例の紹介等													
対象者	県内の眼科医、視能訓練士、看護師等													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月に「ロービジョン相談窓口」を開設し、ロービジョン者のニーズの掘り起こし、ロービジョン外来、開業医(眼科医)、関係機関・団体と連絡調整等を実施し、引き続きロービジョン者を適切な支援へ繋げていく。 全盲、ロービジョン(弱視)では必要とされる支援が異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場(連絡協議会)を設置し、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めている。 														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	99,370	101,678	△2,308	11,500			87,870	
トータルコスト	123,133千円（前年度 125,288千円） [正職員：3.0人]							
主な業務内容	委託契約業務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策目標（指標）	障がい者の芸術・文化活動の振興							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年10月に策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の更なる推進を図るとともに、平成28年3月に設立した「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」（以下「知事連盟」という。）に加盟する都道府県と連携し、障がい者の芸術文化振興を図るとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
「あいサポート・アートセンター」の運営	障がい者アートの普及啓発や相談支援、人材育成などを行うとともに、県内外の障がい者の優れた作品を常設展示する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）	31,373
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催	関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	872
障がい者アート活動支援事業補助金	障がい者や障がい者が所属する団体等が行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う。 （補助率10/10）	17,000
「あいサポート・アートとっとり祭」の開催	障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として開催する。	17,000
「あいサポート・アートとっとり展」の開催	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。	13,775
障がい者と健常者が共につくる芸術	全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 事業実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000
知事連盟に係る連絡調整費	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350
合計		99,370

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に定める目標

アート活動取組団体数…令和5年度目標 55団体（令和元年度達成状況 45団体）

あいサポート・アートとっとり祭り来場者数…令和5年度目標 5,000人

（令和元年度達成状況 4,580人）

あいサポート・アートとっとり展来場者数…令和5年度目標 4,000人

（令和元年度達成状況 3,368人）

- ・目標の達成に向けて、今後も取組を継続するとともに、「鳥取県は一とふるアートギャラリー」の認定促進など、県民が障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備することで、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め、更なる推進を図る。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）視覚障がい者等の読書バリアフリー環境整備推進事業	6,143	0	6,143	3,071			3,072	
トータルコスト	6,935千円（前年度0千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）に基づく、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定（令和3年3月）し、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）が身近に読書が楽しめるよう、読書バリアフリーに向けた環境整備を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会の開催	視覚障がい者等向けに、ICT機器の使用等に関する研修を実施する。	484
点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修の開催	点訳・音訳ボランティア団体に所属する者を対象に、点訳・音訳技術向上のため、外部から講師を招聘し、スキルアップ講座を開催する。	374
点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣	ライトハウス点字図書館の職員、点訳・音訳ボランティア活動に長年携わっている者等を点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会へ派遣することで、県内の点訳・音訳奉仕員養成研修のレベルアップを図る。	208
ライトハウス点字図書館への情報支援員の加配	ライトハウス点字図書館に読書バリアフリー基本計画の推進に総括的に取り組む情報支援員を1名配置し、県計画に関連する上記等の業務を行う。	5,077
合計		6,143

<参考：県立図書館実施事業>

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
読書バリアフリーフォーラムの開催	読書バリアフリーに関して県民への普及・啓発を行うとともに関係機関の職員の理解を深めるためフォーラムを開催する。また、サピエ図書館や国会図書館のパソコン、スマートフォン等ICT機器を用いた利用方法の理解や周知を図るため利用方法の実演や機器の展示を行う。	449

※サピエ図書館：視覚障がい者をはじめ、文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字や音声データで提供するネットワーク。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・県計画に基づき、県立図書館、ライトハウス点字図書館、市町村図書館等と連携して、視覚障がい者等の読書環境の整備を進め、全ての県民が等しく文字・活字文化の恩恵を受けることができるようにする。

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業	2,200	0	2,200	1,466			734	
トータルコスト	2,992千円(前年度 0千円) [正職員:0.1人]							
主な業務内容	補助金等交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 障がい分野における介護ロボット等の普及により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進するため、障害者支援施設事業者等に対し介護ロボット等の導入を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 障害者支援施設や障害福祉サービス事業所を対象として、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援などの各種ロボットを導入する経費を補助する。 ○限度額: 一台あたり300千円(障害者支援施設は5台まで、GHは2台まで) ○補助率: 10/10(国2/3、県1/3)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット導入を通じて介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備を推進する。 ・導入実績: 障害者支援施設 5施設(12台) グループホーム 2事業所(4台) 								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい者施設の新型コロナ対策支援事業	16,270	0	16,270	16,270				
トータルコスト	17,062千円 (前年度 0千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金等交付事務、看護協会等との調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要								
障害福祉サービスが継続して提供されるよう、感染者が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員確保や衛生用品等のかかり増し経費を支援する。併せて、感染症対策研修や事業所への個別巡回指導等を通じて、障害福祉サービス等事業所の感染症予防体制の構築を支援する。								
2 主な事業内容								
区 分		内 容						
鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業 (15,190千円) (国10/10)	障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等が必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等を支援する。(中核市の鳥取市除く)							
	対象事業所	(1) 障害福祉サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 ・利用者・職員に感染症が発生した事業所等 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所ほか	(2) 障害福祉サービス事業所等との連携支援事業 ・左欄の事業所等から利用者の受入や職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った事業所等					
	対象経費	・マスク、手袋等の衛生用品購入費 ・事業継続に必要な人員確保のための経費 ほか		・利用者受入に係る連絡調整費、職員確保費用 ・職員応援派遣に係る費用				
	補助基準単価	(通所系) 17.2~197.8万円(1事業所) (短期入所) 14.6万円(1事業所) (訪問系) 3.3~17.5万円(1事業所) (入所・居住系) 15.0~101.3万円(1事業所(施設)) (相談系) 3.6万円~5.0万円(1事業所)			(通所系) 0.9~98.9万円(1事業所) (短期入所) 7.3万円(1事業所) (訪問系) 1.1~6.3万円(1事業所) (入所・居住系) 7.5~50.6万円(1事業所(施設)) (相談系) 1.8万円~2.5万円(1事業所)			
障がい福祉サービス事業所等に対する新型コロナ対策現地指導事業 (1,080千円) (単県)	障がい福祉サービス事業所等に感染管理認定看護師、認定看護管理者を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的に指導・助言を行うことにより、障がい福祉サービス事業所等における感染防止対策等の一層の強化を図る。							
※単県分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・令和2年夏より感染症対策の専門家による現地指導や衛生用品配備支援を通じて、社会福祉施設の新型コロナウイルス感染症への予防体制強化を支援している。引き続き予防体制強化とサービス提供が継続できるよう支援に努める。								

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7858）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	22,091	21,655	436	148			21,943	
トータルコスト	97,119千円（前年度 94,585千円）〔正職員：8.9人 会計年度任用職員：1.6人〕							
主な業務内容	審査業務、指定医師関係業務、社会福祉統計等取りまとめ、各障害手帳交付事務、会議開催事務、委員任命事務、契約事務、事業者情報管理、連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

以下の各種事務に係る経費である。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費
- (2) 「鳥取県障害者施策推進協議会」の運営にかかる経費
- (3) 「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催にかかる経費
- (4) 「障害福祉サービス事業者等管理システム」の運用・改修にかかる経費
- (5) 障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等にかかる経費

2 主な事業内容

（単位：千円）

	細事業名	内容	予算額
1	障がい者福祉事務費（3障がい手帳事務費）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費。	4,205
2	鳥取県障害者施策推進協議会運営事業	鳥取県障害者施策推進協議会（障害者基本法等に基づき条例で設置される県の附属機関）の運営にかかる経費。（県は事務局として協議会の開催準備等を行う。）	529
3	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る処分に不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査にかかる経費。	100
4	障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業）	県が障害者総合支援法における指定事業者の申請受付から指定、指定後の台帳管理を行うためのシステム「障害福祉サービス事業者等管理システム」について、保守管理業務を委託する経費。	508
5	（臨時）令和3年度生活のしづらさなどに関する調査実施事務費（国10/10）	5年に1回、国が経費を負担して実施する全国調査の実施に要する経費。 本調査は、在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的とし、日常生活のしづらさの状況、障害の状況、障害者手帳の有無、福祉サービスの利用状況、日常生活上の支援の状況、日中活動の状況、外出の状況、家計の状況などを調査する。	148
6	管理運営費	障がい福祉課の総括及び課内外の連絡調整に係る経費。	16,601
合計			22,091

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・協議会等の円滑な開催及び管理運営費の適正な執行を行う。

2項 児童福祉費
3目 母子福祉費

障がい福祉課（内線：7152）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	5,668	3,947	1,721	3,765			1,903	
トータルコスト	18,005千円（前年度16,179千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費（3,240千円、国10/10） （令和2年4月30日現在の受給権者数：1,250人） (2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料（1,865千円、国10/10、単県） (3) 特別児童扶養手当支払事務システム改修費（563千円、単県）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・身体又は精神に障がいがある在宅児童について、適切に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給するため、現地調査、認定、証書交付、市町村指導等を行っている。</p>								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
心身障がい者扶養共済事業費	193,311	194,858	△1,547	32,521		(雑入) 123,988	36,802																						
トータルコスト	199,311千円（前年度 200,794千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕																												
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等																												
工程表の政策目標（指標）	－																												
事業内容の説明																													
1 事業の目的・概要																													
心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。																													
2 主な事業内容																													
心身障がい者を扶養している者（加入者）が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。 （心身障がい者年金給付金：20,000円／月・口、加入者数は1人2口まで） （単位：千円）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者年金給付金</td> <td>109,120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱退一時金給付金等</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別調整費負担金</td> <td>64,842</td> <td>扶養共済制度運営費</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>17,035</td> <td>加入者掛金等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>814</td> <td>システム委託料・標準事務費等</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>193,311</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	備 考	心身障害者年金給付金	109,120		脱退一時金給付金等	1,500		特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費	保険料	17,035	加入者掛金等	その他	814	システム委託料・標準事務費等	合 計	193,311	
区 分	予算額	備 考																											
心身障害者年金給付金	109,120																												
脱退一時金給付金等	1,500																												
特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費																											
保険料	17,035	加入者掛金等																											
その他	814	システム委託料・標準事務費等																											
合 計	193,311																												
加入者及び年金受給者の状況（令和2年4月1日現在）																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>加入者数</td> <td>223人</td> </tr> <tr> <td>加入者口数</td> <td>323口</td> </tr> <tr> <td>年金受給者数</td> <td>360人</td> </tr> <tr> <td>年金受給者口数</td> <td>414口</td> </tr> </tbody> </table>									加入者数	223人	加入者口数	323口	年金受給者数	360人	年金受給者口数	414口													
加入者数	223人																												
加入者口数	323口																												
年金受給者数	360人																												
年金受給者口数	414口																												
3 事業目標・取組状況・改善点																													
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。 加入者に対しては掛金の確実な納付を促し、また受給資格者に対しては年金保険金の請求を案内している。毎年度、加入者及び受給者の現況確認を行い、請求忘れや年金の過払い等が発生しないようにするなど制度の円滑な運用に努めている。 																													

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課（内線：7862）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・依存症対策事業	20,991	19,660	1,331	8,015			12,976	
トータルコスト	28,120千円（前年度26,743千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	支援拠点機関の設置、フォーラム・研修会・会議の開催等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県アルコール健康障害対策推進計画（平成28年3月策定）（以下「アルコール計画」という。）について、ギャンブル等依存症対策基本法の施行、関係団体の取組などを踏まえ、新たに薬物・ギャンブル等依存症に関する対策や多重依存への対応を加えた計画として改定（令和3年3月）し、アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症の問題を抱える当事者や家族への支援体制の強化を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症支援拠点機関の設置（国1/2）	依存症の専門性を持った医師が在籍する精神科病院をアルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症の支援拠点機関として指定の上、相談支援コーディネーターを配置して相談対応、研修会の開催、普及啓発を行う。〔委託先：医療福祉センター渡辺病院〕	10,000
依存症啓発フォーラムの開催（国1/2、単県）	依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。	4,462
（新規）医師、看護師等の依存症専門研修受講経費（単県）	依存症専門医療機関の充実（新たに中部及び西部圏域に専門医療機関を設置）に向けて、選定に必要な専門性を持った医師及び看護師等を養成するため、国が指定する依存症専門研修に派遣する。	460
（拡充）アルコール健康障害・依存症普及啓発相談員の設置・派遣（単県）	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症から回復した当事者やその家族等を普及啓発相談員として任命し、県の機関や支援コーディネーターと協働して当事者・家族からの相談対応や普及啓発にあたる。	442
（拡充）鳥取アディクション連絡会及び自助グループに対する活動支援（国1/2）	・依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施を支援する。（補助上限額：500千円 補助率10/10） ・依存症に関する自助グループの活動を支援する。（補助上限額：100千円 補助率：1/2）	1,300
かかりつけ医等依存症対応力向上研修事業（単県）	一般診療科の医療従事者等を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。	891
薬物依存症リハビリ施設に対する運営支援（単県）	依存症者の回復・社会復帰促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設の運営費の一部を助成する。（補助上限額：1,959千円 補助率：10/10）	1,959
依存症相談支援等の実施（国1/2、単県）	・精神科医による依存症の定例相談会及び依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催する。 ・各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議や相談支援の充実に向けた研修会等を開催する。 ・学識経験者、医師、自助グループ、回復支援施設、関係事業者等からなる「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」を開催し、依存症対策の進捗状況について諮問・審査を行う。	1,477
合計		20,991

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・アルコール健康障害に加え、薬物・ギャンブル等依存症の当事者が身近な地域で適切な治療を受けられるよう治療体制の充実を目指す。（専門医療機関の設置：1箇所→3箇所（各圏域1箇所））
- ・普及啓発、相談支援体制の充実、関係機関・団体との連携強化等に取り組み、多量飲酒者の低減、未成年飲酒者をなくし、また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の低減を図る。

[相談状況（令和元年度）]

アルコール健康障害：延べ271件（130人）、薬物依存症：延べ50件（17人）

ギャンブル等依存症：延べ160件（63人）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	25,602	2,784	22,818	24,142			1,460	
トータルコスト	32,731千円（前年度 9,867千円） [正職員：0.9人]							
主な業務内容	地域移行支援、各種会議の開催、関係機関の調整連携推進、地域で支える仕組み体制構築等							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

精神科病院に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するための取組を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催（単県）	①地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ②実務担当者会議 各圏域で、実務担当者が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 （既定経費対応）	-
ピアサポーターによる退院・退所支援（国1/2）	①各福祉保健局から依頼を受けて支援活動を行う。 ②入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援や、福祉保健局等が開催する交流会へ参加していただく。 ③地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。	142
地域移行支援強化研修会（国1/2）	退院支援に携わる専門職等のスキルアップを図るための研修会を開催する。	533
地域と病院との交流（単県）	精神科病院に入院中の精神障がい者と地域住民やボランティア（地域移行推進ボランティア等）との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。	101
障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業（国1/2）	国の基本指針等を踏まえ、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を関係者と連携して進める。 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置する。 ・国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施する。 ・精神障がい者の地域移行・地域定着を支援するピアサポーターを養成するための研修会等を開催する。	1,730
多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業（国10/10）	基幹的な役割を果たす精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築し、地域での医療支援や住宅確保支援など必要な支援を行うとともに、取組の試行を通じて、精神障がい者が地域生活を送る上で必要となる支援内容等の明確化を図る。	22,786
精神障がい者地域移行サポート事業（国1/2）	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。 〔補助先：県内で活動するボランティア組織〕	310
合 計		25,602

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・精神障がい者が地域で生活を送るためには、医療支援、住宅や日中活動の場の確保、容態が不安定となった場合の対応等の多職種・多機関による支援が必要となるため、これらを包括的に提供できる体制づくりを進める。
- ・精神科病院に1年以上在院する精神障がい者（長期在院者）の地域生活への移行に向けて、圏域ごとに保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、支援者の育成や普及啓発などに取り組んでいる。

【在院期間1年以上の長期在院者数（令和元年6月末現在）】

65歳未満：292人 [目標：279人以下（令和2年度末）]

65歳以上：534人 [目標：571人以下（令和2年度末）]

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	61,265	59,859	1,406	32,255			29,010	
トータルコスト	63,641千円（前年度 62,220千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神科救急医療体制の整備運営を図ることを目的とする。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
精神科救急医療施設事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機。） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。						53,442	
精神医療相談事業	精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保する。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関。						7,798	
移送体制の整備及び運営	精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらう等、移送体制を整備する。						25	
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。						-	
合 計						61,265		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 身体合併症を有する患者を含む精神科救急患者に対して、24時間365日、精神科救急医療が提供できる体制づくりを進める。 休日・夜間において緊急を要する相談、診察、入院等に対応するため、現在協力を得られる7病院を精神科救急指定病院として指定し、精神障がい者の緊急時における適切な医療及び保護に繋げた。 								
精神障がい者スポーツ大会	534	534	0				534	
トータルコスト	1,326千円（前年度 1,321千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 スポーツを通じて精神障がい者の社会参加の促進及び交流を行い相互に友好を深めるとともに、精神障がい者の生活意欲の増進を図る。								
2 主な事業内容								
区分	事業内容						予算額	
精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。						188	
鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。						346	
合 計						534		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> スポーツ交流会により精神障がい者の社会促進や交流の機会の提供、生活意欲の増進を図る。 精神障がい者バレーボール協会及び鳥取県ソーシャルフットボール協会へ委託して実施している。 								

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (負担金)	一般財源	
精神保健福祉に関する事業	14,450	13,189	1,261	5,590		1	8,859	
トータルコスト	57,679千円（前年度 56,114千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	精神医療審査会の運営、定期実地審査、文書作成委託料支払業務、精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。</p> <p>また、精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施すると共に、本県の措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができる支援体制を構築する。</p> <p>大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チーム DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備を進める。</p>								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
精神医療審査会に関する こと（単県）	<p>①毎月1回開催し、精神保健福祉法に基づき、措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行う。</p> <p>②退院（処遇改善）の請求をした患者について、意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。</p> <p>※精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名）法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士2名）精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（看護師等4名）14名（2合議体）にて構成する。</p>							1,248
精神科病院に対する定期 実地審査に関すること （単県）	精神保健福祉法に基づき、精神病床を有する県内の精神科病院11病院に対し、年1回実地審査を行う。							259
定期病状報告書等文書料 に関すること（単県）	精神病床を有する県内の精神科病院11病院へ医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書作成を委託する。							3,600
精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第29条 に基づく措置入院の実施 （一部国3/4）	<p>①精神保健福祉法に基づき、措置入院等を実施する。</p> <p>②措置入院医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務を実施する。</p>							7,381
災害派遣精神医療チーム （DPAT）編成に係る経費 （単県）	<p>①DPAT 隊編成に向け、県内の精神科病院との意見交換会を開催する。</p> <p>②DPAT 隊編成に関わる研修会への参加を支援する。</p>							843
措置入院解除後の支援体 制強化事業 （単県）	<p>①「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、措置入院中から患者に対し、退院後支援計画を作成するため、支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。</p> <p>②精神保健に関する専門研修に参加し、資質向上を図る。</p> <p>③講師を招き、マニュアルに基づく支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。</p>							164
精神保健福祉普及啓発 （国1/2）	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。							955
合 計							14,450	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 県内の精神疾患のある方が、安心して医療を受けられる体制の維持・構築を目指す。 大規模災害等発生時の精神医療及び精神保健活動等に係る支援体制づくりを進めていく。 人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用に取り組んでいる。 精神障がいに関して、社会的関心の高いものをテーマにフォーラム等を開催することで、より多くの人々が精神保健に関心を持ち、精神保健福祉に関する知識の普及啓発が図られている。 								

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県精神障害者家族会 連合会支援事業	1,648	1,648	0				1,648	
トータルコスト	4,024千円（前年度 4,009千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。								
2 主な事業内容 鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を補助する。 （1,648千円 補助率：10/10） ・精神障がい福祉研修会の実施・精神障がい関係者研修会の実施 ・精神障がい者家族相談事業（研修会、相談ダイヤル）・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・精神障がい者の家族支援、精神障がいに対する正しい理解の普及啓発を図る。 ・鳥取県精神障害者家族会連合会は、本県において組織され、県内全域をカバーする精神障がい者家族の自助グループであり、各研修会等により、精神障がい者の家族の学び合い、支え合い、当事者の自己表現の促進に取り組んでいる。								
てんかん対策推進事業	2,200	2,700	△500	1,100			1,100	
トータルコスト	2,992千円（前年度 3,487千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	出前講座・啓発セミナー・研修会の開催、てんかん診療拠点の整備							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	内容							予算
てんかんのある方の支援者等研修事業 （国1/2）	①学校、公民館、企業関係者等を対象に出前講座を開催する。 ②広く県民へ向けた普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。 ③てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。 〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕							700
てんかん地域診療連携体制整備事業 （国1/2）	①てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院を「てんかん診療拠点機関」に指定し、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。 ②診療ネットワーク内での情報共有や機関同士の連携を図る関係者会議を開催するとともに、てんかん治療のための研修を開催する。 ③てんかん診療拠点機関にてんかん診療支援コーディネーターを配置し、当事者等に相談支援や県内の医療機関に助言・指導を行う。 〔委託先：鳥取大学医学部附属病院〕							1,500
合 計							2,200	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図る。 ・てんかん診療拠点機関を鳥取大学医学部附属病院に設置し、てんかん診療支援コーディネーターを配置（看護師）して、相談対応を行うとともに、医療機関との診療ネットワークの構築を進めていく。								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線：7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児者受入環境整備事業	12,083	14,045	△1,962	764			11,319	
トータルコスト	16,044千円 (前年度 17,980千円) [正職員：0.5人]							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務、研修及び講師等への謝金等の支払い							
工程表の政策目標 (指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。
また、医療的ケア児等の総合的な支援を適切に行える人材養成のための研修会を実施する。
※医療的ケア児とは、日常生活を営むために、たんの吸引、経管栄養等の医療を要する状態にある障がい児を指す。

2 主な事業内容

(1) 在宅生活支援事業 (予算額 10,555千円)

事業名	負担割合
① 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	県 45%、市町村 45%、本人 10%
② 家庭外看護師派遣支援事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
③ エアーマットレスレンタル助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
④ 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業	県 1/2、市町村 1/2
⑤ 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業	県 1/2、市町村 1/2
⑥ 重度障がい児者地域移行推進事業	県 1/2、市町村 0～1/2、事業所 0～1/2
⑦ 入院時付添依頼助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
⑧ 家庭内排痰補助装置助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
⑨ 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成事業 (予算額 1,528千円：国 1/2)

医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材を養成する。

(研修内容)

- ・医療的ケア児等の発達や疾患等の特徴、各疾患によるライフステージや必要な医療的支援をイメージし、地域の医療的現状を把握する。
- ・事例を基に、ニーズ把握、当事者の意向に沿った支援計画の作成、関係機関との調整等を学ぶ。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町村において医療的ケア児等コーディネーターの配置を図る。
- ・障がい児者在宅生活支援事業の実施状況
H29：13市町村で延べ29事業、H30：14市町村で延べ29事業、R1：13市町村で延べ33事業
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成事業
修了者数：H30…39名、R1…22名、R2…32名

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援医療費（育成医療）	5,962	6,445	△483				5,962	
トータルコスト	7,546千円（前年度8,019千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	負担金及び審査支払手数料の支払、予算・決算・要綱整備等、国庫負担金事務							
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

身体に障がいのある児童等の健全な育成を図り、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容
医療費（負担金）	5,932	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものに対し、必要な医療費を給付する。
審査支払事務手数料（委託料）	30	医療費の審査・支払事務の委託
合計	5,962	

負担割合 医療費 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
 審査支払事務手数料 県 1/2、市町村 1/2

3 事業目標・取組状況・改善点

- 身体に障がい又は疾患がある児童に係る症状の除去・軽減のため医療費を一部支給し、日常生活が容易にできるよう支援体制の整備を図る。
- 令和元年度までの実績
 - 平成29年度：4,128千円
 - 平成30年度：9,252千円
 - 令和元年度：6,637千円

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
<地方機関計上予算> 地域生活支援事業（発達障がい者支援センター運営費）	2,587	2,581	6	1,293			1,294													
トータルコスト	51,024千円（前年度50,655千円） [正職員：5.4人、会計年度任用職員2.0人]																			
主な業務内容	相談支援、関係機関との調整、研修の企画・立案・実施、普及啓発																			
工程表の政策目標(指標)	発達障がい児（者）に対する地域における総合的な支援体制の推進																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的・概要																				
発達障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児（者）及びその家族からの相談に応じるとともに、地域における総合的な支援体制の整備の推進を図る。																				
2 主な事業内容																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>『エール』発達障がい者支援センター</td> </tr> <tr> <td>開設時期</td> <td>平成16年6月</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>障害児入所施設 県立皆成学園（倉吉市みどり町）内</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>①相談支援 ②発達支援（発達状況の検査・判定・療育指導） ③就労支援（就労相談への対応・情報提供） ④普及啓発・研修</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	名 称	『エール』発達障がい者支援センター	開設時期	平成16年6月	設置場所	障害児入所施設 県立皆成学園（倉吉市みどり町）内	対 象 者	発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等	事業内容	①相談支援 ②発達支援（発達状況の検査・判定・療育指導） ③就労支援（就労相談への対応・情報提供） ④普及啓発・研修
区 分	内 容																			
名 称	『エール』発達障がい者支援センター																			
開設時期	平成16年6月																			
設置場所	障害児入所施設 県立皆成学園（倉吉市みどり町）内																			
対 象 者	発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等																			
事業内容	①相談支援 ②発達支援（発達状況の検査・判定・療育指導） ③就労支援（就労相談への対応・情報提供） ④普及啓発・研修																			
3 事業目標・取組状況・改善点																				
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児（者）に対する地域における総合的な支援体制の推進を図る。 相談支援の年齢別相談割合は、近年では全体の6割を超えるなど、年々成人期の方の割合が高くなっている。 令和2年度には、成人期の発達障がいの支援体制の課題把握のため、成人期の入口に当たる大学、短期大学等へのヒアリングを行った。 																				

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい児者事業所職員等研修事業	345	345	0				345													
トータルコスト	1,137千円（前年度5,854千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	研修の企画、開催、講師等への謝金等の支払い																			
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要 重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。</p> <p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修</td> <td>156</td> <td>事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進及び支援者のスキルアップを図る。</td> </tr> <tr> <td>② リハビリテーション関連事業所職員研修</td> <td>189</td> <td>リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>345</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児者及び医療的ケア児等に携わる支援者を育成し、安心して暮らすことができる環境の整備を図る。 令和元年度から鳥取県理学療法士会と協働してリハビリテーション関連事業所の職員に対する研修を実施している。 									事業名	予算額	事業内容	① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修	156	事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進及び支援者のスキルアップを図る。	② リハビリテーション関連事業所職員研修	189	リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。	合計	345	
事業名	予算額	事業内容																		
① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修	156	事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進及び支援者のスキルアップを図る。																		
② リハビリテーション関連事業所職員研修	189	リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。																		
合計	345																			

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの心の診療ネットワーク整備事業	10,816	10,906	△90	5,407			5,409	
トータルコスト	12,400千円（前年度18,776千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	ネットワーク会議業務、研修・講演会等事務、拠点病院との連絡調整・打合せ等							
工程表の政策目標（指標）	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①子どもの心の診療ネットワーク事業（鳥大附属病院）	7,633	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院内に事業推進に係る推進室の設置（臨床心理士2名を配置） 子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催 医療と保健福祉等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催 鳥取大学医学部において、事業の内容について企画・検討する学内ミーティングの開催 小学校等での対応困難事例について、スーパーバイズできる臨床心理士の派遣
②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業（鳥大附属病院・県）	2,241	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心の問題について理解を深める医学講座の開催 福祉保健教育等、子どもの心の問題に携わる支援者に対する専門研修会の開催 発達障がい児者の医療受診を支援するため、地域の医療従事者（耳鼻科医、歯科医、眼科医など）を対象とした研修（診療協力医研修）の実施 発達障がいの専門医が地域の小児科医を対象とした具体的な診療法等を伝える研修の実施
③子どもの心に関する理解啓発事業（鳥大附属病院）	371	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心の問題に関して県民の方の理解を深める講演会の開催
④その他（県）	571	<ul style="list-style-type: none"> 理解啓発等に関する経費
合計	10,816	

3 事業目標・取組状況・改善点

- 医療、福祉、教育等のネットワークの充実、医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を図る。
- 令和元年度までの実績

研修・講演会 平成29年度：15回 平成30年度：15回 令和元年度：48回

診療協力医 平成28年度：4人 平成29年度：4人 平成30年度：2人

令和元年度：4人（のべ14人）

対応困難事例に対する臨床心理士の派遣

県内小学校を対象に、子どもへの対応や保護者支援について、各小学校のニーズに応じた相談支援を行った。

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	4,600	4,600	0	2,218			2,382	
トータルコスト	11,393千円（前年度11,323千円）[正職員：0.5人、会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	検討委員会の開催、ペアレントメンター相談活動の推進、人材育成等							
工程表の政策目標（指標）	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

発達障がい児者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実等を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①鳥取県発達障がい者支援地域協議会	130	発達障がい者支援体制の整備、円滑な実施のための検討を行う。
②ペアレントメンターに係る家族支援事業	3,145	ペアレントメンター（よき相談相手である先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児者の家族支援体制整備の強化を図る。 ・活動スキルの維持及び情報交換等を目的としたフォローアップ研修を開催する。 ・活動状況を把握し相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断や適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置する。
③ペアレント・トレーニング普及推進事業	216	ペアレント・トレーニング講習会の実施によって、療育施設や各市町村、児童相談所等でのペアレント・トレーニングの実施を推進する。
④発達障がい者相談支援人材養成事業	191	相談支援機関職員、市町村保健師、教員等を対象に、思春期から青年期の発達障がい児者の相談支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。
⑤地域支援マネージャー配置事業	758	発達障がい者支援センター『エール』の地域支援機能の強化を図るため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、ネットワークの構築、市町村への後方支援、アセスメントツールの導入を促進する。
⑥ペアレントメンター相談事業（単県）	160	ペアレントメンター活動の促進を図るため、ペアレントメンターを登録し、相談活動等を実施する団体に活動経費を補助する。（補助率：10/10）
合計	4,600	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援体制の確立を目指す。
- ・身近な相談の場におけるペアレントメンターを活用したピアサポートや、高度な相談に対応するペアレントメンターのスキルアップの向上が求められている。
- ・全市町村でペアレント・トレーニングに取り組めるよう、未実施市町村に対して受講を促していく。

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
発達障がい情報発信強化事業	605	1,254	△649	302			303							
トータルコスト	2,981千円（前年度7,550千円）〔正職員：0.3人〕													
主な業務内容	委託契約事務、連絡調整、支払業務													
工程表の政策目標（指標）	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>発達障がい児者及び保護者への情報提供（医療、福祉、教育等）並びに県民への発達障がいに関する正しい理解を深めてもらうための普及啓発を行い、本人・保護者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進める。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障がい啓発イベントの実施</td> <td>605</td> <td>国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント（ブルーライトアップ等）を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障がいに関する正しい理解を深め、地域で安心して暮らせる環境の整備を図る。 自閉症啓発デー ブルーライトアップイベント <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 会場：仁風閣 来場者数：250人 平成30年度 会場：イオンモール鳥取北 来場者数：200人 令和元年度 会場：米子市公会堂 来場者数：150人 令和2年度 会場：鳥取駅前バード・ハット ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴いイベントは中止し、ブルーライトアップ及び横断幕を掲載。 発達障害啓発週間記念イベント <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 野田あすかさんピアノリサイタル・講演 (会場：米子コンベンションセンター 来場者数：315人) 平成30年度 読み聞かせ (会場：イオンモール日吉津 来場者数：40人) 令和元年度 おしゃべり会 (会場：鳥取市内 来場者数：30人) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いイベントは中止 									項目	予算額	事業内容	発達障がい啓発イベントの実施	605	国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント（ブルーライトアップ等）を実施する。
項目	予算額	事業内容												
発達障がい啓発イベントの実施	605	国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRし、発達障がいに対する関心と認知を高め、もって発達障がい児者の地域生活の向上に寄与することを目的として、イベント（ブルーライトアップ等）を実施する。												

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童発達支援センター 利用料軽減事業	717	746	△29				717	
トータルコスト	3,885千円(前年度3,894千円)[正職員:0.4人]							
主な業務内容	市町村・施設との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>子育て支援の観点から、児童発達支援センター(※)を利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担の軽減を行う。</p> <p>※児童発達支援センター・・・未就学の障がい児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する施設</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>児童発達支援センターの利用者負担金を軽減する市町村に対して、その所要経費の1/2を補助する。(負担割合:県1/2、市町村1/2)</p> <p>【軽減措置の主な適用事例】</p> <p>①2人同時通所等の場合・・・1人目は軽減なし、2人目は2分の1に軽減</p> <p>②第3子以降・・・免除</p> <p>(参考)県内の児童発達支援センター 鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、県立鳥取療育園、県立中部療育園 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、県立総合療育センター、NPO法人陽なた</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、利用者負担の軽減を行うことにより、子育て支援の充実を図る。 令和元年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度:720千円(58人) 平成28年度:757千円(56人) 平成29年度:800千円(53人) 平成30年度:701千円(48人) 令和元年度:606千円(49人) 								

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい児等地域療育支援・相談事業	3,218	3,017	201				3,218													
トータルコスト	51,536千円（前年度51,024千円）[正職員：6.1人]																			
主な業務内容	契約業務、関係団体との連絡調整																			
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																			
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 障がい児等地域療育支援事業（予算額3,002千円） ア 療養等支援施設事業 ・訪問療育等指導事業 在宅障がい児の自宅を訪問し、家庭生活における注意点・訓練方法を指導する。併せて、保護者の相談に応じることにより、保護者の育児不安の解消を行い、家庭生活の継続を支援する。 ・外来療育等指導事業 在宅障がい児及び保護者に施設に来てもらい、家庭生活における注意点、訓練方法を指導、併せて相談に応じ育児不安の解消を行い、家庭生活の継続を支援する。 ・施設支援一般指導事業 保育所、幼稚園、学校職員等に対し、療育に関する指導・助言を行う。 イ 療育拠点施設事業 拠点施設が療育等支援施設事業の円滑な実施を支援するため、支援施設に対する研修会の開催や専門職員を派遣する。また、困難な事例に対し拠点施設の職員がより専門的な立場から相談支援を行う。 ウ 地域療育担当支援員設置事業 在宅の障がい児及びその保護者に対し、関係機関と連携を図りながら相談・指導を行う。また、地域療育セミナー等を開催し、地域に対する啓発活動等を行う。</p> <p>【事業実施施設一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>実施施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療育等支援施設事業</td> <td>・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談・指導 ・保育所等の職員に対する技術指導</td> <td>鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）、陽なた（委託）</td> </tr> <tr> <td>療育拠点施設事業</td> <td>療育等支援施設への専門的技術支援等</td> <td>総合療育センター</td> </tr> <tr> <td>地域療育担当支援員設置事業</td> <td>地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等</td> <td>鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重度障がい児者相談員設置事業（予算額216千円） 重度障がい児者とその保護者の悩みや思いに寄り添い、相談に応じ、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置する。（3名：各圏域1名ずつ）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・在宅の障がい児及び保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図り、安心して暮らすことができる環境の整備を目指す。 ・地域で障がい児を預かる保育所等に専門スタッフを派遣し、療育指導を行っている。また、各圏域ごとに療育セミナーを開催し、障がいに対する理解啓発、支援者のスキルアップを図っている。</p>									区分	内容	実施施設	療育等支援施設事業	・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談・指導 ・保育所等の職員に対する技術指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）、陽なた（委託）	療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等	総合療育センター	地域療育担当支援員設置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター
区分	内容	実施施設																		
療育等支援施設事業	・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談・指導 ・保育所等の職員に対する技術指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）、陽なた（委託）																		
療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等	総合療育センター																		
地域療育担当支援員設置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター																		

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（子ども発達支援課）管理運営費	（債務負担行為） 798 29,834	11,668	（債務負担行為） 798 18,166	582		（雑入） 642	（債務負担行為） 798 28,610	
トータルコスト	50,429円（前年度34,918千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	子ども発達支援課内外の総括・連絡調整等及び施設におけるシステムの整備等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県内の指定障害児通所支援事業所等のシステムによる情報管理、県立障がい児施設の運営の効率化及びサービス向上を図るとともに、障がい児支援の業務全般を円滑に行う。</p> <p>2 主な事業内容 (1) システム管理費（5,780千円） 障がい児福祉事務を円滑に行うためのシステム保守及び障害児入所給付費等の審査業務を委託する。 ・債務負担行為 798千円（令和4年度から令和8年度まで） 「児童福祉法及び障害者総合支援法請求システム」の保守委託料 (2) 療育園電子カルテ整備事業（19,336千円） 鳥取療育園及び中部療育園に整備した電子カルテシステムの更新・稼働に係る機器リース及び保守業務等を委託する。 また、鳥取大学医学部附属病院で整備している県内の医療ネットワーク「おしどりネット」を利用して、カルテ情報を共有しながら地域医療及び利用者の利便性の向上を図る。 (3) 措置費負担金滞納整理事業（286千円） 児童措置費負担金の滞納者のうち、職員による納付要請・督促等に応じない滞納者について、債権回収を弁護士委託することで未収金の縮減を図る。 (4) 重症心身障がい児・者関係医療機関会議費（527千円） 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者及びその家族等が安心して地域生活を送ることができるよう、医療・行政等の関係者会議を開催する。 (5) 聴覚障がい児支援事業（853千円） 聴覚障がいの早期発見・早期療育が図られるよう、支援体制の整備について検討会を開催する。 (6) 標準事務費等（3,052千円） 子ども発達支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・所属における総括・調整業務や県立障がい児施設の運営など障がい児支援業務全般を円滑に執行することにより、障がい児及びその家族が安心して暮らすことができる環境の整備を目指す。 ・各障がい児施設への障害児施設給付費請求システム等の導入及び障害児施設給付費・医療費等の支払事務の国保連等への委託により業務の効率化を推進した。 ・電子カルテシステムについては、令和2年度のシステム更新作業に当たり、さらに業務の効率化を図ることとしている。</p>								

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療型ショートステイ総合支援事業	25,719	18,494	7,225				25,719	
トータルコスト	28,887千円（前年度 21,642千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務、関係機関との連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。

また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が近年増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。

2 主な事業内容

補助金名	実施主体	補助率	内 容
訪問型レスパイト支援モデル事業補助金 (1,964千円)	訪問看護ステーション	10/10	医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 (補助内容) ・訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額(2時間を超えた部分)から自己負担530円を控除した額。
医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 (720千円)	松江医療センターでのショートステイ利用者（センターの医療型ショートステイ利用希望者に限る）	10/10	西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図ることにより、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 (補助内容) ・松江医療センターまでの交通費。
(拡充)重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金 (23,035千円)	医療機関、介護老人保健施設、居宅介護事業所等	9/10 10/10	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。 (補助内容) ・入院診療報酬と医療型短期入所サービスの報酬との差額、看護職員の人件費相当額等。 ・ヘルパー等が付添い等を行った場合の経費。 (拡充内容) ・診療所が宿泊のショートステイを受け入れる際に、看護職員の夜間勤務人件費相当額を加算。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・多くのショートステイ利用者が、希望どおりショートステイを利用できる環境の整備を目指す。
- ・センターでは、ショートステイ利用希望者が利用調整を受けた結果、希望どおり利用できない状況が生じているため、現在日帰り利用中心となっている診療所の宿泊受入の促進を図ることにより、利用者ニーズに応える。

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
N I C Uからの地域移行支援事業	600	800	△200				600							
トータルコスト	1,392千円（前年度1,587千円） [正職員：0.1人]													
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務													
工程表の政策目標（指標）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>新生児集中治療室（N I C U）又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N I C Uからの地域移行支援事業補助金 訪問看護師等の派遣に係る費用のうち、保険請求で対応できない部分について補助する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業主体</td> <td>訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県 10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N I C Uでの治療が終了した児童及び保護者が安心して地域で生活するための仕組みを整えることにより、地域で安心して暮らすことができる環境の整備を図る。 ・ 令和元年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 1,137 千円（6 事業所） 平成 30 年度 193 千円（4 事業所） 令和元年度 574 千円（4 事業所） 									事業主体	訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等	補助率	県 10/10	補助対象事業	(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援
事業主体	訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等													
補助率	県 10/10													
補助対象事業	(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援													

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児等に係る人材確保事業	338	338	0				338	
トータルコスト	1,922千円(前年度1,912千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	医療的ケア児に係る理解啓発及び障害児通所支援事業所等の職場見学の業務等							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

重症心身障がい児及び医療的ケア児(以下「医療的ケア児等」という。)を支援する通所支援事業所等の充実が求められる中、障がい福祉分野における人材確保が課題となっている。そのため、県内の医療的ケア児等を受け入れる事業所等の充実を目的として、県内学生へのPR、理解啓発事業を展開することで、事業所の人材確保を図る。

2 主な事業内容

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
医療的ケア児等に係る理解・啓発講義	194	医療的ケア児等への支援に従事する看護職員等が講師となって、県内の看護学生を対象に医療的ケア児等への支援方法及び仕事のやりがい等に関する講義を実施し、医療的ケア児等の支援について理解・啓発を推進する。
事業所見学事業	144	県内専門学校(2校)の学生による県内の障害児通所支援事業所等の見学を実施し、障がい福祉分野における職場の魅力や仕事のやりがいを知る機会を創出し、障がい福祉分野への就業促進を図る。
合計	338	

3 事業目標・取組状況・改善点

- 医療的ケア児等の支援に従事する看護職員等の人材確保を通じて、通所支援事業所等の充実を図る。
- 令和元年度までの実績

年度	講義実施	見学実施
平成30年度	2校(74人)	-
令和元年度	3校(99人)	2事業所(12人)

1目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児等及びその家族の地域生活支援体制整備事業	3,453	5,190	△1,737	214			3,239	
トータルコスト	5,037千円(前年度6,764千円) [正職員:0.2人]							
主な業務内容	委託契約事務、連絡調整、支払業務、研修の企画及び開催業務							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

日本財団と共同で推進している難病の子どもと家族の地域生活支援の中核を担う施設(以下「拠点施設」という。)を活用して人材育成や一時預かりを実施するなど、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境整備を図る。

2 主な事業内容

(1) 東部圏域の拠点施設を活用した人材育成

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
(1)医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成事業	1,250	医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の地域生活支援に関わる事業所職員等を対象に在宅支援・在宅移行支援に関する研修を実施する。

(2) 西部圏域の拠点施設を活用した人材育成・一時預かり

(単位:千円)

事業名	予算額	事業内容
(1)医療的ケア児等の地域生活支援を担う医師等多職種連携養成事業	525	医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、県内で医療的ケア児等の地域生活支援に関わる医師、医療従事者等を対象に在宅支援・在宅移行支援に関する研修を実施する。
(2)医療的ケア児等のための医師等による巡回指導事業	1,249	医療的ケア児等への支援について専門的知識を有する拠点施設の医師等が、医療的ケア児等を受け入れている事業所等を巡回し、事業所職員に対する指導・助言を行う。
(3)医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業(療養生活支援事業)(財源:国1/2)	429	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。 なお、令和3年度から小児慢性特定疾病児童の保護者等からの意見を踏まえ、利用料金を引き下げる。(現行:日額3,000円、見直し後:日額2,000円)
合計	2,203	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療的ケア児等の地域生活を支える人材育成と一時預かり等を行い、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境の整備を目指す。
- ・令和3年度から、医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業については、より利用しやすい制度になるよう利用料金を引き下げる。

2目 児童措置費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児入所給付費等	526,782	428,326	98,456	78,407			448,375	
トータルコスト	552,129千円（前年度453,510千円） [正職員：3.2人]							
主な業務内容	国庫負担金事務、障害児入所給付費等の審査・支払、国保連との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

児童福祉法に基づき、知的障がい児、肢体不自由児又は重症心身障がい児等が障害児入所施設等を利用する場合に要する経費の一部を、障害児入所施設等に対して支給する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	負担割合	事業内容
入所措置費	32,454	国 1/2 県 1/2	障害児入所施設（県立施設以外）への措置入所に要する経費。
入所給付費	91,525	国 1/2 県 1/2	障がい児の保護者等が障害児入所施設と契約を締結し、入所支援を受ける際に要する経費。
通所給付費 （県負担分）	369,967	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	障がい児の保護者等が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所支援を受ける際に要する経費及び障害児相談支援に要する県負担金。
入所医療費	32,836	国 1/2 県 1/2	契約入所及び措置入所をしている障がい児が治療を受けたときに要する医療費。
合計	526,782		

3 事業目標・取組状況・改善点

- 障がい児が各障がい児支援施設等と利用契約を締結し、社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活動作の訓練・指導を行う費用の一部を給付することで、障がい児の福祉の増進及び向上を図る。
- 令和元年度までの実績
 - 平成29年度 448,056千円
 - 平成30年度 467,700千円
 - 令和元年度 492,262千円

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
療育支援シニアディレクター（専門的な知識と実績を有する医師）配置事業	2,650	2,877	△227				2,650	
トータルコスト	3,442千円（前年度3,664千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	発達障がい支援体制の整備の推進、障がい児に対する療育支援							
工程表の政策目標（指標）	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>近年の課題である発達障がいに対する支援体制の充実を図るため、発達障がい児支援等に専門的な知識を有し、かつ実績のある医師を県立障がい児施設に配置する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>本県の療育及び発達障がい児の療育支援の拠点である総合療育センターに、障がい児への療育支援に実績のある医師を配置する。</p> <p>発達障がい支援体制の整備の推進を図るとともに、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園において障がい児に対する支援（診察、訓練、保護者・保育所・施設職員への療育指導）を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 療育に関する高度な専門的知識のある療育支援シニアディレクターが障がい児・保護者に対する療育支援を実施するとともに、療育に関わる施設職員に対する指導等を行うことで、県の発達障がい支援体制の強化を図る。 令和元年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 のべ65日 平成30年度 のべ63日 令和元年度 のべ47日 								

5目 児童福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
<地方機関計上予算> 皆成学園費	72,902	74,619	△1,717	6,607		(使用料) 36,390 (受託事業収入) 3,792 (雑入) 3,606	22,507											
トータルコスト	560,172千円(前年度558,627千円) [正職員:59.8人、会計年度任用職員:4.8人]																	
主な業務内容	施設の管理・運営																	
工程表の政策目標(指標)	1 在宅障がい児のサポート機能の充実 2 入所利用児童へのサービスの向上及び充実																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的・概要 知的障がい等のある児童が入所や短期入所等で利用するに際し、児童の能力や適性、希望にそって自立を支援する。 併せて、児童の社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活の訓練等のサービスを提供し、地域での生活ができるよう支援する。</p> <p>2 主な事業内容 県立の福祉型障害児入所施設である皆成学園の管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 50%;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>空床型</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所利用児童等の生活の安定及び充実を図る。 ・入所利用児童等の主体的な社会自立及び円滑な地域移行を推進する。 ・高等部卒業後、成人施設入所が困難な利用者の生活支援及び移行支援に取り組んだ。 ・児童と保護者の意向を主体とした移行支援を目指し、養護学校高等部入学後の早い時期から支援機関と連携した。 ・女子児童用居室の確保、女子児童用浴室の整備など安全に生活できる環境整備を行った。 ・令和元年度の利用者数(月平均) <ul style="list-style-type: none"> 入所(知的) 27.5人 児童発達支援 40.4人・日 短期入所 5.2人・日 日中一時支援 109.7人・日 									内 容	定 員	福祉型障害児入所施設	45人	短期入所	空床型	児童発達支援	25人	日中一時支援	—
内 容	定 員																	
福祉型障害児入所施設	45人																	
短期入所	空床型																	
児童発達支援	25人																	
日中一時支援	—																	

５目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
<地方機関計上予算> 総合療育センター費	295,338	262,725	32,613	5,492		(使用料) 270,288 (手数料) 1,180 (基金繰入金) 11,200 (受託事業収入) 479 (雑入) 1,207	5,492																	
トータルコスト	1,109,504千円（前年度1,086,481千円）[正職員：96.1人、会計年度任用職員18.7人]																							
主な業務内容	施設の管理・運営																							
工程表の政策目標(指標)	障がい児・医療的ケア児の地域生活支援サービスの充実																							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																				
1 事業の目的・概要 肢体不自由児、重症心身障がい児者等に対し、入所（院）、通園等の方法により日常生活動作の訓練、指導等必要な療育を行うとともに、入所児童の地域生活移行を支援することにより福祉の増進及び向上を図る。																								
2 主な事業内容 (1) 総合療育センターの施設管理運営経費（予算額 284,138 千円）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型障害児入所施設（肢体不自由）</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設（重症心身障がい）</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>空床型</td> </tr> <tr> <td>医療保険入院</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>医療型児童発達支援センター</td> <td>30 人</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	定 員	医療型障害児入所施設（肢体不自由）	25 人	医療型障害児入所施設（重症心身障がい）	25 人	短期入所	空床型	医療保険入院	5 人	医療型児童発達支援センター	30 人	生活介護	6 人	日中一時支援	—
内 容	定 員																							
医療型障害児入所施設（肢体不自由）	25 人																							
医療型障害児入所施設（重症心身障がい）	25 人																							
短期入所	空床型																							
医療保険入院	5 人																							
医療型児童発達支援センター	30 人																							
生活介護	6 人																							
日中一時支援	—																							
(2) (新) 障がい児医療に係る医療・療育・保健体制等のあり方に関する調査研究及び提言委託 （予算額11,200千円） ※地域医療介護総合確保基金を充当 障がい児医療に係る大学、医療機関及び療育機関等の本来担うべき役割を整理するとともに、今後の障がい児医療に係る医療・療育・保健体制等のあり方について調査研究し、再構築を図る。																								
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 障がいがあっても安心・安全に生活できるよう、施設入所の方法により医療・リハビリテーション及び豊かな生活が送れるような体験や交流等の提供を図る。 在宅でも不安なく生活できるよう通園という形で未就学児童や養護学校卒業後の重症心身障がい者への生活の質の向上に向けた支援を行う。 家族のレスパイトや冠婚葬祭などに対応できるよう短期入所を提供する。 本県における障がい児・者療育の中核的機関として、入院、外来診療、入所支援、短期入所、通園事業、相談支援等の重症心身障がいや発達障がいのある方への医療・福祉サービスの提供を行った。 令和元年度の利用者数等 																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">実利用者数 (月平均)</td> <td>入所（肢体不自由）</td> <td>1.7人</td> </tr> <tr> <td>入所（重症心身障がい）</td> <td>9.7人</td> </tr> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>20.7人・日</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>8.3人・日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延べ利用者数 (1日平均)</td> <td>保険入院</td> <td>2.3人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>6.5人</td> </tr> </tbody> </table>									実利用者数 (月平均)	入所（肢体不自由）	1.7人	入所（重症心身障がい）	9.7人	医療型児童発達支援	20.7人・日	生活介護	8.3人・日	延べ利用者数 (1日平均)	保険入院	2.3人	短期入所	6.5人		
実利用者数 (月平均)	入所（肢体不自由）	1.7人																						
	入所（重症心身障がい）	9.7人																						
	医療型児童発達支援	20.7人・日																						
	生活介護	8.3人・日																						
延べ利用者数 (1日平均)	保険入院	2.3人																						
	短期入所	6.5人																						

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
<地方機関計上予算> 鳥取療育園費	24,704	24,720	△16			(使用料) 19,602 (手数料) 762	4,340											
トータルコスト	171,937千円（前年度 176,452千円） [正職員：16.8人、会計年度任用職員：5.0人]																	
主な業務内容	施設の管理・運営																	
工程表の政策目標(指標)	障がい児およびその保護者が地域で暮らしやすくするための支援と地域に向けての情報発信および関係機関への支援																	
事業内容の説明																		
1 事業の目的・概要																		
肢体不自由児・発達障がい児等に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練、指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。																		
2 主な事業内容																		
県立児童発達支援センターである鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型児童発達支援センター</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>外来診療</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									内容	定員	医療型児童発達支援センター	10人	児童発達支援	10人	保育所等訪問支援	—	外来診療	—
内容	定員																	
医療型児童発達支援センター	10人																	
児童発達支援	10人																	
保育所等訪問支援	—																	
外来診療	—																	
3 事業目標・取組状況・改善点																		
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児及びその保護者が地域で暮らしやすくするための支援と地域に向けての情報発信及び関係機関への支援を図る。 医療型児童発達支援においては、常時人工呼吸器を使用している超重症心身障がい児の就学支援を関係機関と密な連携を図り支援する等、地域移行に力を入れて取り組んだ。 児童発達支援においては、卒園後の小学1年生親子を対象としたフォローアップ活動を定期的に継続実施した。また、地域に出かけて関係機関への後方支援を行った。 外来診療では、利用者数の増加に伴い再診枠が不足する傾向にあるため、他の時間帯での診察枠の確保などにより対応している。 令和元年度の利用者数（月平均） <ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援 15.6人・日 児童発達支援 8.8人・日 外来診療 375.3人・日 																		

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
〈地方機関計上予算〉						(使用料)													
						9,861													
						(手数料)													
						347													
中部療育園費	10,350	12,762	△2,412			(受託事業収入)													
						40													
						(雑入)													
						102													
トータルコスト	92,967千円（前年度83,250千円） [正職員：9.0人、会計年度任用職員：4.0人]																		
主な業務内容	施設の管理・運営																		
工程表の政策目標（指標）	家庭及び保育所等における療育の推進並びに地域における関係機関と連携した子育て力の向上																		
事業内容の説明																			
<p>1 事業の目的・概要 肢体不自由児・発達障がい児等に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 県立児童発達支援センターである中部療育園の管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型児童発達支援センター</td> <td rowspan="2">併せて10人</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援及び放課後等デイサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に特性のある子どもに関わる全ての人々と共に、子ども自身の能力を引き出す支援方法を見つける。 ・職員個人の専門性の向上に努めるとともに職員や地域関係者と専門性の共有を図り、家庭と地域関係機関との質的連携の充実を図る。 ・圏域における療育にあっては、医療機関、行政（県・市町の福祉部門）、教育機関等の関係機関が相互に連携して、障がい児のライフステージごとに適時、適切な支援に取り組む必要がある。 ・当園は、療育施設として中部圏域の障がい児に対して直接支援を行うことに加え、児童発達支援センターとして相談支援・助言指導、医療福祉関係の情報提供を行うことや、関係機関相互の協議・調整等、連携を図っていく上で、中部圏域の中心的な役割を担うことが求められている。 ・令和元年度の利用者数（月平均） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>23.0人・日</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> <td>4.0人・日</td> </tr> <tr> <td>外来診療</td> <td>296.8人・日</td> </tr> </table> 									内容	定員	医療型児童発達支援センター	併せて10人	児童発達支援及び放課後等デイサービス	医療型児童発達支援	23.0人・日	放課後等デイサービス	4.0人・日	外来診療	296.8人・日
内容	定員																		
医療型児童発達支援センター	併せて10人																		
児童発達支援及び放課後等デイサービス																			
医療型児童発達支援	23.0人・日																		
放課後等デイサービス	4.0人・日																		
外来診療	296.8人・日																		

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
外国人受入事業所に対する学習強化事業	(債務負担行為) 4,800 5,186		(債務負担行為) 4,800 △1,083			(債務負担行為) 4,800 (基金繰入金) 5,120	66																
トータルコスト	6,770千円 (前年度7,843千円) [正職員：0.2人]																						
主な業務内容	補助金交付事務、支払事務、セミナー開催事務																						
工程表の政策目標(指標)	事業者団体等と連携しながら様々な取組を駆使して、介護人材の確保に取り組む																						
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>平成29年9月1日に外国人の在留資格に「介護」が追加されるとともに、同年11月1日には、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加され、平成31年4月には特定技能(介護)が新設されるなど、今後ますます介護業界へ外国人労働者等の参入が見込まれることを受け、介護サービス水準の確保・向上を図るとともに、受入施設のサポート体制強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業</td> <td>介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、受入後の実習先の支援体制を構築することを目的に、外国人実習生等を受け入れる事業所等に対し、規定カリキュラム以上の介護技術・日本語研修導入等の支援を行う。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者等 ・補助率：2/3 ・補助上限：200,000円/事業所</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>受入導入セミナー開催</td> <td>技能実習制度等の知識・理解を深めるとともに、取組事例の紹介等により、県内の介護現場における外国人材の受入れ体制整備等の促進を図るためのセミナーを開催する。(年1回)</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>鳥取県介護事業者による外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業</td> <td>日本語学校(1年目)を經由して介護福祉士養成施設(2、3年目)に留学する外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を支援することで、県内における介護人材の確保を図る。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者 ・補助率：1/3 ・補助上限：1,120千円/人 (1年目：320千円、2、3年目：400千円) ・債務負担行為：4,800千円(令和4年度から令和5年度まで)</td> <td>3,520</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>5,186</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護業界へ外国人労働者等の参入が見込まれることを受け、県内の介護事業者等に対し助成を行うとともに、外国人介護人材の受入に係る情報提供を行うことにより、介護サービス水準の確保・向上を図り、受入施設のサポート体制強化を目指す。 学習強化支援事業費補助金を外国人受入介護事業所に対して交付した。(R1：1法人6名分) 県内の介護サービス事業者向けの外国人介護従事者受入導入セミナーを開催した。(R1参加者：16名) 									区分	内容	予算額	外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業	介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、受入後の実習先の支援体制を構築することを目的に、外国人実習生等を受け入れる事業所等に対し、規定カリキュラム以上の介護技術・日本語研修導入等の支援を行う。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者等 ・補助率：2/3 ・補助上限：200,000円/事業所	1,600	受入導入セミナー開催	技能実習制度等の知識・理解を深めるとともに、取組事例の紹介等により、県内の介護現場における外国人材の受入れ体制整備等の促進を図るためのセミナーを開催する。(年1回)	66	鳥取県介護事業者による外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業	日本語学校(1年目)を經由して介護福祉士養成施設(2、3年目)に留学する外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を支援することで、県内における介護人材の確保を図る。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者 ・補助率：1/3 ・補助上限：1,120千円/人 (1年目：320千円、2、3年目：400千円) ・債務負担行為：4,800千円(令和4年度から令和5年度まで)	3,520	合計		5,186
区分	内容	予算額																					
外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業	介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、受入後の実習先の支援体制を構築することを目的に、外国人実習生等を受け入れる事業所等に対し、規定カリキュラム以上の介護技術・日本語研修導入等の支援を行う。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者等 ・補助率：2/3 ・補助上限：200,000円/事業所	1,600																					
受入導入セミナー開催	技能実習制度等の知識・理解を深めるとともに、取組事例の紹介等により、県内の介護現場における外国人材の受入れ体制整備等の促進を図るためのセミナーを開催する。(年1回)	66																					
鳥取県介護事業者による外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業	日本語学校(1年目)を經由して介護福祉士養成施設(2、3年目)に留学する外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を支援することで、県内における介護人材の確保を図る。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者 ・補助率：1/3 ・補助上限：1,120千円/人 (1年目：320千円、2、3年目：400千円) ・債務負担行為：4,800千円(令和4年度から令和5年度まで)	3,520																					
合計		5,186																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
介護福祉士等修学資金貸付事業	35,648	4,276	31,372			(基金繰入金) 30,965	4,683																															
トータルコスト	37,232千円（前年度5,850千円）[正職員：0.2人]																																					
主な業務内容	補助金交付事務、委託料支払事務																																					
工程表の政策目標（指標）	事業者団体等と連携しながら様々な取組を駆使して、介護人材の確保に取り組む																																					
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																					
1 事業の目的・概要	<p>県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成を図るため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を補助する。</p> <p>なお、国制度創設に伴い、新たに福祉系高校に通う学生向けの返済免除付き貸付事業、他業種・他分野で働いていた者等の参入を促進するための返済免除付き貸付事業を実施する。</p>																																					
2 主な事業内容	<p>(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業（単県）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>養成施設等に在学する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>養成施設等の正規修学期間内</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間（実務者養成施設は2年間）従事したとき。</td> </tr> </table> <p>(2) 再就職準備金貸付事業（単県）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>再就職準備金 40万円（1回を限度）</td> </tr> <tr> <td>準備金活用例</td> <td>子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>再就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。</td> </tr> </table> <p>(3) (新) 福祉系高校修学資金貸付事業（基金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>福祉系高校の生徒</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>介護実習費 年額3万円、国家試験受験対策費用 年額4万円、修学準備金（入学金除く） 3万円、就職準備金 20万円</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>福祉系高校卒業後3年間介護職として介護分野の業務に従事したとき。</td> </tr> </table> <p>※介護分野以外の障がい福祉分野に従事する者は別途返還金相当額の貸付（返済免除付き）を行う。</p> <p>(4) (新) 介護分野就職支援金貸付事業（基金）</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>他業種で働いていた公共職業訓練等の訓練修了者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>就職準備金 20万円（1回を限度）</td> </tr> <tr> <td>準備金活用例</td> <td>子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。</td> </tr> </table>								貸付対象	養成施設等に在学する者	貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円	貸付期間	養成施設等の正規修学期間内	返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間（実務者養成施設は2年間）従事したとき。	貸付対象	離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者	貸付限度額	再就職準備金 40万円（1回を限度）	準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等	返還免除要件	再就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。	貸付対象	福祉系高校の生徒	貸付限度額	介護実習費 年額3万円、国家試験受験対策費用 年額4万円、修学準備金（入学金除く） 3万円、就職準備金 20万円	返還免除要件	福祉系高校卒業後3年間介護職として介護分野の業務に従事したとき。	貸付対象	他業種で働いていた公共職業訓練等の訓練修了者	貸付限度額	就職準備金 20万円（1回を限度）	準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等	返還免除要件	就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。
貸付対象	養成施設等に在学する者																																					
貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円																																					
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内																																					
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間（実務者養成施設は2年間）従事したとき。																																					
貸付対象	離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者																																					
貸付限度額	再就職準備金 40万円（1回を限度）																																					
準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等																																					
返還免除要件	再就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。																																					
貸付対象	福祉系高校の生徒																																					
貸付限度額	介護実習費 年額3万円、国家試験受験対策費用 年額4万円、修学準備金（入学金除く） 3万円、就職準備金 20万円																																					
返還免除要件	福祉系高校卒業後3年間介護職として介護分野の業務に従事したとき。																																					
貸付対象	他業種で働いていた公共職業訓練等の訓練修了者																																					
貸付限度額	就職準備金 20万円（1回を限度）																																					
準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等																																					
返還免除要件	就職後2年間介護職としての業務に従事したとき。																																					
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士等の資格取得を目指して、養成施設等にて修学する者や介護分野に就職する等を対象とした貸付事業を実施することにより、介護人材の育成及び確保を図る。 介護福祉士等の資格取得を目的として養成施設等に進学する学生に対し修学資金を貸与した。 介護福祉士養成施設（貸付者数 H28：19名、H29：25名、H30：63名、R1：45名） 実務者養成施設（貸付者数 H28：8名、H29：8名、H30：18名、R1：9名） 																																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源																			
「働く介護家族応援！」 企業内研修開催支援事業	2,000	2,000	0			2,000																				
トータルコスト	2,792千円（前年度2,787千円）〔正職員：0.1人〕																									
主な業務内容	委託契約締結、支払事務、広報																									
工程表の政策目標（指標）	－																									
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>働く家族が介護不安から介護離職してしまわないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。</p>																										
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>委託先</td> <td colspan="8">研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td colspan="8"> 企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介 </td> </tr> </table>									委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等								委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介							
委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等																									
委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介																									
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く家族が介護への不安から介護離職してしまわないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。 県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供、介護離職の防止及び研修会の開催について働きかけている。 訪問企業数（H28：61社、H29：119社、H30：99社、R1：80社） 企業等の職員を対象に介護サービスや介護制度に関する研修を実施している。 研修開催回数（H28：31社、H29：24社、H30：44社、R1：30社） 																										

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	20,206	20,677	△471			(基金繰入金) 20,206		
トータルコスト	26,543千円（前年度26,973千円）[正職員：0.8人]							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、様々な取組を駆使してさらなる介護人材の確保を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
中高生夏休み介護の仕事体験事業	中高生に介護の仕事に興味を持ってもらうため、介護施設の協力のもと、職場見学や仕事体験をしてもらう。	138
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。（委託先）鳥取県社会福祉協議会	10,570
「介護の仕事」イメージ変革事業	介護の仕事に対する世間の偏ったイメージを一新するため、県民への介護の仕事への理解、イメージアップのためのオンラインイベント開催及び情報発信等を行う。	3,350
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	3,080
（新規）生活援助従事者養成事業	訪問介護員を養成し参入促進を図るため、基本的な生活援助を実践するために必要な知識・技術を理解する「生活援助従事者研修」を開催する。	1,500
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会で、関係機関・団体との連携・協働を進める。	568
人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材の育成、定着に取り組む事業所の認証・評価制度について、評価基準の設計、運用を行う。	1,000
合計		20,206

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、介護サービスの提供体制を確保するため、必要となる介護従事者の確保を図る。
- ・県内の中高生を対象に、夏休み期間を活用した介護の仕事体験事業を実施した。
参加生徒数（H27：95名、H28：92名、H29：98名、H30：82名、R1：54名）
- ・介護の就職支援コーディネーターを配置した。
就職支援件数（H28：12件、H29：54件、H30：62件、R1：83件）
- ・介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、介護のイメージアップイベントを実施した。
イベント参加者数（H28：311名、H29：500名、H30：450名、R1：500名）※H29以降は概数
- ・介護に関する基本的な知識を学ぶ「入門的研修」を実施した。
参加者数（R1：43名）
- ・介護人材確保対策協議会を実施した。
実施回数（H28：3回、H29：2回、H30：2回、R1：1回（新型コロナウイルス感染症の影響により1回中止））

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業	2,374	2,334	40	2,374				
トータルコスト	3,166千円（前年度3,121千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所から半径30キロメートル以内（UPZ圏内）に所在する老人保健施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な老人保健施設入所者等を安全に避難させるため、平成26年度及び令和元年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：医療法人・社会福祉法人真誠会 (2) 施設名：弓浜ホスピスタウン（米子市大崎1151-1） 介護老人保健施設ゆうとぴあ（米子市河崎581-3） (3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等 (4) 県補助率：10/10（財源内訳：国10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時に、一時的な避難所の確保を図る。 UPZ圏内にある入所定員50名以上の社会福祉施設を整備施設の対象とすることとし、平成26年2月中旬から、施設を所管する法人・施設に国庫補助金を活用した放射線防護対策整備の意向確認を実施した。 当該対策工事の実施について意向を示した施設が平成26年7月から工事を実施し、平成27年2月に完成した。 令和元年度には同様の整備を新たに1施設実施した。 								

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
介護保険運営負担金事業	9,333,835	8,903,485	430,350			20	9,333,815	
トータルコスト	9,342,548千円 (前年度 8,912,142千円) [正職員：1.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金等業務、基金運営							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

介護保険制度の安定的な運営を支援するため、介護保険法に基づく介護給付費の負担及び地域支援事業交付金の交付を行う。また、介護保険財政安定化基金への運用益の積立を行う。さらに、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行う。

2 主な業務内容

(単位：千円)

区 分	内 容	予算額
介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。	8,815,099
地域支援事業交付金	市町等が行う地域支援事業に要する経費うち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。	515,770
介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。	20
介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。(中部・西部に各1名分配置)	2,946
合 計		9,333,835

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護保険法に基づく介護給付費負担金の負担及び地域支援事業交付金の交付、介護保険財政安定化基金への運用益の積立、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。
- ・介護保険の運営主体である各保険者(各市町及び南部箕蚊屋広域連合)に対して、負担割合に応じた介護給付費負担金、地域支援事業交付金の負担・交付を行っている。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険円滑推進事業	8,169	13,656	△5,487	4,043			4,126	
トータルコスト	9,753千円（前年度 15,230千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	介護保険の円滑な制度運営、介護サービス向上の推進							
工程表の政策目標(指標)	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

介護保険制度の円滑な制度運営を推進するため、市町村に対する助言や研修の実施、介護サービス事業所に対する指導監査を実施するとともに、制度の普及啓発等を図る経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する補助金等	5,573
介護保険システムの改修・管理運営費	介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理等	966
サービス向上推進事業	介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等	100
各種研修の実施)	(1)認定調査員・認定審査会委員研修(663千円) 要介護(要支援)認定の申請を行った高齢者に対する訪問調査を行う認定調査員や要介護度を判定する介護認定審査会委員に対する資質向上研修 (2)医師(主治医)研修(867千円) 要介護(要支援)認定申請者の主治医に対する研修 (委託先：各地区医師会)	1,530
合 計		8,169

3 事業目標・取組状況・改善点

- 市町村（保険者）が実施する介護給付適正化の取組を支援するため、新たに適正化業務に従事する市町村職員を対象とした研修会を実施し、全ての保険者がケアプラン点検支援事業を実施することを目指す。
- 令和元年度に介護保険指定事業者管理システムの大幅改修を実施（システムのクラウド化）したことにより、県、市町村間で県内介護サービス事業所の情報を共有することが可能になり、指導・監査を実施する上で非常に有効な体制を整備することができた。
- 認定調査員研修等の各種研修については、新型コロナウイルスの影響下において、順次、オンライン研修に切り替える等、効果的な事業実施を行った。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険料・利用者負担軽減事業	203,512	198,672	4,840	11,919			191,593	
トータルコスト	204,304千円（前年度 199,459千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	負担金関係事務							
工程表の政策目標（指標）	－							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得者も保険料を負担できる仕組みを構築し、公費によりその一部を負担し軽減を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額									
介護保険料軽減強化事業	介護保険料の軽減措置に要する県負担金。 (1) 対象者（低所得者区分） 第1段階：生活保護被保護者、市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円未満等 第2段階：市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 第3段階：市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等120万円超 (2) 保険料基準額に対する軽減割合※標準額を1とした場合の軽減率 ※ 0 内は本人負担割合 第1段階 0.20 (0.50⇒0.3) 第2段階 0.25 (0.75⇒0.5) 第3段階 0.05 (0.75⇒0.7) (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村（保険者）1/4	185,633									
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減</td> <td>国1/2 県1/4 市町村1/4</td> </tr> <tr> <td>離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減</td> <td>国1/2 県1/4 市町村1/4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	負担割合	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国1/2 県1/4 市町村1/4	離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国1/2 県1/4 市町村1/4	17,879
区分	内容	負担割合									
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国1/2 県1/4 市町村1/4									
離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国1/2 県1/4 市町村1/4									
合 計		203,512									

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得者も保険料を負担できる仕組みを構築し、公費によりその一部を負担し軽減を図る。
- ・保険料負担軽減事業については、平成27年度より低所得者の方の保険料の引き下げが実施されているところであるが、令和元年10月の消費税10%への増税に伴い、軽減となる対象が広がり（第1段階～第3段階）、完全実施となった。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員向け研修・職場環境向上事業	114,045	42,358	71,687	1,984		(手数料) 40 (基金繰入金) 109,286	2,735	
トータルコスト	123,948千円（前年度 52,180千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：0.7人〕							
主な業務内容	研修等実施に係る補助金業務、委託業務、研修企画、専門員証交付							
工程表の政策目標(指標)	事業者団体等と連携しながら様々な取組を駆使して、介護人材の確保に取り組む							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
介護人材は全国的に不足しており、生産年齢人口（15～64歳）の急速な縮小により、今後ますます人材確保が困難な状況となる。介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区 分	内 容							予算額
介護支援専門員研修事業	一部オンラインで実施する介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）と、試験のコロナ対策のかかり増し経費を補助する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10）							14,607
介護支援専門員レベルアップ事業	介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等の設置、圏域別意見交換会の開催							1,875
初任段階介護支援専門員支援事業	主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10）							1,437
介護支援専門員証交付業務	介護支援専門員証の新規交付、書換交付業務							40
介護支援専門員実務研修受講試験補助事業	試験に係る経費のうち、受験手数料で賄えない経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10）							860
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。							9,232
介護ロボット導入支援事業	介護事業所の介護環境の改善のために整備する介護ロボット（移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援）の購入費を補助する。 （実施主体：介護事業所、補助率：3/4）							45,300
介護分野ICT導入支援事業	介護事業所の介護環境の改善のために整備するICT機器の購入費を補助する。 （実施主体：介護事業所、補助率：3/4）							35,000
介護職員の事業所全体レベルアップ事業	介護事業所を対象に、介護職員の知識・技術の向上、全体のレベルアップを図るため、介護福祉士養成施設から指導者を派遣する。							900
介護報酬処遇改善加算取得対策事業	介護職員に対する処遇改善や離職防止を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。							230
介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。							1,754
介護サービスの質の向上支援事業	介護職員の質の向上を目的とした全国的な取組（オールジャパンケアコンテスト）に対し、必要経費を補助する。（補助率：10/10、上限：2,000千円）							2,000
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。							810
合 計							114,045	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・介護ロボット、ICT機器導入の補助や、感染症対策を踏まえて一部研修をオンラインで実施することにより、介護に携わる各種職員の資質向上を図りつつ、業務負担の軽減を図る。								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	468,523	715,369	△246,846	500		(基金繰入金) 468,023																		
トータルコスト	469,315千円（前年度 716,156千円）[正職員：0.1人]																							
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等																							
工程表の政策目標(指標)	-																							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																				
1 事業の目的・概要 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し介護施設等の整備を進める。																								
2 主な事業内容 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所等</td> <td>179,880千円</td> <td>県 10/10</td> </tr> </tbody> </table>									対象施設	予算額	補助率	小規模多機能型居宅介護事業所等	179,880千円	県 10/10										
対象施設	予算額	補助率																						
小規模多機能型居宅介護事業所等	179,880千円	県 10/10																						
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費</td> <td>小規模多機能型居宅介護事業所等</td> <td>59,043千円</td> <td>県 10/10</td> </tr> <tr> <td>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</td> <td>養護老人ホーム等</td> <td>123,060千円</td> <td>県 10/10</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>182,103千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	対象施設	予算額	補助率	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	小規模多機能型居宅介護事業所等	59,043千円	県 10/10	介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費	養護老人ホーム等	123,060千円	県 10/10	合 計		182,103千円	
区 分	対象施設	予算額	補助率																					
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費	小規模多機能型居宅介護事業所等	59,043千円	県 10/10																					
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費	養護老人ホーム等	123,060千円	県 10/10																					
合 計		182,103千円																						
(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の費用を補助する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設等</td> <td>7,000千円</td> <td>県 10/10</td> </tr> </tbody> </table>									対象施設	予算額	補助率	介護老人保健施設等	7,000千円	県 10/10										
対象施設	予算額	補助率																						
介護老人保健施設等	7,000千円	県 10/10																						
(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 感染拡大リスク軽減のため、陰圧室（ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした局室）とするために必要な費用を補助する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易陰圧装置設置経費支援</td> <td>短期入所生活介護等</td> <td>95,040千円</td> <td>県 10/10</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	対象施設	予算額	補助率	簡易陰圧装置設置経費支援	短期入所生活介護等	95,040千円	県 10/10								
区 分	対象施設	予算額	補助率																					
簡易陰圧装置設置経費支援	短期入所生活介護等	95,040千円	県 10/10																					
(5) 介護施設等の宿舎施設整備事業 介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が介護職員）用の宿舎を整備する費用を補助する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>4,000千円</td> <td>県 1/3</td> </tr> </tbody> </table>									対象施設	予算額	補助率	介護老人福祉施設	4,000千円	県 1/3										
対象施設	予算額	補助率																						
介護老人福祉施設	4,000千円	県 1/3																						
(6) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業（500千円 国 10/10） 小規模多機能型居宅介護事業所を増やすために、鳥取県小規模多機能型居宅介護連絡会へ委託し、保険者向け講演会等を開催する。																								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し介護施設等の整備を進めることにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図る。 ・平成28年度より小規模多機能型居宅介護施設等を整備し、市町村の介護保険計画が達成できるよう適切に支援を行った。																								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
軽費老人ホーム運営費補助事業	765,574	757,851	7,723				765,574	
トータルコスト	767,724千円（前年度 759,983千円）[正職員：0.2人 会計年度任用職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する施設と規定（老人福祉法第20条の6）されているものである。当該施設の利用料（サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など）のうち、施設が入所者に対して減免を行っている「サービスの提供に要する費用」について、補助を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホームの運営に要する費用の一部を補助することにより、軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するとともに、軽費老人ホームの存続を図る。 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用のうち、運営法人が基準に基づき減免した入所者負担の利用料について補助を行うことにより、低所得者層の負担軽減を図っている。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
(新) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	52,635	0	52,635	36,756	<7,500> 15,000		879	県費負担 8,379																										
トータルコスト	53,427千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]																																	
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等																																	
工程表の政策目標（指標）	-																																	
事業内容の説明																																		
<p>1 事業の目的・概要 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、都道府県及び市町村が作成する整備計画に基づき、介護施設等における非常用自家発電設備等の整備を促進するための支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業 高齢者施設等が、災害による停電時に施設機能を維持するための電力を確保できるよう、非常用自家発電設備の整備に要する経費を支援する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象施設</th> <th>施設数</th> <th>事業費</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>1</td> <td>27,863千円</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3/4</td> <td>20,897千円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>1</td> <td>35,651千円</td> <td>26,738千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> <td>63,514千円</td> <td>47,635千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合：国：1/2、県：1/4、事業者：1/4</p> <p>(2) 換気設備設置事業 定期的に換気出来るよう、換気設備の設置に必要な経費を支援する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助対象施設</th> <th>施設数</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>1</td> <td>定額補助</td> <td>5,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※負担割合：国 10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成元年に成立した「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく交付金を活用し、都道府県及び市町村が策定した先進的事業整備計画に基づく事業を実施し、介護施設等における非常用自家発電設備等の整備促進を図る。 令和2年度に、非常用自家発電設備を4箇所整備した。 									補助対象施設	施設数	事業費	補助率	予算額	特別養護老人ホーム	1	27,863千円	3/4	20,897千円	介護老人保健施設	1	35,651千円	26,738千円	合計	2	63,514千円	47,635千円	補助対象施設	施設数	補助率	予算額	特別養護老人ホーム	1	定額補助	5,000千円
補助対象施設	施設数	事業費	補助率	予算額																														
特別養護老人ホーム	1	27,863千円	3/4	20,897千円																														
介護老人保健施設	1	35,651千円		26,738千円																														
合計	2	63,514千円		47,635千円																														
補助対象施設	施設数	補助率	予算額																															
特別養護老人ホーム	1	定額補助	5,000千円																															

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）訪問介護サービス 緊急支援事業	2,500	0	2,500				2,500	
トータルコスト	3,292千円（前年度 0千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して補助する。 （国が中山間地域の訪問介護事業所に対して、新たな支援措置を講じるまでの時限的な対応）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（1）補助対象 全部過疎地域であって、訪問介護サービス事業所が市町村内に1つしかない市町村 （岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町）</p> <p>（2）補助対象経費 事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して、市町村が支援した額</p> <p>（3）補助率 1/2（1事業所あたり50万円／年を上限） ※過疎債の活用が可能な場合は活用することとし、交付税措置を除いた実質市町村負担額を補助対象とする。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・市町村と協力しながら、過疎地域における訪問介護事業所の運営を支援することで、在宅介護サービスを受けられる環境を維持する。</p> <p>要介護認定者数と訪問介護事業所数</p>								
	市町村名	要介護認定者数 （2020年9月）	左のうち訪問 介護利用者数	訪問介護事業所数 （2020年9月）	過疎地域 （2020年4月）			
1	鳥取市	11,005	993	39	一部（用瀬、佐治、青谷）			
2	米子市	8,838	912	38				
3	倉吉市	2,826	278	12				
4	境港市	2,251	273	6				
5	岩美町	885	77	1	全部			
6	若桜町	308	21	1	全部			
7	智頭町	496	49	1	全部			
8	八頭町	1,227	84	3	一部（八東）			
9	三朝町	523	50	1	全部			
10	湯梨浜町	936	51	3	一部（泊）			
11	琴浦町	999	89	2				
12	北栄町	753	49	2				
13	日吉津村	174	12	1				
14	大山町	1,222	80	4	全部			
15	南部町	703	49	1				
16	伯耆町	777	70	3	一部（溝口）			
17	日南町	536	41	1	全部			
18	日野町	319	30	1	全部			
19	江府町	318	22	1	全部			
	計	35,096	3,230	121				

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	727,455	659,502	67,953	484,946		35	242,474	
トータルコスト	728,247千円（前年度 660,289円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金計画策定、交付金申請事務、基金積立事務							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）に令和3年度分を積み増す。								
2 主な事業内容 (1) 基金の造成 (単位：千円)								
基金の造成額		造成額の負担内訳						
		国 (2/3)		県 (1/3)				
介護施設等の整備	468,023	312,015	156,008					
介護従事者の確保	259,397	172,931	86,466					
合計	727,420	484,946	242,474					
(2) 対象事業 「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業 ○介護施設等の整備に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備への助成 ・介護施設の開設準備経費等への支援 ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 ・介護施設等の宿舍施設整備事業 等 ○介護従事者の確保に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・参入促進 ・資質の向上 ・労働環境・処遇の改善 ・基盤整備 								
(3) 運用益の積立て 35千円								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保」を推進するため、国の交付金を活用し基金を造成しており、今後も安定して事業を行うため適切な基金の造成を図る。								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保) 補助金	26,000	27,000	△1,000			(基金繰入金) 26,000																						
トータルコスト	27,584千円（前年度28,574千円）[正職員：0.2人]																											
主な業務内容	補助金交付事務、支払事務、連絡調整																											
工程表の政策目標(指標)	事業者団体等と連携しながら様々な取組を駆使して、介護人材の確保に取り組む																											
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>介護事業者団体、職能団体、市町村等が行う、以下の取組に対して補助する。</p> <p>(1) 参入促進</p> <p>地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業、若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業、介護未経験者に対する研修支援事業 等</p> <p>(2) 資質の向上</p> <p>多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修、権利擁護人材育成事業、介護予防の推進に資するOT、PT、ST（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）指導者育成事業 等</p> <p>(3) 労働環境・処遇の改善</p> <p>新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業、管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 等</p> <p>【補助率・予算額等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>基準額</th> <th>補助率</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発</td> <td>1,000千円以内で、知事が必要と認めた額</td> <td>10/10</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>②知識や技術を学ぶ研修会等の開催</td> <td>1,000千円以内で、知事が必要と認めた額</td> <td>10/10</td> <td>8,000千円</td> </tr> <tr> <td>③その他の事業</td> <td>知事が必要と認めた額</td> <td>10/10</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>26,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を図る。 介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、平成27年度より、高齢者介護団体等が実施する介護人材確保の取組に対し補助金を交付している。県内の16団体及び市町村の保険者を対象に補助事業を募集し、令和2年度は11事業者による13事業に補助金交付を行った。 									事業種別	基準額	補助率	予算額	①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	3,000千円	②知識や技術を学ぶ研修会等の開催	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	8,000千円	③その他の事業	知事が必要と認めた額	10/10	15,000千円	合 計			26,000千円
事業種別	基準額	補助率	予算額																									
①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	3,000千円																									
②知識や技術を学ぶ研修会等の開催	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	8,000千円																									
③その他の事業	知事が必要と認めた額	10/10	15,000千円																									
合 計			26,000千円																									

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業	3,916	5,927	△2,011	1,200		(基金繰入金) 2,716		
トータルコスト	4,708千円（前年度 6,714千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	事業者団体等と連携しながら様々な取組を駆使して、介護人材の確保に取り組む							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域包括ケアシステムの充実が急務となる中、持続可能な社会を構築するため、介護関係団体、市町村、シニアバンク等と連携し、介護施設・事業所の人材を補う介護助手の養成及び市町村が実施する介護予防・生活支援サービスの担い手・サポーターの創出により、元気シニア等が介護分野で活躍できる環境を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護助手の養成【2,716千円】</p> <p>介護施設等の業務の機能分化を行い、介護施設での就労を希望する元気なシニア等を公募し、専門職の周辺補助業務を担ってもらうことにより、介護福祉士や専門職が身体介護等の専門的業務に専念することが可能となり、もって介護職員の負担軽減と離職防止を図る。さらに、シニアの活躍の場を創出することで、いきがい対策や介護予防にもつなげる。</p> <p>【実施主体】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、鳥取県老人保健施設協会</p> <p>【補助内容】 事業の運営に係る経費を補助（補助率：10/10）</p> <p>○介護助手導入支援事業（2,129千円）</p> <p>介護助手の未導入事業所に対して、導入希望事業者向け説明会を開催し、就労希望者と事業所のマッチング支援を行うことで新規導入事業所の開拓を進める。</p> <p>○介護助手導入事業所支援事業（587千円）</p> <p>介護助手の導入済み事業所に対して、介護助手導入を継続して実施できる体制づくりの支援を行う。</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サポーターの創出【1,200千円】</p> <p>市町村が実施する、住民がボランティアとして活動する介護支援サポーター等の制度を支援することで、元気なシニアを中心とした住民が、様々な形で高齢者の介護予防や生活支援サービスのサポーターとして活躍できる環境を創出する。</p> <p>【実施主体】 市町村</p> <p>【補助内容】 事業の実施に必要な経費を補助（補助率：1/2）</p> <p>補助上限額：新規事業の創設：400千円/件 継続事業の拡充：200千円/件</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護施設等の業務の機能分化による負担軽減、離職防止とともに元気シニアの活躍の場の創出を図る。 受入決定事業所数：23法人92事業所 介護助手採用者数149人（R2.3月時点） 既存の制度の拡充施策（移送サービスの提供による支援機能の充実、フォローアップ研修会の開催等）に取り組む市町村、新規にサポーター制度を創出する取組（高齢者が市内の介護保険施設等で行うボランティア活動に対しポイントを付与）に取り組む市町村の支援を図る。 介護助手の養成及び介護予防・生活支援サポーターの創出については、平成30年度から取組を開始した。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
地域包括ケア推進支援事業	25,181	9,746	15,435	24,035		555	591	
トータルコスト	29,934千円（前年度 14,468千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	研修の企画・実施、委託契約締結・支払事務、補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり）の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
介護予防・日常生活支援総合事業の充実	市町村への介護予防アドバイザーやリハビリ専門職等の派遣等による通いの場の拡充、市町村におけるモデル取組事例の横展開、介護予防従事者や担当課長級等を対象とした研修会を実施する。	5,567
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター職員を対象とした階層別研修や高齢者の介護予防に資するケアプラン作成の研修を実施する。	728
地域ケア会議の充実	地域ケア会議の立ち上げや有効性を高めるための専門職等派遣や地域ケア会議運営に係る実務者研修を実施する。	863
（拡充）みんなでつくる地域の生活支援体制整備	・生活支援コーディネーターの養成研修や情報交換会の開催 ・先進地視察の実施 ・地域密着型アドバイザー（2名）や県外有識者の市町村への派遣による取組推進支援	13,119
在宅医療・介護連携の推進支援	各圏域において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携研修会等を実施する。	953
高齢者施設における口腔機能向上推進事業	介護保険施設入所の高齢者や介護職員に対する口腔ケアの指導、協力歯科医とのマッチング等を支援する。（委託先：鳥取県歯科医師会）	1,181
「ご当地体操交流大会」の開催	生活習慣病予防や介護予防の普及啓発のために、市町村が考案した介護予防に資するご当地体操等の交流大会を開催する。	2,215
介護職員のための看取り研修事業	介護職員に対する「看取りの心得」や「看取り技術」の研修を行うとともに、精神的負担のケア（グリーンケア）についての講演会を開催する。	555
合 計		25,181

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各市町村における地域包括ケアシステムの構築・深化を支援することにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。
- ・全市町村での地域包括ケアシステムの構築・深化へ向けて、地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実による多職種連携・資質向上、効果的な介護予防事業の実施、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備等の市町村支援を行ってきた。
- ・令和2年10月 市町村における介護予防の取組をより推進するため、県と市町村による事業協働実施や、市町村へのアドバイザー（学識経験者）派遣等を新たに実施した。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
いきいきシニア人生充実 応援事業	71,595	71,187	408	16,658			54,937	
トータルコスト	80,308千円（前年度79,844千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金業務、委託業務、会議開催、各種連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	元気な高齢者の能力活用と社会参加の促進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
要介護者や独居等の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3）								
地域を支える高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。 （単位：千円）								
区分	内容						予算額	
単位老人クラブに 対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。						16,417	
市町村老人クラブ 連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。						12,624	
県老人クラブ連合会 に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。						4,275	
合計						33,316		
(2) とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業								
資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。 （単位：千円）								
区分	内容						予算額	
シニアバンクの 管理・運営	シニアバンク登録者とそれを必要とする地域・団体等を繋げるため、シニアバンクの管理・運営を行う。						13,394	
シニアバンクフェス ティバルの開催	シニアバンクの活動促進及び登録者の活動の場づくりのため、登録者の作品展示・販売、体験コーナー等を設けたイベントを開催する。							
施策PR新聞広告	シニアバンクの登録・活動促進、シニアバンクフェスティバルをPRするため、新聞広告を掲載する。（2回）						446	
合計						13,840		
(3) 明るい長寿社会づくり推進事業								
元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣を行う。 （単位：千円）								
区分	内容						予算額	
シニア作品展開催 事業	高齢者の文化活動の成果を発表する場として高齢者の美術作品展を開催する。（ねんりんピック美術展への出品選考も併せて実施）						2,243	
高齢者健康運動会 開催事業	鳥取県社会福祉協議会が県内3ヶ所（東部・中部・西部）で開催する高齢者健康運動会の経費を補助する。（補助率：10/10）						6,455	
ねんりんピック 選手派遣事業等	ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会（因伯シルバー大会）の開催、ねんりんピックへの選手団等派遣、情報誌の発行を行う。						15,741	
合計						24,439		
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度はシニアバンクの登録累計人数6,000人を目指す。 元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図るため、シニアバンクの登録・活動促進等に取り組んでいる。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																																																					
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) 4 (基金繰入金) 7,329	一般財源																																																						
認知症サポートプロジェクト事業	57,702	55,135	2,567	26,882			23,487																																																						
トータルコスト	76,712千円（前年度 74,023千円）〔正職員：2.4人〕																																																												
主な業務内容	認知症の知識の普及啓発、委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等																																																												
工程表の政策目標（指標）	-																																																												
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																																												
<p>1 事業の目的・概要 超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。</p>																																																													
<p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【認知症サポーター数の拡大】</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター養成講座等</td> <td>認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。また、新たにチームオレンジ（認知症サポーターを中心とした支援チーム）の設置支援を行う。</td> <td>1,704</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【認知症医療体制の充実】</td> </tr> <tr> <td>認知症疾患医療センター運営事業</td> <td>地域の認知症医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を委託する。（基幹型1箇所、地域型4箇所）</td> <td>22,554</td> </tr> <tr> <td>認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣</td> <td>国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>認知症早期発見・医療体制整備事業</td> <td>かかりつけ医等医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための各種研修会を開催する。</td> <td>5,678</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【認知症高齢者介護制度人材の育成】</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者介護制度人材育成事業</td> <td>介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。また、住民自身が地域で主体的に認知症予防に取り組むためのリーダーを養成する。</td> <td>9,150</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【若年性認知症の支援】</td> </tr> <tr> <td>若年性認知症支援事業</td> <td>若年性認知症の人と家族の相談対応・就労支援を行う。また新たに認知症疾患医療センター内でのピアサポート等を行う。</td> <td>9,477</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【認知症相談・支援の強化】</td> </tr> <tr> <td>認知症相談・支援強化事業</td> <td>認知症の人を地域で支えるための電話相談（コールセンター）や市町村家族の集いの連絡会を開催する。</td> <td>5,228</td> </tr> <tr> <td>認知症地域支え合い運動事業</td> <td>認知症介護経験者によるピアサポーター「認知症家族サポート応援隊」を養成する。また、新聞広告、ポータルサイト等による啓発を行う。</td> <td>1,866</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【認知症地域支援施策の推進】</td> </tr> <tr> <td>認知症地域支援施策推進事業</td> <td>市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会等を開催する。</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>認知症総合戦略加速推進事業</td> <td>認知症高齢者等行方不明事案に係る広域ネットワークを構築する。認知症の本人が主体的に語り合う「本人ミーティング」を推進する。</td> <td>696</td> </tr> <tr> <td>認知症重度化予防実践塾</td> <td>認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するため、介護職・地域包括支援センター職員・介護家族等向けの研修会を開催する。</td> <td>782</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	予算額	【認知症サポーター数の拡大】			認知症サポーター養成講座等	認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。また、新たにチームオレンジ（認知症サポーターを中心とした支援チーム）の設置支援を行う。	1,704	【認知症医療体制の充実】			認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を委託する。（基幹型1箇所、地域型4箇所）	22,554	認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣	国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。	200	認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医等医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための各種研修会を開催する。	5,678	【認知症高齢者介護制度人材の育成】			認知症高齢者介護制度人材育成事業	介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。また、住民自身が地域で主体的に認知症予防に取り組むためのリーダーを養成する。	9,150	【若年性認知症の支援】			若年性認知症支援事業	若年性認知症の人と家族の相談対応・就労支援を行う。また新たに認知症疾患医療センター内でのピアサポート等を行う。	9,477	【認知症相談・支援の強化】			認知症相談・支援強化事業	認知症の人を地域で支えるための電話相談（コールセンター）や市町村家族の集いの連絡会を開催する。	5,228	認知症地域支え合い運動事業	認知症介護経験者によるピアサポーター「認知症家族サポート応援隊」を養成する。また、新聞広告、ポータルサイト等による啓発を行う。	1,866	【認知症地域支援施策の推進】			認知症地域支援施策推進事業	市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会等を開催する。	367	認知症総合戦略加速推進事業	認知症高齢者等行方不明事案に係る広域ネットワークを構築する。認知症の本人が主体的に語り合う「本人ミーティング」を推進する。	696	認知症重度化予防実践塾	認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するため、介護職・地域包括支援センター職員・介護家族等向けの研修会を開催する。	782
区分	内容	予算額																																																											
【認知症サポーター数の拡大】																																																													
認知症サポーター養成講座等	認知症サポーターやサポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。また、新たにチームオレンジ（認知症サポーターを中心とした支援チーム）の設置支援を行う。	1,704																																																											
【認知症医療体制の充実】																																																													
認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営を委託する。（基幹型1箇所、地域型4箇所）	22,554																																																											
認知症初期集中支援チーム員研修受講派遣	国立長寿医療センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に受講者を派遣する。	200																																																											
認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医等医療従事者に対する早期発見や認知症対応力向上のための各種研修会を開催する。	5,678																																																											
【認知症高齢者介護制度人材の育成】																																																													
認知症高齢者介護制度人材育成事業	介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。また、住民自身が地域で主体的に認知症予防に取り組むためのリーダーを養成する。	9,150																																																											
【若年性認知症の支援】																																																													
若年性認知症支援事業	若年性認知症の人と家族の相談対応・就労支援を行う。また新たに認知症疾患医療センター内でのピアサポート等を行う。	9,477																																																											
【認知症相談・支援の強化】																																																													
認知症相談・支援強化事業	認知症の人を地域で支えるための電話相談（コールセンター）や市町村家族の集いの連絡会を開催する。	5,228																																																											
認知症地域支え合い運動事業	認知症介護経験者によるピアサポーター「認知症家族サポート応援隊」を養成する。また、新聞広告、ポータルサイト等による啓発を行う。	1,866																																																											
【認知症地域支援施策の推進】																																																													
認知症地域支援施策推進事業	市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会等を開催する。	367																																																											
認知症総合戦略加速推進事業	認知症高齢者等行方不明事案に係る広域ネットワークを構築する。認知症の本人が主体的に語り合う「本人ミーティング」を推進する。	696																																																											
認知症重度化予防実践塾	認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するため、介護職・地域包括支援センター職員・介護家族等向けの研修会を開催する。	782																																																											
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターが、地域で認知症の方と協働しながら活動をする「チームオレンジ」を2025年までに19市町村に設置する。また、基幹型認知症疾患医療センターでピアサポートを実施し、診断からサポート機関に繋がるまでのタイムラグを解消する。 当事者視点を生かした認知症サポーター養成に取り組むとともに、平成31年度から認知症当事者の社会参加や施策への提言の機会確保のために「本人ミーティング」を開催している。 若年認知症サポートセンターによる生活支援・就労継続に係る相談支援など伴走型支援を行っている。 「とっとり方式認知症予防プログラム」を策定、令和元年度には専門職向け研修会や一般県民向けフォーラム、令和2年度には、老人クラブ連合会と連携した研修会を開催した。 																																																													

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000																
トータルコスト	3,584千円（前年度3,574千円）〔正職員：0.2人〕																						
主な業務内容	補助金交付事務																						
工程表の政策目標(指標)	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金</p> <p>福祉サービス施設を拠点として高齢者、障がい者、児童等の地域住民が集う鳥取ふれあい共生ホームの整備を支援する。</p> <p>【予算額】 2,000千円（1,000千円×2箇所分） （単位：千円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>対象団体</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共生サービス型</td> <td>高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの</td> <td>高齢者等に関する事業所を運営する民間団体</td> <td>10/10</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>事業所併設型</td> <td>地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げていく。 ・市町村を通じたPR等により、着実に増加している。平成29年度には、事例集・ステッカー・認定証を作成し、好事例などを情報提供した。また、ホームページにも事例を掲載している。 ・認知症施策として推し進めている、「認知症カフェ」整備に活用していくために、「認知症カフェ」未設置の市町村を中心にPRしていく必要がある。 									区分	内容	対象団体	補助率	限度額	共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000	事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの			
区分	内容	対象団体	補助率	限度額																			
共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000																			
事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの																						

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	1,732	1,732	0	866			866	
トータルコスト	3,316千円 (前年度3,306千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。

2 主な事業内容

(1) 地域における高齢者虐待防止の推進

(単位：千円)

区分	内容	予算額	財源
高齢者の権利擁護相談支援事業	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 【委託先】 ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき	734	国1/2
高齢者虐待対応現任者研修	通報受付機関(地域包括支援センター及び市町村)の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 【委託先】鳥取県社会福祉士会	430	国1/2
合計		1,164	

(2) 高齢者施設における高齢者虐待防止の推進

(単位：千円)

区分	内容	予算額	財源
介護職員向け高齢者権利擁護研修会	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、介護職員に対して研修や意見交換会を行う。	220	国1/2
管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会	介護施設等の施設長等施設内において指導的立場にある者を対象として、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けた資質向上と意識啓発のための研修会を行う。	220	国1/2
合計		440	

(3) 事務費 128千円 (連絡調整費等)

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制整備を図る。
- ・県の高齢者虐待の防止に関しての取組として、市町村・包括支援センター等を対象とした「養護者からの高齢者虐待対応研修」に加え、平成26年度からは「施設従事者による高齢者虐待対応研修」を開催している。
- ・介護職員等に対しては、施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方研修を継続して開催することで高齢者虐待に対する意識付けを図り、権利擁護のための取組の推進を図っている。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業	4,871	0	4,871	4,871				
トータルコスト	6,455千円（前年度0千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	委託業務、各種連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

地域で認知症予防を促進するために、「とっとり方式認知症予防プログラム」の全県普及に向けた教室立上げを支援する。また、感染症流行下など、外出や参集が難しい状況にあっても、ICTを活用することで、高齢者がみずから自宅でも取り組むことのできる新しい認知症・介護予防の仕組みを検討する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「とっとり方式認知症予防プログラム」を活用した認知症予防教室の立上げ（国10/10）	・老人クラブと連携し、同プログラムの教室の立ち上げ、カリキュラム作成、継続していくための仕組みづくりなどを支援するとともに、老人クラブが主体となって、地域の会員外の高齢者にも啓発していけるような仕組みを構築する。	1,741
高齢者のICT活用支援・認知症・介護予防ツールの検討（単県「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当）	・老人クラブと連携してICT活用教室を開催し、地域の仲間同士で、機器の使い方や、親しい人・遠方の家族とコミュニケーションを取るウェブ会議ツールの使い方を高齢者同士で教え合い習得する教室を開催し、さらに教室参加者の中からシニアIT講師になっていただき、地域の中で伝達していただくなど自立的にICTを学び合える仕組みを構築する。 ・コロナ禍や熱中症の時期でも自宅で同プログラムに取り組めるようにアプリなどを活用したツールや仕組みについて、鳥取大学等と連携しながら、検討していく。	3,130
合 計		4,871

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・平成28年度から鳥取大学医学部、日本財団等と共同で開発し、認知症予防に効果のある「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県に普及する。
- ・高齢者がICTを活用して遠くに住む家族とコミュニケーションを取るなど新しい生活様式における高齢者の社会参画・地域とのつながりを保ち、自宅において認知症予防に取り組むことのできる環境を整備する。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																													
(新) 高齢者施設の新型コロナウイルス対策支援事業	20,000	0	20,000			(基金繰入金) 20,000																														
トータルコスト	21,584千円（前年度 0千円） [正職員：0.2人]																																			
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約事務、実施指導業務																																			
工程表の政策目標（指標）	—																																			
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護サービスが継続して提供されるよう、感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や衛生用品等のかかり増し経費を支援する。併せて、感染症対策研修や事業所への個別巡回指導等を通じて、介護サービス事業所等の感染症予防体制の構築を支援する。</p>																																				
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業（18,000千円）</td> <td></td> <td>（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業</td> <td>（2）介護サービス事業所等との連携支援事業</td> </tr> <tr> <td>対象事業所</td> <td>・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか</td> <td>・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>・マスク、手袋等の衛生用品購入費 ・事業継続に必要な人員確保のための経費 ほか</td> <td>・利用者受入に係る連絡調整費、職員確保費用 ・職員応援派遣に係る費用</td> </tr> <tr> <td>補助基準単価</td> <td>(通所系)53.7～113.3万円(1事業所) (訪問系)13.7～50.8万円(1事業所) (※) (施設系)3.5～4.8万円(1定員)</td> <td>(通所系)11.3～56.7万円(1事業所) (訪問系)6.8～25.4万円(1事業所) (施設系)1.8～2.4万円(1定員)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(※) 対象施設で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合で基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難な場合には、基準単価以上の支援も可能</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設における新型コロナウイルス対策現地指導事業（2,000千円）</td> <td colspan="8"> 高齢者施設に感染管理認定看護師、認定看護管理者を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的に指導・助言を行うことにより、高齢者施設における感染防止対策等の一層の強化を図る。 ○対象施設 介護サービス事業所、通いの場、サロン等 ○指導内容 施設内の状況確認、感染防止対策に関する指導、質疑 等 </td> </tr> </tbody> </table>									区分	内容		鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業（18,000千円）		（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	（2）介護サービス事業所等との連携支援事業	対象事業所	・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか	・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか	対象経費	・マスク、手袋等の衛生用品購入費 ・事業継続に必要な人員確保のための経費 ほか	・利用者受入に係る連絡調整費、職員確保費用 ・職員応援派遣に係る費用	補助基準単価	(通所系)53.7～113.3万円(1事業所) (訪問系)13.7～50.8万円(1事業所) (※) (施設系)3.5～4.8万円(1定員)	(通所系)11.3～56.7万円(1事業所) (訪問系)6.8～25.4万円(1事業所) (施設系)1.8～2.4万円(1定員)	(※) 対象施設で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合で基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難な場合には、基準単価以上の支援も可能			高齢者施設における新型コロナウイルス対策現地指導事業（2,000千円）	高齢者施設に感染管理認定看護師、認定看護管理者を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的に指導・助言を行うことにより、高齢者施設における感染防止対策等の一層の強化を図る。 ○対象施設 介護サービス事業所、通いの場、サロン等 ○指導内容 施設内の状況確認、感染防止対策に関する指導、質疑 等							
区分	内容																																			
鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業（18,000千円）		（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業	（2）介護サービス事業所等との連携支援事業																																	
	対象事業所	・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか	・利用者・職員に感染症が発生した事業所・施設 ・県等から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所 ほか																																	
	対象経費	・マスク、手袋等の衛生用品購入費 ・事業継続に必要な人員確保のための経費 ほか	・利用者受入に係る連絡調整費、職員確保費用 ・職員応援派遣に係る費用																																	
	補助基準単価	(通所系)53.7～113.3万円(1事業所) (訪問系)13.7～50.8万円(1事業所) (※) (施設系)3.5～4.8万円(1定員)	(通所系)11.3～56.7万円(1事業所) (訪問系)6.8～25.4万円(1事業所) (施設系)1.8～2.4万円(1定員)																																	
	(※) 対象施設で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合で基準単価では介護サービスを継続して提供することが困難な場合には、基準単価以上の支援も可能																																			
高齢者施設における新型コロナウイルス対策現地指導事業（2,000千円）	高齢者施設に感染管理認定看護師、認定看護管理者を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的に指導・助言を行うことにより、高齢者施設における感染防止対策等の一層の強化を図る。 ○対象施設 介護サービス事業所、通いの場、サロン等 ○指導内容 施設内の状況確認、感染防止対策に関する指導、質疑 等																																			
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・感染管理認定看護師や認定看護管理者等の専門家の協力を得ながら、県内介護サービス事業所・施設の感染予防体制構築を支援していくとともに、万が一、施設等で感染症患者が発生した場合でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、必要な支援を行い、県内事業所の感染予防体制の構築を図る。</p>																																				

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業	50,000	0	50,000	50,000				
トータルコスト	50,792千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染防止対策を推進するため、社会福祉施設等が自主的に行う職員のPCR検査等費用に対して支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの普及が進むまでの間、次の社会福祉施設等が自主的に行う職員のPCR検査（任意検査）に要する経費に対して補助する。</p> <p>（1）対象施設 高齢者施設、障がい者施設、保育施設等</p> <p>（2）対象経費 対象施設が自主的に行う職員等のPCR検査に要する経費</p> <p>（3）補助率 1/2 （上限 1回あたり1万円/人）</p> <p>（4）所要額 50,000千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内でも社会福祉施設で感染事例が確認されていることから、行政検査の対象となる前の段階で社会福祉施設等が自主的に行う職員の検査を促進する。 ・令和3年1月に補助制度を創設して募集開始している。令和3年度においても、施設運営継続、予防的措置の観点から、新型コロナウイルスワクチンの普及が進むまでの間は事業継続することとし、施設内の感染拡大防止を図る。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（長寿社会課） 管理運営費	2,952	1,196	1,756	313			2,639	
トータルコスト	47,371千円（前年度 45,286千円） [正職員：5.0人 会計年度任用職員：1.7人]							
主な業務内容	情報公表、建設の事前審査・検査、運営の指導、市町村間の調整、課内外の連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 老人福祉施設指導監督事務費 90千円 老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。</p> <p>(2) 福祉施設等の情報公開推進事業 762千円 利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。</p> <p>(3) 福祉保健部（長寿社会課）管理運営費 2,100千円 長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な連絡調整および予算の運用を図る。 ・介護分野に係る各種連絡調整・対応を行った。 								

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】ショッピングリハビリティ×UDタクシー利用促進事業	0	500	△500					
トータルコスト	0千円(前年度2,074千円)							
主な業務内容	市町村との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
事業完了のため廃止する。								

西部総合事務所福祉保健局→事業実施:米子保健所

4目 老人福祉費

(0859-31-9314) (単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 福祉サービス事業者指定更新・指導監査体制強化事業	60	60	0				60	
トータルコスト	2,892千円(前年度2,848千円)[会計年度任用職員:1.0人]							
主な業務内容	新規指定申請・指定更新申請・変更届に係る事務処理、台帳システム管理							
工程表の政策目標(指標)	福祉サービス事業者の適正な事業運営の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 福祉サービス事業者の指導監査を適正に行う。								
2 主な事業内容 介護保険及び障害福祉サービス事業所の指定更新等業務を行う会計年度任用職員1名に係るパソコンリース料である。								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・福祉サービス事業者の指導監査の適正な運営を図る。								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線：7202)

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県公衆衛生学会等運営費	254	254	0				254	
トータルコスト	1,046千円 (前年度1,041千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	公衆衛生学会の開催、日本公衆衛生学会への職員派遣							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県公衆衛生学会及び中国地区公衆衛生学会の開催、日本公衆衛生学会への職員派遣を行う。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
鳥取県公衆衛生学会の開催	県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。	36
中国地区公衆衛生学会の開催	中国地区の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。 ※中国5県及び2政令市が持ち回りで開催。令和3年度は本県が当番県である。	173
日本公衆衛生学会への参加	全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会に参加する。	45
合計		254

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が一堂に会し、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・当面する課題について発表・討議しその成果を業務に反映させることにより、県民の健康の保持増進を図る。

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（避難退域時検査関係）	3,695	2,707	988	3,695				
トータルコスト	4,487千円（前年度 3,494千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	放射線測定器・個人線量計の校正、修繕等							
工程表の政策目標（指標）	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 島根原子力発電所事故発生時に、避難住民に対して放射性物質による体表面汚染状況を確認するため実施する避難退域時検査に必要な放射線測定機器について、校正及び修繕等を行う。								
2 主な事業内容 （1）校正を行う機器 GM管式サーベイメータ：25台、個人線量計：66台 （2）修繕を行う機器 経年劣化等により測定ができなくなったため修繕する。 GM管式サーベイメータ：12台								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・平成24～25年度にかけて整備した住民避難時に実施する避難退域時検査に必要な基本的な放射線測定器（GMサーベイメータ、個人線量計）について、県危機管理局が定めた校正サイクルに従い、計画的に、毎年1回、測定機器の校正を行い、住民避難時における測定機器の正常な性能を維持する。								

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
栄養改善指導事業	8,459	9,260	△801	6,362		(手数料) 80 (雑入) 5	2,012	
トータルコスト	23,509千円（前年度23,983千円）〔正職員：1.9人〕							
主な業務内容	特定給食施設等への指導、栄養改善関係者の人材育成、食品表示・広告等に関する相談指導、国民健康・栄養調査の実施、栄養士免許証の交付等							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
生活習慣病対策を推進するため、県民への栄養教育を担う栄養改善関係者の人材育成等を行うとともに、健康増進法に基づき、栄養管理が必要な特定給食施設等への指導や国民健康・栄養調査を実施する。 また、食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示、広告に関する相談指導等を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
栄養改善指導 (単県)	・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催							728
国民健康・栄養 調査(国10/10、 単県)	・国民健康・栄養調査(毎年)の実施(厚生労働省からの委託事業) ・(臨)鳥取県統計調査条例に定める県統計調査として県民健康栄養調査を行う。							7,651
栄養士法施行事 務(手数料)	・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務							80
合計								8,459
3 事業目標・取組状況・改善点								
・栄養管理従事者や特定給食施設等関係者の資質向上、食品関連事業者の法令順守のための指導、県民の健康課題の把握・分析・施策展開等を図り、県民の栄養改善につなげる。								

2目 結核対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
結核予防対策事業	16,163	16,531	△368	6,616			9,547	

トータルコスト 70,026千円（前年度70,047千円） [正職員：6.8人]

主な業務内容 感染症診査協議会結核部会運営、公費負担医療費支払事務、県費補助金事務、表彰等

工程表の政策目標(指標) 感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核の医療費の公費による負担、服薬支援（治療薬を確実に服用できるよう支援する）等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
結核予防啓発事業（単県）	結核予防功労者表彰のほか、結核予防週間（9/24～9/30）における普及啓発を行う。	33
結核対策特別促進事業（普及啓発）（単県）	結核関係医療従事者等研修事業及び各種普及啓発事業等を実施する。	712
結核対策特別促進事業（服薬支援）（国10/10）	在宅患者に対する訪問指導等継続的な服薬支援を実施する。	712
法施行事務費（単県）	結核医療を適正に行うために、保健所感染症診査協議会結核部会の運営等を行う。	2,688
接触者健診・管理検診（国1/2）	感染のおそれのある者、治療が終了した者等に対する健康診断を実施する。	2,781
診療報酬支払事務（単県）	医療費の公費負担に係るレセプト処理を支払基金と国保連合会に委託する。	49
結核医療費公費負担（国3/4、国1/2）	結核医療費の公費負担を実施する。	6,893
感染症予防体制整備事業（国1/2）	80歳以上の高齢者への普及啓発を実施する。	75
結核定期健康診断費補助金（単県）	感染症法に基づき結核健康診断を実施する私立学校等に対して補助する。（補助率2/3）	2,220
合計		16,163

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・啓発活動や医療従事者の研修派遣等を実施し、結核予防を推進する。
- ・結核患者に対する医療費等の公費負担を滞りなく行う。
- ・例年、200件程度の検診を実施しており、感染者の発見と感染源の追求や治療を終了した者の再発の早期発見などに努めている。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型インフルエンザ等対策事業	10,032	66,399	△56,367	269			9,763	
トータルコスト	44,092千円（前年度 100,240千円）[正職員：4.3人]							
主な業務内容	入院病床空床補償、協議会、研修会の開催、普及啓発、薬の購入等							
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
新型インフルエンザの発生時の医療体制整備のため、図上訓練や医療従事者の研修、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
抗インフルエンザ薬の購入・廃棄（単県）	新型インフルエンザが発生した際に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の更新を行う。							9,149
鳥取県新型インフルエンザ医療対策連絡会議（国1/2）	新型インフルエンザの発生時に迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医師会、病院、行政等による協議を行う。							197
医療従事者研修（国1/2）	新型インフルエンザの診療従事者を増やすため、普段はインフルエンザの診療に携わらない内科、小児科以外の医師なども含めた研修を実施する。							347
保健所職員研修会（単県）	発生時の初動体制の強化を図るため、患者調査等を実施する保健所職員に対する研修を実施する。							93
抗インフルエンザウイルス薬対策委員会（単県）	タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬の県内における安定的な供給を図るため、流通や備蓄について関係団体と協議する。							24
図上訓練（単県）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条に基づき図上訓練を実施する。							222
合計								10,032
3 事業目標・取組状況・改善点								
・各種協議会・研修会を年1回以上を目標に圏域及び全県で開催し、新型インフルエンザ発生に備える。								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
感染症対策推進事業	41,616	43,705	△2,089	18,342		5	23,269	
トータルコスト	117,777千円（前年度119,324千円）[正職員：8.9人 会計年度任用職員：2.0人]							
主な業務内容	感染症危機管理体制の整備、感染症指定医療機関の運営助成、麻しん・風しん対策、感染症予防、発生時の対策にかかる業務							
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を探知し適切な予防活動を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
感染症危機管理体制整備事業(国1/2、単県)	緊急時の防疫体制の検討などを行う感染症対策協議会・感染症診査協議会の運営や緊急時に備えた訓練等を実施する。							1,979
感染症発生動向調査事業(国10/10、国1/2)	感染症発生動向調査等、感染症流行予測調査を実施する。							11,023
感染症予防事業(国1/2、国4/3)	感染症指定医療機関に対する運営費補助のほか、感染症患者への医療費公費負担や市町村が実施する防疫対策経費に対して補助する。							18,309
麻しん・風しん対策事業(国1/2、単県)	麻しん・風しん感染予防のため、無料抗体検査の実施やワクチン接種費用の補助、啓発を実施する。また、麻しん患者発生時の緊急ワクチン接種を実施する。							8,550
動物由来感染症対策事業(国1/2、単県)	動物由来感染症に関する研修・普及啓発や情報収集・分析・情報提供体制等を整備する。 ・(新) 県内マダニ等のSFTS（重症熱性血小板減少症候群）ウイルスの保有状況調査							1,755
合計								41,616
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症のように突発的に発生する新たな感染症に対応する。 近年では、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、西アフリカでエボラ出血熱の流行、中南米を中心としたジカウイルス感染症の流行等が発生している。国内においては全国的に麻しんや風しんの流行が認められており、海外からの帰国者等から患者（疑い患者を含む）が発生した場合に備え、関係機関が連携し、迅速かつ確かな対応を実施するための体制整備が必要となっている。 医療機関や市町村の協力の下、感染症発生に備えた体制作りを進めており、感染症発生時の検査体制、感染症の発生を探知する監視体制、患者を受け入れる感染症指定医療機関の整備などにより、発生した際に万全の体制で対応がとれるよう対策を講じる。 								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
予防接種事故対策事業	12,916	12,836	80	8,674			4,242	
トータルコスト	14,500千円（前年度14,410千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、健康状況調査事務							
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
予防接種法に基づく予防接種により発生した健康被害者を救済するための救済給付等の事業を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
予防接種事故被害者給付費 (国 2/3)	予防接種法に基づく予防接種による健康被害者に対して、市町村が行う救済給付について、経費の一部を補助する。（補助率3/4）							12,381
予防接種後健康被害調査 (国 2/3)	予防接種法に基づく予防接種による健康被害給付の認定申請があった市町村が実施する予防接種事故の調査、審査に要する経費について、その一部を補助する。（補助率10/10）							57
予防接種後健康状況調査 (国 10/10)	予防接種後の副反応に関するアンケート調査を行い、全国で集計・解析・評価し、結果を医療現場、市町村等へ情報提供する。							382
予防接種情報交換会開催費 (単県)	予防接種について情報交換を行うため、市町村及び保健所担当者を対象にした研修会を開催する。							22
予防接種研修旅費 (単県)	予防接種について最新動向の把握や新制度の情報収集のため、各種研修会に参加する。							74
合計								12,916
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防のため定期予防接種の勧奨を行うとともに、予防接種によって健康被害を受けられた方への救済措置を適切に行う。 令和2年10月1日現在、予防接種法に規定される定期の予防接種が原因で健康被害にあわれ、救済制度の給付を受けている者は東部地区3名、西部地区1名の計4名である。 								
エイズ予防対策事業	5,240	4,731	509	2,618			2,622	
トータルコスト	39,300千円（前年度38,572千円）〔正職員：4.3人〕							
主な業務内容	普及啓発、エイズ及び性感染症検査・相談の対応、研修への派遣							
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ、HIV感染に対する偏見・差別の解消を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
正しい知識の普及啓発	世界エイズデー、HIV検査普及週間等のキャンペーンの実施							1,257
検査・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健所でのHIV・性感染症検査（無料・匿名）の実施 医療機関等へのエイズカウンセラーの派遣 検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 							2,593
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等の研修派遣 医療機関の連携体制の充実（連絡会議開催等） 							1,390
合計								5,240
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 機会を捉えた啓発を引き続き実施し、エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進する。 医療体制充実のため、医療従事者の研修派遣等を引き続き実施する。 								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ハンセン病問題対策事業	1,429	1,429	0				1,429	
トータルコスト	6,182千円（前年度 6,151千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	普及啓発、県出身者への支援業務、補償法に関わる相談支援等							
工程表の政策目標(指標)	感染症に対応できる体制（医療体制を含む）の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ハンセン病の元患者（回復者）は、国の強制隔離政策により療養所に入所を強いられた歴史があり、平成8年の「らい予防法」廃止後も、社会に根強く残っている偏見と誤解のために故郷に帰れず、療養所でそのまま生活しておられる。

本県出身のハンセン病回復者の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、普及啓発事業を実施する。

また、ハンセン病元患者家族等への補償に対する相談窓口を設置し、支給対象の方への請求手続き等を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
ハンセン病問題 人権啓発事業	○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園（岡山）及び邑久光明園（岡山）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 ○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発のため、県内各地でパネル展を開催する。	805
本県出身入所者 支援事業	○療養所訪問事業 職員が本県出身の回復者が入所する療養所を訪問し、意見要望等の聞き取りを行う。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。 ○里帰り支援事業 療養所に入所されている本県出身の回復者の里帰りに係る経費を負担する。 ○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所される療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。	524
ハンセン病家族 補償法支援事業	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	100
合計		1,429

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ハンセン病を正しく理解するよう普及啓発を行い、病気に対する差別や偏見を解消する。
- ・入所者が減少し、また高齢化していることから里帰り事業など御意向を踏まえながら行っていく。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
熱中症対策事業	36	1,036	△1,000				36	

トータルコスト 11,125千円（前年度12,054千円）〔正職員：1.4人〕

主な業務内容 普及啓発、関係機関との会議の開催

工程表の政策目標(指標) 「健康づくり文化」の創造

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地球温暖化等の環境の変化により、日常生活における熱中症発症リスクの高まりが懸念されることから、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
熱中症の予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症に係る警報等の発令（熱中症警報、熱中症特別警報等） 鳥取地方気象台が発表する気象条件に応じて、警報等の発令による注意喚起を行う。 ○熱中症予防の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・対面での声かけや見守り活動の支援 ・各種媒体を活用した広報活動の実施 ・夏季イベントでの注意喚起 ○鳥取県熱中症対策連絡会議の開催（年2回程度） シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行い、併せて、医師を招へいし、関係機関の担当者等を対象に発症予防の方法や発症時の適切な対応等の助言を行う。 	36
合計		36

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・関係機関を対象に医師を招へいして熱中症対策連絡会議を開催し、医学的見地から課題や対策への助言をいただき、普及啓発及び注意喚起等を行っていくことで、熱中症による健康被害を防ぐ。

健康政策課→事業実施：新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
 新型コロナウイルス感染症対策推進課
 (内線：7153) (単位：千円)

3目 予防費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																				
(新) 新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業	9,515,049	0	9,515,049	9,465,299			49,750																				
トータルコスト	9,519,802千円(前年度0千円) [正職員:0.6人]																										
主な業務内容	契約、補助金等交付決定・支払事務																										
工程表の政策目標(指標)	-																										
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】																											
1 事業の目的・概要 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、継続して医療提供できる体制を構築するため、医療機関等の設備等整備支援により、検査体制を強化するとともに県内医療環境のさらなる充実を図る。																											
2 主な事業内容 (単位：千円)																											
細事業名	内 容						予算額																				
医療機関の設備整備に対する補助 <国10/10>	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療や診察・検査等を行う入院協力医療機関や救急・周産期・小児医療機関、高度医療提供を行う県が指定した新型コロナウイルス感染症重点医療機関が設備整備を行う場合に補助する。 (PCR検査機器等15台、人工呼吸器38台、超音波画像診断装置14台、血液浄化装置9台、CT撮影装置等6台、個人防護具、簡易診療室等)						1,434,269																				
新型コロナウイルス入院病床確保(空床補償) <国10/10>	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床をフェーズに応じて病棟単位で空床確保する重点医療機関及び患者を受け入れる病床をあらかじめ確保する入院協力医療機関に対し、空床となる病床に応じて助成する。 <空床補償単価>						7,575,575																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>ICU</th> <th>HCU</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">重点医療機関</td> <td>特定機能病院等</td> <td>436,000円</td> <td>211,000円</td> <td>74,000円</td> </tr> <tr> <td>一般病院</td> <td>301,000円</td> <td>211,000円</td> <td>71,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他一般病院</td> <td>97,000円</td> <td>41,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		ICU	HCU	その他	重点医療機関	特定機能病院等	436,000円	211,000円	74,000円	一般病院	301,000円	211,000円	71,000円	その他一般病院		97,000円	41,000円	16,000円		
区 分		ICU	HCU	その他																							
重点医療機関	特定機能病院等	436,000円	211,000円	74,000円																							
	一般病院	301,000円	211,000円	71,000円																							
その他一般病院		97,000円	41,000円	16,000円																							
新型コロナ患者措置入院自己負担分の県負担金 <国3/4、単県>※	感染症法に基づく措置入院の自己負担部分を負担する。(おおよその入院期間14日)						95,060																				
県の緊急配布用個人防護具等の購入 <国10/10、単県>※	医療機関や社会福祉施設等への緊急配布用として個人防護具等を購入する。 (N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋、キャップ、タイベックスーツ)						200,000																				
医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金 <国10/10>	新型コロナウイルス感染症の入院協力機関が医療従事者の家族への感染防止及び院内感染防止を目的として宿泊施設を確保する際に要する経費の一部を支援する。 ・補助率、補助上限額：10/10、1月当たり100千円/部屋もしくは1日当たり6千円/部屋						117,714																				
診療・検査医療機関支援事業 <単県>※	(1) 院内感染に伴う休業補償制度 診療・検査医療機関の医療従事者等が新型コロナウイルス感染症患者の診療または検査に従事したことにより、新型コロナウイルスに感染し、休業せざるを得ない場合にその休業期間に対する補償を行う。 ・補助基準額：13,447円×直近1か月の1日当たり平均患者数×休業日数 ・補助上限額：3,000千円 (2) 新型コロナウイルス対応医療機関に従事する事務職員等の労災給付上乗せ補償保険加入支援事業 国補助制度の労災給付上乗せ補償保険加入支援事業の対象外となる事務職員が同保険に加入した場合に、その保険料の一部を支援。 ・補助基準額：年間保険料×1/2(1人当たり1千円を上限) (3) その他診療体制の維持・確保に必要な経費						20,000																				
衛生環境研究所における検査機器等購入費用 <国1/2、単県>※	衛生環境研究所で新型コロナウイルス検査のため使用する試薬を購入するとともに、緊急時の対応を行う。 ・試薬一式 52,000千円 ・緊急対応のための経費 900千円						52,900																				
鳥取県版コロナ追跡システム業務保守管理料 <単県>※	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染者が訪問した店舗・イベントに同日訪問した人に対してお知らせをする「鳥取県版コロナ追跡システム業務」の保守管理料に要する経費。						5,280																				
新型コロナウイルスクラスター対策費 <単県>※	新型コロナウイルスに係るクラスター対策に要する経費。						5,000																				
新型コロナ対策に係る助言経費 <国10/10>	対策本部等において、専門的な意見を求め、対策の充実を図る。						1,201																				
新型コロナ外国人患者等通訳支援等体制事業 <単県>※	外国人陽性者等へ多言語での積極的疫学調査や健康観察等の対応が必要となることから、通訳等の支援体制を整備する。						3,000																				
県保健所(接触者等相談センター)における三者間通訳サービス <国10/10>	県保健所(接触者等相談センター)において、外国語(英語、中国語、ベトナム語等)で相談ができる三者間通訳サービスに係る経費。						550																				
感染防止対策等に係る県民への周知経費 <単県>※	新聞折り込みやチラシにより感染防止対策等を随時周知する。						4,500																				
合 計							9,515,049																				

※県負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当(国庫充当事業の県負担分を除く)

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・継続した医療提供体制の確保のため、検査体制の強化と県内医療環境のさらなる充実を図る。
- ・設備整備支援等を実施した結果、PCR検査能力は現在4,500検体/日まで引き上げ、国の症例定義にとらわれることなく、積極的なPCR検査の実施を可能とし、病床数も人口比全国トップの313床(うち重症47床)を確保した。また、県内医療機関から幅広い協力が得られ、9割の医療機関を診療・検査医療機関に登録した。

3目 予防費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業	716,551	0	716,551	391,601			324,950	
トータルコスト	724,472千円 (前年度0千円) [正職員：1.0人]							
主な業務内容	行政検査委託事務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県内の医療機関や検査機関と連携し、積極的に検査を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
診療・検査医療機関での行政検査(保険診療分)(国1/2、単県)	令和2年11月から、かかりつけ医等の身近な医療機関で診療・検査を行う体制に移行し、9割の医療機関に「診療・検査医療機関」として登録いただき、発熱等の症状のある患者の診療・検査を行っていただいている。 この場合の新型コロナウイルス感染症にかかる検査は、行政検査として取り扱われることから、感染症法第15条及び第58条の規定に基づき、当該検査料の本人負担分を公費負担する。							91,880
保健所が実施する行政検査(保険診療対象外)(国1/2、単県)	圏域ごとにPCR検査センターを設置し、保健所の積極的疫学調査によって判明した濃厚接触者等や各保健所に開設している接触者等相談センターに相談のあった接触者等に対し、感染症法第15条の規定に基づき、行政検査を実施する。							530,102
妊婦に対するPCR検査(国1/2)	不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を支援する。 【県負担額】自院検査15,000円/件、外部委託19,500円/件(定額)							94,569
合計								716,551
※単県分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県内の医療機関や検査機関と連携し、積極的に検査を実施する。 令和2年11月から診療所等の身近な医療機関(診療・検査医療機関)で検査を受けられる体制に移行し、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関同士の連携体制を再構築した。そのうえで、診療・検査医療機関の登録目標を300医療機関(対象診療科の約9割)に設定し、県内医療機関に継続的に協力を要請した結果、登録は305医療機関(1月20日現在)に達し、人口対比で全国一位となった。 分娩前の新型コロナウイルス検査に対する補助制度を創設し、不安を抱える妊婦や医療機関の院内感染対策を支援することとした。 								

3目 予防費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染症戦略的サーベイランス実施事業	11,747	0	11,747	11,747				
トータルコスト	13,331千円 (前年度0千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	会議事務、研究調査委託事務等							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
新型コロナウイルス感染症の感染動向を素早く探知し、リスク評価や対策立案できるよう戦略的サーベイランスを実施する。								
2 主な事業内容								
(単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
専門家チームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家チーム会議の開催 ・専門家チームメンバーによるクラスター事案等のリスク評価 							744
新型コロナウイルス感染症の発生動向分析及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的情報システムを活用したサーベイランスデータの可視化 ・感染経路の追跡及びウイルスの病原性評価 							11,003
合計								11,747
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染動向を素早く探知し、リスク評価や対策立案する。 ・令和2年6月に新型コロナウイルス対策専門家チームを設置し、新型コロナ警報の基準設定や病床確保計画、発熱外来診療体制等について専門的見地から助言をいただいている。 ・戦略的サーベイランスとして県内医療機関の検査情報を集約し、県ホームページでのマップ表示や感染経路の追跡調査などに役立てることとしている。 								

3目 予防費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業	3,000	0	3,000	3,000				
トータルコスト	3,792千円 (前年度0千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	ワクチン接種体制の整備							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な体制を整備する。 また、障がい者にワクチン接種の正しい情報が行き渡るようきめ細かな広報を徹底するとともに、接種時のサポートを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 都道府県(市町村への協力)が行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等) ・市町村事務に係る調整(国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等) ・優先的な接種の対象となる医療従事者等への接種体制の調整 ・専門的相談対応 <p>(2) 実施内容</p> <p>①市町村等と連携した接種体制の構築 (令和2年度1月補正で予算措置済) 一般医療従事者等の優先接種体制の整備を進めるとともに、県内の各地区医師会や市町村等と連携し、ワクチン接種を早急に接種開始できるよう、県としても、市町村や医師会との調整や助言等を積極的に行っていく。</p> <p>②障がい者への周知・広報、接種円滑化経費 障がい者に接種に関する情報提供や接種時のサポートを行う。 (例：聴覚障がい者のための手話通訳等)</p> <p>【参考：市町村(実施主体)が行う業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との委託契約、接種費用の支払 ・住民への接種勧奨、個別通知(予診票、クーポン券) ・接種手続等に関する一般相談対応 ・健康被害救済の申請受付、給付 ・集団的な接種を行う場合の会場確保等 <p>【ワクチン接種のスケジュール(想定)】</p>								
<p>The chart shows the following tasks and timelines:</p> <ul style="list-style-type: none"> Medical workers (1-200,000): Vaccine preparation and distribution from Jan to Feb; venue securing in Feb; system confirmation in Mar. Medical workers (370,000): Vaccine preparation and distribution from Jan to Feb; venue securing in Feb; system confirmation in Mar. Elderly (3,600,000): Vaccine preparation and distribution from Jan to Feb; venue securing from Feb to Mar; system confirmation in Mar. Other (Basic illness): Vaccine preparation and distribution from Jan to Mar; data extraction in Apr; system confirmation in Apr. Other system preparation: Contracting (1/18-), municipal committee submission (2/5), and council submission (2/10). 								
注：優先順位は検討中の案に基づく								

４目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 精神保健福祉センター運営費	6,555	6,112	443	413			6,142	
トータルコスト	69,923千円（前年度 69,072千円）〔正職員：8.0人〕							
主な業務内容	精神保健福祉相談、技術指導・援助、教育研修、普及啓発等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
１ 事業の目的・概要								
県民の心の健康づくりと精神障がい者の社会参加と地域生活支援のため、次の事業を行う。								
２ 主な事業内容								
(1) 教育研修 精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、資質の向上を図るため、専門的な教育研修を実施する。 (精神保健福祉研修会、地域支援研修会、アディクション（嗜癖）研修会等)								
(2) 精神保健福祉相談 心の悩みや、精神疾患、職員のメンタルヘルス、精神障がいの社会制度、ひきこもり、自死、発達障がい、アルコール等様々な相談に応じる。								
(3) こころの健康に関する普及啓発 講演、リーフレット等の作成・配布、ビデオ・書籍・教育パネルの貸し出し等を行う。								
(4) 関係機関への技術指導、技術援助 地域の精神保健福祉活動を推進するため、専門的立場から助言、指導、制度等に関する相談及び関係職員を対象とした依頼講演等を行う。								
(5) 地域精神保健向上のための組織の育成 家族会等の組織育成を図るとともに、精神保健福祉に関する団体の活動を支援する。								
(6) 精神保健福祉に関する調査研究								
(7) 企画立案								
(8) 精神医療審査会事務（事業に係る予算：障がい福祉課「精神保健福祉に関する事業」）								
(9) 精神障害者保健福祉手帳等に係る判定業務（事業に係る予算：障がい福祉課「自立支援給付費」）								
(10) 自死対策情報センター（事業に係る予算：健康政策課「みんなで支え合う自死対策推進事業」）								
３ 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び保健所・市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うことにより、精神障がい者の社会参加及び地域生活支援を図るとともに、心の悩みや精神疾患等様々な相談に対応し、県民のこころの健康の保持増進に努める。 県民を対象に精神障がいや心の健康に関する様々な相談に対応した。近年、発達障がい、ひきこもり、アルコール等依存症関連の相談も増加傾向にある中、困難な事例に対する関係機関からの相談も増加しており、専門機関としての技術援助が更に必要と考える。 市町村や医療機関等関係機関の職員に対する教育研修を開催し、技術支援を行いながら関係機関のスキルアップを図った。その都度、新たな課題や各種事業に取り組み、関係機関と連携をとりながら地域の精神保健福祉の向上及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図っているところである。 								

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	854,928	774,054	80,874	420,152			434,776	

トータルコスト 881,067千円（前年度800,025千円）[正職員：3.3人]

主な業務内容 医療受給者証の交付事務、医療費の公費負担、医療相談会・訪問相談の実施等

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

難病の患者に対する医療等に関する法律に定める指定難病に罹患している患者に対して、同法に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

また、難病患者の療養生活を向上させるための環境整備や、難病患者が早期に正しい診断を受けて、適切な治療を受けることができる体制を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
難病等医療費助成事業(国10/10ほか)	指定難病(333疾患)の患者に要した医療費の一部を公費負担するほか、スモン等の患者に対して特定疾患治療研究事業として医療費の公費負担を実施する。また、患者や医療機関等の情報を管理・運営するシステムの改修を行う。	820,321
難病患者地域支援対策推進事業(国1/2)	難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会・患者交流会の開催、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。	217
在宅難病患者一時入院事業(国1/2)	常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる医療機関を確保して、難病患者の一時入院を委託する。	6,745
在宅人工呼吸器使用患者支援事業(国1/2)	人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	6,111
難病相談・支援センター等設置委託(国1/2)	難病患者及びその家族の各種相談に応じる鳥取県難病相談・支援センター及び鳥取県難病医療連絡協議会の設置・運営を、国立病院機構鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院に委託する。	21,534
合計		854,928

3 事業目標・取組状況・改善点

- 医療費の公費一部負担や療養生活の向上に資する事業を実施し、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図る。
- 適切な医療費公費負担の事務を進めるとともに、難病患者の療養生活を支援するための医療相談会・患者交流会の開催支援、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談等の取組を継続して推進する。
- 令和3年度は、国の施策による診断書事務のオンライン化に向けたシステム改修及び、難病患者の負担軽減を目的として受給者証の様式改正に対応するシステム改修を行う。

7目 難病対策費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 医療費助成円滑化事業	60	60	0				60	
トータルコスト	852千円 (前年度 847千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	各種医療費助成に係る申請受付等の事務処理							
工程表の政策目標(指標)	健康危機管理体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 各種医療費（指定難病、小児慢性、肝炎等）助成業務を迅速かつ適正に行う。</p> <p>2 主な事業内容 各種医療費助成の申請受付、交付等の事務を行う会計年度任用職員1名に係るパソコンリース料である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・各種医療費助成業務を迅速かつ適正に行う。</p>								

8目 健康県づくり推進費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（健康政策課）管理運営費	2,847	9,465	△6,618			(雑入) 572	2,275	
トータルコスト	3,639千円 (前年度 10,252千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点 ・適切な予算の運用と連絡調整を行う。</p>								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ココカラげんき鳥取県推進事業	16,052	15,317	735	277			15,775	
トータルコスト	45,360千円（前年度44,436千円）〔正職員：3.7人〕							
主な業務内容	健康経営マイレージ事業等による職域の健康づくりの推進、健康ポイント制度等の普及、委託業務、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）が掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組めるウォーキングをはじめ、地域や職域で健康づくりやフレイル対策に取り組む事業を展開する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
あるくと健康！うごく と元気！キャンペーン (とっとり健康ポイント事業)	健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブを提供する。							6,080
ウォーキング立県19 のまちを歩こう事業	○ウォーキング立県19のまちを歩こう事業 実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。(委託先:「ウォーキング立県19のまちを歩こう事業」実行委員会) ○ウォーキング立県推進事業補助金 ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。(補助率1/2)							2,475
職域から始める健康 づくり推進事業	協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。							338
健康づくり鳥取モデル 事業	○地域住民向け 2,000千円 地域における運動習慣の定着による健康づくりを推進するため、公民館等で体操教室など運動による健康づくりを行う自治会等に対して支援する。(補助率10/10、上限額200千円) ○企業向け 1,200千円 職場で運動による健康づくりに取り組む事業所に運動アドバイザーを派遣し、職場・業種ごとの課題に応じて、指導・助言を行う。(委託先:日本健康運動指導士会鳥取県支部)							3,200
みんなで取り組む 「まちの保健室」事業	○みんなで取り組む「まちの保健室」事業委託費 1,103千円 まちの保健室の運営や企画に主体的に取り組む地域の健康づくりリーダーとなる人材の養成やスキルアップを実施する。(委託先:鳥取看護大学) ○みんなで取り組む「まちの保健室」事業補助金 2,300千円 まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む市町村や団体に対して支援する。 ・市町村向け (補助率1/2、上限額250千円) ・団体向け (補助率1/2、上限額400千円)							3,403
健康づくり文化創造 推進県民会議の運営等	鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。							556
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度までに健康寿命・平均寿命ともに全国順位10位以内を目指す。 歩かない県民からの脱却に向けて、ウォーキング立県の推進のほか、地域や職域における健康づくり、フレイル対策に取り組む。 健康づくりは高齢になってからではなく、若い頃から意識して取り組むことが重要であり、健康アプリの導入など、無関心層や若年層も含め、日頃の健康づくりに取り組みやすい環境づくりを更に充実させ、健康づくりの実践が県民の生活の中で当たり前となる健康づくり文化の定着を進めていく。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
キラリと光る食育推進活動事業	5,387	5,387	0	292			5,095	
トータルコスト	25,982千円（前年度25,849千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	知事表彰、指導者研修会等の開催、関係者交流会や会議の開催等の企画調整、補助金等交付業務							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
食育関係者が各圏域での取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図るとともに、栄養・食生活の改善及び食育の推進を目的として活動する団体に対して助成し、団体の強化と普及啓発活動の支援を通じ、県民の健康増進を図る。								
国の食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）を活用し、市町村、民間団体等が第3次食育推進基本計画等に定められた目標の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育推進事業の支援を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 食育地域ネットワーク強化事業								(単位：千円)
区分	事業内容							予算額
食育推進活動知事表彰（単県）	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。							48
圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）	・ネットワーク交流会の開催 先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有 ・ネットワーク意見交換会の開催 圏域の個別課題を解決するための取組を検討し実践							178
「健康を支える食文化」推進事業（国1/2、単県）	・「健康を支える食文化」専門会議の開催 ・食育体験イベントの開催 ・おいしい☆へるしい☆大作戦！やさいを食べよう！事業							185
合計								411
(2) 「食の応援団」支援事業（単県）								
補助金名	事業内容							予算額
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金（補助率：定額）	・地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 ・会員に対する教育研修の実施 ・組織強化のための支援							2,174
(公社)鳥取県栄養士会補助金（補助率：定額）	・生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 ・子どものための食育教室の開催							2,602
合計								4,776
(3) 食料産業・6次産業化交付金事業（国10/10）								
補助金名	事業内容						補助率	予算額
地域での食育の推進事業交付金	市町村間団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、農林漁業体験機会の提供、食育を推進するリーダーの育成、日本型食生活の推進、食品ロスの削減の取組に対して補助する。						1/2以内	200
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等の活動の充実・支援、関係団体同士が連携した取組の増加、情報収集・発信ツールの開拓等を図り、県民の健康増進につなげる。 関係課及び関係団体等との情報共有や連携、関係団体の活動を支援し、食環境整備を一層推進する。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
ひきこもり対策推進事業	22,748	19,471	3,277	12,235			10,513					
トータルコスト	37,798千円（前年度34,424千円）〔正職員：1.9人〕											
主な業務内容	とっとりひきこもり生活支援センター委託実施、家族教室等の実施等											
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造											
事業内容の説明												
1 事業の目的・概要												
8050問題などのひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。												
2 主な事業内容												
（単位：千円）												
区分	事業内容							予算額				
とっとりひきこもり生活支援センターの運営	<p>ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等の実施（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託） ※西部地区に専門のコーディネーターを1名増員（1→2名）し、職場体験事業の全県展開を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">相談事業(国1/2)</th> <th style="width: 50%;">体験事業(国3/4)</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（5名） （東部3・中部1・西部1の拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援 ・関係機関との連携 （連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援 ・情報発信 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・（拡充）職場体験事業専門のコーディネーターの配置（西部1名増） ・協力事業所と提携した職場体験事業 </td> </tr> </table>							相談事業(国1/2)	体験事業(国3/4)	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（5名） （東部3・中部1・西部1の拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援 ・関係機関との連携 （連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援 ・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・（拡充）職場体験事業専門のコーディネーターの配置（西部1名増） ・協力事業所と提携した職場体験事業 	21,927
相談事業(国1/2)	体験事業(国3/4)											
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（5名） （東部3・中部1・西部1の拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援 ・関係機関との連携 （連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援 ・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・（拡充）職場体験事業専門のコーディネーターの配置（西部1名増） ・協力事業所と提携した職場体験事業 											
ひきこもりサポーター養成研修(国1/2)	ひきこもりを正しく理解し、ひきこもり者やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）							220				
ひきこもり問題を考えるフォーラム(単県)	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。							405				
家族教室・精神科医師の専門相談(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室の実施 ・精神科医師による随時相談の実施 							196				
地域ケアネットワーク事業(単県)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者（市町村職員等）の資質向上のための研修会の開催 ・相談事例や処遇方針についての検討 							—				
合計								22,748				
3 事業目標・取組状況・改善点												
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人及び家族への福祉の増進を図るとともに県民のひきこもり問題への理解の促進や支援にあたる関係者の資質向上を目標とする。 ・とっとりひきこもり生活支援センターへ相談支援・情報発信・職場体験等の事業を委託し、支援の充実を図る。 ・各保健所で家族教室開催や当課でひきこもり問題を考えるフォーラムを開催し、多角的にひきこもりに関する支援を実施している。 												

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アレルギー対策推進事業	1,214	1,000	214	607			607	
トータルコスト	2,798千円（前年度 2,574千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	アレルギー疾患医療連絡協議会の開催、医療従事者等の人材育成、啓発資料の作成							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
アレルギー疾患を有する患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、アレルギー疾患拠点病院や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
アレルギー対策推進事業(国1/2)	<p>○鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（委託先：鳥取県医師会） 診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等、以下の内容について検討・協議する。（年2回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備に関する協議 ・県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関する協議 ・アレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関する協議 ・その他アレルギー疾患対策の推進に関する協議 <p>○アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成（委託先：鳥取大学医学部附属病院） かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上に関する研修を実施する。</p> <p>○アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（委託先：鳥取大学医学部附属病院） 患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。</p>							1,214
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策に取り組むことにより、患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指す。 ・アレルギー疾患医療拠点病院として鳥取大学医学部附属病院を選定し、鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会と連携をとり医療従事者等の人材育成や市民への知識の普及を図る。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう 自死対策推進事業	22,566	17,241	5,325	14,269			8,297	
トータルコスト	36,943千円（前年度 31,474千円）〔正職員：1.1人、会計年度任用職員：2.0人〕							
主な業務内容	相談支援業務、普及啓発業務、従事者研修、補助金事務等							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
事業メニュー	事業内容							予算額
若年層・中高年層対策 (国1/2、国2/3)	・とっとりSNS相談（4～9月まで週3～4日、10月以降週1日） ・若年層向け自死予防啓発、自死対策研修会 ・中高年層における自死対策研修会							9,026
自死対策の総合的推進 (国10/10)	・鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付							3,000
自死遺族へのケア (国1/2)	・自死遺族の集いの開催（鳥取市、米子市） ・自死遺族自助グループへの支援（補助率：4/5、一部10/10）							1,161
相談窓口の整備 (国1/2)	・鳥取いのちの電話支援事業（補助率：定額） ・相談窓口担当者連絡会の開催							6,354
特色ある自死予防対策の 推進(国1/2)	・「眠れていますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・自死対策人形劇派遣事業							724
精神医療体制の充実 (国1/2)	・かかりつけ医と精神科医との連携会議、精神医療関係者等研修（県 医師会委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会委託）							1,800
自死予防県民運動の推進 (国1/2)	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」の運営							321
事務経費(国1/2)								180
合計								22,566
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。 平成30年4月に自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」を策定し、これまで、「眠れていますか？」睡眠キャンペーンを軸とした積極的な普及啓発活動やLINEを活用した相談事業を実施した。 若年層の相談体制の構築及び新型コロナウイルス感染症の影響により心身に変調が生じる県民の心のケアを目的として、令和3年度上半期もとっとりSNS相談事業の相談日を引き続き拡充する。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	2,050	2,050	0	1,000			1,050	
トータルコスト	11,555千円（前年度11,494千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	業務の委託、制度の普及、関係者を集めた会議の開催							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>糖尿病の予防対策として、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医の養成や糖尿病専門医との診療連携等を図り、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療等が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、慢性腎臓病（CKD）については、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、鳥取県腎友会と連携して正しい知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持・増進や医療費の適正化を図る。</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
糖尿病予防対策連携強化事業（国1/2）	<p>○鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の実施</p> <p>ア 委託先：鳥取県医師会（鳥取県糖尿病対策推進会議）</p> <p>イ 実施内容</p> <p>（ア）鳥取県糖尿病対策推進会議の開催（年2回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の運用 ・かかりつけ医と糖尿病専門医の連携推進 ・かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会の内容等 <p>（イ）かかりつけ医を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病医療連携登録医を登録していくため、登録要件となる研修会を各圏域（各地区医師会）で開催する。 <p>（ウ）登録医制度の県民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界糖尿病デー」に合わせて開催する糖尿病予防啓発イベント『ブルーライトアップ』や市民公開講座等を通じた制度の啓発を行う。 ・市町村や健診実施機関が健診結果を配付する際、登録医一覧表を同時に配付する。 ・登録医をホームページに掲載、周知する。 <p>（エ）鳥取県糖尿病療養指導士養成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病療養指導士を県で養成し、生活指導・療養指導の徹底を行うことで糖尿病予防や重症化予防を促進する。 <p>○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施）</p> <p>糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。</p>							2,000
慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（単県）	<p>県民向け健康講座（鳥取県腎友会と共催）の開催</p> <p>内容：CKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等</p> <p>講師：医師、管理栄養士等</p> <p>対象：一般県民</p>							50
計								2,050
3 事業目標・取組状況・改善点								
<p>・糖尿病は早期発見・早期治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、糖尿病及び慢性腎臓病に関する基本的な知識を有する医療従事者等の育成や専門医に繋がりやすい体制を構築する。</p>								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
肝臓がん（肝炎）対策事業	11,459	11,542	△83	5,806			5,653	
トータルコスト	13,835千円（前年度 14,690千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	肝炎ウイルス検査の実施、市町村の実施する肝臓がん検診の精度管理・評価業務							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促進するため、肝炎ウイルス検査体制や精密検査の受診支援を充実し、県民が検査を受けやすい体制を整備するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患の地域連携体制を強化する。								
2 主な事業内容								
区分	内 容							予算額
保健所・医療機関肝炎ウイルス検査(国 1/2 ほか)	○肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 ○医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。							653
肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成(国 1/2)	ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、検査費用を助成する。 ・ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者等の定期検査費用を年2回助成							512
	区分		自己負担額					
	世帯の課税年額が235,000円未満に属する者		慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回					
	非課税世帯に属する者		無 料					
肝疾患診療地域連携体制強化事業(国 1/2)	肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院(鳥取大学医学部附属病院)を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化し、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。 ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 ・肝疾患相談センターの設置 ・市町村技術支援 ・地域連携推進							9,500
肝炎医療コーディネーター養成研修会(国 1/2)	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。							289
肝臓がん検診等精度管理(国 1/2)	肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進する。 ・肝炎対策協議会の開催 ・肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施							505
合 計								11,459
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 第2次鳥取県肝炎対策推進計画に基づき、平成30年度から令和5年度の肝炎ウイルス検査の受検者を6万人にする等、各項目に数値目標を掲げ事業実施する。 肝炎ウイルス検査の受検者数は減少傾向にあり、引き続き検査の必要性について啓発していくとともに、相談体制の充実を図る。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																							
肝炎治療特別促進事業	79,574	73,620	5,954	39,726			39,848																							
トータルコスト	85,574千円（前年度 79,556千円） [正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人]																													
主な業務内容	肝炎治療に係る受給者証交付業務、治療費支払業務																													
工程表の政策目標(指標)	-																													
事業内容の説明																														
<p>1 事業の目的・概要 高額な治療費が必要となる肝炎治療費の一部を公費負担することにより、肝臓がんへの進行予防及び肝炎治療の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容 肝炎治療を行おうとする者に、県が認定審査の上、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成する。</p>																														
区分	内容																													
治療の対象者	C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療を受ける者（助成期間：1年間を限度）																													
医療費	<p>(1) 肝炎治療に対する医療費の助成 医療費公費負担額：61,000千円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保険料負担</td> <td colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</td> </tr> <tr> <td>高額療養費負担(イ)</td> <td>自己負担上限額(ウ)</td> <td>公費負担額(エ)</td> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円</td> <td>県が負担する額 国 1/2 県 1/2</td> </tr> </table> <p>(2) (拡充) 肝がん・重度肝硬変に対する医療費の助成 令和3年度からは、通院治療（分子標的薬を用いた化学療法に限る。）を対象化するとともに、入院対象月数の短縮（「入院4月」から「入院又は通院で3月」へ）をすることにより、助成対象の要件を緩和する。 医療費公費負担額：15,812千円</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">保険料負担</td> <td colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</td> </tr> <tr> <td>高額療養費負担(イ)</td> <td>自己負担上限額(ウ)</td> <td>公費負担額(エ)</td> </tr> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>月額1万円</td> <td>県が負担する額 国 1/2 県 1/2</td> </tr> </table> <p>※ 公費負担額＝窓口負担額－高額療養費負担額－自己負担上限額 (エ) (ア) (イ) (ウ)</p>								保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担(イ)	自己負担上限額(ウ)	公費負担額(エ)	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2	保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担(イ)	自己負担上限額(ウ)	公費負担額(エ)	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																													
	高額療養費負担(イ)	自己負担上限額(ウ)	公費負担額(エ)																											
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2																											
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																													
	高額療養費負担(イ)	自己負担上限額(ウ)	公費負担額(エ)																											
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2																											
その他経費	診療報酬支払事務委託料、人材派遣経費等 2,762千円																													
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎・肝硬変、肝がん患者へ経済的救済を図る。 平成20年4月から肝炎インターフェロン治療を助成対象にすることにより制度を開始し、平成22年4月にはB型肝炎の進行を防ぐ核酸アナログ製剤治療についても助成対象とした。 平成26年9月からC型肝炎に係るインターフェロンフリー治療が助成対象となり、C型肝炎患者は減少している。 肝がんの最大の原因は肝炎ウイルスとされており、肝硬変・肝がんなどの重篤な病気への進行を未然に防ぐ観点から、本事業の推進は重要である。 令和3年4月からは、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象の要件を緩和することにより、より多くの患者を支援することとしている。 																														

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健康増進事業	31,136	32,042	△906	16,486			14,650	
トータルコスト	33,512千円（前年度34,403千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	市町村が実施する健康診査、健康教育等の経費補助、市町村との調整業務等							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査等に要する費用の一部を補助する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
健康増進事業費補助金	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・実施主体 市町村 ・補助率 2/3（うち、1/2は国） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国10/10						31,136	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・壮年期からの健康づくり、脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図り住民の健康増進を推進する。 ・市町村が健康増進事業実施要領に基づいて、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施。受診者数の向上に向けて、市町村を支援していく。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元健康増進センター等庁舎管理費	1,313	1,313	0				1,313	
トータルコスト	2,897千円（前年度2,887千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	財産貸付手続き、施設管理業務等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 元健康増進センター等の施設管理を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
元東部健康増進センター	機械警備、電気工作物点検・保守、消防設備点検・保守						555	
元中部健康増進センター							758	
合計							1,313	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・財産の利活用、管理を含め、県有施設・資産有効活用戦略会議で有効な方策等の検討を進めるとともに、必要な施設の維持管理を行う。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活習慣病検診等 精度管理委託事業	22,192	22,545	△353	3,092			19,100	
トータルコスト	28,529千円（前年度 28,841千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	市町村実施の各種がん検診等の精度管理、市町村との調整業務等							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

健康増進法等により県の役割に位置付けられている市町村が行うがん検診等の精度管理について、鳥取県健康対策協議会に委託して実施するとともに、県民の健康増進の推進を図るため、県民の健康に関する調査研究や、県民を対象とした啓発講演会等を実施する。また、委託先である鳥取県健康対策協議会の体制維持のため、事務局経費を負担する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
①生活習慣病等管理 指導事業 (国1/2)	管理指導協議会(7部会)を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。	1,877
②がん検診精度確保 事業 (国1/2)	・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、各がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィーの読影医師の確保及び質の確保のため、資格取得に係る費用を負担する。	3,704
③肺がん医療機関 検診読影委員会 開催事業 (国1/2)	肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。	603
④県民健康調査 研究事業(単県)	県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。	2,973
⑤生活習慣病対策 セミナー開催事業 (単県)	・一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催する。 ・新聞に保健衛生情報を掲載し健康に関する一般啓発を実施する。	1,450
⑥生活習慣病登録 評価分析事業 (がん登録)(単県)	・県内医療機関において、がん罹患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースを導入し、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。	7,242
⑦健康対策協議会 事務局強化対策 事業(単県)	事務局運営のための経費を負担する。 ・事務局専任職員人件費(1人) ・連絡調整、理事会費等	3,677
⑧国立がんセンター 「全国がん登録」デ ータベース運用委 託料(単県)	国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用する。(委託先:国立がん研究センター)	330
⑨生活習慣病検診等 管理指導協議会経 費(単県)	鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部会長等を対象とした研修に参加する。	336
	合計	22,192

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・がんの罹患分析、生活習慣病に係る研究調査を行うことにより、県民をがんから守る。
- ・がんの早期発見・早期治療に繋げるため、市町村や検診機関等に指導することにより、一層質の高い精度管理を目指す。
- ・令和3年度で設立50周年を迎える健康対策協議会を中心として、鳥取県では科学的な根拠に基づいたがん検診等の精度管理に関する取組が、国立がん研究センターから高く評価され、鳥取県の精度管理をモデルとした全国の精度管理体制の構築についての協力依頼がある等、全国でもレベルの高い精度管理を行っている。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歯科口腔保健推進事業	16,657	8,453	8,204	2,838			13,819	
トータルコスト	60,223千円（前年度 51,738千円）[正職員：5.5人]							
主な業務内容	協議会等開催業務、委託業務、普及啓発業務							
工程表の政策目標(指標)	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>県民一人ひとりが生涯自分の歯でおいしく食べ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科保健対策を推進するために、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例及び鳥取県歯科保健推進計画（平成30～令和5年度）を策定し、鳥取県8020運動の目標達成に向けて、各種施策の取組を行う。</p> <p>※8020（はちまるにいまる）運動＝80歳になっても自分の歯を20本以上保つ運動</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
8020運動推進事業 （国10/10、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会、8020運動推進協議会専門委員会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（親子・高齢者よい歯のコンクール等） ・国民歯科疾患実態調査 							1,783
フッ化物洗口事業 （国定額）	子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備するため、一般社団法人鳥取県歯科医師会へ委託し、取組を行う。							6,318
歯と口腔の健康づくり 推進事業（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 小学校に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯周病の予防教育を行う。また、地域・事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯周病チェックや歯科保健指導を導入し、むし歯や歯周病等歯科疾患有病率の一層の低下を図る。 ・成人歯科健診プログラム・保健指導研修会の実施 成人歯科保健事業と特定健診・特定保健指導事業との連携を図り、歯科保健指導プログラムを習得し、歯科疾患等の一次予防を推進するために必要な人材を育成する。 							721
県民歯科疾患実態調査 （国定額）	鳥取県統計調査条例に定める県統計調査として、県民歯科疾患実態調査を行う。							7,835
合 計							16,657	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期や乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージ別に歯科保健対策を実施し、県民が「80歳になっても20本以上の歯を保ち、生涯自分の歯でおいしく食べる」ことを目標とする。 ・歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進にとっても重要な役割を担っている。県民一人ひとりが、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に主体的に取り組むことができるよう、事業を推進していく。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	(債務負担行為) 18,100 76,482	82,465	(債務負担行為) 18,100 △5,983	23,675			(債務負担行為) 18,100 52,807	
トータルコスト	132,336千円（前年度137,869千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
主な業務内容	がん対策関係会議開催業務、関係機関との調整業務							
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県のがん死亡率は例年ワースト3位前後と全国に比べて高い状況が続いており、早急かつ効果的にがん死亡率を低減させる取組を強化することが課題となっていることから、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
【医療提供体制の整備等（人材面）】								
放射線治療提供体制強化事業（単県）	県内の放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため、鳥大附属病院が放射線治療専門医を増員配置する経費を補助する。 ・債務負担行為 18,100千円（令和4年度から令和5年度まで）							9,050
医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	がんゲノム医療をはじめ、がん専門医、がん専門医療従事者、放射線治療専門医、がん薬物療法専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。							3,100
【医療提供体制の整備等（医療技術面）】								
QI研究の測定結果院内検討支援事業（単県）	国立がん研究センターと連携し、がん診療連携拠点病院のQI（医療の質に関する指標）研究データを基に標準治療の実施状況を分析し、がん治療の向上に繋げる。							760
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	・がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発などの取組に対して補助するとともに、院内がん登録の実施に対する支援等を行う。 ・鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣するなど、医療技術の向上を支援する。							38,012
【がん予防】								
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	・市町村が胃がん対策として行うピロリ菌等検査の検査費用を助成する。 ・市町村が行う休日がん検診、大腸がん検診キットに係る費用を助成する。 ・県保健事業団が行う職域がん検診の精密検査未受診者への受診勧奨事業、及び協会けんぽ鳥取支部が行う生活習慣病予防健診に併用して実施するピロリ菌検査の費用を助成する。							11,795
【患者支援、その他がん対策】								
医療費等支援事業（単県）	・高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借り入れ利子や医療用ウィッグ・補正下着の購入費用を助成する。 ・（新）抗がん剤治療に伴う副作用対策として病院が頭皮冷却装置を導入するための経費を助成する。							6,656
患者等支援事業（国1/2ほか）	看護協会が運営するがんカフェ等への助成、相談支援の研修会を開催する。							1,238
がん症例対照研究等（単県）	（新）本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、検診情報・がん登録情報など関連データの解析及び疫学調査を実施する。							3,634
普及啓発など（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し講師派遣等を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行う。							2,237
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 第3次がん対策推進計画（H30～R5）に基づき、75歳未満年齢調整死亡率（令和元年度：79.7）を令和5年度末に人口10万人あたり70.0未満を目標とする。 年ごとに増減を繰り返しながら、おおむね減少傾向で推移している。目標達成に向け、がん医療に係る専門医資格取得やがん専門医療従事者の育成に助成を行うほか、国立がん研究センターと連携してがん診療連携拠点病院の標準治療実施の検証に取り組むなど、専門的ながん医療の提供や質の向上を図ることを主な狙いとして、総合的ながん対策を展開している。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
受動喫煙防止対策推進事業	1,720	3,220	△1,500	27			1,693																
トータルコスト	8,057千円（前年度12,304千円）〔正職員：0.8人〕																						
主な業務内容	受動喫煙防止対策に係る説明会開催業務、補助金事務																						
工程表の政策目標（指標）	がん対策の推進																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的・概要 健康増進法の改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店による施設の全面禁煙化や、従業員の卒煙に取り組む事業所を支援する。																							
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普及啓発（国1/2）</td> <td>受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）</td> <td>既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>卒煙取組支援（単県）</td> <td>従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。</td> <td>1,166</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>1,720</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	54	既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	500	卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	1,166	合計		1,720
区分	事業内容	予算額																					
普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。	54																					
既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）	500																					
卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。	1,166																					
合計		1,720																					
3 事業目標・取組状況・改善点 ・地域や職域における望まない受動喫煙を防止する。																							

令和3年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7207)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	647,194	671,525	△24,331			(財産収入) 33 (基金繰入金) 638,161 (雑入) 9,000		
トータルコスト	670,165千円(前年度694,348千円)[正職員:2.9人]							
従事する職員数	補助金交付事務、関係機関調整等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築、医師及び看護職員の確保							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○病床機能の転換及びそれに伴う施設設備整備〔病院〕 ○医療機関同士の電子カルテ相互参照システムの運営〔NPO法人〕など	229,158
2 居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会〕 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援〔鳥大病院〕など	113,222
3 医療従事者の確保に関する事業	○病院内保育所の運営〔病院内保育所運営病院〕 ○医療クラークの配置〔病院等〕 ○地域医療を担う医師のキャリア支援等を行う鳥取県地域医療支援センターの運営〔鳥大病院へ委託〕など	279,341
4 (新) 医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等〔病院〕	23,940
(預金利息、返還金の基金への積立て)		1,533
合計		647,194

【事業の考え方】

・県医療審議会、県地域医療対策協議会において既存事業の整理、事業の優先順位等を審議の上、次のとおり当初予算で計上する事業の選定を行った。

【当初予算事業】

①年度当初から予算措置が必要なソフト事業(病院内保育所の運営、医療クラークの配置等)

②地域医療構想の推進のため特に必要なハード事業(病床機能の転換に伴う施設設備整備)等

・上記以外の事業については、令和3年度の国からの基金配分額に応じて、補正予算で計上していく予定である。(令和3年度の基金配分は夏頃の予定。)

【参考】令和2年度の基金配分額(R2.9.29国から内示)

事業区分	国への要望額	鳥取県への配分額
病床機能分化	3.0億円	3.0億円
在宅医療等充実	1.0億円	1.0億円
医療従事者確保等	2.1億円	2.0億円
計	6.1億円	6.0億円

3 事業目標・取組状況・改善点

・鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善など、地域医療に係る課題解決に向けた取組を推進する。

・平成26年度の基金創設以来、基金の取組の柱である「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、構想に掲げる「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

医療政策課（内線：7207）

医療政策課が行う鳥取県地域医療介護総合確保基金事業は次のとおりです。

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳		事業内容
				基金繰入金	そ の 他	
医療情報ネットワーク整備事業	4,223	8,446	△ 4,223	4,223		各医療機関の電子カルテをつなぐ地域医療連携ネットワークシステムに要する経費を補助し、今後の地域医療連携の取組効果や課題検証につなげる。
精神科医療機関機能分化推進事業	189,935	88,930	101,005	189,935		精神科医療機関の機能分化と機能強化を図るため退院支援や外来機能等の整備、充実に対して補助する。
病床の機能分化連携推進基盤整備事業	35,000	35,000	0	35,000		急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を行う。
【廃止】県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業	0	128,389	△ 128,389	0		令和2年度で事業終了。
[地域医療構想の達成に向けた事業の計]	229,158	260,765	△ 31,607	229,158	0	
在宅医療連携拠点事業	15,000	15,000	0	15,000		地区医師会が、在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整、支援を行い、在宅医療を提供する機関の連携拠点となって、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を構築する。
在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	20,000	20,000	0	20,000		在宅歯科医療を推進するため、鳥取県歯科医師会等に設置された在宅歯科医療連携室の運営費を補助し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の紹介、在宅歯科医療等に関する相談、連絡調整を行う。
在宅医療推進のための看護師育成支援事業	16,000	19,000	△ 3,000	16,000		在宅医療・看護の推進を図るため、在宅医療を意識した新卒看護師等を育成するとともに、研修終了者のうちから一定数、県内の訪問看護ステーションに出向する教育コースを構築する。また、訪問看護師に必要なスキルを強化する教育コースを設け、人材育成を行う。
訪問看護支援センター事業	13,030	13,030	0	13,030		在宅医療の需要の増加が見込まれる中、人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターを設置（H29.4.1）し、運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託することで、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図る。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳		事業内容
				基金繰入金	そ の 他	
医療介護連携のための多職種連携等研修事業	4,445	4,515	△ 70	4,445		在宅医療に係る関連職種（医師、歯科医師、看護師、理学療法士等）の理解を深めるための多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修等の実施に必要な経費を支援する。
病床の機能分化・連携推進のための研修事業	1,000	1,000	0	1,000		急性期病院と回復期・慢性期病院との機能分化・連携を進めるための研修に対して補助する。
訪問看護師確保支援事業	43,747	43,935	△ 188	43,747		訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に対し、人件費を補助する。 訪問看護の人材育成及び確保を図るため、訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設への補助を行うほか、新人訪問看護師に同行する看護師の人件費や訪問看護の救急呼出しに備えた看護師の待機手当に対する経費を補助する。
【休止】在宅医療推進事業	0	10,000	△ 10,000	0		国の内示状況等を踏まえ、当初予算での計上を見送る。
[居宅等の医療提供に関する事業の計]	113,222	126,480	△ 13,258	113,222	0	
勤務環境改善支援センター運営事業	6,545	6,545	0	6,545		医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うことを目的とした勤務環境改善支援センターを運営する。
鳥取県地域医療支援センター運営事業	21,983	22,017	△ 34	21,983		地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と医師不足病院への医師の配置等を一体的に行うため、地域医療支援センターを運営する。
寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座）開設事業	36,900	36,900	0	29,400	7,500	地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のため地域医療の実践と研究、教育を行うとともに、地域医療を志す医師を支援することを目的に、鳥取大学が設置する地域医療学講座に寄附を行う。
鳥取県女性医師就業支援事業	1,888	1,884	4	1,888		育児等で一時的に業務を離れた女性医師が復帰しやすい研修や就業環境のプログラムを提供することで復職を支援し、ホームページ等を通じて情報を提供して、若手を中心とした女性医師の就業を支援する。
臨床研修指導医講習会開催事業	1,500	1,500	0	1,500		鳥取県臨床研修指定病院協議会に委託して指導医講習会を開催し、新卒医師の県内での臨床研修受講を進めて、若手医師の県内への定着を図る。
臨床研修医セミナー開催事業	840	840	0	840		臨床研修医を対象としたセミナーを鳥取県臨床研修指定病院協議会に委託して開催する。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳		事業内容
				基金繰入金	そ の 他	
周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	4,100	4,000	100	4,100		鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センターの医療スタッフの負担軽減を図るため、これらのスタッフを支援する臨床心理士の確保を図る。
病院内保育所運営事業	34,900	35,600	△ 700	34,900		子育て中の看護職員や女性医師等の医療従事者が安心して働くことができるようにするとともに、県内の看護職員等の離職防止及び再就業を促進するための病院内保育所の運営に対し補助する。
看護師等養成所運営事業	62,008	62,102	△ 94	62,008		看護師養成所における教育内容の向上を図るため、養成所の運営に対する支援を行う。
新人看護職員研修事業	12,621	12,621	0	12,621		新人看護職員の早期離職防止、質の向上を図るため、国の示した「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等に補助を行うほか、新人看護職員の研修を行う研修責任者・実地指導者に対する研修を実施する。
認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業	7,000	7,000	0	7,000		認定看護師及び認定看護管理者を養成する研修に派遣を行う施設に対して、研修経費の一部を補助することにより、認定看護師を積極的に養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。
看護師の特定行為研修受講補助事業	5,000	5,000	0	5,000		看護師の特定行為研修の受講に要する旅費、受講料、実習費を補助する。
看護職員実習指導者養成講習会開催事業	6,168	6,172	△ 4	6,168		病院等における看護実習の指導者を養成するための講習会の開催を鳥取県看護協会へ委託する。
実習指導者養成支援事業	2,120	2,513	△ 393	2,120		看護学生への臨地実習指導を充実させ、質の高い看護師養成を行うため、実習指導者養成に係る研修受講経費の補助を行う。
看護教育の質の向上支援事業	1,008	1,008	0	1,008		県内の看護師養成所の教育の質の向上を図るため、看護教員に対する研修を実施する。
看護教員養成支援事業	6,234	6,234	0	6,234		不足している県内の看護師等養成施設の看護教員の確保及び看護教員の資質向上のため、看護教員養成講習会受講に係る経費を補助する。
助産師資質向上支援事業	400	400	0	400		新人助産師の実践能力向上のための研修会の開催に必要な経費を補助する。
医師等環境改善事業	18,900	18,900	0	18,900		医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員を配置して医師、看護師の負担を軽減し、勤務環境の改善を図る。
産科医等確保支援事業	14,044	13,750	294	14,044		産科医等の勤務環境を改善し、その確保を図るため、分娩取扱い機関において分娩手当等を支給する。

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳		事業内容
				基金繰入金	そ の 他	
助産師等待機手当支援事業	3,000	3,000	0	3,000		分娩を行う医療機関の助産師及び看護師の勤務環境を改善し、その確保を図るため、分娩の際の救急呼出に備えて、助産師又は看護師が自宅等において待機した場合に、待機手当を支給する。
新生児医療担当医確保支援事業	416	416	0	416		新生児集中治療管理室において新生児を担当する医師の勤務環境改善、確保のため、新生児医療担当医手当を支給する。
救急勤務医支援事業	5,600	5,830	△ 230	5,600		二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当を支給する（宿日直手当・超過勤務手当は対象外）。
小児救急医療支援事業	1,410	1,410	0	1,410		小児救急医療体制の整備を図るため、平日夜間及び休日の小児救急病院群輪番制に係る運営費に対し補助する。
小児救急地域医師研修事業	461	461	0	461		医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を各地区医師会に委託する。
小児救急電話相談事業	14,053	10,940	3,113	14,053		小児初期救急患者の適切な医療機関への受診を図り、医療機関等への過度の集中の緩和や小児科医等の負担軽減、及び小児を抱えた保護者等の安心感の確保等を図るため、小児救急電話相談業務（#8000）を委託するとともに、ポスター、マグネットの作成等により小児救急電話相談に関する啓発を行う。
県民への適正受診啓発事業	2,940	2,940	0	2,940		地域住民等に対して、医療機関の役割分担や各医療機関が連携していることを研修や出前講座、パンフレット、ハンドブック等により周知を行い、適切な医療機関への受診を促す。
地域医療連携研修会開催支援事業	7,302	8,302	△ 1,000	7,302		救急医療、周産期医療、在宅医療、脳卒中対策などについて、地域全体で医療機関間の連携が円滑に行われるため、資質向上等に必要研修会等を実施する。
【廃止】次世代医師海外留学支援事業（継続貸付分）	0	4,400	△ 4,400	0		令和2年度で事業終了。
[医療従事者の確保に関する事業の計]	279,341	282,685	△ 3,344	271,841	7,500	
（新）勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	23,940	0	23,940	23,940		病院が行う勤務医の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等に対し支援する。
[医師の働き方改革に関する事業の計]	23,940	0	23,940	23,940	0	
預金利息等	1,533	1,595	△ 62	0	1,533	鳥取県地域医療介護総合確保基金の利息及び返還金を積み立てる。
合計	647,194	671,525	△ 24,331	638,161	9,033	

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療情報ネットワーク整備事業	(4, 223)	(8, 446)	(△4, 223)			(基金繰入金) (4, 223)		
トータルコスト	5, 015千円（前年度9, 233千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関調整等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	地域の医療機関間の連携を図り、質の高い地域医療を実現するため、ITを活用した地域医療連携ネットワークシステム等を構築、運営するためのモデル的な取組に補助し、地域医療連携システムの先行導入事例とするとともに、事業効果や今後の地域医療連携の取組について、その効果や課題の検証を行う。							
2 主な事業内容	電子カルテの相互参照等を行うネットワークシステム（おしどりネット）運営のために必要な保守経費を補助する。 ・実施主体：特定非営利活動法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会 ・補助率：10/10 ・予算額：4, 223千円							
精神科医療機関機能分化推進事業	(189, 935)	(88, 930)	(101, 005)			(基金繰入金) (189, 935)		
トータルコスト	190, 727千円（前年度89, 717千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	今後の病床の機能分化・連携推進を進めていくにあたって、精神科の病床以外で受け入れている精神科患者を受け入れ可能な精神科医療機関の機能強化を図ることで、精神科医療機関の機能分化を進めるとともに、長期に渡る社会的入院患者が社会へ復帰する支援体制を強化し、在宅への復帰を推し進める。							
2 主な事業内容	精神科医療機関の機能分化と機能強化を図るため退院支援や外来機能等の整備、充実に対して補助する。 ・実施主体：精神科医療機関 ・補助率：1/2（県負担：1/2、事業者負担：1/2） ・予算額：189, 935千円							
病床の機能分化連携推進基盤整備事業	(35, 000)	(35, 000)	(0)			(基金繰入金) (35, 000)		
トータルコスト	35, 792千円（前年度35, 787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を行う。							
2 主な事業内容	病床の機能分化、連携の推進のための施設・設備整備に必要な経費を補助する。 ・実施主体：病院、有床診療所等 ・補助率：1/2（県負担：1/2、事業者負担：1/2） ・予算額：35, 000千円							

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
在宅医療連携拠点事業	(15,000)	(15,000)	(0)			(基金繰入金) (15,000)		
トータルコスト	15,792千円（前年度 15,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護（福祉）の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>介護支援専門員の資格を持つ看護師等又は医療ソーシャルワーカーを配置し、地域の医療・介護関係による協議の場の定期開催、患者の臨床治療の経過・スケジュール表の策定・運用など、包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制整備に要する経費に対し支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：地区医師会 ・補助率：10/10 ・予算額：15,000千円（@5,000千円×3箇所） 								
在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	(20,000)	(20,000)	(0)			(基金繰入金) (20,000)		
トータルコスト	20,792千円（前年度20,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県歯科医師会及び地区歯科医師会内に設置された在宅歯科医療連携室を通じて、県内の在宅歯科医療の提供体制の支援、強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県歯科医師会、地区歯科医師会内に設置されている在宅歯科医療連携室にコーディネーター（歯科衛生士）を配置して在宅歯科医療に係る患者、歯科医療機関との調整、相談業務等を行い、在宅歯科医療の提供の支援を行う。</p> <p>※地区歯科医師会内の連携室で患者と歯科医療機関との調整、相談業務を担当し、県歯科医師会内の連携室では、県単位での広報、圏域間の連携調整等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：鳥取県歯科医師会 ※地区歯科医師会内の在宅歯科医療連携室の運営は、県歯科医師会からの委託により実施 ・補助率：10/10 ・予算額：20,000千円 ＜算出内訳＞ 県歯科医師会：5,000千円 地区歯科医師会：15,000千円（@5,000千円×3地区） 								

2目 医療費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
在宅医療推進のための 看護師育成支援事業	(16,000)	(19,000)	(△3,000)			(基金繰入金) (16,000)		
トータルコスト	16,792千円（前年度19,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅医療・看護の推進を図るため、鳥取大学医学部附属病院が行う、入院中から在宅生活を意識した新卒看護師等の育成及び訪問看護師の育成、訪問看護能力強化による訪問看護師の離職防止支援などの看護人材育成に対し補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>在宅医療推進を図り、訪問看護師等を人材育成するための教育コース（3コース）実施に係る経費を補助する。</p> <p>①在宅生活志向をもつ看護師育成コース（入職後3年間）</p> <p>②在宅医療・看護体験コース（6か月間）</p> <p>③訪問看護能力強化コース（1年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・予算額：16,000千円 								
訪問看護支援センター 事業	(13,030)	(13,030)	(0)			(基金繰入金) (13,030)		
トータルコスト	13,822千円（前年度13,817千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託事務、連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>在宅医療の需要の増加が見込まれる中、県内で訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を目指すため、(1)人材育成機能、(2)経営支援機能、(3)普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターの運営を県看護協会に委託する。</p> <p>○委託先：鳥取県看護協会</p> <p>○予算額：13,030千円</p> <p>2 主な事業内容</p>								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
(1)人材育成機能 各階層別に切れ目のない研修 を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護体験研修 ・訪問看護職員養成講習会 ・訪問看護管理者フォローアップ研修 ・訪問看護専門別研修 							4,163
(2)経営支援機能 県内ステーションへのコンサル テーションや各種電話相談 等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、訪問看護事業所、他職種の事業所等からの相談に対応 ・訪問看護分野の認定看護師が県内ステーションに対し、経営改善や安定的運営のための助言を実施 							7,828
(3)普及活動機能 訪問看護ステーションのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションの利用促進のための広報を実施 ・地域の公民館等への出前講座を実施 							1,039
合 計							13,030	

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療介護連携のための多職種連携等研修事業	(4,445)	(4,515)	(△70)			(基金繰入金) (4,445)		
トータルコスト	5,237千円 (前年度5,302千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護(福祉)の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、通院が困難な在宅患者を訪問して薬学的管理指導に取り組む薬局の増加を図る。</p> <p>また、在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>①在宅医療関係者の多職種連携等に係る研修 在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修の実施に必要な経費に対して支援する。</p> <p>②薬局に対する薬学的管理指導の実施に向けた研修 通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する、在宅医療への導入研修の実施を支援する。</p> <p>③歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保することを目的とした研修 在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等を開催するとともに、関連多職種(歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等)を対象とした研修・実習の実施に必要な経費に対して支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体: ①鳥取県リハビリテーション専門職連絡協議会(理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会で構成)、鳥取県薬剤師会 ②鳥取県薬剤師会 ③鳥取県歯科医師会、または地区歯科医師会 <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 10/10 ・予算額: 4,445千円 								
病床の機能分化・連携推進のための研修事業	(1,000)	(1,000)	(0)			(基金繰入金) (1,000)		
トータルコスト	1,000千円 (前年度1,000千円) [正職員: 0.0人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>病床機能の分化・連携を推進するため、急性期病院の医療従事者が回復期、慢性期等の病院で研修を受け、機能の異なる病床区分において必要な知識・技術を身につける。また、在宅医療に関する地域住民への普及・啓発活動を行う。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>○在宅医療に関する地域住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療について、地域住民への普及啓発を目的とした講演会を開催するための経費を支援する。 ・補助対象: 病院 ・基準額: 1,000千円 ・補助率: 10/10 ・予算額: 1,000千円 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
訪問看護師確保支援事業	(43,747)	(43,935)	(△188)			(基金繰入金) (43,747)		
トータルコスト	44,539千円（前年度44,722千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要 訪問看護師の養成や処遇改善を行い、訪問看護の人材育成及び人材確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 訪問看護師養成研修参加支援事業 訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に、講習会受講者の人件費を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：病院、診療所、指定訪問看護ステーション ・補助率：10/10 ・補助対象経費：受講者の人件費 ・予算額：2,560千円 </p> <p>(2) 新人訪問看護師同行訪問支援事業 週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用する施設に対し、新人訪問看護師に同行する看護師の人件費を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：指定訪問看護ステーション ・補助率：10/10 ・補助対象経費：新人訪問看護師に同行する看護師の人件費 1人あたり40万（1万円/日×40日） ・予算額：10,800千円 </p> <p>(3) 訪問看護師待機手当支援事業 訪問看護の救急呼出し（オンコール）に備えて、看護師が自宅等において待機した場合の手当（待機手当）を支給する施設に対し、経費を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：指定訪問看護ステーション ・補助率：1/2 ・補助対象経費：訪問看護師に対して支払う呼出待機手当 ・基準額：5千円/日 ・予算額：30,387千円 </p>								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
勤務環境改善支援センター運営事業	(6,545)	(6,545)	(0)			(基金繰入金) (6,545)		
トータルコスト	7,337千円（前年度7,332千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>社会保険労務士や医業経営コンサルタント等専門家の助言を受けながら、医療機関等がPDC Aサイクルを活用し、長時間かつ不規則な医療現場の勤務環境の改善を図ることで、医療従事者の離職防止や定着促進に繋げることを目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 委託先：鳥取県医師会</p> <p>(2) 委託内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務環境改善マネジメント導入支援のための研修会等の開催 ・PDC Aサイクルを活用した医療機関の勤務環境改善支援 ・医療機関からの個別相談対応、訪問支援等 ・勤務環境改善に関する調査、情報提供等 <p>(3) 予算額：6,545千円</p>								
鳥取県地域医療支援センター運営事業	(21,983)	(22,017)	(△34)			(基金繰入金) (21,983)		
トータルコスト	22,775千円（前年度22,804千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	医師確保奨学生等のキャリア形成支援、医師不足状況の把握等							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足状況の把握等、医師確保対策を総合的に推進するため、平成25年1月から県と鳥取大学に設置している「鳥取県地域医療支援センター」の運営を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 主な事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医師不足状況等の把握・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・県内医師数調査の実施 ・個別医療機関へのヒアリング実施など ②医師不足病院等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・センター登録医師の県内勤務に係る医師不足病院との調整 ・医師不足病院への代診等の支援など ③医師のキャリア形成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学生等への面談・アドバイス ・県外専門研修、海外留学等の機会の提供など ④情報発信と相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・広報誌等による情報発信、とっとりドクターNavi（鳥取県の地域医療に関する情報や県内の就業に役立つ情報などの配信システム）の運用など ⑤地域医療関係者との協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センター運営委員会の開催 ・臨床研修指定病院協議会との連携など <p>(2) 予算額：21,983千円（人件費（医師1人、事務職員2人）、事務費等）</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座） 開設事業	(36,900)	(36,900)	(0)			(基金繰入金) (29,400) (雑入) (7,500)								
トータルコスト	37,692千円（前年度37,687千円）〔正職員：0.1人〕													
主な業務内容	鳥取大学への寄附													
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保													
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】										
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のため地域医療の実践と研究、教育を行うとともに地域医療を志す医師を支援することを目的に、鳥取大学医学部が設置した地域医療学講座に寄附を行う。</p> <p><地域医療学講座の概要></p> <p>(1) 目的 鳥取大学と鳥取県が共同して、鳥取大学医学部において、地域医療に貢献する人材育成等のための拠点を設置し、地域医療の実践、研究及び教育を行い、地域医療の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 概要</p> <table border="1"> <tr> <td>①地域医療に貢献する人材の育成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点での実習教育の企画・実施、行政等との調整 </td> </tr> <tr> <td>②地域医療に関する診療支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援 </td> </tr> <tr> <td>③地域医療に関する研究</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及 </td> </tr> </table> <p>(3) 人員体制：教授1名、准教授1名、講師又は助教4名 ※うち准教授1名、講師1名、助教1名が県寄附による配置</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取大学への寄附金 36,900千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(内訳) 人件費 29,400千円 研究・活動費 7,500千円</p> <p style="padding-left: 40px;">※なお、日野病院より7,500千円の協力金を徴収し財源に充当する。</p>									①地域医療に貢献する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点での実習教育の企画・実施、行政等との調整 	②地域医療に関する診療支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援 	③地域医療に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及
①地域医療に貢献する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する講義及び臨床実習 ・地域の医療機関、教育関連病院における実習教育を担う臨床講座や社会医学講座、行政等との調整 ・診療教育拠点での実習教育の企画・実施、行政等との調整 													
②地域医療に関する診療支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療に関する診療支援 ・鳥取大学医学部附属病院総合診療外来等での診療支援 													
③地域医療に関する研究	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 ・研究成果の公表及び普及 													

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県女性医師就業支援事業	(1,888)	(1,884)	(4)			(基金繰入金) (1,888)		
トータルコスト	1,888千円（前年度1,884千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 女性医師の就業の継続、離職防止を推進する取組を鳥取大学に委託し実施する。								
2 主な事業内容 ○復職支援推進事業 ・復帰を希望する医師に研修を実施 ・仕事と家庭の両立に配慮した就業環境を提供できる県内医療機関の情報提供 ○キャリア支援事業 ・女性医師の就業継続のためのスキルアップ及び情報共有を図るための交流会を開催 ・医学科学生に対するキャリア形成支援を実施								
臨床研修指導医講習会開催事業	(1,500)	(1,500)	(0)			(基金繰入金) (1,500)		
トータルコスト	1,500千円（前年度1,500千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 臨床研修医を指導するために必須の研修である臨床研修指導医講習会を開催することにより、県内の臨床研修指導医の養成を促進する。								
2 主な事業内容 臨床研修指導医講習会の開催を鳥取県臨床研修指定病院協議会に委託する。 予算額1,500千円×1箇所=1,500千円								
臨床研修医セミナー開催事業	(840)	(840)	(0)			(基金繰入金) (840)		
トータルコスト	840千円（前年度840千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 臨床研修医を対象として、臨床事例に則した研修を開催することにより、本県の臨床研修の魅力を増し、臨床研修医の確保を推進する。								
2 主な事業内容 著名な講師による臨床研修セミナーの開催を鳥取県臨床研修指定病院協議会に委託する。 令和3年度セミナー開催2回 … 予算額 840千円								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	(4,100)	(4,000)	(100)			(基金繰入金) (4,100)		
トータルコスト	4,892千円（前年度4,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>ハイリスク妊娠患者等の受入や高度な新生児医療等を行う鳥取大学医学部附属病院総合周産期母子医療センターにおける医療従事者を確保するため、医療従事者の負担軽減を図り、周産期医療に係わる専門的スタッフの養成が可能となる環境を整備する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>総合周産期母子医療センターにおいて従来看護スタッフや医師が行ってきた家族支援等の業務の一部を受け持つ臨床心理士を配置し、医療スタッフの負担を軽減して勤務を継続し易い環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：総合周産期母子医療センターに配置する臨床心理士（1名）の人件費 ・予算額：4,100千円 								
病院内保育所運営事業	(34,900)	(35,600)	(△700)			(基金繰入金) (34,900)		
トータルコスト	35,692千円（前年度36,387千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>子育て中の看護職員や女性医師等が安心して働くことができるよう、勤務環境改善のための病院内保育所の運営費に対して補助を行い、看護師等の離職防止及び再就業の促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：病院（自治体立病院等を除く） ・補助率：2/3 ・補助対象経費：補助事業に係る保育士等職員の人件費（給料及び諸手当等に限る。）及び委託料（人件費に係るものに限る。）の額 ・予算額：34,900千円 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護師等養成所運営事業	(62,008)	(62,102)	(△94)			(基金繰入金) (62,008)		
トータルコスト	62,800千円（前年度62,889千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
県内に就業する看護職員の確保のため、看護師等養成所の運営費補助を行う。								
2 主な事業内容								
・実施主体：鳥取看護高等専修学校、倉吉看護高等専修学校、鳥取市医療看護専門学校、米子医療センター附属看護学校								
・補助率：10/10								
・補助対象経費：専任教員の人件費等看護学校の運営に要する経費								
・予算額：62,008千円								
新人看護職員研修事業	(12,621)	(12,621)	(0)			(基金繰入金) (12,621)		
トータルコスト	13,413千円（前年度13,408千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、委託事務、病院間調整事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要								
新人看護職員の早期離職防止、質の向上を図るため、国の示した「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等に補助する。								
また、全ての新人が必要な研修を受けることができるよう、新人看護職員研修を自施設で完結できない医療機関の新人看護職員を受け入れた病院に対し補助する。								
更に、病院等が行う研修の充実を図るとともに、新人育成における施設間の格差をなくすため、新人看護職員の研修を行う研修責任者・実地指導者に対する研修を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事 業 内 容							予 算 額
(1) 新人看護職員研修事業								10,279
①新人看護職員研修事業	基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等に対し、研修に要する経費を補助する。 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：研修経費、教育担当者経費							9,525
②医療機関受入研修事業	新人看護職員研修を自施設で完結できない医療機関の新人看護職員を受け入れ、研修を実施した病院に対し、受入研修に要する経費を補助する。 ・補助率：2/3 ・補助対象経費：教育担当者経費							754
(2) 研修責任者等研修事業								2,342
①教育担当者研修事業	適切に新人看護職員研修を運営し、実地指導者及び新人看護職員への確かな助言・指導・評価が行える能力が身に付けられるよう研修を行う。 ・委託先：鳥取県看護協会							1,171
②実地指導者研修事業	新人看護師に直接指導を行う実地指導者が、新人看護職員に対し基本的な看護技術及び精神的支援が適切に実施できるよう研修を行う。 ・委託先：鳥取県看護協会							1,171
合 計								12,621

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業	(7,000)	(7,000)	(0)			(基金繰入金) (7,000)		
トータルコスト	7,792千円（前年度7,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を積極的に養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>また、認定看護管理者の養成研修の受講を推進し、質の高い組織的サービスの提供及び看護職員が働き続けられる看護現場とするための職場環境改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○認定看護師養成研修受講補助事業 認定看護師を養成する研修に派遣を行う施設に対して、研修経費の一部(受講料相当)を補助する。</p> <p>○認定看護管理者養成研修受講補助事業 認定看護管理者を養成する研修(認定看護管理者サードレベル教育課程)に派遣を行う施設に対して、研修経費の一部(受講料相当)を補助する。</p>								
	認定看護師 養成研修受講補助事業				認定看護管理者 養成研修受講補助事業			
補助率	10/10				10/10			
実施主体	国立、独立行政法人、公立の病院（民間病院は一般事業で実施）				病院、鳥取県看護協会			
補助対象経費	受講料相当額 750千円/人				旅費及び受講料相当額 500千円/人			
予算額	6,000千円（8人分）				1,000千円（2人分）			
<p>※認定看護管理者とは 管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有すると認められた者。教育課程はファーストレベル、セカンドレベル、サードレベルの3課程がある。</p>								
看護師の特定行為研修受講補助事業	(5,000)	(5,000)	(0)			(基金繰入金) (5,000)		
トータルコスト	5,792千円（前年度5,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護師の特定行為研修の指定研修機関が実施する特定行為研修に看護師を派遣する医療機関、訪問看護事業所に補助を行い、県内の看護現場における質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○補助対象経費：看護師の特定行為研修の受講に要する旅費、受講料、実習費 (上限750千円/1人)</p> <p>○補 助 率：県10/10</p> <p>○予 算 額：5,000千円（8人分） (内訳) 750千円×3人=2,250千円（県外指定研修機関） 550千円×5人=2,750千円（県内指定研修機関）</p>								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員実習指導者養成講習会開催事業	(6,168)	(6,172)	(△4)			(基金繰入金) (6,168)		
トータルコスト	6,960千円（前年度6,959千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	講習内容調整、委託事務、修了証書交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 病院や病院以外における看護実習の充実を図るため、「実習指導者養成講習会」を開催して実習指導者を育成するとともに、実習指導の資質向上及び実習の体制整備を図るため、「実習指導者フォローアップ研修」を実施する。								
2 主な事業内容 以下の講習会を鳥取県看護協会に委託し、実施する。								
(1) 看護職員実習指導者養成講習会 ・対象者：主に病院勤務看護師 ・講習期間：30日間程度 ・受講人数：35人程度 ・会場（予定）：東部会場								
(2) 特定分野実習指導者養成講習会 ・対象者：老健、訪問看護ステーション等勤務看護師 ・講習期間：8日間（42時間） ・受講人数：25人程度 ・会場（予定）：中部会場								
(3) 実習指導者フォローアップ研修 ・対象者：実習指導者養成講習会修了者 ・内容：実習指導者としての役割の再認識及び指導力向上のための講義及びグループワーク等 ・期間：1日 ・会場（予定）：中部会場								
実習指導者養成支援事業	(2,120)	(2,513)	(△393)			(基金繰入金) (2,120)		
トータルコスト	2,912千円（前年度2,513千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 看護学生への臨地実習指導を充実させ、質の高い看護師養成を行うため、実習指導者養成に係る研修受講経費の補助を行う。								
2 主な事業内容 <補助内容> 【通常分野】								
補助率	旅費・資料代・・・1/2 代替職員人件費・・・10/10							
実施主体	医療機関（病院、診療所）、介護保険関係施設							
補助対象経費	講習会を受講する際の旅費、資料代、受講者の代替職員人件費							
予算額	1,932千円（10施設分）							
【特定分野】								
補助率	10/10							
実施主体	医療機関（病院、診療所）、介護保険関係施設							
補助対象経費	講習会を受講する際の旅費、資料代、受講者の代替職員人件費							
予算額	188千円（6施設分）							

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
看護教育の質の向上支援事業	(1,008)	(1,008)	(0)			(基金繰入金) (1,008)										
トータルコスト	1,800千円（前年度1,008千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	委託事業の実施															
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保															
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】												
1 事業の目的・概要 県内の看護師等養成所における看護教員の実践能力を高め、もって看護教育の質の向上を図ることを目的とする。																
2 主な事業内容 看護教員及び実習指導者に対し、必要な研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先：鳥取大学医学部 ・受講者：主に県内看護師等養成所の看護教員 ・研修内容：講義及びグループワーク等により2日間程度の研修を実施 ・予算額：1,008千円 																
看護教員養成支援事業	(6,234)	(6,234)	(0)			(基金繰入金) (6,234)										
トータルコスト	7,026千円（前年度7,021千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金交付事務															
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保															
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】												
1 事業の目的・概要 不足している県内の看護師等養成施設の看護教員の確保及び看護教員の資質向上のため、看護教員養成に係る経費の補助を行う。																
2 主な事業内容 ○看護教員養成講習会受講に係る経費の補助 <補助内容> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">補助率</td> <td>旅費・受講料等…1/2（県立病院は10/10） 代替職員人件費…10/10</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>看護職員養成施設（県立を除く）、病院</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>看護教員養成講習会の受講及び大学における看護教員の養成に係る経費（旅費、入学金、授業料、資料代、受講者の代替職員に係る人件費）</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>6,234千円（2人分）</td> </tr> </table>									補助率	旅費・受講料等…1/2（県立病院は10/10） 代替職員人件費…10/10	実施主体	看護職員養成施設（県立を除く）、病院	補助対象経費	看護教員養成講習会の受講及び大学における看護教員の養成に係る経費（旅費、入学金、授業料、資料代、受講者の代替職員に係る人件費）	予算額	6,234千円（2人分）
補助率	旅費・受講料等…1/2（県立病院は10/10） 代替職員人件費…10/10															
実施主体	看護職員養成施設（県立を除く）、病院															
補助対象経費	看護教員養成講習会の受講及び大学における看護教員の養成に係る経費（旅費、入学金、授業料、資料代、受講者の代替職員に係る人件費）															
予算額	6,234千円（2人分）															
助産師資質向上支援事業	(400)	(400)	(0)			(基金繰入金) (400)										
トータルコスト	400千円（前年度400千円）〔正職員：0.0人〕															
主な業務内容	補助金交付事務															
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保															
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】												
1 事業の目的・概要 助産師の実践能力の向上のために、助産師の習熟度に応じたクリニカルラダー（※）を踏まえた教育内容の研修体制を構築し、助産師資質向上のための研修に対する補助を行う。 ※看護師としての専門知識や技術を段階的に身につけられるように計画されたキャリア開発プラン																
2 主な事業内容 助産師の資質及び実践力向上のための研修開催に要する経費に対し補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：鳥取県看護協会 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：報償費、旅費、需要費など ・予算額：400千円 																

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師等環境改善事業	(18,900)	(18,900)	(0)			(基金繰入金) (18,900)		
トータルコスト	19,692千円（前年度19,687千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 医師や看護師の過重労働が医師・看護師不足の原因の一つとなっていることから、医師や看護師の確保のため事務作業負担を軽減し、本来の診療業務等に専念させることを目的に、医師事務作業補助者や看護師事務作業代行職員の設置を支援する。								
2 主な事業内容 医療機関等の医師事務作業補助者等の増員に対し、補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：病院、診療所、訪問看護ステーション ・補助率：1/2 ・補助対象経費：医師事務作業補助者、看護師事務作業代行職員として当該年度に新たに採用・配置換により配置した場合の5名を上限とした人件費及び委託料 ・基準額：210千円/月/人 ・予算額：18,900千円 								
産科医等確保支援事業	(14,044)	(13,750)	(294)			(基金繰入金) (14,044)		
トータルコスト	14,836千円（前年度14,537千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 産科医等の勤務環境を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱い機関に対してその一部を補助する。								
2 主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：分娩を取り扱う医療機関 ・補助率：1/3 ・補助対象経費：分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じ支給される手当及び帝王切開を支援した医師に対して支給する報償費 ・予算額：14,044千円 								
助産師待機手当支援事業	(3,000)	(3,000)	(0)			(基金繰入金) (3,000)		
トータルコスト	3,792千円（前年度3,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 時を選ばない出産に伴う勤務環境の過酷さなどにより、産科医療に従事する助産師、看護師が不足していることから、これらに従事する者に対する処遇改善を支援することで助産師、看護師の確保を図る。								
2 主な事業内容 分娩を取り扱う産科医療機関の助産師、看護師の確保を図るため、分娩の際の救急呼出に備えて助産師等が自宅等において待機した場合に手当を支給する医療機関に対し、その一部を補助する（なお、待機の日に実際に呼出しのあった場合は、その日数を控除する。）。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：分娩を取り扱う産科医療機関 ・補助率：1/2 ・補助対象経費：分娩の呼び出しに備えた助産師等の待機に対して支払う手当 ・基準額：5千円/日 ・予算額：3,000千円 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新生児医療担当医確保支援事業	(416)	(416)	(0)			(基金繰入金) (416)		
トータルコスト	416千円（前年度416千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関調整等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 医療機関の新生児集中治療管理室において、新生児医療に従事する医師に対して新生児医療担当医手当（新生児集中治療管理室に入院する新生児に応じて支給される手当）を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善、確保を図る。								
2 主な事業内容 新生児集中治療管理室において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される新生児担当医手当を支給する医療機関に対して補助する。 ・実施主体：新生児集中治療管理室（診療報酬の対象となるものに限る。）を有する医療機関 ・補助率：1/3（県負担：1/3、事業者負担：2/3） ・予算額：416千円								
救急勤務医支援事業	(5,600)	(5,830)	(△230)			(基金繰入金) (5,600)		
トータルコスト	6,392千円（前年度6,617千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間の救急勤務医手当を支給する場合にその一部を補助する。								
2 主な事業内容 ・実施主体：二次救急医療機関、周産期母子医療センター ・補助率：1/3 ・補助対象経費：休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 ・予算額：5,600千円								
小児救急医療支援事業	(1,410)	(1,410)	(0)			(基金繰入金) (1,410)		
トータルコスト	1,410千円（前年度1,410千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的・概要 小児救急医療体制の整備を図るため、平日夜間及び休日の小児救急病院群輪番制に係る運営費に対して補助を行う。								
2 主な事業内容 ・実施主体：西部広域行政管理組合 ・補助率：県2/3（財源内訳 基金10/10）、市町村1/3 ・補助対象経費：小児救急医療に必要な救急医療施設の運営に係る医師、看護師等の人件費 ・予算額：1,410千円								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
小児救急地域医師研修事業	(461)	(461)	(0)			(基金繰入金) (461)		
トータルコスト	461千円（前年度461千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医、内科医等の数が不足している状況にあることから、小児科医、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各地区医師会に委託し、小児科医、内科医を対象に小児救急医療に関する研修を実施する。 ・予算額：461千円（地区医師会への委託料）</p>								
小児救急電話相談事業	(14,053)	(10,940)	(3,113)			(基金繰入金) (14,053)		
トータルコスト	14,845千円（前年度11,727千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	広報、委託事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>小児初期救急患者の適切な医療機関への受診を促すことで、二次救急・三次救急医療機関等への過度の患者集中を緩和し、小児科医等の負担軽減を図るとともに、小児の保護者等の安心確保等を図るために、小児救急電話相談事業を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 小児救急電話相談業務委託（とっとり子ども救急ダイヤル：＃8000）（13,253千円） 夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきか等、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医師、看護師が電話による相談を受け付け、その対処方法等の助言を行うとともに、状況に応じて、症状等にあった県内小児救急対応医療機関を案内する。 ○相談実施時間 平日：午後7時～翌日午前8時 土・日・祝日・年末年始：午前8時～翌日午前8時 （相談が集中する午後7時～午後10時は2回線対応）</p> <p>(2) 電話相談事業普及啓発（800千円） とっとり子ども救急ダイヤル：＃8000の普及啓発用のポスター・マグネット等を作成する。 ※市町村を通じて、新生児保護者を対象に配布予定。</p>								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民への適正受診啓発事業	(2,940)	(2,940)	(0)			(基金繰入金) (2,940)		
トータルコスト	2,940千円（前年度2,940千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	広報、関係機関連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 地域住民等に対して、医療機関の役割分担（急性期医療、回復期医療、維持期医療、在宅医療等）や各医療機関が相互に連携していることをリーフレットや出前講座などで紹介し、症状に応じた医療機関において適正に受診するよう促す。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容							予算額
とっとり子ども救急講座	保育所などを対象として、子どもの発熱等の発症時の対処方法や医療機関の役割分担等について、医師が直接県民に説明する出前講座を、医師会の協力を得て開催する。 ・実施回数：各圏域で12回（月1回想定） ・対象者：保護者など ・規模：集客：20～80人／回、時間：90分							552
小児救急ハンドブック、かかり方啓発リーフレットの作成	(1) ハンドブック作成 傷病の症状ごとの対処法を解説したハンドブックを作成し、新生児保護者等へ配布する。 (2) リーフレット作成・新聞折り込み 地域医療を取り巻く状況、受診する際に住民に期待すること等について解説したリーフレットを作成し、新聞折り込みを行い周知する。							2,388
合 計							2,940	
地域医療連携研修会開催支援事業	(7,302)	(8,302)	(△1,000)			(基金繰入金) (7,302)		
トータルコスト	8,094千円（前年度9,089千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、委託事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 既存の医療資源を有効に活用し、救急医療、周産期医療、在宅医療、脳卒中对策などについて、地域全体で医療機関間の連携が円滑に行うことができるよう事業を実施する。								
2 主な事業内容 4疾病6事業に関して、地域の医療機関連携のもと実施する資質向上等のための研修会等の開催に対し補助する。								
【補助事業】 (1) 補助率：2/3 (2) 基準額：2,000千円／疾病・事業 (3) 対象事業者：各医師会、各医療機関（独法、県立を含む）、その他研修会等を開催する団体 (4) 対象経費：4疾病6事業に関して、地域の医療機関連携のもと実施する資質向上等のための研修会等の開催に係る経費 (5) 予算額：6,000千円								
【委託事業】（災害医療）鳥取県DMAT隊員養成研修 (1) 委託先：鳥取大学医学部附属病院 (2) 予算額：1,302千円								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業	(23,940)	(0)	(23,940)			(基金繰入金) (23,940)		
トータルコスト	24,732千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>2024年4月の医師に対する時間外労働の上限規制適用までに、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向け、医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を推進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、作業補助者の人件費等に対し支援を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10（ただし、資産形成に係るものに対する補助率は1/2）</p> <p>(2) 基準額：133千円×病床数（療養病床を除く）</p> <p>(3) 対象となる医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急車受入件数が1,000台以上2,000台未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関 ○救急車受入件数が1000台未満のうち、 <ul style="list-style-type: none"> ア 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関 イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関 ○地域医療の確保に必要な医療機関であって、 <ul style="list-style-type: none"> ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合 イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合 ○その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 <p>※ 交付に当たっては、勤務医の勤務状況の把握、改善について提言するための責任者の配置などの追加的健康確保措置に取り組み、時短計画を定めることが要件。</p> <p>(4) 対象経費</p> <p>事業の実施に必要な給与費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、工事請負費</p>								
預金利息等	(1,533)	(1,595)	(△62)			(財産収入) (33) (雑入) (1,500)		
トータルコスト	1,533千円（前年度1,595千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	利息収入・積立事務、取崩事務							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金の利息収入及び返還金を積み立てる。								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】 県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業	(0)	(128,389)	(△128,389)					
トータルコスト	0千円（前年度129,176千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	令和2年度で事業終了したことによる事業廃止である。							
【休止】 在宅医療推進事業	(0)	(10,000)	(△10,000)					
トータルコスト	0千円（前年度10,787千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	国の内示状況等を踏まえ、当初予算での計上を見送る。							
【廃止】 次世代医師海外留学支援事業（継続貸付分）	(0)	(4,400)	(△4,400)					
トータルコスト	0千円（前年度5,187千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	貸付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明	令和2年度で事業終了したことによる事業廃止である。							

2目 医療費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
令和3年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（医療分）	381,918	455,184	△73,266	254,611			127,307																										
トータルコスト	382,710千円（前年度455,971千円）〔正職員：0.1人〕																																
主な業務内容	補助金交付事務																																
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域における医療及び介護を総合的に確保することを推進するため厚生労働省から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県負担分を財源として、平成26年度から令和2年度までに造成した鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）に、令和3年度分を新たに積み増す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>年度当初から実施予定の当該基金事業（運営費等）に係る執行予算額見合いを、年度当初において基金造成を行うものである。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金造成額</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>国（2/3）</th> <th>県（1/3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>381,918</td> <td>254,611</td> <td>127,307</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も当該基金を造成し、事業実施していくことにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに医療・介護サービスの総合的な確保に取り組んでいく。 									基金造成額	内訳		国（2/3）	県（1/3）	381,918	254,611	127,307																	
基金造成額	内訳																																
	国（2/3）	県（1/3）																															
381,918	254,611	127,307																															
地域医療対策費（医療施設等施設整備費）	79,513	4,884	74,629	79,513																													
トータルコスト	80,305千円（前年度5,671千円）〔正職員：0.1人〕																																
主な業務内容	補助金交付事務等																																
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>安心・安全な医療提供体制の維持及び拡充、また保健医療計画の推進のため、医療機関等が行う施設整備事業に対し補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>補助対象事業・補助対象経費</th> <th>実施主体</th> <th>県補助率（上限額）</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（新）特殊病室施設整備事業</td> <td>特殊病室（無菌室）の整備に要する経費に対して補助する。</td> <td>鳥取大学医学部附属病院</td> <td>33%</td> <td>77,348</td> </tr> <tr> <td>（新）治験施設施設整備事業</td> <td>治験専門外来又は治験管理部門の整備に要する経費に対して補助する。</td> <td>山陰労災病院</td> <td>33%</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>院内感染対策施設整備事業</td> <td>医療機関における院内感染者のための個室整備に要する経費に対して補助する。</td> <td>山陰労災病院</td> <td>1/3</td> <td>2,047</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>79,513</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の「医療提供体制施設整備交付金」のほか、「医療施設等施設整備費補助金」を活用しながら、保健医療計画の推進に取り組む。 									補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額	（新）特殊病室施設整備事業	特殊病室（無菌室）の整備に要する経費に対して補助する。	鳥取大学医学部附属病院	33%	77,348	（新）治験施設施設整備事業	治験専門外来又は治験管理部門の整備に要する経費に対して補助する。	山陰労災病院	33%	118	院内感染対策施設整備事業	医療機関における院内感染者のための個室整備に要する経費に対して補助する。	山陰労災病院	1/3	2,047	合 計				79,513
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率（上限額）	予算額																													
（新）特殊病室施設整備事業	特殊病室（無菌室）の整備に要する経費に対して補助する。	鳥取大学医学部附属病院	33%	77,348																													
（新）治験施設施設整備事業	治験専門外来又は治験管理部門の整備に要する経費に対して補助する。	山陰労災病院	33%	118																													
院内感染対策施設整備事業	医療機関における院内感染者のための個室整備に要する経費に対して補助する。	山陰労災病院	1/3	2,047																													
合 計				79,513																													

2目 医療費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療行政費	6,782	5,920	862	36		(手数料) 35	6,711	
トータルコスト	40,842千円（前年度39,761円）〔正職員：4.3人〕							
主な業務内容	医療審議会等の運営、衛生検査所への立入検査・検査結果とりまとめ、補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県内の医療提供体制の構築を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
医療機関管理費	医療提供体制の確保に関し重要事項を審議する医療審議会、医療法人の設立認可等を審議する同審議会医療法人部会の開催及び医療機関の開設、医療法人の設立等に係る認可事務等に要する経費及び令和2年度に中間見直しを行った鳥取県保健医療計画の公表用版下作成に要する経費である。 令和3年度開催予定：医療審議会4回、医療法人部会1回							845
地域保健医療推進費	保健医療圏毎（中部地区、西部地区）における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会を開催するための経費である。							387
地域医療対策推進費	医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。 令和3年度開催予定：地域医療対策協議会4回							776
精度管理諸経費	衛生検査所の立入検査に要する経費である。 ・精度管理専門委員2人 ・衛生検査所2箇所							103
臨床検査精度管理推進費	（公社）鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費である。 ・補助率：県1/2（県費10/10）							600
死因究明等推進費	死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。							72
鍼灸等資格者施術所証明書作成事業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家資格の有資格者の施術所と無資格者による医業類似行為を行う施術所との区別を明らかにし、正確な情報を県民に提供するため、証明書（木製看板）を作成・交付することに要する経費である。（手数料を充当）							35
とっとり医療情報ネット運営事業	医療機関の宿日直情報、空床情報、医療機能情報及び薬局機能情報を公表するとっとり医療情報ネットの保守運用に要する経費及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正による認定薬局制度創設に伴う公表項目の追加に対応するシステム改修に要する経費である。							1,253
災害医療対策推進費	災害医療コーディネーター及び協定締結団体が、災害時に適切な災害応急対策を実行できるよう、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、災害時に設置されるSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に必要な通信環境を確保する。							2,711
合 計							6,782	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・鳥取県保健医療計画を踏まえた地域医療の充実について協議・検討等、県民への医療機能情報の公開、災害時の医療体制の確保を通して、地域医療の充実、災害時の医療体制の確保を図る。								

2目 医療費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等設備整備費)	75,340	102,335	△26,995	41,527			33,813	
トータルコスト	76,132千円（前年度103,122千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
安心・安全な医療提供体制の維持及び拡充のため、医療機関等が行う医療機器の購入等の設備整備事業に対し補助する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率 (上限額)	予算額				
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療を確保するために、円滑な事業運営が図られるよう、市町村等が医療機関へ医療機器等設備整備に係る費用を補助する事業に対して補助する。	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	補助率：2/3	12,626				
へき地診療所設備整備事業	へき地の医療体制の構築・維持のため、へき地診療所の運営に必要な機器の整備を補助する。	へき地診療所（鳥取市(佐治診療所)）	補助率：1/2	7,029				
へき地医療拠点病院設備整備事業	へき地の医療体制の構築・維持のため、へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔診療支援等の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、その活動に必要な機器の整備を補助する。	へき地医療拠点病院(日野病院)	補助率：10/10	55,000				
(新) 遠隔医療設備整備事業	医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保するため、遠隔医療の実施に必要な設備の整備を補助する。	山陰労災病院	補助率：1/2	685				
合 計				75,340				
3 事業目標・取組状況・改善点								
・医療機器は通常耐用年数が3年～10年と短いながらも、稼動する医療機器の中には導入後10年以上経過するものも多いため、本事業を継続して実施し、県内医療機関の適切な治療環境の整備を図る。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等運営事業費)	44,512	41,267	3,245	40,414			4,098	
トータルコスト	48,473千円（前年度 45,202千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 県内の医療施設等の円滑な運営を進める。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
事業名	事業概要							予算額
救急救命士病院実習受入促進事業	救急救命士に対する気管挿管の実地実習を受け入れる病院に対し、指導医の人件費等に対し支援を行う事業である。 ・実施主体：鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、県立厚生病院、野島病院、山陰労災病院 ・補助率：10/10（国庫1/2、県費1/2）（県立病院は1/2（国庫10/10）） ・基準額：1,369千円/箇所 ・補助対象経費：救急救命士の実地修練に係る経費（人件費等）							4,323
周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況にある医師、看護師等の確保や処遇改善等に必要となる周産期母子医療センターの充実強化について迅速且つ着実に推進するよう、センターの運営事業に必要な経費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体：県立中央病院（地域周産期母子医療センター） ・補助率：1/3（国庫10/10） ・負担割合：国1/3、実施主体2/3 ・補助対象経費：地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費（給与費、需用費、備品購入費等）							34,671
鳥取県鍼灸マッサージ師講習会補助事業	施術者の技術向上を図るための講習会の開催経費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体：鳥取県鍼灸マッサージ師会 ・定額補助（県費10/10） ・補助対象経費：講習会を開催するための経費							120
(新) 救急患者退院コーディネーター事業	医療機関が配置している「救急患者退院コーディネーター」の人件費等の経費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体：県立中央病院 ・補助率：1/3（国庫10/10） ・基準額：9,724千円 ・補助対象経費：救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費等							3,241
休日等歯科診療所運営事業	各医療圏で市等が行う休日・祝祭日、年末年始等（休日昼間）における救急歯科診療に係る経費に対して、県がその費用の一部を補助することで、歯科診療体制の確保を図る。 ・実施主体：市町村等（東部・中部・西部の各地区歯科医師会へ委託） ・補助率：1/3（県費10/10） ・負担割合：県1/3、実施主体2/3 ・補助対象経費：救急歯科診療に係る経費（人件費等）							1,287
中部小児救急医療支援事業	中部地域における小児救急医療を充実するため、鳥取中部ふるさと広域連合が行う中部小児休日急患診療事業（委託先：県立厚生病院、医師：中部医療圏小児科開業医）の運営費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体：鳥取県中部ふるさと広域連合 ・補助率：1/2（県費10/10） ・負担割合：県1/2、実施主体1/2 ・補助対象経費：休日診療にかかる経費							870
合 計							44,512	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・周産期母子医療センターの運営に対する経費の助成等を行うことにより、県内の医療施設等の円滑な運営を推進する。 ・県内医療機関等の各種運営費に対し、適宜支援を行っており、県民に不可欠な医療の安定的な供給に寄与している。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移植医療推進事業	14,415	16,980	△2,565				14,415	
トータルコスト	18,376千円（前年度20,915千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、臓器移植あり方検討、臓器・アイバンク普及啓発活動							
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

臓器移植推進のために（公財）鳥取県臓器・アイバンクに運営費補助金を交付する。
また、骨髄移植（造血幹細胞移植）の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催及びドナー等への支援金の支給を行う。

2 主な事業内容

(1) 臓器移植推進関係

（単位：千円）

補助金名	補助対象事業・補助対象経費	実施主体	県補助率 （上限額）	予算額
公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	(1) 臓器移植コーディネーターの設置（2名） (2) 普及啓発事業の実施 ・病院啓発資材作成 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・臓器移植普及推進街頭キャンペーンの開催 ・グリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 ・臓器提供ガイドブックの普及 (3) アイバンク事業 (4) 事務局費	（公財）鳥取県臓器・アイバンク	10/10	13,687

(2) 骨髄移植推進関係

（単位：千円）

細事業名	内容				予算額
骨髄ドナー提供支援事業	白血球の型が適合して移植が可能であったとしても、ドナーの都合により骨髄移植に至らない事例があるため、この解消を目指し助成制度を実施する。				700
	実施主体	負担割合	助成対象	助成額	
	骨髄提供のために年次有給休暇または就業先が用意した無休の休暇を取得したドナー本人	県 10/10	ドナーの休暇取得	取得した休暇1日あたり10千円（上限70千円）	
	ドナーの骨髄等提供のために有給の特別な休暇を付与した企業	県 10/10	企業の休暇付与	付与した休暇1日あたり20千円※このうち少なくとも10千円はドナーに支給するものとする（上限140千円）	
骨髄ドナー登録会の開催	骨髄提供者の登録受付のため休日登録会を行う。				28
合 計					728

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・街頭キャンペーンの実施、骨髄ドナー登録会の休日実施等を通じて、移植医療の普及啓発及び骨髄ドナー登録者数の増加を図る。
- ・本県では、県内7病院の医療従事者32名に院内移植コーディネーターを委嘱して医療機関の体制整備に取り組むとともに、（公財）鳥取県臓器・アイバンクが一般県民及び医療従事者への普及啓発を行っている。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
県立歯科衛生専門学校費	56,796	54,649	2,147			(使用料) 18,965 (手数料) 278 (基金繰入金) 2,355	35,198													
トータルコスト	59,172千円（前年度 56,112千円）〔正職員：0.3人〕																			
主な業務内容	委託契約、支出、決算、授業料徴収、学校の式典にかかる事務等																			
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築																			
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																
1 事業の目的・概要 県立歯科衛生専門学校の運営に要する経費である。																				
2 主な事業内容 県立歯科衛生専門学校の運営を（一社）鳥取県歯科医師会へ委託する。																				
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、歯科衛生士を養成し、地域保健医療の需要に応えるとともに、入学者が定員割れを起こさないよう、引き続き本校のPR活動や高校訪問、学校説明会などの充実により、入学者の確保を図る。 ・令和元年度卒業生の国家試験合格率92%、就職率100% 																				
災害派遣医療チーム体制整備事業	7,405	7,405	0	6,385			1,020													
トータルコスト	10,573千円（前年度10,553千円）〔正職員：0.4人〕																			
主な業務内容	補助金交付事務																			
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的・概要 大規模災害や局地災害における急性期の医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の養成及び技能の維持を図るため、DMAT隊員が参加する訓練、研修に係る経費を支援する。																				
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DMAT隊員養成研修等補助金</td> <td>DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）について補助する。 ・補助率2/3（単県）</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>防災訓練等参加支援事業補助金</td> <td>大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMATが参加する旅費等の経費（ドクターヘリでの参加を含む）について補助する。 ・補助率10/10（国庫10/10）</td> <td>6,385</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>7,405</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	DMAT隊員養成研修等補助金	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）について補助する。 ・補助率2/3（単県）	1,020	防災訓練等参加支援事業補助金	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMATが参加する旅費等の経費（ドクターヘリでの参加を含む）について補助する。 ・補助率10/10（国庫10/10）	6,385	合計		7,405
区分	事業内容	予算額																		
DMAT隊員養成研修等補助金	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費（旅費等）について補助する。 ・補助率2/3（単県）	1,020																		
防災訓練等参加支援事業補助金	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練にDMATが参加する旅費等の経費（ドクターヘリでの参加を含む）について補助する。 ・補助率10/10（国庫10/10）	6,385																		
合計		7,405																		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・DMAT隊員に対して研修等を円滑に受講する体制をとり、DMAT隊員の養成及び技能維持を図り、有事に対する体制整備を行う。 ・昨年度新型コロナウイルス感染防止により研修及び訓練が中止となったため、今年度のDMAT隊員養成研修への参加者が増加予定である。 <参考>災害派遣医療チーム（DMAT）について																				
<ul style="list-style-type: none"> ・概要 災害超急性期（概ね48時間以内）に活動する機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。発災時に都道府県からの派遣要請に基づき、被災地において救急医療を行う。 ・県内の日本DMAT隊員数・保有チーム数（令和2年8月現在） 県立中央病院29名・5チーム、鳥取赤十字病院26名・3チーム、県立厚生病院23名・3チーム、鳥取大学医学部附属病院29名・6チーム 																				

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
周産期医療対策事業	4,459	13,087	△8,628	1,804			2,655	
トータルコスト	6,043千円（前年度14,661千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	契約手続、協議会開催等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、鳥取大学医学部附属病院の総合周産期母子医療センターを中心とする県内の周産期医療施設の患者情報等の管理を行う周産期医療情報システムのネットワーク運用等を行う。また、周産期医療搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

細事業名	内容	財源	予算額
周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会の開催及び近畿ブロック周産期医療広域連携検討会への参加を行う。	国1/3ほか	530
周産期医療情報システムの運営等	障害時の窓口対応（12か月分）、セキュリティアップデート作業、患者情報等を格納するソフトウェア等の保守、システム監査ログ集計、実参加医療機関の導入促進等を委託する。	国1/3	1,997
搬送コーディネーターの設置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確な対応ができるように、県内の医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。	国1/2	1,932
合計			4,459

3 事業目標・取組状況・改善点

- 参加医療機関（令和2年10月時点で13機関）を増加させることが課題となっており、引き続き、参加のメリット及び改修による利便性の向上などを未参加の医療機関に対して働きかけを行っていく。

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	99,323	126,850	△27,527	99,323				
トータルコスト	100,115千円（前年度127,637千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等の防火対策を推進するため、国庫補助制度を活用し、スプリンクラー等の防火対策のための施設整備事業を行う事業者に対して補助を行う。								
2 主な事業内容								
火災発生時における入院患者の安全確保及び被害拡大防止のため、平成28年4月の消防法施行令改正により新たに設置義務の生じた有床診療所等、又は設置義務はないが防災対策のために自主的に整備を実施する有床診療所等に対し、スプリンクラー等の設置に必要な経費を補助する。								
<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象施設：診療所、病院、助産所のうち、病床又は入所施設を有している棟 ・補助率：定額 ・財源内訳：国10/10 ・補助対象経費：スプリンクラー施設、自動火災報知設備の防火対策整備に要する経費 ・予算額：99,323千円 								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・まだ整備に至っていない医療機関があるため、今後も引き続き国の補助制度を活用し、スプリンクラー等の設置を進め、有床診療所等の防火対策の推進を図る。 ・事業実績 								
	年度	補助件数	補助額					
	平成26年度	1件	8,424千円					
	平成27年度	3件	52,647千円					
	平成28年度	1件	20,422千円					
	平成29年度	3件	59,971千円					
	平成30年度	4件	931千円					
	令和元年度	1件	28,490千円					
	令和2年度	補助実績なし						

2目 医療費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業	21,322	21,322	0	21,322				
トータルコスト	24,490千円（前年度24,470千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	国への交付金申請事務、研修会の開催、資器材の校正事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 放射線測定機器の校正 10,047千円 県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等（ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等）の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院 (2) 原子力災害医療研修の実施 4,519千円 原子力災害医療に関する知識と技能の向上を図るため、医療関係者等を対象とした研修を実施する。 ・対象：医師、看護師、放射線技師、消防士、自衛隊員、県・市町村職員等 ・内容：放射線測定器の取扱い、汚染傷病者の搬送・受入 等 (3) 鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金 6,656千円 放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関に補助を行う。 ・実施主体：鳥取県済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用 (4) 事務費等 100千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・原子力災害時の医療活動に必要となる放射線測定器等を適切に管理し、また、医療従事者等に対する研修の実施により有事の対応に備える。 ・定期的に訓練を行うことにより、医療従事者等の災害対応の習熟度を高め、また、訓練や研修等を実施することにより原子力災害医療に対応できる者を増やす。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
おとなの救急電話相談事業	2,817	2,817	0			(雑入) 1,278	1,539	
トータルコスト	3,609千円（前年度3,604千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	契約事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 大人が急なけがや病気になった場合に、すぐに救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきかどうかなどを専門的な経験を踏まえながら助言等を行う「おとなの救急電話相談事業（#7119）」を実施することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民等の安心の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容 ○事業内容 大人（概ね15歳以上）の急な病気やけがなどの相談に対し、医師又は看護師が電話で対応する。（15歳未満の小児は小児救急電話相談事業（#8000）で対応。） 診療行為ではなく、あくまで相談により緊急に医療機関を受診すべきかどうかを助言することが主な役割である。 ○相談実施時間 平日：午後7時～翌日午前8時 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始：午前8時～翌日午前8時 ※小児救急電話相談事業（#8000）と同様 ○予算額 相談事業委託：2,556千円 #ダイヤル接続料分割請求書発行業務委託：261千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・おとなの救急電話相談事業（#7119）を実施し、利用者に対して救急車要請や医療機関受診の必要性を助言することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民の安心の確保を図る。 ・令和2年度4月～12月までの相談件数は1,103件（前年同期887件）と、利用者は増加傾向にある。</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害派遣医療チーム（DMAT）訓練実施事業	4,840	4,840	0	625			4,215	
トータルコスト	10,385千円（前年度10,349千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	会議開催、連絡調整、訓練実施事務							
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中国ブロック内で大規模地震が発生した場合に、迅速・効果的な広域災害医療体制が確保できるよう、中国ブロック5県の災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関が合同訓練を実施し、緊密な連携強化を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中国地区DMAT連絡協議会実働訓練実施事業 4,840千円</p> <p>毎年度中国5県が持ち回りで「中国地区DMAT連絡協議会実働訓練」を実施しているが、令和3年度は鳥取県が担当県であるため、当該訓練を本県で開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：県 ・対象経費：訓練事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） ・財 源：国定額 <p><訓練概要></p> <p>(1)主 催 中国地区DMAT連絡協議会（R3担当県は鳥取県）</p> <p>(2)参加者（DMAT） プレーヤー：約50機関300名、コントローラー：約30機関40名 ※機関はプレーヤーとコントローラーで一部重複</p> <p>(3)訓練開催日 令和3年10月22日（金）、23日（土）、24日（日）</p> <p>(4)訓練場所 県内全域及び県周辺高速道路サービスエリア等</p> <p>(5)主な訓練内容 DMAT調整本部設置運営訓練、参集拠点設置運営訓練、活動拠点本部設置運営訓練、病院支援訓練 局地災害対応訓練、SCU設置・運営訓練、ロジスティクス訓練、関係会議（意見交換会、実働訓練検証会）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実災害を想定した訓練を実施することによりDMAT隊員の技術向上を図り、医療機関においても災害医療に対するスキルアップに繋げる。 ・毎年度中国5県が持ち回りで実働訓練を行っており、災害発生時に速やかに支援する体制を強化している。 								

2目 医療費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 入院医療トリアージセンター設置事業	16,808	0	16,808	16,808				
トータルコスト	23,145千円（前年度0千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	トリアージセンターの運営							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】							

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増加したとき（オーバーシュート）において、広域的（保健医療圏外、県外）に入院調整が必要となる場合に、重症度を区分（トリアージ）するトリアージセンターを運営し、患者の症状に応じて、入院可能な医療機関の把握、入院調整や患者搬送の調整を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
トリアージセンターの運営に要する経費	○人件費 16,308千円 参与、各医療分野専門医師、搬送コーディネーターの招聘経費 ○事務費等 500千円 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当)	16,808
合 計		16,808

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・患者の症状に応じた入院調整や搬送調整をトリアージセンターが行うことにより、新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の負担を軽減し、適正な県内医療体制を提供する。

<参考>トリアージセンターの概要

(1) 目 的

トリアージセンターは新型コロナウイルス感染症による患者について、広域的な入院調整が必要となる場合に、当該患者の受け入れ調整を行うことを目的とする。

(2) 設 置

令和2年3月23日、県内の新型コロナウイルス感染症患者の受入調整を行うトリアージセンターを医療政策課内に設置した。同センターの終期は新型コロナウイルス感染症による入院治療が終息するまでの期間とする。

(3) 構成員及び役割

構 成 員	役 割
トリアージセンター長	福祉保健部健康医療局長をセンター長とし、医療政策課が運営を行う。
参与	保健所からの圏域・県を超えた搬送の依頼にあたり、圏域間及び県外との入院調整を行う。(東・中・西部圏域それぞれに配置)
各医療分野専門医師	保健所（専門医師）と連携し、患者の症状に応じ圏域間及び県外との入院調整を行う。(救急・透析・産科・小児科等)
患者搬送コーディネーター	圏域外や県外への広域的な患者搬送が必要となった場合、患者搬送先との患者搬送手段等の調整を行う。(東・中・西部圏域それぞれに配置)

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
へき地医療対策費	133,521	133,560	△39	1,964			131,557	
トータルコスト	194,513千円（前年度194,159千円）〔正職員：7.7人〕							
主な業務内容	医師派遣、制度設計、周知説明、補助金交付事務、国との調整等							
工程表の政策目標（指標）	医師及び看護職員の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

へき地の公立病院等で勤務する総合医を育成する学校法人自治医科大学の運営費用を負担するとともに、へき地拠点病院・へき地保健指導所の運営経費を補助することで、へき地医療の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	事業概要	予算額
自治医科大学医師養成派遣事業	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し医師を養成するとともに、卒業医師の研修及び岩美町他6市町の関係医療機関への派遣に要する経費である。 ・自治医科大学運営費負担金 131,200千円 ※①定額の大学運営費負担金 127,000千円 ②平成20年度からの定員増を活用した当県出身者の追加での入学者（6年間で3人）にかかる負担金 4,200千円（年額1,400千円/人×3名分）。	131,200
へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により巡回診療、医師派遣等を行うへき地医療拠点病院に、必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院 ・補助率：10/10 ・負担割合：国1/2、県1/2	713
へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費に対して補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2（国10/10） ・負担割合：国1/2、実施主体1/2	1,608
合計		133,521

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・へき地医療の提供体制の確保のため、自治医科大学による総合医の養成やへき地拠点病院、へき地保健指導所の安定した運営に取り組む。
- ・自治医科大学を卒業し、奨学金が返還免除になる期間（指定勤務期間）までの医師のうち、12名を自治体立病院・診療所の派遣している。
- ・へき地医療の提供体制の確保のため、自治医科大学卒業医師に指定勤務期間終了後も県内医療機関で就業してもらうことが重要であることから、自治医科大学卒業医師と自治体関係者、派遣先病院・診療所との意見交換の機会を設け、県内医療機関のニーズを伝える等、取り組んでいる。近年は、指定勤務期間終了後も継続して県内医療機関で勤務する傾向がみられる。

2目 医療費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救急医療対策事業	3,691	3,529	162				3,691	
トータルコスト	4,483千円（前年度4,316千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医師等が救急車両に同乗し、救急現場に出動するドクターカーを活用すると、傷病者に対し早期医療介入を行うことが可能となり、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図ることが可能となる。</p> <p>より良い救急医療体制整備にはドクターカーの運用の必要性が高く、安定した重層的な救急医療体制の確保を図るため、平成25年5月から運用を開始した鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行に対し支援を行う。</p> <p>また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ドクターカー運行事業補助金 ドクターカーの人件費等運営費（運転手経費、燃料費等）について補助する。 ・実施主体：鳥取大学医学部附属病院（救命救急センター） ・補助率：10/10 ・運行時間：平日9時～17時（祝日を含む。要請可能時間は、平日9時～16時）</p> <p>(2) 高度救命処置研修開催事業補助金 救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修（ACLS）及び外傷現場活動指針に関する研修（JPTEC）に対して支援を行う。 ・実施主体：(公社)鳥取県医師会 ・補助率：10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ドクターカーの活用により、傷病者に対し早期医療介入を行い、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図る。また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。 救急医療の現場において、ドクターヘリと役割分担をしながら運行されており、医療早期介入に貢献している。県医師会主催の研修には、令和元年度62名が参加し、救急医療従事者の資質向上が図られている。 								
医療政策課管理運営費	12,361	14,883	△2,522				12,361	
トータルコスト	20,282千円（前年度22,753千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	医療政策課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療政策課の総括及び課内外の連絡調整にかかる業務である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 課の予算の総括に関すること 議会対応及び監査対応に関すること その他連絡調整及び各種庶務業務に関すること 広域災害救急医療情報システム（EMIS※医療機関から被災状況、受入患者数などの情報の収集やDMAT等の医療チームの要請、派遣等を一元的に管理し、災害医療をコーディネートするシステム）の運営 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営費の適正な執行を行う。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ドクターヘリ運航事業	111,235	93,091	18,144				111,235	
トータルコスト	117,572千円（前年度99,387千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	関係機関調整、格納庫等維持管理、負担金事務、運航実績管理等							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的とするものである。 この目的を達成するため、鳥取県ドクターヘリ、公立豊岡病院ドクターヘリ、島根県ドクターヘリ及び医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航経費を負担し、鳥取県ドクターヘリの格納庫等維持管理を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事 業 内 容							予算額
鳥取県ドクターヘリ運航経費等	関西広域連合が事業主体となって運航する鳥取県ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲：鳥取県全域並びに兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30.3.26から運航開始。							87,737
鳥取県ドクターヘリ格納庫等維持管理費	格納庫・乗務員待機室等の維持管理費である。(光熱水費、防衛省国有財産使用料(取付誘導路敷地)、清掃業務委託料、機械警備委託料、施設・設備保守点検料等、廃棄物処理委託料、除草業務委託料、除雪業務委託料、無線関係経費、通信運搬費、消耗品費等)							5,826
3府県ドクターヘリ運航事業	関西広域連合が事業主体となって運航する豊岡病院ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体：関西広域連合 ・基地病院：公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲：鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22.4.17から3府県共同運航事業を開始し、H23.4.1に関西広域連合へ事業移管。							15,859
島根県ドクターヘリ運航事業	島根県が事業主体となって運航する島根県ドクターヘリの運航経費等について、要請県は島根県に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体：島根県 ・基地病院：島根県立中央病院 ・運航範囲：鳥取県中・西部並びに島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25.5.27から鳥取県への乗り入れを開始。							1,663
医師搭乗型消防防災ヘリコプター運航事業	消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。							150
合 計							111,235	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・ドクターヘリの活用により、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を図る。 ・鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリが県内全域を運航範囲として活動している。また、島根県ドクターヘリも中国5県ドクターヘリ広域連携により本県に乗入れており、「医師搭乗型消防防災ヘリ」と併せて活動することにより、県内の救急医療の重層化が図られている。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保奨学金等貸付事業	債務負担行為 355,200 246,840	241,650	債務負担行為 355,200 5,190				債務負担行為 355,200 246,840	
トータルコスト	258,722千円（前年度253,455千円）〔正職員：1.5人〕							
主な業務内容	医師確保奨学金等の貸付に係る事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

全国的に医師不足が問題となる中で、本県の医療を担う人材を養成・確保するため、鳥取大学医学部等で学ぶ医学生に対して、将来県内の医療機関で一定期間勤務した場合は、その返還を免除する奨学金の貸付を行うことにより、卒業後の県内定着の促進を図る。

2 主な事業内容

以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。

医師養成確保奨学金（地域枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者
	貸付枠	新規：5人以内、継続：21人
	奨学金の額	月額120千円（年額1,440千円）
	返還免除	臨床研修（県内に限る）修了後、貸付期間の1.5倍の期間（9年）以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間（6年）勤務した場合
（拡）医師養成確保奨学金（一般貸付枠及び学士編入枠）	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 ○鳥取大学の場合、出身地・卒業高校の所在地を問わない。 ○鳥取大学を除く県外大学の場合、県内高校卒業者に限る。 （新）鳥取大学医学部医学科（学士編入）入学者 ※令和4年度入学者からは地域枠として実施する。
	貸付枠	新規：10人以内、継続：10人
	奨学金の額	月額100千円（年額1,200千円）
	返還免除	臨床研修（県内に限る）修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間（最大9年）以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間（最大6年）勤務した場合
緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（推薦入試）入学者
	貸付枠	新規：5人以内、継続：22人
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）
	返還免除	卒業後、県職員（医師）として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、貸付期間の1.5倍の期間（9年）勤務した場合
臨時特例医師確保対策奨学金（臨時養成枠）	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科（一般入試）、岡山大学医学部医学科（推薦入試）、山口大学医学部医学科（推薦入試）入学者
	貸付枠	新規：15人以内（鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内）、継続：62人
	奨学金の額	月額150千円（年額1,800千円）
	返還免除	臨床研修（県内に限る）修了後、貸付期間の1.5倍の期間（9年）以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間と同期間（6年）勤務した場合

・債務負担行為 医師確保奨学金等貸付事業 355,200千円（令和4年度～令和9年度）

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持、向上に支障を及ぼさないよう、医師の確保を図る。
- ・鳥取大学医学部医学科学士編入学生を対象とした貸付枠を新たに創設し、若手医師の更なる確保を図る。
- ・令和2年4月現在奨学金貸与者のうち109名が義務年限内の医師として県内勤務している。県内医師数は増加傾向である。

<年度別貸付者数>

（単位：人）

奨学金	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
地域枠	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	4	3	4	5	5	73
一般貸付枠		23	5	12	9	6	5	5	7	9	4	3	3	1	5	5	102
学士編入枠																5	5
特別養成枠				5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	3	5	5	61
臨時養成枠					8	11	10	9	12	15	14	12	12	9	15	15	142
合計	5	28	10	22	27	27	23	24	29	33	28	22	23	17	30	35	383

※ 令和2年度までは貸付実績、令和3年度は貸付枠

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保対策推進事業	5,023	4,301	722	477			4,546	
トータルコスト	58,094千円（前年度57,030千円）〔正職員：6.7人〕							
主な業務内容	医師の確保・養成に係る事務等							
工程表の政策目標（指標）	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 鳥取県内の医師が不足する中、県内で勤務を希望する医師を確保するとともに、鳥取大学をはじめとする医学生を、卒業後県内で臨床研修・専門研修を行う研修医・専攻医として確保することにより、将来の鳥取県の医療提供体制を確保する。また、県内の医師が少ない区域等における医師の継続的な勤務を支援することにより地域偏在の解消を目指す。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
事業名	事業概要							予算額
無料職業紹介事業	県内に勤務を希望する医師に対して、無料の職業紹介を実施する。							213
鳥取県医療人材顧問による県外医師確保事業	鳥取県内外で広く活躍する、鳥取県に縁のある著名な医療関係者を「鳥取県医療人材顧問」として委嘱し、全国で開催される学会や研究会など様々な機会を通じて鳥取県の医療について情報発信していただくとともに、本県で勤務を希望する医師をリサーチし県に紹介していただく。							213
専門研修医師支援事業	県内外の医師を県職員として採用し、県内医師は県外医療機関、県外医師は県内医療機関において半年～2年間の研修を行い、研修終了後、研修期間の2倍に相当する期間を県内医療機関で勤務し、修得した技術の活用と、後進の指導に当たっていただく。							98
地域医療体験研修推進事業	県内外の医学生が鳥取県内の医療に触れる機会を積極的に提供するため、医療現場を体験出来る研修を年2回開催する。							900
次世代医師交流事業	卒業後、ともにへき地等の医療機関で地域医療を担う、自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠学生を対象とした地域医療に関する研修会および交流、地域医療に関する研修会に参加する学生への支援により、地域医療を担う者としての認識や将来の勤務への意識を高め、へき地等に勤務する医師の定着を図る。							82
研修医確保対策支援事業	鳥取大学医学部、県内の各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」による各種研修医確保事業の実施を支援する。							2,400
医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。							163
（新）医師少数区域経験認定医師支援事業	医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めた区域での勤務を促すため、当該区域で勤務を行う医師少数区域経験認定医師の研修経費等に対して補助を行う。 ・実施主体：病院または診療所 ・補助率：1/2							954
合 計							5,023	
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持、向上に支障を及ぼさないよう、医師の確保を図る。 ・新たに県内の医師が少ない区域等に勤務する医師の医療レベル向上や取得資格等の維持に係る経費の支援を行い、医師の当該区域における継続的な勤務を促す。 ・各種の医師確保対策の効果もあり、県内の医師数は増加傾向にある。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
外国人患者に対する医療提供体制整備事業	313	1,625	△1,312	313				
トータルコスト	1,105千円（前年度2,412千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>近年、在留外国人や訪日外国人が増加しており、今後も更なる増加が見込まれることから、不慮のけがや病気の際に、医療機関においてきめ細やかな多言語コミュニケーションが可能となるよう支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>医療関係機関を対象として、翻訳ICT技術に対応したタブレット等の配備等に係る補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・補助上限額：1施設12,500円（25カ所への補助を予定） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者が不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を推進する。 ・令和元年度に外国人患者の受入に協力する医療機関を重点病院、拠点病院、準拠点病院として指定し、各医療機関が重層的に対応する体制の構築を図った。 ・令和元年度及び令和2年度において、病院、診療所、歯科医院、薬局に対して翻訳機器の整備費用を補助することにより、身近な医療機関等における外国人患者の受入れ体制の裾野を広げる取組を行った。令和3年度も引き続き医療機関等における翻訳機器の整備に対する補助を行い、外国人患者の受入れ体制の更なる強化を図る。 								

2目 医療費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
持続可能な地域医療提供体制構築推進事業	130,255	6,286	123,969			(基金繰入金) 128,948	1,307	
トータルコスト	131,839千円（前年度7,860千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整、資料作成							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
<p>今後も人口減少と少子高齢化は進行し、人口減に伴う医療人材の不足が見込まれる中、医療現場の負担を軽減しつつ、質の高い安全な医療サービスを提供するためには、医療機能の分化・集約やICTの活用による連携の推進などにより、限られた医療資源を地域で効率的に活用していく方法を検討していく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス等の感染症への対応も含め、将来にわたって、県民一人ひとりが適切な医療サービスを受けられるよう、限られた医療資源の効率的な活用による持続的で効果的な医療のあり方等についての議論を進めるとともに、地域のかかりつけ医と中核病院が役割を分担しながら連携を図ることにより、病診連携によるかかりつけ医等が役割を発揮するための医療情報ネットワークの整備を支援する。</p>								
2 主な事業内容								(単位：千円)
区分	事業内容						予算額	
(1) (拡充) 医療情報ネットワーク整備事業 【財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金 10/10】	救急搬送や災害時などに、医療関係者がネットワークから必要な情報を収集し、迅速に適切な医療提供を行うことができるなど、県民の方が安全で質の高い医療サービスを受けることができる医療提供体制の構築を目指し、医療機関同士の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」の機能拡充を支援する。 ※「おしどりネット」は、医療機関同士で電子カルテ情報（患者情報）を共有するシステム。 (主な拡充内容) ・災害時（往診）対応機能 災害時や往診時に先方からおしどりネット患者のカルテ記載ができるようにする。 ・モバイル化（スマホ・タブレット対応機能） スマホ、タブレット等で閲覧できるようにする。						128,730	
(2) (継続) 地域医療構想アドバイザー派遣事業 【財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金 10/10】	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言をしてもらうため、地域医療構想アドバイザーを地域医療構想調整会議へ派遣する。						218	
(3) (拡充) 地域医療構想調整会議開催経費 【財源：単県】	各保健医療圏域ごとに地域医療構想の推進のための関係者との協議の場（地域医療構想調整会議）を設け、持続可能な地域医療のあり方を検討する。また、地域医療構想調整会議等を活用して、新たに各圏域における高度医療のあり方等の検討を行う。						1,307	
計							130,255	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の対応等を含め、医療機能の分化・集約、ICTの活用による連携の推進など限られた医療資源を効率的に活用し、地域全体で質の高い医療サービスを住民に提供する基盤づくりを進める。 おしどりネットは、平成21年に鳥取大学医学部附属病院が整備し、平成24年から県の補助により他の医療機関も参加できるようシステム改修し、運営してきたが、自律的な運営体制の構築を目指し、令和2年4月に県医師会等とNPO法人を立ち上げ、参加医療機関からの負担金によるシステムの管理運営を行っているところ。NPO法人の安定的な運営、質の高い安心安全な医療サービスの提供に向け、NPO法人と連携して参加医療機関や登録患者数の拡大を進めていく必要がある。 地域医療構想の推進については、厚生労働省が、令和元年9月に再編統合等の再検証が必要な424病院（鳥取県では4病院該当）を公表し、令和2年秋頃までに結論を出すよう都道府県に求めていたが、令和2年8月31日に、再検証の期限を延期する通知を発出し、国において感染症への対応の視点を含め、地域医療構想の進め方等について再整理されることとなった。本県においては、新型コロナウイルス感染症への対応に最優先で取り組んでいるところであり、引き続き国に対して「拙速な期限設定を行わないこと」を強く要望していくとともに、新型コロナウイルス感染症への対応による影響を各県圏域ごとにきめ細かく分析しながら、議論を進めていくこととしている。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】鳥取看護学校 内部改修工事	0	29,120	△29,120					
トータルコスト	0千円（前年度29,907千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
事業完了に伴う廃止である。								
【休止】倉吉総合看護 専門学校学生寮外壁改 修等工事	0	1,540	△1,540					
トータルコスト	0千円（前年度2,327千円）〔正職員：0.0人〕							
主な業務内容	-							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
令和2年度において、設計を行った。改修工事に向けて、一時事業を休止する。								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保健師等教育研修事業	1,381	1,471	△90	396			985	
トータルコスト	7,718千円（前年度7,767千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	保健師等研修会の企画、運営、保健師現任教育に関する評価							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 市町村及び県の保健師等に対する研修を行い資質向上を図るとともに、地域保健対策を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 保健師等教育研修事業 585千円 ①階層別研修：新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別の研修を行う。 ②地域保健技術研修：各圏域で、地域の実情に即した現任教育研修を行い、管内保健師等の資質の向上を図る。 ③教育推進者研修：各組織の現任教育を推進する教育担当者、サポーター等の資質向上を図る。 (2) 保健師現任教育検討会 114千円 県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。 (3) 初任者保健師育成支援事業 274千円 県退職保健師が育成トレーナーとなり、県初任者保健師が行う家庭訪問等に同行、助言等を行い、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。 (4) その他保健師研修会等 408千円 県外で実施される研修会に、県の保健師等を資質向上のために派遣する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師等に対する研修を行うことで、資質向上を図るとともに、地域保健対策を推進する。 ・保健師の人材育成、保健師専門能力の向上を目標に、平成25年度からガイドライン（平成24年度作成）に沿って現任教育を推進してきたが、平成30年度にガイドラインを改訂し、個々の能力に照準を当てた教育に変え、研修を実施している。 ・平成26年度から保健師現任教育検討会を開催し、県全体の保健師現任教育の進捗状況評価及び課題に対する対応策を検討している。</p>								
准看護師試験等実施費	955	955	0			(手数料) 955		
トータルコスト	5,708千円（前年度5,677千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	准看護師試験委員会の開催、准看護師試験実施事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 准看護師試験の実施及び准看護師免許証の交付を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県准看護師試験委員会（附属機関）の開催 [委員会の役割] 鳥取県准看護師試験の実施及び合否判定、行政処分についての審議 ・開催回数：年2回程度 ・鳥取県准看護師試験委員：5名（医師・看護師等）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師助産師看護師法施行令に基づき、適正に准看護師試験を実施する。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員研修補助事業	2,600	2,600	0				2,600	
トータルコスト	3,392千円（前年度3,387千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 看護職員の資質向上を図るため、（公社）鳥取県看護協会が行う各種研修に対し補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容 補助対象経費：看護職員の資質向上を図るための研修事業に要する経費 事業主体：公益社団法人鳥取県看護協会 補助率等：定額（平成11年度から定額補助2,600千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・看護職員の資質向上を図り、県民に対してより良質の看護を提供する。</p>								
助産師出向支援事業	1,321	1,321	0	1,321				
トータルコスト	2,113千円（前年度2,108千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、関係機関との調整事務							
工程表の政策目標（指標）	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 医療機関における助産師就業の偏在解消や施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向システムを構築する。</p> <p>2 主な事業内容 ・委託先：鳥取県看護協会 ・予算額：1,321千円（財源：国10/10） ・事業（委託）内容 ①鳥取県助産師出向支援事業協議会の開催（年3回）及び運営 ②助産師出向コーディネーターの配置及び活動</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・助産師の就業先の偏在是正と助産実践能力強化、助産師の資質向上を図る。 ・平成25・26年度に厚生労働省看護職員確保特別対策事業の「助産師出向支援モデル事業」を受託した。 ・平成27年度からは鳥取県委託事業として鳥取県看護協会へ委託し事業を開始。各圏域にコーディネーターを配置し、圏域の状況に応じた活動を実施。平成26年度1例、平成28、29年度は各1例、平成30年度7例、令和元年度3例、令和2年度は1例が出向中である。 ・平成30年度から活動報告会を開催。多くの産科医療機関関係者が参加することで出向システムの普及につながっている。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
看護職員等充足対策費	739,338	753,019	△13,681			(基金繰入金) 1,646	737,692																			
トータルコスト	766,508千円（前年度779,911千円）〔正職員：2.0人、会計年度任用職員：4.0人〕																									
主な業務内容	看護職員修学資金等貸付事務、補助金交付事務																									
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保																									
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																						
1 事業の目的・概要																										
県内に就業する看護職員等の確保及び離職防止のため、修学資金等の貸付及び病院内保育施設の運営費補助等を行う。																										
2 主な事業内容																										
(1) 看護職員修学資金等貸付事業 710,523千円（単県）																										
県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>新規貸付者</th> <th>継続貸付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員養成施設等在学学生</td> <td>353人</td> <td>701人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学学生</td> <td>60人</td> <td>137人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生</td> <td>10人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生</td> <td>10人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>433人</td> <td>898人</td> </tr> </tbody> </table>									貸付対象	新規貸付者	継続貸付者	看護職員養成施設等在学学生	353人	701人	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学学生	60人	137人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	32人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	28人	合計	433人	898人
貸付対象	新規貸付者	継続貸付者																								
看護職員養成施設等在学学生	353人	701人																								
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学学生	60人	137人																								
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	32人																								
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	28人																								
合計	433人	898人																								
(2) 病院内保育施設運営費補助金 3,602千円（単県）																										
県内の看護職員等の離職防止を目的とした病院内保育施設の運営費に対し補助する。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市立病院、済生会境港総合病院</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>									実施主体	補助率	鳥取市立病院、済生会境港総合病院	1/3														
実施主体	補助率																									
鳥取市立病院、済生会境港総合病院	1/3																									
* 自治体立、公的病院を対象とする。民間病院については、地域医療介護総合確保基金事業で補助を行う。																										
(3) 医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業補助金 545千円（単県）																										
医師・看護職員等が保育サービスを利用し、病院等事業者がその2/3以上を負担した場合、県が病院等事業者に対し利用料金の1/3を補助する。																										
(4) ナースセンター事業 22,224千円（単県）																										
鳥取県ナースセンターに、看護師等の確保に係る事業を委託し、看護職員の確保・県内就業促進を図る。																										
(5) 新卒訪問看護師育成支援事業 1,646千円（基金）																										
在宅医療の需要の増加が見込まれる中、県内で不足している訪問看護師の育成のため、新卒看護師を雇用し、訪問看護師に育成する訪問看護事業所を支援する。																										
(6) その他（看護サマーセミナー参加者旅費等） 798千円（単県）																										
3 事業目標・取組状況・改善点																										
<ul style="list-style-type: none"> 看護師養成所等に在学している学生に対し修学上必要な資金の貸付を行うことで、将来県内で就業する看護職員等の確保を図る。 看護職員修学資金貸付者のうち、令和2年3月卒業者し就業した者のうち、89.1%と多くの者が県内で看護職員として就業しており、引き続き事業継続をしていく必要がある。 令和2年度新規貸付者 416人 																										

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定看護師養成研修事業	2,250	2,250	0				2,250	
トータルコスト	3,042千円（前年度3,037千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	医師及び看護職員の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を積極的に養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 認定看護師養成研修に派遣を行う施設に対して、研修経費の一部(学費相当)を補助する。 ・実施主体：民間病院・診療所等 （国立・独立行政法人・公立病院は、地域医療介護総合確保基金事業で実施） ・補助率：10/10（上限額：750千円） ・予算額：2,250千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県全体の看護ケアの向上を図るため、積極的に認定看護師の育成を働きかけていく。</p>								

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自治体病院補助事業	85,841	92,192	△6,351				85,841	
トータルコスト	86,633千円（前年度92,979千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 山間へき地等に所在する公的医療機関が行った施設等の整備を支援することにより、地域の適正な医療の均衡及び医療供給体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容 公的病院が行った施設等の整備に対する借入金（平成18年度までの借入金対象。）の償還支払利息に対する支援を行う。 ・実施主体：病院を建設するために借り入れた地方債の支払利息について、一般会計から病院会計へ繰出する事業を行う町村 ・対象病院：岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院 ・補助率：1/2（県費10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県として、病院建設に係る還金支払利息について、支払いが終了するまでの間、引き続き助成することで、自治体病院の経営の安定化を図る。 ・公的病院が行う施設等の整備に対する借入金の償還支払利息に対する補助を継続して実施し、平成19年度からは、新たな借入れを補助対象とせず、平成18年度までに借入れたものに限定して補助を行っている。 ・自治体病院は地域の実情に応じ、救急医療を含む地域の医療水準の向上等を目的として設立され、都市部との適正な医療の均衡を図るため運営されている。</p>								

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
県立病院運営事業費	3,031,679	2,867,300	164,379				3,031,679																						
トータルコスト	3,032,471千円（前年度2,868,087千円）〔正職員：0.1人〕																												
主な業務内容	申請書の審査・交付金支払い事務等																												
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>中核的な病院として地域住民の良質な医療の確保に貢献している県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。</p> <p>※運営費に係る繰入と機器整備に係る繰出については平成18年度から5年間を区切りとした総額設定による交付金に移行している。（第1期：平成18～22年度、第2期：平成23～27年度、第3期：平成28～令和2年度、第4期：令和3～7年度）</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金（枠内）</td> <td>1,718,324</td> <td>救急医療等の不採算部門に対する交付金 （5年間の総枠に対して定額交付）</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金（枠外）</td> <td>95,874</td> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>機器購入費（枠外）</td> <td>820,362</td> <td>病院の機器購入に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>203,231</td> <td>病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>一般会計精算金の再交付</td> <td>193,888</td> <td>過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,031,679</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	摘要	運営費交付金（枠内）	1,718,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 （5年間の総枠に対して定額交付）	運営費交付金（枠外）	95,874	児童手当	機器購入費（枠外）	820,362	病院の機器購入に要する経費に対する負担金	施設整備費	203,231	病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	一般会計精算金の再交付	193,888	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの	合計	3,031,679	
区分	予算額	摘要																											
運営費交付金（枠内）	1,718,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 （5年間の総枠に対して定額交付）																											
運営費交付金（枠外）	95,874	児童手当																											
機器購入費（枠外）	820,362	病院の機器購入に要する経費に対する負担金																											
施設整備費	203,231	病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金																											
一般会計精算金の再交付	193,888	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの																											
合計	3,031,679																												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立病院に係る運営費等の必要経費を繰り出すことで、地域住民の良質な医療の確保に貢献している県立病院の管理運営を円滑に進める。 																													

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理 運営費	20,494	21,999	△1,505			(使用料) 13,328 (手数料) 486	6,680																
トータルコスト	99,314千円（前年度100,258千円）〔正職員：9.2人、会計年度任用職員：2.1人〕																						
主な業務内容	入学試験の実施と入学許可、看護師として必要な知識及び技能の教育、学校施設の管理、授業料の徴収等学校運営																						
工程表の政策目標(指標)	学生の確保及び県内就業の促進																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の健康福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取看護専門学校の運営に要する経費である。</p> <p>○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、社会に貢献していく人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。 <p>○専任教員を専門領域毎（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い教育体制・内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育内容とするため、最新の情報や実践経験のある講師による特別講義を行う。 ・専任教員の県外研修派遣及びオンラインセミナー参加や教育方法の検討、研究を充実し教員の資質の向上を図る。 <p>○令和4年度第5次カリキュラム改正に向けた研修に参加し、令和4年度第5次改正カリキュラム運営に向けたカリキュラム編成と申請を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入生の定員の確保を行い、県内就業の定着化を促進する。 ・国家試験合格率100%を目指し、教育の質の向上を目指す。 ・学校運営状況（令和2年4月在籍者数） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>36人</td> <td>41人</td> <td>41人</td> <td>118人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・進学者を除く就職内定率は100%（令和2年12月末） ・看護師国家試験合格率95%（全国89.2%）（令和2年2月実施） ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度オープンキャンパスが実施できなかったが、定員確保にむけ今後広報を検討する。また、ハローワークとの連携を継続し就職試験対策を行う。 ・学内教員による国家試験対策を追加し補強を行う。 ・令和4年度第5次カリキュラム編成を行い、令和3年に申請手続きを完了する。 									区分	1学年	2学年	3学年	合計	定員	40人	40人	40人	120人	現員	36人	41人	41人	118人
区分	1学年	2学年	3学年	合計																			
定員	40人	40人	40人	120人																			
現員	36人	41人	41人	118人																			

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																						
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校 管理運営費	32,266	32,890	△624			(使用料) 15,226 (手数料) 865 (雑入) 2,801	13,374																																						
トータルコスト	212,192千円（前年度211,606千円）〔正職員：22.0人、会計年度任用職員：2.0人〕																																												
主な業務内容	入学試験の実施と入学許可、助産師・看護師として必要な知識及び技能の教育、学校施設の管理、授業料の徴収等学校運営																																												
工程表の政策目標(指標)	学生の確保と県内就職の促進																																												
事業内容の説明																																													
<p>1 事業の目的・概要 教育の質を高め、学生の学力向上と鳥取県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成に努める。</p> <p>2 主な事業内容 倉吉総合看護専門学校（3年課程の第1看護学科、2年課程の第2看護学科及び1年課程の助産学科の3学科を有する総合看護教育施設）運営に要する経費 ○助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、社会に貢献できる人材を育成する。 ○専任教員を助産及び看護専門領域（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）ごとに配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施、教育用備品の整備等を行い、教育体制・内容の充実を図る。 ・魅力ある教育内容とするため、最新の情報、実践経験のある講師による特別講義を行う。 ・専任教員のオンライン研修を含む県外研修派遣、教育方法の検討・研究等を充実し、教員の資質向上を図る。 ○学校運営状況（令和2年4月在籍者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">第1看護学科</th> <th colspan="3">第2看護学科</th> <th rowspan="2">助産学科</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>3学年</th> <th>小計</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>105</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>16</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>35</td> <td>27</td> <td>34</td> <td>96</td> <td>10</td> <td>21</td> <td>31</td> <td>16</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実績をPRし、第1看護学科の県内志願者の維持及び優秀な学生の確保につなげる。 ・県内就職率80%以上を目指し、就職支援を行う。 ・適切な実習評価と実習指導者との連携を継続し、学生の実践能力向上を育む教育を実施する。 ・国家試験合格率100%を目指した学習支援を行う。 ・7月上旬に県内高等学校、看護師・准看護師要請施設を訪問し入学試験案内を実施。また、在校生の状況について情報交換を実施した。 ・卒業予定学生の進路希望を確認し、医療機関の情報収集支援や就職支援対策（書類作成や面接指導）を実施した。 ・新型コロナ対応のため、各教室のパソコンに遠隔授業ができるソフトを設定し、円滑な教育の継続に努めた。前年に引き続き、模擬試験の計画的実施や模擬試験の結果分析に基づいた個別指導を実施した。 									区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	合計	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計	定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161	現員	35	27	34	96	10	21	31	16	143
区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科		合計																																			
	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計																																						
定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161																																				
現員	35	27	34	96	10	21	31	16	143																																				

令和3年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

4目 老人福祉費

医療・保険課（内線：7157）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
後期高齢者医療制度財政支援事業	8,220,275	8,376,707	△156,432			(財産収入) 27 (基金繰入金) 69,520	8,150,728
トータルコスト	8,224,236千円（前年度8,380,642千円）〔正職員：0.5人〕						
主な業務内容	後期高齢者医療制度における負担金・交付金・財政安定化基金等の財政に係る事務						
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営						

事業内容の説明 【「鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金充当事業」】

1 事業の目的・概要

鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療制度に対して、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

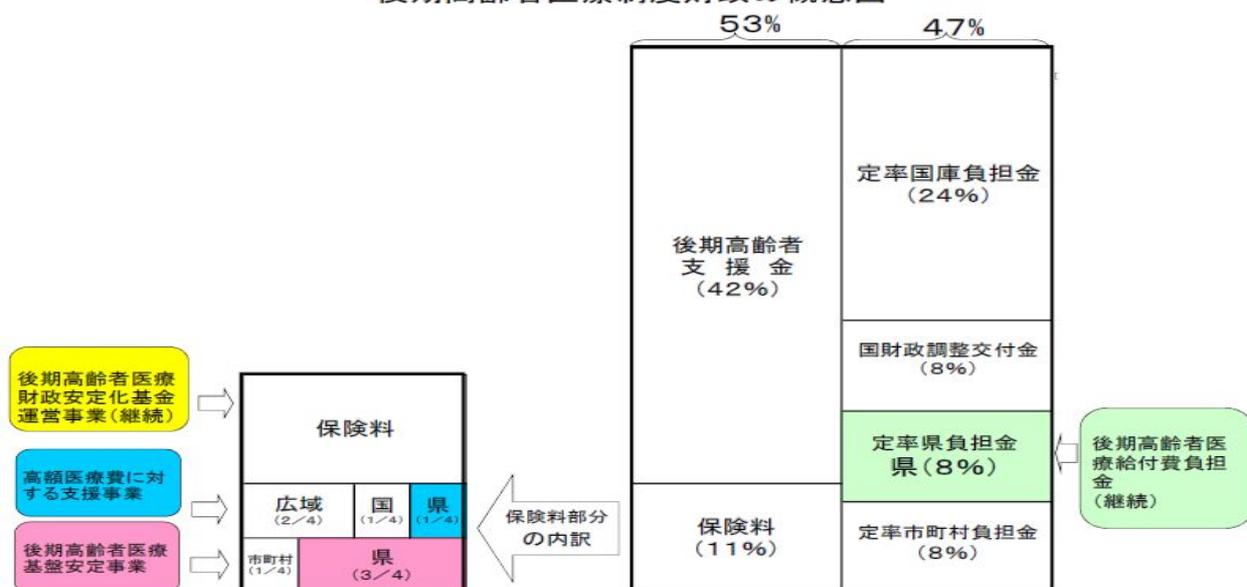
2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
後期高齢者医療給付費負担金	6,506,210	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。
後期高齢者医療基盤安定事業	1,201,219	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。
高額医療費に対する支援事業	401,926	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分について、一部負担する。
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業	69,547	後期高齢者医療の財政安定化に資する事業及び保険料増加抑制を図るための事業に必要な費用に充てることを目的として設置された鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の管理運営を行う。 基金積立額：27（財産収入） 交付金：69,520
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	41,373	県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業及び歯科健診事業に対し、国と同額の3分の1の額を助成する。
合 計	8,220,275	

【後期高齢者医療制度財政の概念図】

後期高齢者医療制度財政の概念図



3 事業目標・取組状況・改善点

・後期高齢者医療制度は、今後、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行、窓口負担割合の見直しなど大きな転換点を迎える。制度の円滑・安定的な運営のため、引き続き広域連合及び市町村に対し、必要な支援を行う。

4目 老人福祉費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度運営支援事業	120	120	0				120	
トータルコスト	5,665千円（前年度5,629千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言、後期高齢者医療審査会の開催							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 後期高齢者医療広域連合及び市町村との事務打合せ・事務確認、レセプト点検の指導及び後期高齢者医療審査会の開催に要する経費である。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点 ・後期高齢者医療制度は、今後、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行、窓口負担割合の見直しなど大きな転換点を迎える。引き続き広域連合及び市町村に対して必要な支援を行うことにより、制度の円滑・安定的な運営を図る。</p>								
医療費適正化対策事業	182	182	0				182	
トータルコスト	974千円（前年度969千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	医療費適正化計画の推進							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づき策定した「第三期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、進捗管理を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点 ・医療費の適正化のため、引き続き「第三期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図る。</p>								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険運営事業特別会計繰出事業	3,074,712	3,299,710	△224,998				3,074,712	
トータルコスト	3,076,296千円（前年度3,301,284千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	国民健康保険特別会計への繰出し							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県及び市町村が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（第72条の2）に基づき、県一般会計から、鳥取県国民健康保険運営事業特別会計へ繰出しを行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
県繰出金	2,652,704	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額を繰り出す。						
高額医療費負担金繰出金	333,558	1件80万円超の高額医療費を一部負担する。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2						
特定健康診査等負担金繰出金	65,004	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費を負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3						
人件費、事務費等	13,336	国民健康保険事業にかかる人件費、事務経費等						
保健事業費	110	保健事業にかかる国保加入者以外負担分						
予備費	10,000							
合 計	3,074,712							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（R3～5）に基づき、令和3年度以降も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度及び令和元年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、第1期の国保財政は概ね安定的に運営されている。 								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
国民健康保険基盤安定等推進費	1,953,702	1,891,608	62,094				1,953,702													
トータルコスト	1,955,286千円（前年度1,893,182千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い																			
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための保険料（税）軽減に対する助成に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）</td> <td>1,672,777</td> <td>低所得者の保険料軽減額を一部負担する。 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）</td> <td>280,925</td> <td>低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,953,702</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（R3～5）に基づき、令和3年度以降も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度及び令和元年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、第1期の国保財政は概ね安定的に運営されている。 									区分	予算額	内容	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,672,777	低所得者の保険料軽減額を一部負担する。 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	280,925	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村	合計	1,953,702	
区分	予算額	内容																		
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,672,777	低所得者の保険料軽減額を一部負担する。 負担割合：県 3/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																		
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	280,925	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 実施主体：市町村																		
合計	1,953,702																			

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険等に関する指導等経費	988	988	0				988	
トータルコスト	29,504千円（前年度29,320千円）〔正職員：3.6人〕							
主な業務内容	市町村への助言、研修の企画・実施							
工程表の政策目標（指標）	国民健康保険、後期高齢者医療制度における保険者等の指導及び都道府県化した国民健康保険制度の円滑な運営							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 国民健康保険事業の適正な運営を確保するため、県が、国民健康保険法第4条第2項他に基づき保険者等に指導等を行う。また、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に、保険医療機関、保険薬局等に対して、厚生労働省（中国四国厚生局）とともに指導等を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	予算額	内容						
保険者指導育成・支援	100	保険者に対する事業分析等関係資料の作成による技術的助言の実施、保険料の収納率が低下している保険者を中心に事務打合せを実施するとともに、レセプト点検の指導を行う。						
国民健康保険審査会費	241	保険給付に関する処分、又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対しての不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。						
保険医療機関等の指導	647	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。						
合計	988							
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（R3～5）に基づき、令和3年度以降も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度及び令和元年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、第1期の国保財政は概ね安定的に運営されている。 								

4款 衛生費

2項 環境衛生費

医療・保険課（内線：8666）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	292	243	49				292	
トータルコスト	1,084千円（前年度1,030千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	流通品の監視（買上検査）、製造、販売業者の監視指導、消費者への啓発							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。								
2 主な事業内容 （1）規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。 （2）家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 過去の全国の違反事例等を参考に、家庭用品試買検査計画を作成し、計画的に試験検査機関に委託することで、検査の円滑な実施を図る。 								

4項 医薬費
2目 医務費

医療・保険課（内線：7189）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業	2,750	2,750	0			350	2,400	
トータルコスト	5,126千円（前年度5,111千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	医療機関の院内感染対策の支援、講習会の開催、医療機関における薬剤耐性菌の分離・発生状況の調査・解析、医療機関における抗菌薬の使用状況の調査・解析							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保、感染対策等医療の安全確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関による感染制御地域支援ネットワークを運営する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域支援ネットワーク運営事業（407千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏域に整備したネットワーク（保健所、病院、地区医師会などが参加）により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会などを行う。 感染管理の専門資格をもった医師等により組織した専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や緊急時（医療提供施設内で集団感染が発生した際など）に実地指導を行う。 <p>(2) 院内感染対策講習会等事業（2,343千円）</p> <p>①院内感染対策講習会事業</p> <p>医師・看護師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>②院内感染対策サーベイランス事業</p> <p>県内の各医療機関が質の高い感染対策を実施することを支援するため、県内医療機関における薬剤耐性菌の分離状況、院内感染の発生状況に関する情報を提供する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏ネットワークを運営し、感染制御専門家チームによる相談対応及び実地指導等により、県内医療機関の連携の強化及び中小規模の医療機関等への支援を適切に実施し、県内での院内感染の拡大の防止を図る。 医療機関の担当者を対象とした院内感染対策講習会の開催等の啓発活動及び院内感染対策サーベイランス（動向調査）を通じて県内各医療機関が自立して感染対策を実施する体制整備に対する支援を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療安全推進・医療機関等指導経費	272	272	0				272	
トータルコスト	36,709千円（前年度36,474千円）〔正職員：4.6人〕							
主な業務内容	医療相談への対応、医療相談に係る研修の開催、医療安全推進協議会の開催、医療機関の検査、検査結果とりまとめ、指導通知等							
工程表の政策目標（指標）	保険医療機関等の適正な医療の確保、感染対策等医療の安全確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療に対する苦情・相談への対応、医療安全の確保に関する必要な情報の提供、医療機関の相談窓口担当者等に対する研修の実施を通じて、安心・安全な医療の確保の推進を図るとともに、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、医療機関を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 医療安全支援センター運営経費（122千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談窓口の設置及び医療安全推進協議会の開催に要する経費である。 <p>(2) 医療相談に関する研修会（150千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の相談窓口担当者等を対象とし、医療相談等への対応に必要な知識等を習得するための研修会の開催に要する経費である。 <p>(3) 医療機関等指導経費（標準事務費対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の立入検査等に要する経費である。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等の適正な医療を確保するため、医療相談窓口を運営し、医療に関する患者・家族からの苦情や相談等に対応することにより、患者・家族と医療機関等との信頼関係の構築の支援を図る。 ・保健所を中心とし、病院・診療所等の医療機関に対して、必要に応じて医療法に基づく立入検査等を行う。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品医療機器等総合対策事業	2,486	2,523	△37	147		(手数料) 248	2,091	
トータルコスト	30,210千円（前年度30,068千円）〔正職員：3.5人〕							
主な業務内容	販売業者・製造業者の承認・許可、監視指導、GMP調査、無承認無許可医薬品等の監視指導、関係機関等への情報提供・啓発、補助金事務、緊急用備蓄抗毒素配備、薬価調査、災害医薬品備蓄							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性確保のため必要な規制を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>(2) 医薬品等の安全情報の収集及び的確な提供により、医薬品等による健康被害の未然防止及び拡大を防止する。</p> <p>(3) 疾病の治療及び予防に必要なワクチン等生物学的製剤の供給体制を確保する。</p> <p>(4) 災害発生時に被災地等へ速やかに医薬品等を供給するため、医薬品等を備蓄・管理する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 販売業者、製造業者、製造販売業者の許可事務及び監視指導を行う。</p> <p>(2) 医薬品等について、品質不良、不正表示及び虚偽誇大広告などの取締り及び指導を行う。</p> <p>(3) 薬事情報センターが行う医薬品等の情報収集・提供する事業へ補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会 ・補助率：定額 ・補助率：県10/10 <p>(4) 緊急用備蓄抗毒素の配備及び供給を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急治療用抗毒素の備蓄（乾燥ガスエソウマ抗毒素） ・国有ワクチン・抗毒素の医療機関へのあっせん（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン等） <p>(5) ワクチンの流通調整 ワクチンの安定供給を図るための対策委員会を開催する。</p> <p>(6) 登録販売者試験の実施 医薬品医療機器等法第36条の8第1項に基づき、県知事が試験を実施する。</p> <p>(7) 地域防災計画に基づく災害用医薬品等の備蓄 備蓄場所：医薬品（厚生病院、済生会病院）、医療材料等（中部及び西部総合事務所）</p> <p>(8) 医薬品及び特定保険医療材料の市場（実勢）価格を調査する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の保健衛生の向上を図るため、医薬品医療機器等法に規定する医薬品等に関して、総合的な取組の推進を目指す。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
献血推進・使用適正化事業	5,931	5,931	0				5,931	
トータルコスト	16,228千円（前年度16,162千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	献血推進計画の策定、献血思想の普及啓発、献血者確保対策、献血推進員設置委託、血液製剤適正使用に係る指導・普及啓発、合同輸血療法委員会の開催							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血者の安定的な確保のための普及啓発、血液製剤の適正使用を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 献血の推進（5,828千円） ・各種献血推進啓発事業の実施 ・献血推進員の配置（委託先：日本赤十字社中四国ブロックセンター） ・献血推進協力団体等感謝状の贈呈 ・各保健所献血推進協議会等の開催 (2) 血液製剤の適正使用の推進（103千円） 医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・年度当初に鳥取県献血推進計画を作成し、血液センター、市町村等と協力して、献血の仕組み、必要性等について広く普及啓発を行い、献血者の確保に努める。なお、少子高齢化の進展に伴い、若年層の献血者の減少が進んでいるため、若年層への普及啓発の推進を図る。 ・合同輸血療法委員会による情報交換、研修会を通じて、引き続き血液製剤の適正使用の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
薬物・毒劇物総合対策事業	1,083	1,135	△52	201		213	669	
トータルコスト	7,420千円（前年度7,431千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	許認可事務、統計業務、相談・指導業務、立入監視、啓発活動							
工程表の政策目標（指標）	薬物乱用防止対策の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 規制薬物、毒物劇物等に係る法令遵守を確保するとともに、薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導の実施 不正大麻・けし撲滅運動 <p>(2) 麻薬中毒者措置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬中毒者の観察指導、治療のための措置入院、麻薬中毒審査会の開催 <p>(3) 覚醒剤等相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 各保健所等における薬物相談の実施 <p>(4) 毒物劇物対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物営業者等の登録事務、監視指導等の実施 毒物劇物の事故調査 <p>(5) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動を行う。 <p>(6) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費</p> <p>薬物に関する専門的知見を有する薬物専門アドバイザー（2名）に助言をもらい、知事指定薬物の指定等を行う。</p> <p>(7) 啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学・高校における薬物乱用防止教室の実施 薬物乱用防止指導員による地域活動等を活用したミニ講演会の実施 「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施 <p>(8) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議</p> <p>薬物濫用対策推進計画の進捗状況の確認等を行うため、鳥取県薬物乱用対策推進本部会議を開催する。</p> <p>(9) 薬物乱用防止指導員協議会</p> <p>県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬、向精神薬等を取り扱う者への適正な取扱いに係る指導・監督、毒物劇物営業者等への適正な保管管理・廃棄等の指導により、保健衛生上の危害防止を図る。 薬物の規制取締、各関係機関と連携・協力し県民に対する薬物乱用防止の啓発活動等を推進し、薬物に対する正しい知識の普及を図る。 全国的に若年層による大麻の乱用が問題化しているため、大麻に関する注意喚起に重点を置いた取組の推進を図る。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	1,906	1,906	0				1,906	
トータルコスト	4,282千円（前年度4,267千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。								
2 主な事業内容								
(1) 薬剤師確保対策促進事業補助金（600千円）								
①実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会								
②事業費：1,200千円								
③補助率：1/2								
④対象事業								
1) 本県出身学生や県外就業者向けのUターン・Iターン促進策								
・鳥取県へのUターン・Iターン就職を奨めるチラシを薬学部設置の大学に配布する。								
・県及び薬剤師会による大学ガイダンスでの鳥取県の薬剤師就業促進の説明を行う。								
2) 未就業者の復職支援								
・復職支援プログラムの実施、未就業者の登録、雇用希望の薬局等とのマッチング支援を行う。								
3) 高校生・保護者・高校教員向けセミナーの開催								
高校生及び保護者、高校の進路指導担当教諭を対象に、薬学部のカリキュラム、学習環境、薬剤師の様々な仕事について広く紹介し、薬学部への興味や進学意欲の喚起を図る。								
4) 薬剤師確保対策に係る検討会の開催								
今後の薬剤師確保対策の在り方を、関係者間で検討するための会議を実施する。								
5) 薬学生実務実習受入促進事業								
本県における実務実習（ふるさと実習）の受入促進に資するための事業を実施する。								
(2) 薬学生インターンシップ（658千円）								
薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局の協力を得て、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組現場を体験してもらい、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。（夏季、春季の2回）								
(3) 薬学生に対するターゲット広告（648千円）								
I J Uターン就職につながるインターンシップ、奨学金返還助成制度に対して、さらなる薬学生への周知を図るため、SNSを通してターゲット広告を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・薬剤師を取り巻く環境や制度の動向を注視しながら、中長期的な視点で、関係者と連携し、薬剤師確保対策の推進を図る。								
・これまで様々な薬剤師確保対策を講じてきており、令和2年度に実施した薬剤師需要状況調査においてはやや改善（薬剤師必要数の減少）が見られたものの、一定の不足感は継続している。								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	7,704	6,833	871	7,704				
トータルコスト	10,080千円（前年度9,194千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所で原子力事故が発生した場合に、原子力発電所から30キロ圏内の住民に対し、放射性ヨウ素の被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤の備蓄及び事前配布を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（1）安定ヨウ素剤の備蓄（緊急配布用）（4,050千円）</p> <p>（2）安定ヨウ素剤の事前配布（3,604千円）</p> <p>配布にかかる事前説明会（米子市・境港市）の実施</p> <p>配布スタッフ・医師等の研修、配布資料作成</p> <p>・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</p> <p>（3）その他（原子力防災訓練における安定ヨウ素剤に係る医療活動訓練）（50千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・安定ヨウ素剤の緊急配布体制を整備するとともに、米子市・境港市での事前配布説明会や米子保健所での個別配布（通年、予約制）の実施について広報の充実を図ることにより、事前配布を推進する。</p>								
医療・保険課管理運営費	3,075	5,404	△2,329				3,075	
トータルコスト	10,996千円（前年度13,274千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	医療・保険課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療・保険課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>・課の予算の総括に関すること</p> <p>・議会対応及び監査対応に関すること</p> <p>・その他連絡調整及び各種庶務業務に関すること</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・予算の適正な執行や課内外の連絡調整を行い、円滑な県行政の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子保健所医薬業務費	60	60	0				60	
トータルコスト	3,684千円(前年度3,635千円)〔正職員:0.1人、会計年度任用職員:1.0人〕							
主な業務内容	医療従事者や麻薬関係に係る各種免許申請等事務処理、台帳システム管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 医薬関係の各種免許申請や届出に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。</p> <p>2 主な事業内容 ・医療従事者や麻薬関係に係る免許申請 ・医薬品医療機器等法並びに毒物及び劇物取締法に関する各種届出等</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・引き続き医薬関係の各種免許申請や届出に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。</p>								

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2款 総務費					3款 民生費		
	うち福祉保健部					うち福祉保健部		
	1項 総務管理費					1項 社会福祉費		
				1目 一般管理費	12目 諸費			
1 報 酬	600,032					340,890	220,915	124,391
2 給 料	3,150,584	30,608	30,608	30,608		1,656,658	1,186,060	409,382
3 職 員 手 当 等	4,702,501	15,232	15,232	15,232		957,398	683,963	212,847
4 共 済 費	1,137,113	10,128	10,128	10,128		591,939	418,600	145,757
5 災 害 補 償 費	500							
6 恩給及び退職年金	5,424							
7 報 償 費	250,349					66,928	42,230	15,678
8 旅 費	231,504					56,477	34,681	24,223
費用弁償	37,852					14,387	7,890	3,748
普通旅費	151,560					19,663	11,450	6,329
特別旅費	42,092					22,427	15,341	14,146
9 交 際 費	2,900					200	100	100
10 需 用 費	563,150					129,462	103,375	21,176
11 役 務 費	570,028					60,815	44,835	16,149
12 委 託 料	5,472,480					3,374,959	1,055,388	753,445
13 使用料及び賃借料	1,144,873					69,895	56,689	21,035
14 工 事 請 負 費	2,744,511					152,154	18,583	18,583
15 原 材 料 費	565							
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費	93,574					12,010	11,455	1,176
18 負担金、補助及び交付金	10,756,556					35,797,988	28,729,143	27,951,087
19 扶 助 費						1,593,171	1,475,173	1,137,548
20 貸 付 金						19,340		
21 補償、補填及び賠償金	1,800							
22 償還金、利子及び割引料	170,200	113,000	113,000		113,000	400		
23 投資及び出資金								
24 積 立 金	35,528					740,046	730,037	727,502
25 寄 附 金						950	950	50
26 公 課 費	225					44	44	
27 繰 出 金						3,077,226	3,074,712	3,074,712
予 備 費								
計	31,634,397	168,968	168,968	55,968	113,000	48,698,950	37,886,933	34,654,841
財 源 内 訳	国庫支出金	4,953,449				3,738,521	2,003,093	1,628,801
	地方債	2,817,000				199,000	51,000	32,000
	その他	1,523,310				1,552,383	1,478,916	884,383
	一般財源	22,340,638	168,968	168,968	55,968	113,000	43,209,046	34,353,924

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節		3款 民生費							
		うち福祉保健部							
		1項 社会福祉費							
		1目 社会福祉総 務費	2目 身体障がい 者福祉費	3目 知的障がい 者福祉費	4目 老人福祉費	6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	12目 障がい者自 立支援事業 費
1	報 酬	118,876	991	489	842			123	3,070
2	給 料	409,382							
3	職 員 手 当 等	212,847							
4	共 済 費	145,749	3	3					2
5	災 害 補 償 費								
6	恩給及び退職年金								
7	報 償 費	4,973	820		5,389	518		347	3,631
8	旅 費	6,397	139		8,035	267		218	9,167
	費用弁償	2,535			213	65			935
	普通旅費	1,835			647	122		200	3,525
	特別旅費	2,027	139		7,175	80		18	4,707
9	交 際 費	100							
10	需 用 費	10,468			2,250	556		200	7,702
11	役 務 費	3,813			5,014	507		100	6,715
12	委 託 料	176,158	568		123,274	1,965			451,480
13	使用料及び賃借料	6,079			3,015	1,212			10,729
14	工 事 請 負 費								18,583
15	原 材 料 費								
16	公 有 財 産 購 入 費								
17	備 品 購 入 費								1,176
18	負担金、補助及び交付金	604,130	21	24	19,287,513	8,552	1,639,900	1,953,702	4,457,245
19	扶 助 費	2,347				143			1,135,058
20	貸 付 金								
21	補償、補填及び賠償金								
22	償還金、利子及び割引料								
23	投資及び出資金								
24	積 立 金				727,502				
25	寄 附 金					50			
26	公 課 費								
27	繰 出 金							3,074,712	
	予 備 費								
	計	1,701,319	2,542	516	20,162,834	13,770	1,639,900	5,029,402	6,104,558
財 源 内 訳	国庫支出金	155,897			664,973	11,361			796,570
	地方債				15,000				17,000
	その他	142,771			703,555	10			38,047
	一般財源	1,402,651	2,542	516	18,779,306	2,399	1,639,900	5,029,402	5,252,941

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	3款 民生費								
	うち福祉保健部								
	2項 児童福祉費					3項 生活保護費			
		1目 児童福祉総 務費	2目 児童措置費	3目 母子福祉費	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費		1目 生活保護総 務費	
1 報 酬	92,623	80,560		2,282		9,781	3,901	3,901	
2 給 料	730,766	730,766					45,912	45,912	
3 職 員 手 当 等	447,831	447,831					23,285	23,285	
4 共 済 費	257,252	256,713				539	15,591	15,591	
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	26,328	2,125		408		23,795	224	224	
8 旅 費	9,551	4,654		50	40	4,807	907	907	
費用弁償	3,935	3,212		14	20	689	207	207	
普通旅費	4,571	947		14	20	3,590	550	550	
特別旅費	1,045	495		22		528	150	150	
9 交 際 費									
10 需 用 費	81,849	1,078		322	50	80,399	350	350	
11 役 務 費	28,196	1,587		128	17,435	9,046	490	490	
12 委 託 料	293,052	41,223	32,454	2,428	324	216,623	8,891	8,891	
13 使用料及び賃借料	35,204	5,190		50		29,964	450	450	
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	10,279					10,279			
18 負担金、補助及び交付金	577,604	27,196	369,967		175,462	4,979	200,359	71,562	
19 扶 助 費	140,049		124,361			15,688	196,076		
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費	44					44			
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,730,628	1,598,923	526,782	5,668	193,311	405,944	496,436	171,563	
財 源 内 訳	国庫支出金	155,670	28,878	78,407	3,765	32,521	12,099	218,622	71,565
	地方債							19,000	19,000
	その他	592,518	109,674			123,988	358,856	2,007	7
	一般財源	1,982,440	1,460,371	448,375	1,903	36,802	34,989	256,807	80,991

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	3款 民生費				4款 衛生費			
	うち福祉保健部				うち福祉保健部			
	3項 生活保護費		4項 災害救助費		1項 公衆衛生費			
	2目 扶助費		1目 救助費	2目 備蓄費			1目 公衆衛生総務費	
1 報 酬					351,755	274,628	47,657	17,344
2 給 料					1,377,360	658,072	149,214	149,214
3 職 員 手 当 等					852,751	473,344	79,820	79,820
4 共 済 費					509,377	256,843	52,382	52,313
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費					52,918	37,234	12,870	1,290
8 旅 費					60,657	31,907	12,168	1,256
費用弁償					11,846	6,903	1,585	634
普通旅費					24,516	8,578	2,963	132
特別旅費					24,295	16,426	7,620	490
9 交 際 費					100			
10 需 用 費					487,265	340,918	308,483	1,575
11 役 務 費					95,433	63,148	13,637	1,094
12 委 託 料					1,885,467	966,685	725,647	7,981
13 使用料及び賃借料					718,810	25,034	5,030	686
14 工 事 請 負 費					460,530			
15 原 材 料 費					360			
16 公 有 財 産 購 入 費								
17 備 品 購 入 費					16,260	768		
18 負担金、補助及び交付金	128,797	93	93		14,812,599	13,925,329	9,558,430	2,143
19 扶 助 費	196,076	1,500	1,500		1,330,058	1,083,602	1,083,482	98,095
20 貸 付 金					972,243	957,363		
21 補償、補填及び賠償金					1,000			
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金		2,535		2,535	390,800	383,451		
25 寄 附 金		900	900		77,830	71,900		
26 公 課 費					25	25		
27 繰 出 金								
予 備 費								
計	324,873	5,028	2,493	2,535	24,453,598	19,550,251	12,048,820	412,811
財 源 内 訳	国庫支出金	147,057			13,214,532	11,493,236	10,632,083	111,920
	地方債				344,000			
	その他	2,000	8	8	1,225,764	871,834	1,168	590
	一般財源	175,816	5,020	2,493	2,527	9,669,302	7,185,181	1,415,569

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費								
	うち福祉保健部								
	1項 公衆衛生費							2項 環境衛生費	
	2目 結核対策費	3目 予 防 費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 難病対策費	8目 健康県づく り推進費	9目 生活習慣病 予防対策費		
1 報 酬	2,780	21,536	2,525		1,288	673	1,511		
2 給 料									
3 職 員 手 当 等									
4 共 済 費		63	6						
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	141	5,887	1,838		185	854	2,675		
8 旅 費	769	3,907	3,360		58	1,179	1,639		
費用弁償		362				250	339		
普通旅費	50	1,861	410			510			
特別旅費	719	1,684	2,950		58	419	1,300		
9 交 際 費									
10 需 用 費	659	302,093	1,863			1,610	683	72	
11 役 務 費	110	8,359	979			1,869	1,226	10	
12 委 託 料	2,581	453,153	109,120		51,527	45,776	55,509	195	
13 使用料及び賃借料	10	2,323	738		60	762	451		
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費								15	
18 負担金、補助及び交付金	2,840	9,424,545	5,997	600	2,741	20,141	99,423		
19 扶 助 費	6,273	95,750	6,819		799,129		77,416		
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	16,163	10,317,616	133,245	600	854,988	72,864	240,533	292	
財 源 内 訳	国庫支出金	6,616	9,901,550	71,515		420,152	28,680	91,650	
	地方債								
	その他		5	1			572		
	一般財源	9,547	416,061	61,729	600	434,836	43,612	148,883	292

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費								
	うち福祉保健部								
	2項 環境衛生費	3項 保健所費		4項 医薬費					
	3目 環境衛生連絡調整費		1目 保健所費		1目 医薬総務費	2目 医 務 費	3目 保健師等指導管理費	4目 薬 務 費	
1 報 酬		193,917	193,917	33,054	28,544	4,016	102	319	
2 給 料		175,996	175,996	332,862	332,862				
3 職 員 手 当 等		118,826	118,826	274,698	274,698				
4 共 済 費		88,731	88,731	115,730	115,729	1			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費		137	137	24,227		2,641	620	579	
8 旅 費		5,530	5,530	14,209	936	6,247	919	2,366	
費用弁償		4,134	4,134	1,184	936	180		30	
普通旅費		1,380	1,380	4,235		1,455	210	1,353	
特別旅費		16	16	8,790		4,612	709	983	
9 交 際 費									
10 需 用 費	72	8,631	8,631	23,732		6,048	414	6,996	
11 役 務 費	10	22,854	22,854	26,647		21,827	198	487	
12 委 託 料	195	42,836	42,836	198,007		158,665	24,398	8,858	
13 使用料及び賃借料		5,709	5,709	14,295		6,436	28	710	
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	15	30	30	723					
18 負担金、補助及び交付金		73	73	4,366,826		1,236,633	10,643	1,810	
19 扶 助 費				120				120	
20 貸 付 金				957,363		246,840	710,523		
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金				383,451		383,451			
25 寄 附 金		35,000	35,000	36,900		36,900			
26 公 課 費		25	25						
27 繰 出 金									
予 備 費									
計		292	698,295	698,295	6,802,844	752,769	2,109,705	747,845	22,245
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金		286,262	286,262	574,891		565,122	1,717	8,052
	地 方 債								
	そ の 他		12,756	12,756	857,910	22,739	799,403	2,601	461
	一 般 財 源	292	399,277	399,277	5,370,043	730,030	745,180	743,527	13,732

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費			福祉保健部 合計	
	うち福祉保健部				
	4項 医薬費				
	5目 病 院 費	6目 鳥取看護専門 学校費	7目 倉吉総合看護 専門学校費		
1 報 酬		36	37	495,543	
2 給 料				1,874,740	
3 職 員 手 当 等				1,172,539	
4 共 済 費				685,571	
5 災 害 補 償 費					
6 恩給及び退職年金					
7 報 償 費		7,702	12,685	79,464	
8 旅 費		909	2,832	66,588	
費用弁償		34	4	14,793	
普通旅費		422	795	20,028	
特別旅費		453	2,033	31,767	
9 交 際 費				100	
10 需 用 費		3,734	6,540	444,293	
11 役 務 費		1,539	2,596	107,983	
12 委 託 料		2,594	3,492	2,022,073	
13 使用料及び賃借料		3,377	3,744	81,723	
14 工 事 請 負 費				18,583	
15 原 材 料 費					
16 公 有 財 産 購 入 費					
17 備 品 購 入 費		543	180	12,223	
18 負担金、補助及び交付金	3,117,520	60	160	42,654,472	
19 扶 助 費				2,558,775	
20 貸 付 金				957,363	
21 補償、補填及び賠償金					
22 償還金、利子及び割引料				113,000	
23 投資及び出資金					
24 積 立 金				1,113,488	
25 寄 附 金				72,850	
26 公 課 費				69	
27 繰 出 金				3,074,712	
予 備 費					
計	3,117,520	20,494	32,266	57,606,152	
財 源 内 訳	国庫支出金			13,496,329	
	地方債			51,000	
	その他		13,814	18,892	2,350,750
	一般財源	3,117,520	6,680	13,374	41,708,073

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
1 目 一般管理費		
給 料	一般職員	8人
12目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金調整事業	113,000
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	7人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	25人
	民生委員	1,043人
	会計年度任用職員	57人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
給 料	一般職員	100人
	定数外職員	7人
負担金、補助及び交付金	社会福祉統計調査費交付金	156
	鳥取県福祉研究学会支援事業補助金	300
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	3,083
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	15,500
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	101,028
	日常生活自立支援事業補助金	45,885
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	12,811
	生活福祉資金貸付事業補助金	22,104
	鳥取県中部地震に係る生活福祉資金貸付利子補助金	41
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	920
	市町村包括的福祉支援体制整備推進事業補助金	3,000
	学習支援充実事業補助金	1,525
	子どもの居場所づくり事業補助金	8,601
	とっとり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業補助金	5,279
	社会福祉事業包括支援事業補助金	29,972

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	成年後見支援センター運営支援事業補助金	13,500
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）	28,300
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	1,604
	福祉施設経営指導事業補助金	7,054
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	186,788
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	9,791
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359
	鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	51,671
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	589
	介護福祉士等修学資金貸付事業補助金	35,395
	鳥取県外国人受入事業者等に対する学習強化支援事業補助金	1,600
	鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金	3,520
	高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	2,374
2目 身体障がい者福祉費		
報 酬	嘱託医師	5人
負担金、補助 及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報 酬	嘱託医師	4人
負担金、補助 及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 老人福祉費		
報 酬	介護保険審査会委員	15人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア作品展優秀作品選考委員	10人
	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	医療費適正化計画委員会委員	9人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県介護給付費負担金	8,815,099
	鳥取県地域支援事業交付金	515,770
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	963
	介護支援専門員研修事業補助金	14,607
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	1,437
	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業補助金	860
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	30,200
	介護サービスの質の向上支援事業	2,000

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	鳥取県介護分野ICT導入支援事業補助金	23,300
	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	185,633
	鳥取県介護保険事業費補助金	17,879
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	765,574
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	468,523
	在宅医療介護連携推進補助金	633
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保） 補助金	26,000
	市町村老人クラブ連合会補助金	12,624
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	4,275
	単位老人クラブ補助金	16,417
	鳥取県高齢者健康運動会補助金	6,455
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000
	鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金	2,500
	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	52,635
	介護サービス事業所に対するサービス継続支援事業補 助金	18,000
	鳥取県社会福祉施設等に係るPCR検査等支援事業補 助金	50,000
	元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業 補助金	3,916
	後期高齢者医療給付費負担金	6,506,210
	後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,201,219
	後期高齢者医療高額医療費負担金	401,926
	後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	41,373
	後期高齢者医療財政安定化基金運営事業費交付金	69,520
	積立金	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金
鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金		727,455
後期高齢者医療財政安定化基金積立金		27
6目 遺家族等援護費		
負担金、補助 及び交付金	財団法人鳥取県遺族会補助金	1,578
	特別給付金等支給事務市町村交付金	6,974
寄附金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助 及び交付金	特別医療費補助金	1,588,709
	特別医療費事務費補助金	48,241
	鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
9目 国民健康保険連絡調整費			
報 酬	鳥取県国民健康保険審査会委員	6人	
負担金、補助及び交付金	国民健康保険基盤安定事業負担金	1,953,702	
繰 出 金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金	3,074,712	
12目 障がい者自立支援事業費			
報 酬	鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人	
	喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人	
	鳥取県地域自立支援協議会委員	10人	
	鳥取県体験作文等審査委員会委員	5人	
	ハートフルサポート事業審査委員会委員	4人	
	鳥取県手話施策推進協議会委員	8人	
	推進会議委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	21人	
	作品展表彰審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人	
	業務委託プロポーザル審査会（作品展、舞台芸術祭）委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人	
	補助金審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人	
	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人	
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,000
		鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	800
全日本challengedアクアスロン皆生大会開催事業費補助金		500	
鳥取県障害者医療費負担金		217,517	
障害者自立支援給付費負担金		3,809,107	
鳥取県立障がい者体育センター利用促進交付金		1,841	
鳥取県立障がい者体育センター下水道工事負担金		660	
鳥取県重度障がい児者支援事業補助金		35,585	
鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金		12,739	
鳥取県障がい者グループホームスプリンクラー等設置促進事業補助金		350	
鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金		8,088	
一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金（腎臓病患者サポート事業）		328	
鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金		19,196	
鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金		1,519	
鳥取県多目的トイレ購入費等補助金	155		
鳥取県UDタクシー利活用モデル事業（福祉分野）支援補助金	100		

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金	1,000
	鳥取県地域生活支援事業費補助金	184,104
	鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金	224
	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金	3,800
	鳥取県盲人ホーム運営費補助金	6,551
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	886
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	2,000
	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	1,000
	福祉の店販売機能強化事業補助金	7,122
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	300
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	ととりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金	100
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	1,000
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	425
	手話通訳士試験受験料補助金	110
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,178
	鳥取県点字図書館運営費補助金	46,248
	鳥取県障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	19,000
	鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金	17,000
	農業参入企業による障がい者就労促進事業補助金	3,750
	農業分野等チャレンジ支援事業補助金	2,500
	障害福祉分野におけるロボット等導入支援補助金	2,200
	鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金	15,190
	発達障害者支援センター全国連絡協議会会費	20
	障がい児者在宅生活支援事業補助金	10,555
自立支援医療（育成医療）費負担金	5,932	
2項 児童福祉費		
1目 児童福祉総務費		
報酬	会計年度任用職員	39人
給料	一般職員	191人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	鳥取県ペアレントメンター相談事業補助金	160
	鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	717
	訪問型レスパイト支援モデル事業補助金	1,964
	医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金	720
	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金	23,035
	NICU等からの地域移行支援事業補助金	600
2目 児童措置費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県障害児通所給付費等負担金	369,967
3目 母子福祉費		
報 酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人
	特別児童扶養手当診断書作成嘱託医師	2人
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
負担金、補助 及び交付金	年金給付金	109,120
	弔慰金給付金	750
	脱退一時金給付金	750
	特別調整費	64,842
5目 児童福祉施設費		
報 酬	療養支援シニアディレクター	1人
	皆成学園嘱託医師	3人
	院内業務委託業務選定委員会委員	2人
	鳥取療育園嘱託医師	2人
	中部療育園医師	1人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県知的障害者福祉協会団体会費	52
	鳥取県知的障害者福祉協会会費	48
	中国地区知的障害関係施設長会議施設負担金	3
	中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会施設負担金	4
	中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会会費	5
	鳥取県児童福祉入所施設協議会会費	28
	倉吉地区安全運転管理者協議会会費	10
	鳥取県病院協会西部支部事務長会会費	5
	全国肢体不自由児施設運営協議会会費	200
	鳥取県医師会負担金会費	250
	鳥取県病院協会負担金会費	18

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	鳥取県児童福祉入所施設協議会会費	19
	西日本肢体不自由児施設運営協議会会費	50
	おしどりネット負担金	720
	米子地区防火安全協会負担金会費	9
	米子市社会福祉協議会会費	5
	鳥取大学関連病院長協議会会費	20
	全国自治体病院協議会会費	75
	全国児童発達支援協議会会費	20
	日本重症心身障害福祉協会会費	159
	鳥取県西部歯科医師会会費	204
	全国重症心身障害児日中活動支援協議会会費	10
	米子地区安全運転運行管理者協議会会費	8
	中国四国地区重症心身障害施設連絡協議会会費	10
	日本重症心身障害福祉協会西日本施設協議会会費	10
	障害者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
	全国児童発達支援協議会会費	20
	鳥取市社会福祉協議会施設会費	10
	全国自治体病院協議会会費	30
	障害者相談支援事業全国連絡協議会負担金	20
	中央病院併任理学療法士負担金	2,702
	倉吉市社会福祉協議会会費	3
	全国児童発達支援協議会会費	20
	障害者相談支援事業全国連絡協議会負担金	20
	全国自治体病院協議会会費	30
	鳥取県中部医師会会費	162
	3 項 生活保護費	
1 目 生活保護総務費		
報 酬	嘱託医師	8人
	会計年度任用職員	1人
給 料	一般職員	12人
負担金、補助 及び交付金	保護施設における衛生管理体制確保支援事業補助金	200
	鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	71,362

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2目 扶助費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金	128,797
4項 災害救助費		
1目 救助費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県中部地震に係る災害援護資金貸付利子補助金	93
寄附金	小災害被害者に対する見舞金	900
2目 備蓄費		
積立金	災害救助基金積立金	2,535
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
報 酬	衛生統計調査員	10人
	会計年度任用職員	7人
	健康栄養専門会議委員	4人
	調査員（管理栄養士）	12人
	調査員（看護師）	6人
給 料	一般職員	39人
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	859
	鳥取県原爆被害者協議会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	560
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45
	健康・栄養調査鳥取市負担金	98
2目 結核対策費		
報 酬	鳥取県中部結核診査協議会委員	5人
	鳥取県西部結核診査協議会委員	5人
	感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	結核定期健康診断費補助金	2,840
3目 予防費		
報 酬	鳥取県感染症対策協議会委員	22人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
	嘱託医師	61人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	感染症予防事業費負担金	258
	感染症指定医療機関運営費補助金	14,490
	感染症予防費市町村等負担金	8
	風しん対策特別促進事業補助金	3,106
	予防接種事故対策費負担金	12,381
	予防接種事業費対策補助金	57
	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費	7,575,575
	鳥取県新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金	1,434,269
	診療・検査医療機関支援事業補助金	20,000
	医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金	117,714
	新型コロナウイルスクラスター対策支援金	5,000
	新型コロナウイルス感染症検査費用負担金	147,118
	鳥取県妊婦に対するPCR検査負担金	94,569
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県精神医療審査会委員	14人
	指定医師（病状診察）	19人
	指定医師（措置入院診察）	70人
	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員	24人
	アルコール健康障害・依存症対策事業プロポーザル審査会委員	4人
負担金、補助 及び交付金	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金	800
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	1,959
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,648
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	県精神科病院協議会会費	10
	5目 母子衛生費	
負担金、補助 及び交付金	優生手術被害者支援事業補助金	600
7目 難病対策費		
報 酬	指定難病審査会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	難病等医療費助成事業負担金（鳥取市分）	1,600
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金（鳥取市分）	1,141

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
8目 健康県づくり推進費			
報 酬	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人	
	健康を支える食文化専門会議委員	4人	
	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	16人	
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	15人	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,776	
	食料産業・6次産業化交付金	200	
	市町村自死対策強化交付金	3,000	
	自死遺族自助グループ補助金	938	
	いのちの電話補助金	6,327	
	ウォーキング立県推進事業補助金	600	
	健康づくり鳥取モデル事業補助金（地域住民向け）	2,000	
	まちの保健室事業補助金	2,300	
	9目 生活習慣病予防対策費		
	報 酬	鳥取県がん対策推進県民会議委員	24人
圏域がん対策推進会議委員		20人	
鳥取県肝炎対策協議会委員		8人	
鳥取県肝炎治療認定審査会委員		3人	
鳥取県8020運動推進協議会委員		24人	
鳥取県中部地域歯科保健推進協議会委員		9人	
鳥取県西部地域歯科保健推進協議会委員		9人	
鳥取県よい歯のコンクール審査会委員		8人	
負担金、補助 及び交付金	地域がん登録全国協議会負担金	40	
	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,677	
	初回精密検査受検支援補助金	129	
	肝炎治療医療費補助金	60	
	健康増進事業費補助金	31,136	
	8020運動推進事業費補助金	100	
	職域がん検診の精密検査受診率向上モデル事業補助金	832	
	鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金	3,260	
	鳥取県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	28,197	
	鳥取県院内がん登録支援事業補助金	2,921	
	鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金	795	

節 の 明 細

項		目	金額（千円）等
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県休日がん検診実施支援負担金	4,025
		病病連携支援利子補給事業補助金	563
		医療従事者育成事業補助金	3,100
		県民によるがん対策推進事業補助金	600
		働きざかり世代の胃がん対策補助金	3,500
		市町村と連携して行う胃がん対策事業補助金	2,643
		抗がん剤副作用対策事業補助金	3,295
		放射線治療提供体制強化事業補助金	9,050
		卒煙支援推進事業補助金	1,000
		受動喫煙防止対策推進事業補助金	500
3項 保健所費			
1目 保健所費			
報 酬	嘱託医師	8人	
	会計年度任用職員	57人	
給 料	一般職員	46人	
負担金、補助 及び交付金	全国保健所長会負担金	30	
	社会医学系専門医・指導医年間登録料	25	
	中四国ブロック保健所長会会費	4	
	安全運転運行管理者協議会負担金	8	
	防火安全協会会費	6	
寄 附 金	寄附講座（臨床感染症学講座）	35,000	
4項 医薬費			
1目 医薬総務費			
報 酬	会計年度任用職員	13人	
	一般職員	56人	
給 料	定数外職員	31人	
2目 医務費			
報 酬	鳥取県医療審議会委員	17人	
	鳥取県精度管理専門委員	2人	
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	11人	
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	14人	
	鳥取県地域医療対策協議会委員	19人	
	鳥取県死因究明等推進協議会委員	7人	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
報 酬	鳥取県周産期医療協議会委員	16人
	嘱託医師	4人
負担金、補助 及び交付金	医療情報ネットワーク整備事業補助金	132,953
	精神科医療機関機能分化推進事業補助金	189,935
	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業補助金	35,000
	在宅医療連携拠点事業補助金	15,000
	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業補助金	20,000
	在宅医療推進のための看護師育成支援事業補助金	16,000
	医療介護連携のための他職種連携等研修事業補助金	4,445
	病床の機能分化・連携推進のための研修事業補助金	1,000
	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業補助金	4,100
	病院内保育所運営事業補助金	34,900
	看護師等養成所運営事業補助金	62,008
	訪問看護師確保支援事業補助金	43,747
	新人看護職員研修事業補助金	10,279
	認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業補助金	7,000
	看護師の特定行為研修受講補助事業補助金	5,000
	実習指導者養成支援事業補助金	2,120
	看護教員養成支援事業補助金	6,234
	助産師資質向上支援事業補助金	400
	医師等環境改善事業補助金	18,900
	産科医等確保支援事業補助金	14,044
	助産師等待機手当支援事業補助金	3,000
	新生児医療担当医確保支援事業補助金	416
	救急勤務医支援事業補助金	5,600
	小児救急医療支援事業補助金	1,410
	地域医療連携研修会開催支援事業補助金	6,000
	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業補助金	23,940
	臨床検査精度管理推進費補助金	600
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	8
	へき地医療拠点病院設備整備事業補助金	55,000
	へき地診療所設備整備事業補助金	7,029
病院郡輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業補助金	12,626	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助 及び交付金	遠隔医療設備整備事業補助金	685
	特殊病室施設整備事業補助金	77,348
	治験施設施設整備事業補助金	118
	院内感染対策施設整備事業補助金	2,047
	休日等歯科診療所運営費補助金	1,287
	周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,323
	救急患者退院コーディネーター事業補助金	3,241
	中部小児救急医療支援事業補助金	870
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	13,687
	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金	99,323
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	6,656
	自治医科大学運営費負担金	131,200
	へき地医療拠点病院運営事業補助金	713
	へき地保健指導所運営事業補助金	1,608
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385
	DMA T 隊員養成研修等補助金	1,020
	高度救命処置研修開催事業費補助金	700
	ドクターカー運行事業費補助金	2,989
	山陰救急医学会年会費	2
	ドクターヘリ運航事業負担金	87,757
	豊岡ドクターヘリ負担金	15,859
	島根ドクターヘリ負担金	1,663
	臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
	医師少数区域経験認定医師支援事業費補助金	954
	外国人患者に対する医療提供体制整備事業補助金	313
貸付金	鳥取県医師養成確保奨学金	60,840
	鳥取県緊急医師確保対策奨学金	47,700
	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金	138,300
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	1,533
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	381,918
寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
3目 保健師等指導管理費		
報 酬	鳥取県准看護師試験委員	5人
負担金、補助 及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600
	病院内保育施設運営費補助金	3,602
	医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業補助金	545
	新卒訪問看護師育成支援事業補助金	1,646
	認定看護師養成研修受講補助金	2,250
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	710,523
4目 薬務費		
報 酬	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	9人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,210
	薬剤師確保対策促進事業補助金	600
5目 病院費		
負担金、補助 及び交付金	自治体病院補助金	85,841
	県営病院事業会計交付金	1,912,212
	県営病院事業会計負担金	1,119,467
6目 鳥取看護専門学校費		
報 酬	鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助 及び交付金	中国地区看護教育協議会負担金	10
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50
7目 倉吉総合看護専門学校費		
報 酬	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助 及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	中国地区看護教育協議会負担金	10
	日本看護学校協議会負担金	50

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 福祉保健部(子ども発 達支援課)管理運営費	子ども発 達支援課	798			令和4年度から 令和8年度まで	798					798
令和3年度 外国人受入事業所に対 する学習強化事業	長寿社会課	4,800			令和4年度から 令和5年度まで	4,800			4,800		
令和3年度 がん対策推進事業	健康政策 課	18,100			令和4年度から 令和5年度まで	18,100					18,100
令和3年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策 課	355,200			令和4年度から 令和9年度まで	355,200					355,200

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成30年度 鳥取県立福祉人材研修 センター指定管理料	福祉保健課	191,257	令和元年度から 令和2年度まで	76,294	令和3年度から 令和5年度まで	114,963				114,963
平成28年度生活福祉 資金利子補給	福祉保健課	4,695	平成29年度から 令和2年度まで	137	令和3年度から 令和5年度まで	133				133
平成28年度災害援護 資金利子補給	福祉保健課	5,025	令和2年度	88	令和3年度から 令和4年度まで	200				200
令和2年度 西部総合事務所福祉保 健局管理運営費	福祉保健課	6,021			令和3年度から 令和5年度まで	6,021				6,021
平成16年度 独立行政法人福祉医療 機構資金借入金利子補 助金	福祉監査 指導課	578,669	平成17年度から 令和2年度まで	329,332	令和3年度から 令和4年度まで	319				319
平成17年度 独立行政法人福祉医療 機構資金借入金利子補 助金	福祉監査 指導課	122,230	平成18年度から 令和2年度まで	98,903	令和3年度から 令和6年度まで	2,873				2,873
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚 生事業団経営安定化支 援事業施設解体費補助 金	福祉監査 指導課		平成18年度から 令和2年度まで	180,274	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に 同じ				限度額に 同じ
平成30年度 鳥取県立障害者体育セ ンター指定管理料	障がい福 祉課	42,808	令和元年度から 令和2年度まで	17,077	令和3年度から 令和5年度まで	25,731				25,731
令和元年度 障害福祉サービス事業 者等管理システム保守 業務委託	障がい福 祉課	1,524	令和2年度	508	令和3年度から 令和4年度まで	1,016				1,016
令和元年度 心身障がい者扶養共済 システム保守業務委託	障がい福 祉課	972	令和2年度	324	令和3年度から 令和4年度まで	648				648
令和元年度 障害児入所給付費等管 理システム保守業務委 託	子ども発 達支援課	1,338	令和2年度	446	令和3年度から 令和4年度まで	892				892
令和2年度 オンライン資格確認に 係る療育機関電子カル テシステム整備事業	子ども発 達支援課	36,392			令和3年度から 令和8年度まで	36,392			642	35,750
令和2年度 皆成学園費	子ども発 達支援課	127,125			令和3年度から 令和5年度まで	127,125				127,125
平成27年度 総合療育センターネット ワークサーバー総合保 守業務委託	子ども発 達支援課	11,312	平成28年度から 令和2年度まで	7,149	令和3年度から 令和4年度まで	2,952			2,952	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成30年度 総合療育センター電子カルテ等医療情報システム保守業務委託	子ども発達支援課	59,540	令和元年度から令和2年度まで	15,660	令和3年度から令和5年度まで	23,490				23,490
平成30年度 総合療育センター一般X線撮影装置保守業務委託	子ども発達支援課	2,705	令和元年度から令和2年度まで	767	令和3年度から令和5年度まで	1,624			1,624	
令和元年度 総合療育センター医療事務業務委託	子ども発達支援課	51,876	令和2年度	17,292	令和3年度から令和4年度まで	34,584			34,584	
令和元年度 総合療育センター血液分析ガスシステム賃借料	子ども発達支援課	856	令和2年度	212	令和3年度から令和5年度まで	634			634	
令和元年度 総合療育センターネットワークサーバ総合保守業務委託	子ども発達支援課	86	令和2年度	31	令和3年度から令和4年度まで	55			55	
令和元年度 総合療育センター清掃業務委託	子ども発達支援課	46,047	令和2年度	12,936	令和3年度から令和4年度まで	25,872			25,872	
令和元年度 総合療育センター自動扉保守管理業務委託	子ども発達支援課	1,436	令和2年度	479	令和3年度から令和4年度まで	957			957	
令和元年度 総合療育センター施設総合維持管理業務委託	子ども発達支援課	14,105	令和2年度	4,701	令和3年度から令和4年度まで	9,402			9,402	
令和元年度 総合療育センター非常・火災通報装置保守点検業務委託	子ども発達支援課	151	令和2年度	50	令和3年度から令和4年度まで	101			101	
令和元年度 総合療育センター換気・衛生設備保守管理業務委託	子ども発達支援課	4,263	令和2年度	1,419	令和3年度から令和4年度まで	2,838			2,838	
令和元年度 総合療育センター電子カルテ等医療情報システム保守業務委託	子ども発達支援課	580	令和2年度	145	令和3年度から令和5年度まで	435			435	
令和元年度 総合療育センター排痰補助装置賃借料	子ども発達支援課	2,424	令和2年度	808	令和3年度から令和4年度まで	1,616			1,616	
令和元年度 総合療育センター庁内LAN用機器賃借料	子ども発達支援課	2,376	令和2年度	360	令和3年度から令和6年度まで	1,437			1,437	
令和2年度 総合療育センター費	子ども発達支援課	146,030			令和3年度から令和7年度まで	146,030			146,030	
令和2年度 外国人受入事業所に対する学習強化事業	長寿社会課	9,600			令和3年度から令和4年度まで	9,600			9,600	
平成13年度 介護老人保健施設整備費借入金利子補助	長寿社会課	1,523,001	平成14年度から令和2年度まで	1,169,238	令和3年度から令和7年度まで	5,863			5,863	
令和元年度 介護保険指定事業者等管理システム保守管理委託	長寿社会課	2,703	令和2年度	901	令和3年度から令和4年度まで	1,802			1,802	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
令和2年度 医療環境整備等事業	健康政策課	105,000			令和3年度から 令和5年度まで	105,000				105,000
令和2年度 精神保健福祉センター 運営費	健康政策課	10,208			令和3年度から 令和7年度まで	10,208				10,208
平成28年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	115,200	平成29年度から 令和2年度まで	33,840	令和3年度から 令和4年度まで	13,920				13,920
平成29年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	115,200	平成30年度から 令和2年度まで	23,760	令和3年度から 令和5年度まで	20,160				20,160
平成30年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	115,200	令和元年度から 令和2年度まで	13,920	令和3年度から 令和6年度まで	26,640				26,640
令和元年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	79,200	令和2年度	13,200	令和3年度から 令和7年度まで	46,800				46,800
令和2年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	295,200			令和3年度から 令和8年度まで	295,200				295,200
平成28年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	平成29年度から 令和2年度まで	21,600	令和3年度から 令和4年度まで	10,800				10,800
平成29年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	平成30年度から 令和2年度まで	27,000	令和3年度から 令和5年度まで	27,000				27,000
平成30年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	令和元年度から 令和2年度まで	10,800	令和3年度から 令和6年度まで	21,600				21,600
令和元年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	令和2年度	9,000	令和3年度から 令和7年度まで	45,000				45,000
平成28年度 臨時特例医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	平成29年度から 令和2年度まで	86,400	令和3年度から 令和4年度まで	43,200				43,200
平成29年度 臨時特例医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	平成30年度から 令和2年度まで	64,050	令和3年度から 令和5年度まで	65,550				65,550
平成30年度 臨時特例医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	令和元年度から 令和2年度まで	32,400	令和3年度から 令和6年度まで	64,800				64,800
令和元年度 臨時特例医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	令和2年度	27,000	令和3年度から 令和7年度まで	135,000				135,000
平成30年度 鳥取県ドクターヘリ格納 庫機械警備業務委託	医療政策課	1,317	令和元年度から 令和2年度まで	657	令和3年度から 令和4年度まで	660				660
令和2年度 鳥取県地域医療介護総 合確保基金事業	医療政策課	39,204			令和3年度から 令和5年度まで	39,204			39,204	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成29年度 看護学生等修学資金貸 付金	医療政策 課	862,440	平成30年度から 令和2年度まで	594,420	令和3年度から 令和4年度まで	110,604				110,604
平成30年度 看護学生等修学資金貸 付金	医療政策 課	786,048	令和元年度から 令和2年度まで	417,912	令和3年度から 令和5年度まで	284,040				284,040
令和元年度 看護学生等修学資金貸 付金	医療政策 課	774,600	令和2年度	211,980	令和3年度から 令和6年度まで	513,768				513,768
令和2年度 看護職員等充足対策費	医療政策 課	766,224			令和3年度から 令和7年度まで	766,224				766,224

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳			事業収入	備考
				国庫支出金	繰入金	その他		
(特別会計) 医療・保険課	52,870,357	53,359,243	△ 488,886	15,082,226	3,074,712	(分担金及び負担金) 13,770,596 (療養給付費等交付金) 1 (前期高齢者交付金) 20,622,043 (共同事業交付金) 54,321 (基金繰入金) 265,417 (財産収入) 33 (繰越金) 1,000 (諸収入) 8		
特別会計 合計	52,870,357	53,359,243	△ 488,886	15,082,226	3,340,129	34,448,002		

令和3年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 国民健康保険 運営事業収入			52,870,357	53,359,243	△ 488,886			
	1 分担金及び負担金		13,770,596	15,213,606	△ 1,443,010			
		1 負担金	13,770,596	15,213,606	△ 1,443,010			
			13,770,596	15,213,606	△ 1,443,010	1 国民健康保健事業費納付金	13,770,596	
	2 国庫支出金		15,082,226	15,389,504	△ 307,278			
		1 国庫負担金	10,024,305	10,506,408	△ 482,103			
			9,609,305	10,012,852	△ 403,547	1 療養給付費等負担金	9,609,305	
			333,558	406,585	△ 73,027	2 高額医療費負担金	333,558	
			16,437	19,062	△ 2,625	3 特別高額医療共同事業負担金	16,437	
			65,004	67,908	△ 2,904	4 特定健康診査等負担金	65,004	
			1	1	0	5 財政安定化基金負担金	1	
		2 国庫補助金	5,057,921	4,883,096	174,825			
			4,274,642	4,373,384	△ 98,742	1 調整交付金	4,274,642	
			783,278	509,711	273,567	2 保険者努力支援制度交付金	783,278	
			1	1	0	3 財政安定化補助金	1	
	3 療養給付費等交付金		1	2,137	△ 2,136			
		1 療養給付費等交付金	1	2,137	△ 2,136			
			1	2,137	△ 2,136	1 療養給付費等交付金	1	
	4 前期高齢者交付金		20,622,043	19,387,439	1,234,604			
		1 前期高齢者交付金	20,622,043	19,387,439	1,234,604			
			20,622,043	19,387,439	1,234,604	1 前期高齢者交付金	20,622,043	
	5 共同事業交付金		54,321	40,640	13,681			
		1 共同事業交付金	54,321	40,640	13,681			
			54,321	40,640	13,681	1 特別高額医療共同事業交付金	54,321	
	6 財産収入		33	44	△ 11			
		1 財産運用収入	33	44	△ 11			
			33	44	△ 11	1 利子及び配当金	33	
	7 繰入金		3,340,129	3,324,866	15,263			
		1 一般会計繰入金	3,074,712	3,299,710	△ 224,998			
			3,074,712	3,299,710	△ 224,998	1 一般会計から繰入	3,074,712	
		2 基金繰入金	265,417	25,156	240,261			
		265,417	25,156	240,261	1 財政安定化基金繰入金	265,417		
8 繰越金		1,000	1,000	0				
	1 繰越金	1,000	1,000	0				
		1,000	1,000	0	1 前年度繰越金	1,000		
9 諸収入		8	7	1				
	1 県預金利子	1	1	0				
		1	1	0	1 県預金利子	1		
	2 雑入	7	6	1				
		7	6	1	1 雑入	7		
歳入合計			52,870,357	53,359,243	△ 488,886			

令和3年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課（内線：7165）

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	繰入金	その他	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計（総括表）	52,870,357	53,359,243	△488,886	15,082,226	(一般会計繰入金) 3,074,712 (基金繰入金) 265,417	(分担金・負担金) 13,770,596 (財産収入) 33 (その他) 20,677,373	
トータルコスト	52,927,729千円（前年度53,416,343千円）〔正職員：6.8人、会計年度任用職員：1.5人〕						
主な業務内容	国民健康保険の県全体の財政運営						
工程表の政策目標(指標)	—						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度からの国民健康保険（以下「国保」という。）の制度改革に伴い、県も市町村とともに国保の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を行うため設置した国民健康保険運営事業特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。

2 主な事業内容

- 県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。
 - 県も市町村とともに国保の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。
- など

（単位：千円）

事業名	予算額 (前年度)	事業内容
保険給付費等交付金 (普通交付金)	42,394,698 (42,763,640)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。
保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,237,090 (1,312,034)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。
後期高齢者支援金	6,801,797 (6,811,158)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に納付する。
介護納付金	2,292,514 (2,383,413)	介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・第2期鳥取県国民健康保険運営方針（R3～5）に基づき、令和3年度以降も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。
- ・平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度及び令和元年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、第1期の国保財政は概ね安定的に運営されている。

【参考】 令和元年度国民健康保険運営事業特別会計決算額

（単位：千円）

歳入	歳出	単年度収支	備考
52,826,223	51,730,206	1,096,017	単年度収支差額には令和2年度国庫返還金等を含む

1 款 国民健康保険運営事業費
 1 項 国民健康保険運営事業費
 1 目 保険給付費等交付金

医療・保険課（内線：7975）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																			
保険給付費等 交付金 (普通交付金)	42,394,698	42,763,640	△368,942	9,953,809	(一般会計繰入金) 1,991,048 (基金繰入金) 265,415	(分担金・負担金) 9,508,060 (その他) 20,676,366																				
トータルコスト	42,412,124千円（前年度42,780,954千円）〔正職員：2.2人〕																									
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払																									
工程表の政策目標(指標)	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容 各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>																										
保険給付費等 交付金 (特別交付金)	1,237,090	1,312,034	△74,944	877,341	(一般会計繰入金) 359,749																					
トータルコスト	1,245,011千円（前年度1,319,904千円）〔正職員：1.0人〕																									
主な業務内容	申請書の審査、厚生労働省への申請、交付金の支払																									
工程表の政策目標(指標)	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的・概要 県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容 各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国特別調整交付金（市町村分）</td> <td>495,001</td> <td>保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。</td> </tr> <tr> <td>保険者努力支援制度（市町村分）</td> <td>317,336</td> <td>市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。</td> </tr> <tr> <td>県繰入金（2号分）</td> <td>294,745</td> <td>市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金分</td> <td>130,008</td> <td>市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,237,090</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額	内 容	国特別調整交付金（市町村分）	495,001	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	保険者努力支援制度（市町村分）	317,336	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	県繰入金（2号分）	294,745	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	特定健康診査等負担金分	130,008	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	合計	1,237,090	
区分	予算額	内 容																								
国特別調整交付金（市町村分）	495,001	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。																								
保険者努力支援制度（市町村分）	317,336	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。																								
県繰入金（2号分）	294,745	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。																								
特定健康診査等負担金分	130,008	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。																								
合計	1,237,090																									

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	6,801,797	6,811,158	△9,361	3,076,459	(一般会計繰入金) 523,137	(分担金・負担金) 3,202,201		
トータルコスト	6,802,589千円（前年度6,811,945千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 【後期高齢者支援金】 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。 【後期高齢者関係事務費拠出金】 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。</p>								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	12,893	9,236	3,657			(分担金・負担金) 12,893		
トータルコスト	13,685千円（前年度10,023千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在により保険者間に生じた不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付する。</p> <p>2 主な事業内容 【前期高齢者納付金】 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金を納付する。 【前期高齢者関係事務費拠出金】 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。</p>								

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,292,514	2,383,413	△90,899	1,105,699	(一般会計繰入金) 177,332	(分担金・負担金) 1,009,483		
トータルコスト	2,293,306千円（前年度2,384,200千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 介護保険制度に対して、介護保険の給付費等を賄うための介護納付金を納付する。								
2 主な事業内容 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金	25	40	△15			(分担金・負担金) 25		
トータルコスト	817千円（前年度827千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 社会保険診療報酬支払基金の病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容 社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同事業拠出金	54,371	40,689	13,682	16,437		(分担金・負担金) 37,934		
トータルコスト	55,163千円（前年度41,476千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国民健康保険中央会への支払							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万円超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図るものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出金：必要とされる拠出金の全国総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額 								

7目 基金運営事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険財政安定化基金運営事業	1,036	1,047	△11	1	(基金繰入金) 2	(財産収入) 33 (その他) 1,000		
トータルコスト	1,828千円（前年度1,834千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金の管理運営							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○積み立てを行う場合の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して貸付を行った場合、貸付先市町村から償還を受けたときに本基金に積み立てる。 ・市町村に対して交付を行った場合、市町村から拠出金を徴収し、本基金に積み立てる。 ・県が本基金の取り崩しを行った場合、県は国民健康保険運営事業特別会計に繰り入れを行う。 ・本基金の造成のための国庫補助金が県に交付された場合、本基金に積み立てる。 <p>(財政安定化基金：財源 国10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の運用益が生じた場合、本基金に積み立てる。 ・前年度繰越金が生じた場合、本基金に積み立てる。 								

2項 総務費
1目 総務費

医療・保険課 (内線: 7165)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	12,315	11,217	1,098		(一般会計繰入金) 12,308	(その他) 7		
トータルコスト	35,628千円 (前年度34,476千円) [正職員: 2.5人、会計年度任用職員: 1.5人]							
主な業務内容	市町村職員向け研修会の開催など							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 国保事業に要する人件費、事務費等である。</p> <p>2 主な事業内容 国保事業の実施に必要な事務費等を執行する。</p>								
国民健康保険団体 連合会負担金	221	220	1		(一般会計繰入金) 221			
トータルコスト	1,013千円 (前年度1,007千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	国保連合会への負担金							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 国保連合会の会員として必要となる負担金に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 保険者均等割分のみ (会員が平等に負担) 221千円 (参考) 国保連負担金の構成: 保険者均等割と被保険者数割の合計</p>								
国保運営協議会費	807	773	34		(一般会計繰入金) 807			
トータルコスト	2,391千円 (前年度2,347千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	協議会の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 国保事業の運営に関する事項を審議するため、県に設置されている国保運営協議会の開催に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容 国保運営に関する以下について審議を行う。 ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。</p>								

2目 保健事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
保健事業費	52,590	15,776	36,814	52,480	(一般会計繰入金) 110			
トータルコスト	53,382千円（前年度16,563千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	保健事業に関する業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の保険者になったことから、市町村が行う取組の支援など保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。								
2 主な事業内容								
(1) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備								
区 分	予算額	内 容						
特定健診・特定保健指導従事者研修会	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。						
慢性腎臓病（CKD）対策研修会	196	県の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材育成のための研修会を実施する。						
合 計	588							
(2) 市町村の現状分析・把握								
区 分	予算額	内 容						
市町村のデータ分析支援事業	4,959	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、健診・医療・介護情報の分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供する。						
(3) 都道府県が実施する保健事業								
区 分	予算額	内 容						
特定健診受診率向上支援事業	30,514	市町村国保は、特定健診の実施率が他の保険者と比べて低いことから、特定健診等未受診者に対して個別勧奨業務を行う「鳥取県健診受診勧奨センター」を平成30年度に設置した。 令和3年度は、より効率的かつ効果的に受診勧奨等を行うことで受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。						
重複・多剤対策事業	12,106	令和2年度に県内国保被保険者の重複・多剤服用者の状況分析を行い、当該者に服薬情報を通知し、薬局・医療機関への相談を促したところであり、当該事業効果を分析・確認するとともに、改善に至っていない対象者への対策等を講じることで、更なる医薬品の適正使用を目指す。						
合 計	42,620							
(4) 人材の確保・育成事業								
区 分	予算額	内 容						
糖尿病性腎症重症化予防に係る専門家派遣事業	2,773	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。						
(5) モデル事業								
区 分	予算額	内 容						
県、市町村協働保健事業	1,650	令和2年度に実施した対象市町村の健診・医療・介護等に係るデータの一体的分析の結果を基に、効率的・効果的な保健事業を当該市町村に提案するとともに、事業成果の横展開を図る。						

3項 予備費

医療・保険課（内線：7165）

1目 予備費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		(一般会計繰入金) 10,000			
トータルコスト	10,792千円（前年度10,787千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	予備費の執行管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国保特別会計は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎としているが、財源不足を理由に支出の削減をすることができないため、医療費が増加した場合に備えるものである。</p>								

令和3年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	1款 国民健康保険運営事業費						
		1項 国民健康保険運営事業費						
		1目 保険給付 費等交付金	2目 後期高齢者 支援金等	3目 前期高齢者 納付金等	4目 介護納付金	5目 病床転換支 援金等		
1	報酬	2,483						
2	給料							
3	職員手当等	339						
4	共済費	399						
5	災害補償費							
6	恩給及び退職年金							
7	報償費	324						
8	旅費	1,497						
	費用弁償	428						
	普通旅費	705						
	特別旅費	364						
9	交際費							
10	需用費	1,798						
11	役務費	7,453						
12	委託料	49,102						
13	使用料及び賃借料	1,206						
14	工事請負費							
15	原材料費							
16	公有財産購入費							
17	備品購入費	1,041						
18	負担金、補助及び交付金	52,793,680	52,793,389	43,631,788	6,801,797	12,893	2,292,514	25
19	扶助費							
20	貸付金	1	1					
21	補償、補填及び賠償金							
22	償還金、利子及び割引料							
23	投資及び出資金							
24	積立金	1,034	1,034					
25	寄付金							
26	公課費							
27	繰出金							
	予備費	10,000						
	計	52,870,357	52,794,424	43,631,788	6,801,797	12,893	2,292,514	25
財源内訳	国庫支出金	15,082,226	15,029,746	10,831,150	3,076,459		1,105,699	
	繰入金	3,340,129	3,316,683	2,616,212	523,137		177,332	
	その他	34,448,002	34,447,995	30,184,426	3,202,201	12,893	1,009,483	25
	事業収入							

令和3年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	1款 国民健康保険運営事業費							
	1項 国民健康保険運営事業費		2項 総務費			3項 予備費		
	6目 共同事業拠 出金	7目 基金運営事業費		1目 総務費	2目 保健事業費		1目 予備費	
1 報 酬			2,483	2,483				
2 給 料								
3 職 員 手 当 等			339	339				
4 共 済 費			399	399				
5 災 害 補 償 費								
6 恩給及び退職年金								
7 報 償 費			324		324			
8 旅 費			1,497	1,233	264			
費用弁償			428	428				
普通旅費			705	705				
特別旅費			364	100	264			
9 交 際 費								
10 需 用 費			1,798	1,768	30			
11 役 務 費			7,453	3,542	3,911			
12 委 託 料			49,102	1,041	48,061			
13 使用料及び賃借料			1,206	1,206				
14 工 事 請 負 費								
15 原 材 料 費								
16 公有財産購入費								
17 備 品 購 入 費			1,041	1,041				
18 負担金、補助及び交付金	54,371	1	291	291				
19 扶 助 費								
20 貸 付 金		1						
21 補償、補填及び賠償金								
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積 立 金		1,034						
25 寄 付 金								
26 公 課 費								
27 繰 出 金								
予 備 費						10,000	10,000	
計	54,371	1,036	65,933	13,343	52,590	10,000	10,000	
財 源 内 訳	国庫支出金	16,437	1	52,480		52,480		
	繰 入 金		2	13,446	13,336	110	10,000	
	そ の 他	37,934	1,033	7	7			
	事 業 収 入							

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款 国民健康保険運営事業費		
1 項 国民健康保険運営事業費		
1 目 保険給付費等交付金		
負担金、補助 及び交付金	保険給付費等交付金	42,394,698
	国特別調整交付金（市町村分）	495,001
	保険者努力支援制度（市町村分）交付金	317,336
	県繰入金（2号分）交付金	294,745
	特定健康診査等負担金	130,008
2 目 後期高齢者支援金等		
負担金、補助 及び交付金	後期高齢者支援金	6,801,346
	後期高齢者関係事務費拠出金	451
3 目 前期高齢者納付金等		
負担金、補助 及び交付金	前期高齢者納付金	12,511
	前期高齢者関係事務費拠出金	382
4 目 介護納付金		
負担金、補助 及び交付金	介護納付金	2,292,514
5 目 病床転換支援金等		
負担金、補助 及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	25
6 目 共同事業拠出金		
負担金、補助 及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	54,371
7 目 基金運営事業費		
負担金、補助 及び交付金	財政安定化基金交付金	1
貸付金	財政安定化基金貸付金	1
積立金	財政安定化基金積立金	1,034

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 項 総務費		
1 目 総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	保険者協議会負担金	28
	K D B 負担金	42
	国民健康保険団体連合会負担金	221

2 一般職
(1)総括

区分	職員数 (人)		給 与 費								共済費 (千円)		合計 (千円)		備考	
			報酬 (千円)		給料 (千円)		職員手当 (千円)		計 (千円)							
本年度	(1) 0		2,034		0		339		2,373		399		2,772			
前年度	(1) 0		2,034		0		221		2,255		377		2,632			
比較	(0) 0		0		0		118		118		22		140			
職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤労手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)		
	本年度	0	0	0	339	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	夜間勤務手当 (千円)	定時制通信教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特地勤務手当 (千円)	義務教育等教員特別手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	退職手当 (千円)								
	本年度	0	0	0	0	0	0	0								
	前年度	0	0	0	0	0	0	0								
	比較	0	0	0	0	0	0	0								

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)		給 与 費						共 済 費 (千円)		合 計 (千円)		備 考	
			給料 (千円)		職 員 手 当 (千円)		計 (千円)							
本年度	(0)		0		0		0		0		0			
前年度	(0)		0		0		0		0		0			
比較	(0)		0		0		0		0		0			
職員手当の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)		
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	区分	管理職員特 別勤務手当 (千円)	休日勤務 手 当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)	定時制通信 教育手当 (千円)	へき地手当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)				
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)		給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	1		2,034	0	339	2,373	399	2,772	
前年度	1		2,034	0	221	2,255	377	2,632	
比較	0		0	0	118	118	22	140	

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職員手当	118	1 その他の増減分 118	(1) 期末手当支給割合の増分 118	

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部が改正され、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、薬局の機能に関する認定制度が新たに創設されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 ア 保健所の権限に関連する次の事務を鳥取市に移譲する。 (ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局（以下「地域連携薬局等」という。）の申請の受理及び知事への送付 (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（以下「政令」という。）に基づく地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付 (ウ) 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (エ) 政令に基づく地域連携薬局等の認定証の返納の届出の受理及び知事への送付 (オ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく認定薬局開設者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付 (カ) 省令に基づく地域連携薬局等の名称の変更の届出の受理及び知事への送付 イ 鳥取市に移譲している経由事務のうち保健所の権限に関連しない次の事務は県が処理することとする。 (ア) 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造販売業又は製造業の許可の申請の受理等 (イ) 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請の受理等 (ウ) 厚生労働大臣の承認を必要とする医薬品、医薬部外品及び化粧品以外の医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売の届出の受理等 (エ) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業又は製造業の許可等の申請の受理等 (オ) 再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理等 (カ) 生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理等 ウ 市町村が処理する事務について定めた規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。 エ その他所要の規定の整備を行う。</p> (2) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 ア 次のとおり新たに手数料を徴収する。 (ア) 地域連携薬局の認定 1 件につき 11,000 円 (イ) 地域連携薬局の認定の更新 1 件につき 11,000 円 (ウ) 専門医療機関連携薬局の認定 1 件につき 11,000 円 (エ) 専門医療機関連携薬局の認定の更新 1 件につき 11,000 円 (オ) 地域連携薬局等の認定証の書換え交付 1 件につき 2,000 円 (カ) 地域連携薬局等の認定証の再交付 1 件につき 2,900 円 イ その他所要の規定の整備を行う。 <p>3 施行期日 (1) 施行期日は、令和 3 年 8 月 1 日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの <u>(1) 第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(2) 第6条の3第1項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請の受理及び知事への送付</u> (3) 略 (4) 略	鳥取市	8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 略 <u>(3) 第12条第1項の規定による製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(4) 第13条第1項の規定による製造業の許可の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(5) 第13条第6項の規定による製造業の許可の区分の変更及び追加の許可の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(6) 第14条第1項の規定による製造販売の承認の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(7) 第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)の規定による調査の申請の受理及び知事への送付</u> <u>(8) 第14条第13項の規定による</u>	鳥取市

		<p><u>製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(9) <u>第14条第14項の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(10) <u>第14条の8第3項の規定による医薬品等承認取得者の地位の承継の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(11) <u>第14条の9第1項の規定による製造販売の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(12) <u>第14条の9第2項の規定による製造販売の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(13) <u>第19条第1項の規定による製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(14) <u>第19条第2項の規定による製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(15) <u>第23条の2第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(16) <u>第23条の2の3第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(17) <u>第23条の2の16第1項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(18) <u>第23条の2の16第2項の規定による医療機器及び体外診断用医薬品の製造業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(19) <u>第23条の20第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(20) <u>第23条の36第1項の規定による再生医療等製品の製造販売</u></p>
--	--	--

<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>第35条第4項</u>の規定による 医薬品営業所管理者の兼務の許可</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>第40条の2第7項</u>の規定による 修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>第70条第1項</u>の規定による 廃棄等の命令 ((8)の許可を受けた者及び(15)の許可を受けた者に係るものに限る。(20)から(27)までにおいて同じ。)</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p>		<p><u>業者の休廃止等の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>第35条第3項</u>の規定による 医薬品営業所管理者の兼務の許可</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) <u>第40条の2第5項</u>の規定による 修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) <u>第68条の16第1項</u>の規定による <u>生物由来製品の製造管理者の承認の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(35) <u>第68条の16第2項</u>において 準用する<u>第7条第3項</u>の規定による <u>製造管理者の兼務の許可の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(36) 略</p> <p>(37) <u>第70条第1項</u>の規定による 廃棄等の命令 ((24)の許可を受けた者及び(31)の許可を受けた者に係るものに限る。(38)から(45)までにおいて同じ。)</p> <p>(38) 略</p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>(45) 略</p>	
<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</p>	<p>鳥取市</p>	<p>8の34 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する</p>	<p>鳥取市</p>

る法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 第2条の8第2項の規定による認定証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第2条の9第2項の規定による認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (3) 第2条の10の規定による認定証の返納の届出の受理及び知事への送付

る法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 第5条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (2) 第6条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (3) 第6条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (4) 第7条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付
- (5) 第12条第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付
- (6) 第13条第2項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付
- (7) 第13条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用す

		<p><u>る場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(8) <u>第14条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(9) <u>第37条の2第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(10) <u>第37条の3第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(11) <u>第37条の3第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(12) <u>第37条の4第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(13) <u>第37条の9第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>登録証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(14) <u>第37条の10第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(15) <u>第37条の10第4項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による <u>登録証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(16) <u>第37条の11第1項(同条第</u></p>	
--	--	---	--

<p>(4) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の33の項(8)及び(15)の許可に係るものに限る。(6)、(8)、(10)及び(12)において同じ。)</p> <p>(5) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の33の項(8)及び(15)の許可に係るものを除く。(7)、(9)及び(11)において同じ。)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p>		<p><u>2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(17) <u>第43条の4第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(18) <u>第43条の5第2項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付の申請の受理及び知事への送付</u></p> <p>(19) <u>第43条の5第4項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(20) <u>第43条の6第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可証の返納の受理及び知事への送付</u></p> <p>(21) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものに限る。(23)、(25)、(27)及び(29)において同じ。)</p> <p>(22) 第45条第2項の規定による許可証の書換交付の申請の受理及び知事への送付（8の33の項(24)及び(31)の許可に係るものを除く。(24)、(26)及び(28)において同じ。)</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p>	
--	--	---	--

(15) 略		(32) 略	
(16) 略		(33) 略	
8の35 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市	8の35 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
(1) <u>第16条の3第1項の規定による認定薬局開設者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</u>			
(2) <u>第16条の3第3項の規定による薬局の名称の変更の届出の受理及び知事への送付</u>			
(3) 略		(1) 略	
(4) 略		(2) 略	
(5) 略		(3) 略	
(6) 略		(4) 略	
(7) 略		(5) 略	
(8) 略		(6) 略	
(9) 略		(7) 略	
(10) 略		(8) 略	
略		略	

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(51) 略</p> <p>(51の2) <u>医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定 1件につき11,000円</u></p> <p>(51の3) <u>医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新 1件につき11,000円</u></p> <p>(51の4) <u>医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定 1件につき11,000円</u></p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(51) 略</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 居宅介護等及び重度障害者等包括支援を行う障害福祉サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様等を記録することとする。</p> <p>(2) 居宅介護等、短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援及び自立生活援助を行う障害福祉サービス事業者並びに福祉ホームは、感染症等の健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。</p> <p>(3) 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者、障害者支援施設並びに地域活動支援センター及び福祉ホーム（以下「地域活動支援センター等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。</p> <p>(4) 福祉ホームは、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練することとし、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。</p> <p>(5) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。</p> <p>(6) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
区分	指定基準		区分	指定基準	
略			略		
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p><u>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 略</p> <p><u>6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>		サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	
略			略		
別表第2(第8条関係)			別表第2(第8条関係)		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準

略		
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1 略</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>	略
略		

別表第3（第10条関係）

略		
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1 略</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u>また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>6 略</u></p>	略
略		

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>	略
略		

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、</p>

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 略</p>	略
略		

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	<p>1～3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、</p>

	<p>定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>
略	

	<p>定期的に訓練すること。</p> <p>7 略</p>
略	

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	

別表第6（第16条関係）

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7 略</u></p>	略
略		

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	<p>1～3 略</p> <p>4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者であること。</p>	
略		
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又は<u>まん延しない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>	略

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>6 略</u></p>	略
略		

別表第7（第18条関係）

区分	最低基準	指定基準
従 業 者 の 配 置	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ</u><u>1人以上は、常勤の者であること。</u></p>	
略		
サー ビス の 提 供	<p>1・2 略</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又は<u>まん延をしない</u>ように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>	略

	<p>4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>	
略		

	<p>4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p>	
略		

別表第8 (第20条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>6 <u>業務継続計画を策定</u></p>	略

別表第8 (第20条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p>	略

<p>継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、<u>必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は<u>定期的に見直し</u>を行い、必要に応じて<u>変更</u>を行うこと。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>略</p>																
別表第11（第26条関係）	別表第11（第26条関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ ー ビ ス の 提 供</td> <td> <p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は<u>定期的に見直し</u>を行い、必要に応じて<u>変更</u>を行うこと。</p> <p><u>9</u> 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	略		サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は<u>定期的に見直し</u>を行い、必要に応じて<u>変更</u>を行うこと。</p> <p><u>9</u> 略</p>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ ー ビ ス の 提 供</td> <td> <p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>8</u> 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	略		サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>8</u> 略</p>	略	
区分	指定基準																
略																	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は<u>定期的に見直し</u>を行い、必要に応じて<u>変更</u>を行うこと。</p> <p><u>9</u> 略</p>																
略																	
区分	指定基準																
略																	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p><u>8</u> 略</p>																
略																	

（鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">最低基準</th> <th style="width: 50%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ ー ビ ス</td> <td>1～4 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 非常災害対策は、非常</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	略			サ ー ビ ス	1～4 略	略		5 非常災害対策は、非常		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 40%;">最低基準</th> <th style="width: 50%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サ ー ビ ス</td> <td>1～4 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 非常災害対策は、非常</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	略			サ ー ビ ス	1～4 略	略		5 非常災害対策は、非常	
区分	最低基準	指定基準																							
略																									
サ ー ビ ス	1～4 略	略																							
	5 非常災害対策は、非常																								
区分	最低基準	指定基準																							
略																									
サ ー ビ ス	1～4 略	略																							
	5 非常災害対策は、非常																								

<p>の提供</p>	<p>災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び<u>その家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>6 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>7 略</u> <u>8 略</u></p>		<p>の提供</p>	<p>災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p><u>6 略</u> <u>7 略</u></p>	
略	略				

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
設備	1 利用者が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに	設備	1 <u>障害者等</u> が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに

	<p>利用者の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>		<p>に障害者等の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p>
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>利用者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 <u>利用者</u>に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が<u>発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>利用者</u>に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額 (5)～(8) 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう<u>利用者及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必</u></p>	サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>障害者等</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 <u>障害者等</u>に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の<u>発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>障害者等</u>に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額 (5)～(8) 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう<u>障害者等及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。</u></p>

	<p>要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
略	
事故等への対応	<p>1 従業員及び従業員であった者が、利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>利用者</u>の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>利用者</u>又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>

別表第2 (第6条関係)

区分	基準
略	
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者</u>の特性に応じた浴室及び便所</p> <p>(3) <u>利用者</u>が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
サービスの提供	<p>1 <u>利用者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、</p>

	<p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
略	
事故等への対応	<p>1 従業員及び従業員であった者が、<u>障害者等</u>又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>障害者等</u>の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>障害者等</u>又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>

別表第2 (第6条関係)

区分	基準
略	
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者</u>の特性に応じた浴室及び便所</p> <p>(3) <u>障害者</u>が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</p> <p>(4) 略</p> <p>2～4 略</p>
サービスの提供	<p>1 <u>障害者</u>の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、</p>

<p>従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>3 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>4 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p>従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p><u>2 略</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例別表第1サービスの提供の項第6号、別表第2サービスの提供の項第6号、別表第3サービスの提供の項第6号、別表第4サービスの提供の項第8号、別表第5サービスの提供の項第6号、別表第6サービスの提供の項第6号、別表第7サービスの提供の項第6号、別表第8サービスの提供の項第6号、別表第9サービスの提供の項第5号、別表第10サービスの提供の項第5号及び別表第11サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害者支援施設に関する条例別表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例別表第1サービスの提供の項第7号及び別表第2サービスの提供の項第4号の規定の適用

については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設（以下「福祉型障害児入所施設等」という。）は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。</p> <p>(2) 福祉型障害児入所施設等、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講ずることとする。</p> <p>(3) 福祉型児童発達支援センター、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者は、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、規則で定める場合を除き、看護職員を置くこととする。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者は、児童指導員又は保育士（現行 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）を置くこととする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第7(第13条関係)		別表第7(第13条関係)	
1 福祉型障害児入所施設		1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	1 略	サービスの提供	1 略
	2 感染症その他の規則で定める健康被害が <u>発生し、又はまん延しないように</u> 、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。		2 感染症その他の規則で定める健康被害の <u>発生を防止するために</u> 衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
	3 略		3 略
	4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 <u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u>		4 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。
	5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u>		
	6 略		5 略
略		略	
2 略		2 略	
別表第8(第14条関係)		別表第8(第14条関係)	
1 福祉型児童発達支援センター		1 福祉型児童発達支援センター	

項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u> 4・5 略	職員の配置	1・2 略 3 主として重症心身障害児が通う施設には、第1号に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 4・5 略
略		略	
サービスの提供	<u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>	サービスの提供	<u>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略		略	
2 医療型児童発達支援センター		2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準	項目	基準
略		略	
サービスの提供	<u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>	サービスの提供	<u>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>児童指導員又は保育士</u>	従業者の配置	1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。 (1) 次に掲げる従業者を置くこと。 ア 略 イ <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事し</u>

	<p>ウ・エ 略</p> <p>(2) <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。)</u>を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を置くこと。<u>ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>		<p><u>た経験を有する者であつて規則で定めるもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を置くこと。</p> <p>(3) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>	サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>

	<p>7・8 略</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>10 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。</u>また、従業者に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施すること。</u>なお、<u>業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>11 略</p>
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講</u></p>

	<p>7・8 略</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>

	<p>ずること。また、従業員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、<u>業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p>
	10 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童指導員又は保育士</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 <u>日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>児童指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>5～8 略</p>

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参</u></p>

	9 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業員のほか、看護職員を置くこと。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u></p> <p>5～8 略</p>

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>

	<p>加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>10 略</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>9 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5・6 略</p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、</u></p>

	<p>9 略</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>6・7 略</p> <p>8 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>5・6 略</p>

	<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行</u> <u>い、必要に応じて変更を行うこ</u> <u>と。</u> <u>8 略</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行</u> <u>い、必要に応じて変更を行うこ</u> <u>と。</u> 10 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～3 略 4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しな</u>

	<u>7 略</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 6・7 略 8 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u> 9 略
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～3 略 4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛</u>

<p>いように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>	<p>生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう入所者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第7の1の表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第10号、2の表サービスの提供の項第9号、3の表サービスの提供の項第9号、4の表サービスの提供の項第8号及び5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第9号及び2の表サービスの提供の項第8号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新条例別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)イ及び(3)の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、新条例別表第1の3の表従業員の配置の項第1号(2)及び第4号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設（以下「軽費老人ホーム等」という。）は、入所者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員等に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(2) 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。</p> <p>(3) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設（病院に限る。）にあつては、栄養士又は管理栄養士（現行栄養士）を置かなければならないこととする。</p> <p>(4) 軽費老人ホーム、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護療養型医療施設がサービスの提供を開始するときに入所申込者等に交付する書面の記載事項及び規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>(5) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームが規程において定めるべき事項として、虐待の防止のための措置に関する事項を加える。</p> <p>(6) 訪問介護、訪問入浴介護若しくは介護予防訪問入浴介護、訪問看護若しくは介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション若しくは介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導若しくは介護予防居宅療養管理指導、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定福祉用具販売若しくは特定介護予防福祉用具販売を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとする。</p> <p>(7) 軽費老人ホーム、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム、通所介護、通所リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院並びに指定介護療養型医療施設は、非常災害対策に係る訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。</p> <p>(8) 軽費老人ホーム等は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者等に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置等を講じることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(基本方針)		(基本方針)	
第2条 略		第2条 略	
2・3 略		2・3 略	
4 <u>軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u>		4 略	
5 略			
別表(第3条、附則第2項関係)		別表(第3条、附則第2項関係)	
区分	基準	区分	基準
略		略	
入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。 (1)～(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略 2・3 略	入所及び退所	1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略 2・3 略
サービスの提供	1～3 略 4 入所及び退所の項第1号(1)から <u>(7)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。 5 略 6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難	サービスの提供	1～3 略 4 入所及び退所の項第1号(1)から <u>(6)</u> までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。 5 略 6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難

<p>略</p>	<p>等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p> <p>10 略</p>	<p>略</p>	<p>等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるように入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
----------	--	----------	---

（鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（養護老人ホームの基本方針）</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）<u>入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（4）略</p>	<p>（養護老人ホームの基本方針）</p> <p>第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3）略</p>
<p>（特別養護老人ホームの基本方針）</p> <p>第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとお</p>	<p>（特別養護老人ホームの基本方針）</p> <p>第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとお</p>

りとする。

(1)・(2) 略

(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)別表第1従業者の配置の項(第1号(8)及び第3号を除く。)、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第10号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項(第2号、第6号及び第9号を除く。)(同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のとおりとする。

2 略

別表(第4条関係)

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)~(6) 略 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略</p> <p>4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下</u></p>

りとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 略

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)別表第1従業者の配置の項(第1号(8)及び第3号を除く。)、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項(第2号、第6号及び第9号を除く。)(同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)のとおりとする。

2 略

別表(第4条関係)

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。 (1)~(6) 略 (7) 略</p> <p>4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>

<p>「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>略</p>
---	--

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な</u></p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 略

6 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第6項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上

3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(8) 略

(9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(10)～(12) 略

別表（第5条、第7条関係）

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1・2 略

	<p><u>必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>
略	

	<p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>

	5 略
	6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u>
	7 略
略	

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u>

	4 略
	5 略
略	

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 略

	7 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 (8) 略

略	
サービスの提供	1・2 略 3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 7 略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するとき

	5 略
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略

略	
サービスの提供	1・2 略 3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 略 5 略

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するとき

	<p>は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(6)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p><u>6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>7 略</p>
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>
略	

	<p>は、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p><u>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

6 通所介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>
略	

サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>
略	

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての</p>

サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>
略	<p>8 略</p>

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての</p>

	<p>規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u><u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>8 略</p>
略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(9)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関</p>

	<p>規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p>
略	

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から<u>(8)</u>までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関</p>

	<p>する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対する業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(7)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に</p>

	<p>する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に</p>

	<p>訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>9 略</p>
略	

	<p>訓練を行うこと。</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
略	

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を書面により締結すること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的</p>

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を書面により締結すること。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的</p>

	<p>訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 略</p>
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続</u></p>

	<p>訓練を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 略</p>

	計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 <u>7</u> 略
--	--

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u> 4 サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 略 6 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u> 7 略
略	

	<u>5</u> 略
--	------------

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売

区分	基準
略	
サービスの開始	1・2 略 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 (1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略
略	
サービスの提供	1・2 略 3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 略 5 略
略	

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県介護保険施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(指定介護老人福祉施設の基本方針)</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護老人保健施設の基本方針)</p> <p>第5条 介護老人保健施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(介護医療院の基本方針)</p> <p>第7条 介護医療院の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

2 略		2 略	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
区分	基準	区分	基準
略		略	
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p>	従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>栄養士</u></p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p>
略		略	
入所	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	入所	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>
略		略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 入所の項第4号(1)から(8)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>8 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。</u></p>	サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 略</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>

	また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
	9 略
	10 略
略	

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) 栄養士又は管理栄養士 (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。 9 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画につい

	8 略
	9 略
略	

別表第2（第6条関係）

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(7) 略 (8) 栄養士 (9)～(11) 略 2～4 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

	て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。
10	略
11	略
12	略
略	

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士又は <u>管理栄養士</u> (8)～(11) 略 2～5 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (8) 略 (9) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(7)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、 <u>訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u> 9 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画につい</u>

9	略
10	略
11	略
略	

別表第3 (第8条関係)

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1)～(6) 略 (7) 栄養士 (8)～(11) 略 2～5 略
略	
入所	1～3 略 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得ること。 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略
略	
サービスの提供	1～5 略 6 入所の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 略 8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

<p>て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>略</p>	<p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>略</p>
---	---

(鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(5) 介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の配置</td> <td> <p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 栄養士又は管理栄養士（病院に限る。）</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 栄養士又は管理栄養士（病院に限る。）</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 指定介護療養型医療施設の基本方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の配置</td> <td> <p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 栄養士（病院に限る。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 栄養士（病院に限る。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p>
区分	基準								
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 栄養士又は管理栄養士（病院に限る。）</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p>								
区分	基準								
従業員の配置	<p>1 次に掲げる従業員を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 栄養士（病院に限る。）</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2～4 略</p>								

略	
入院及び退院	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、<u>虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めるとともに、<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。<u>また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p>9 <u>感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努</u></p>

略	
入院及び退院	<p>1～3 略</p> <p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、患者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、患者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(8) 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 入院及び退院の項第4号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 略</p> <p>8 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び従業員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p>

<p>めること。なお、<u>業務継続計画</u> <u>は定期的に見直しを行い、必要</u> <u>に応じて変更を行うよう努め</u> <u>ること。</u></p> <p><u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略</p> <p>略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県軽費老人ホームに関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表入所及び退所の項第1号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、同表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、同号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めること」とし、同項第8号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表サービスの提供の項第5号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。
(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表の1の表サービスの開始の項第3号、2の表サービスの開始の項第3号、3の表サービスの開始の項第3号、4の表サービスの開始の項第3号、5の表サービスの開始の項第3号、6の表サービスの開始の項第3号、7の表サービスの開始の項第3号、8の表サービスの開始の項第3号、9の表サービスの開始の項第3号、10の表サービスの開始の項第3号、11の表サービスの開始の項第3号及び12の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第4号、2の表サービスの提供の項第4号、3の表サービスの提供の項第4号、4の表サービスの提供の項第4号、5の表サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号、10の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項(虐待の防止のため

の措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの開提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービスの提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

(鳥取県介護保険施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の鳥取県介護保険施設に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表第1入所の項第4号、新条例別表第2入所の項第4号及び新条例別表第3入所の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び新条例別表第3サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第5号中「(1)から(8)まで」とあるのは「(1)から(7)まで」とし、新条例別表第2サービスの提供の項第6号及び別表第3サービスの提供の項第6号中「(1)から(7)まで」とあるのは「(1)から(6)まで」とし、新条例別表第1サービスの提供の項第8号、別表第2サービスの提供の項第9号及び別表第3サービスの提供の項第9号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年2月8日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが整理されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 新型コロナウイルス感染症の定義及び条例の失効の日について所要の規定の整理を行う。 (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。</p>

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。